

平成 2 4 年度

法務省事後評価実施結果報告書（案）

平成 2 5 年 月

法 務 省

目 次

1	法務省の政策体系	1
2	平成24年度事後評価実施結果報告書	
	(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備	5
	(2) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化	12
	(3) 法教育の推進	18
	(4) 法務に関する調査研究（家庭内の重大犯罪に関する研究）	29
	(5) 検察権行使を支える事務の適正な運営	42
	(6) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備	77
	(7) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施	83
	(8) 矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施	90
	(9) 保護観察対象者等の改善更生等	99
	(10) 医療観察対象者の社会復帰	107
	(11) 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた 公共の安全の確保を図るための業務の実施	112
	(12) 登記事務の適正円滑な処理	121
	(13) 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理	127
	(14) 債権管理回収業の審査監督	134
	(15) 人権の擁護	140
	(16) 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理	189
	(17) 出入国の公正な管理	195
	(18) 法務行政における国際協力の推進	216
	(19) 施設の整備（周南法務総合庁舎整備等事業）	241
	(20) 施設の整備（美祢社会復帰促進センター整備事業）	257
3	平成24年度成果重視事業実施結果報告書	
	(21) 出入国管理業務の業務・システムの最適化	273
	(参考資料)	
	法務省大臣官房施設課「大臣官房施設課における事業評価システム」	

政策体系

<p>基本政策</p>	<p>政策</p>	
	<p>施策</p>	
<p>基本法制の維持及び整備</p>		
<p>1 基本法制の維持及び整備（事前規制型社会から事後チェック・救済型社会への転換，社会経済構造の変革に対応した基本法制の維持及び整備を行う。）</p>		
<p>(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢を反映した犯罪事象に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，事後チェック・救済型社会の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。）</p>		
<p>2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組（社会の複雑・多様化，国際化等がより一層進展する中で，事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り，自由かつ公正な社会を実現していくために，司法制度改革の成果の定着を図り，司法の機能を充実強化する。）</p>		
<p>(1) 総合法律支援の充実強化（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに，弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）</p>		
<p>(2) 法曹養成制度の充実（高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）</p>		
<p>(3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化（国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手段を選択することができるようにするため，裁判外の紛争解決手段について，その拡充・活性化を図る。）</p>		
<p>(4) 法教育の推進（法や司法を身近なものとし，自由かつ公正な社会の担い手である国民が法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身につけるとともに，裁判員制度を始めとする司法の国民的基盤確立の条件を整備するため，法教育の推進を図る。）</p>		
<p>3 法務に関する調査研究（内外の社会経済事象を的確に把握し，時代の要請に適應した基本法制等に資するよう，法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）</p>		

- (1) 法務に関する調査研究（内外の社会経済事象を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法
制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）

法秩序の確立による安全・安心な社会の維持（犯罪被害者等のための施策及び再犯防止対策を含む。）

- 4 検察権の適正迅速な行使（国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により、社会の平和を保持し、個人
及び公共の福祉を図る。）

- (1) 適正迅速な検察権の行使（刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に
法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。）
- (2) 検察権行使を支える事務の適正な運営（検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行
われるように検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。）

- 5 矯正処遇の適正な実施（被収容者に対し適正な矯正処遇を実施することにより、その改善更生及
び円滑な社会復帰を図る。）

- (1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備（研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の
向上を図るとともに、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図る。）
- (2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施（被収容者の生活条件を含めた収容
環境を維持することにより、国民が安全に安心して暮らせる社会を構築するとともに、被収容
者の個々の状況に応じた適切な処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰
を図る。）
- (3) 矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施（民間委託等を実施することにより、高率
収容等に伴う職員の業務負担の軽減を図り、かつ、矯正処遇の充実を図る。）

- 6 更生保護活動の適切な実施（犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生を図
るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）

- (1) 保護観察対象者等の改善更生等（更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図
るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）
- (2) 医療観察対象者の社会復帰（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する地域社
会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保し、医療観察対象者の社会復帰の促進を図る。）

- 7 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（破壊的
団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調
査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。）

- (1) 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（破
壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制
に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。）

8 団体の規制処分の適正な審査・決定（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

- (1) 団体の規制処分の適正な審査・決定（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に際し、適正な審査及び決定を行う。）

国民の権利擁護

9 国民の財産や身分関係の保護（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。）

- (1) 登記事務の適正円滑な処理（登記事務におけるシステムの見直し等により、事務処理の効率化、システム関係経費の削減を図るとともに、国民の利便性を向上させる。）
- (2) 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理（国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営することにより我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図る。）
- (3) 債権管理回収業の審査監督（債権回収会社について必要な規制を行うことにより、債権管理回収行為等の適正を図る。）

10 人権の擁護（国民の人権の擁護を積極的に行う。）

- (1) 人権の擁護（人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、もって人権が尊重される社会の実現に寄与する。）

国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理

11 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して、統一的に対処し適正な調和を図る。）

- (1) 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理（国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。）

出入国の公正な管理

12 出入国の公正な管理（不法滞在者等を生まない社会を構築するとともに、出入国管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図る。）

- (1) 出入国の公正な管理（不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するため、新たな在留管理制度の創設に係る法令の整備を始めとする施策を行うとともに、我が国の国際協調と国際交流を推進し、我が国社会の健全な発展を目指す。）

法務行政における国際化対応・国際協力

13 法務行政における国際化対応・国際協力（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力に適切に対応する。）

- (1) 法務行政の国際化への対応（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。）
- (2) 法務行政における国際協力の推進（法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供することにより，国際協力を推進する。）

法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

14 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営（説明責任の履行，透明性の確保，人的物的体制の整備確立等を通じて，法務行政を円滑かつ効率的に運営する。）

- (1) 法務行政に対する理解の促進（法務行政を国民に開かれた存在にし，その理解の促進を図る。）
- (2) 施設の整備（司法制度改革の推進，治安情勢の変化に伴う新たな行政需要等により，十分な行政機能を果たすためには執務室等の面積が不足している施設や，長期間の使用により老朽化した施設の整備を行う。）
- (3) 法務行政の情報化（国民の利便性，行政サービスの向上を図るため，法務行政手続の情報化を推進するとともに，法務省で運用する情報システムについて，政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り，業務及び情報システムの効率化を推進する。）
- (4) 職員の多様性及び能力の確保（社会経済情勢の変動に適切に対応するため，職員の多様性を確保し，能力の開発・向上を図る。）

平成24年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等		(法務省24- (1))				
施策名	社会経済情勢に対応した基本法制の整備					
政策体系上の位置付け	基本法制の維持及び整備 (I-1-(1))					
施策の概要	情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と、我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに、「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し、社会の安定に資するものとする。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	153,683	139,076	133,026	130,314
		補正予算(b)	0	0	0	—
		繰越し等(c)	0	0	—	/
		合計(a+b+c)	153,683	139,076	—	
執行額(千円)	104,875	101,044	—			
政策評価実施時期	平成27年8月 (平成25年8月は中間報告)	担当部局名	大臣官房秘書課政策評価企画室、民事局総務課、刑事局総務課			
評価方式	総合評価方式					

2. 基本的考え方

(1) 課題・ニーズ

社会経済構造の変革と「事後チェック・救済型社会」への転換に対応するため、国民や企業の経済活動に関わる民事・刑事の基本法について、抜本的な見直しが求められており、法務省では、平成13年度から、集中的に基本法制の整備に取り組んできたところである。

しかしながら、民事基本法制は、国民生活の様々な分野に関係し、また、様々な面で円滑な経済活動を支えるものであって、その内容は膨大であるため、情報化・国際化等の取引社会の変化に対応していない部分や、関係各界から見直しに関する提言や指摘がされている分野が存在している。例えば、制定以来110年余りの間、実質的な見直しが行われていない民法（債権関係）の規定など、改正を必要とする分野が、なお多数残されている。

一方、刑事基本法制については、近年の社会経済情勢の複雑・多様化に伴い、企業活動に伴う様々かつ複雑な不正行為が後を絶たず、その刑事責任の在り方が問われている。今後とも、我が国の治安及び社会経済秩序の維持を図っていくためには、そのような社会経済情勢の変化やそれに伴う犯罪情勢及び動向の変化等に的確に対応することが重要である。

上記のように、依然として基本法制の整備に関する社会のニーズは高く、経済活動に関わる民事・刑事基本法制の整備は、明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の実現に不可欠の基盤形成として極めて重要となっている。

(2) 目的・目標

上記の課題に対応するためには、まず、社会経済情勢の変化に応じた多様な立法ニーズに応え、民法・会社法等を始めとした民事基本法制について不断の整備を行っていくことが必要である。これによって、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会が

実現され、我が国の経済の活力の維持・向上に資することとなる。

また、社会経済情勢の変化を反映した犯罪状況に的確に対応することができるように、刑法等の刑事基本法制を整備することが必要である。これによって、「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し、社会の安定に資することとなる。

さらに、国民に分かりやすい司法を実現するためには、法令を理解しやすいものとすることが不可欠である。これによって、明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の基盤形成をより実りのあるものとする事となる。

法務省では、平成13年度以降、経済活動に関わる基本法制の整備について集中的に取り組み、平成22年度に評価を行ったところである。しかし、依然として存在する課題・ニーズに対応するため、継続して取り組むこととした。

目的・目標の具体的内容は、別紙のとおりである。

(3) 具体的内容

社会経済情勢に対応した民事・刑事基本法制の整備に積極的、集中的に取り組むため、平成13年4月に、民事・刑事基本法制プロジェクトチームを設置し、立法作業を進めている。

法整備の具体的内容は、別紙のとおりである。

3. 評価手法等

民事・刑事基本法制の整備は、我が国の基本法制を事後チェック・救済型社会の基盤として有効で、社会経済情勢に対応したものとするためのものである。

そこで、本件総合評価においては、そのような観点から、本計画に基づき整備された民事・刑事の基本法制がもたらす効果を分析して、必要かつ十分な法制の整備が行われているかを評価する。平成24年度においては、平成22年度及び平成23年度と同様、当該法制の立法作業の状況の説明を中心とする。

4. 評価結果等

平成24年度に実施した政策（具体的内容）

平成24年度における立法作業の状況については、別紙のとおりである。

【民事関係】

既に国会に提出した法律案のうち、平成24年度末時点において、成立・公布に至っていないものは以下のとおりである。

○国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案（平成24年3月提出、同年11月16日廃案、平成25年3月に再提出）

【刑事関係】

平成23年に成立した「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第74号）について、記録命令付差押えなどの手続法部分についても施行した。

5. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

【民事関係】

民事関係の法制について、別紙のとおり所要の整備をしたことにより、国民の権利実現のために利用しやすい仕組みの形成や手続の迅速化・効率化を実現した。しかし、例えば、民法の債権関係の規定について、同法制定以来の社会経済情勢の変化に応じたものとし、国民一般に分かりやすい内容とする等の観点から、国民の生活や経済活動に関わりの深い契約に関する規定を中心に見直しを図るなど、今後も対応を必要とする課題がある。これらに速やかに対応しなければ、様々な面で円滑な経済活動に支障を来し、国民生活に影響を及ぼすことになるため、これまでの取組も踏まえ、平成25年度以降においても、引き続

き、民事基本法制の整備を進めていくこととしている。

【刑事関係】

上記「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律」の施行は既に完了しており、今後も、社会経済情勢を反映した犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備に努めていくこととしたい。また、企業の刑事責任の在り方については、両罰規定の漸進的整備を行うこととは別に、抜本的な見直しの必要性を見極めるべく、今後も引き続き検討を行うこととする。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

(2) 実施方法

(3) 意見及び反映内容の概要

7. 施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

○法務省設置法（平成11年法律第93号）第3条、第4条第1号、第4条第2号^{*1}

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

9. 備考

【行政事業レビュー点検結果の平成26年度予算概算要求への反映内容】

*1 「法務省設置法（平成11年法律第93号）」

（任務）

第3条 法務省は、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護、国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理並びに出入国の公正な管理を図ることを任務とする。

（所掌事務）

第4条 法務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 民事法制に関する企画及び立案に関すること。
- 二 刑事法制に関する企画及び立案に関すること。

目的・目標の具体的内容	法整備の具体的内容	立法作業の状況
【民事関係】		
<p>児童虐待は、深刻な社会問題となっているところ、現在の制度では、児童虐待の事案等において、子の利益の侵害を防ぐという現実の必要性に応じた適切な親権制限が困難であることが指摘されている。そこで、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度について見直しを行う。</p>	<p>〔民法等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民法の親権に関する規定の見直し 	<p>整備済み</p> <p>平成23年3月、第177回国会に提出した「<u>民法等の一部を改正する法律案</u>」は、親権停止制度の創設等を内容とするものであるが、同法律案は、同年6月、全会一致で可決され、成立した。その後、必要な政令、規則等の策定を行い、<u>同法律は、平成24年4月1日から施行された。</u></p>
<p>政府として「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（仮称）」（ハーグ条約）の締結を予定していることを踏まえ、その実施のために必要な子の返還手続等について整備する。</p>	<p>〔新規立法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハーグ条約実施のための子の返還手続等に関する法律の整備 	<p>国会提出中</p> <p>平成23年5月、政府としてハーグ条約を締結するとの閣議了解がされたことを踏まえ、同年6月、ハーグ条約を実施するために必要な法律案のうち、子の返還のための裁判手続等の在り方について、法制審議会に諮問された。その後、同年7月から平成24年1月まで、ハーグ条約（子の返還手続関係）部会において必要な調査審議が行われ、同年2月、「<u>国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（仮称）</u>」を実施するための子の返還手続等の整備に関する要綱」が取りまとめられ、法務大臣に対して答申された。そして、この答申を踏まえ、「<u>国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案</u>」を立案し、同年3月、同法律案を第180回国会に提出したが、廃案となったため、<u>平成25年3月、第183回国会に再提出した。</u></p>
<p>社会や経済の著しい変化に適切に対応するとともに、国民一般に分かりやすい法制度を構築する必要がある。このような観点から、民事基本法典である民法のうち、債権関係の規定について、制定以来110年余りの間に形成された膨大</p>	<p>〔民法等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民法（債権関係）の見直し 	<p>法制審審議中</p> <p>民法（債権関係）の見直しについては、平成21年10月に法制審議会に諮問され、<u>民法（債権関係）部会</u>が設置されたところであり、平成24年度末時点まで</p>

<p>な数の判例法理を整理・分析して、できる限り明文化するとともに、現代社会に適合しない規定を改める等、民法（債権関係）の全般的見直しを行う。</p>		<p>に71回開催され、平成25年2月、「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」が取りまとめられた。今後は、パブリック・コメントの結果を踏まえ、引き続き要綱案の取りまとめに向けた調査審議を行う予定である。</p>
<p>災害により建物が滅失した場合の借家人の保護等を内容とする罹災都市借地借家臨時処理法について、東日本大震災を踏まえつつ、現代社会に一層適合させるよう全面的な見直しに向けた検討を行う。</p>	<p>〔罹災都市借地借家臨時処理法等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・罹災都市借地借家臨時処理法について、現代社会に一層適合させるよう所要の法整備を行う。 	<p>検討中</p> <p>罹災都市借地借家臨時処理法の見直しについては、平成24年9月に法制審議会に諮問され、同月から平成25年1月まで被災関連借地借家・建物区分所有法制部会において調査審議が行われた。同年2月、「罹災都市借地借家臨時処理法の見直しに関する要綱」が取りまとめられ、<u>法務大臣に答申</u>された。この答申を踏まえ、第183回国会への法案提出を目指して立案作業を行っているところである。</p>
<p>近時、コーポレート・ガバナンス^{*1}の強化やいわゆる企業結合法制の導入に関して規律を見直す必要性が指摘されている。このような状況にあることを踏まえ、会社法制について、会社を取り巻く幅広い利害関係者の一層の信頼を確保する観点から、企業統治の在り方や親子会社に関する規律等の見直しを検討し、会社法その他所管する法令の規定に関して、必要な整備を行う。</p> <p>また、企業会計の分野では、国際会計基準の導入について検討されている。そこで、その導入に関する議論を踏まえつつ、会社の計算に関する規律への影響等を検討し、適切な時期に必要な整備を行う。</p>	<p>〔会社法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業統治の在り方について、例えば、社外取締役及び社外監査役の「社外」要件の在り方等を検討し、適切な整備を行う。 ・親子会社に関する規律について、いわゆる多重代表訴訟制度の創設及び子会社の少数株主の保護等を検討し、適切な整備を行う。 ・国際会計基準の導入に関する議論の状況を見極めた上で、必要な場合には、会社法への適用の在り方を検討する。 ・その他会社法、社債、株式等の振替に関する法律その他所管する法令について、実務における運用状況及び問題意識等を踏まえ、適切な整備を行う。 	<p>検討中</p> <p>会社法制の見直しについては、平成22年2月に法制審議会に諮問され、同年4月から平成24年8月まで会社法制部会において調査審議が行われた。同年9月、「会社法制の見直しに関する要綱」が取りまとめられ、<u>法務大臣に答申</u>された。この答申を踏まえ、できるだけ早期の法案提出を目指して立案作業を行っているところである。</p>
<p>国際的な要素を有する財産権上の訴え及び保全命令事件について、いかなる場合に日本の裁判所が管轄権を有するかを判断する基準を明確化するため、民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正し、国際</p>	<p>〔民事訴訟法等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財産権上の訴え及び保全命令事件についての国際裁判管轄法制の整備 	<p>整備済み</p> <p>「民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案」が、第177回国会において原案どおり可決・成立し、平成23年5月2</p>

<p>裁判管轄法制の整備を行う。</p> <p>さらに、非訟事件並びに家事審判及び家事調停の手続を現代社会に適合したものとするため、非訟事件手続法及び家事審判法の全面的な見直しを行う。</p> <p>また、上記国際裁判管轄法制に係る法整備及び非訟事件手続法・家事審判法の改正を踏まえ、人事に関する訴えなどについての国際裁判管轄法制の整備のための検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・非訟事件手続法及び家事審判法の見直し ・人事に関する訴えなどについての国際裁判管轄法制の整備の検討 	<p>日、平成23年法律第36号として公布され、平成24年4月1日から施行された。</p> <p>整備済み</p> <p>平成23年4月、第177回国会に提出した「非訟事件手続法」、「家事事件手続法」等は、同年5月、全会一致で可決され、成立し、必要な政令等の策定作業を経て、平成25年1月1日から施行された。</p> <p>検討中</p> <p>国際裁判管轄法制については、外国法制（独、オーストリア、スイス、仏、英、米、中国、韓国）について調査をしたほか、我が国における裁判実務等の分析を行うなどし、必要な法整備に向けての基礎的な研究を行った。平成24年11月から、外部の研究会（学者・実務家及び当省の担当者等で構成）において検討が行われている。</p>
<p>行政事件訴訟法の平成16年改正（平成17年4月施行）では、取消訴訟の原告適格の拡大、義務付け訴訟及び差止訴訟に関する規定の新設等、多岐にわたる改正が行われたところ、改正法の附則は、その施行後5年の経過後に施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものと定めている。そこで、改正法施行後の裁判例や実務^{*2}の運用状況等について検証作業を進める。</p>	<p>〔行政事件訴訟法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年改正行政事件訴訟法の施行状況の検証 	<p>検討中</p> <p>行政法研究者、日本弁護士連合会、最高裁判所が参加する研究会において検証作業を進め、その成果を取りまとめて公表し、併せて、これに基づく検討の結果を公表した（平成24年11月22日）。</p>

【刑事関係】

<p>近年、コンピュータの利用者が急速に拡大し、その利用形態もネットワークに接続して利用するのが主流となり、世界的規模のコンピュータ・ネットワークが形成され、不可欠な社会的基盤となっている。このような状況下において、コンピュータ・ウイルスによるコンピュータへの攻撃やコンピ</p>	<p>〔IT革命の推進等に伴う刑事関係法令（実体法・手続法）の整備〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイバー犯罪に対する罰則の整備 <p>（平成23年6月17日成立・7月14日施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータ・ネットワークに関する捜査手続の整備 	<p>整備済み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に必要な立法作業は完了している。
--	---	---

<p>ユータ・ネットワークを悪用した犯罪も増加しており、我が国の治安や社会経済秩序を維持するためには、この種のサイバー犯罪に的確に対応し得るようにすることが不可欠であることから、これらのサイバー犯罪の特質に的確に対応し得る実体法及び手続法を整備する。</p>	<p>(平成23年6月17日成立・平成24年6月22日施行)</p>	
<p>厳しい経済情勢が続く中で、悪質な資産隠しや占有屋と呼ばれる手口等による強制執行妨害事案が依然として後を絶たない状況にある。これらの事案に適切に対処できるよう、こうした強制執行妨害行為に対する罰則を整備する。</p> <p>また、近年の社会経済の複雑・多様化に伴い、企業活動に伴う様々かつ複雑な不正行為が後を絶たず、その刑事責任の在り方が問われている。そこで、企業の刑事責任の在り方を含め企業活動に関する犯罪に対する法整備について、引き続き、必要な検討を行う。</p>	<p>〔経済金融犯罪及び企業活動に関する犯罪に対する罰則等の整備〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民事執行，民事保全の妨害に関する犯罪に対する罰則の整備 (平成23年6月17日成立) ・企業の刑事責任の在り方 	<p>整備済み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強制執行妨害行為に対する罰則整備については、施行済みの上記サイバー犯罪に対する罰則の整備に関する法律に含まれており、既に必要な立法作業は完了している。 <p>検討中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の刑事責任の在り方については、新規立法や法改正の際に、きめ細やかな助言を行うなどして両罰規定の漸進的整備に努めることとは別に、企業の刑事責任の在り方を抜本的に見直す必要性を引き続き検討している。

※1 「コーポレート・ガバナンス」

企業統治ともいわれ、企業経営を監視する仕組みの在り方を指すものとして一般的には用いられている。不正行為の防止（健全性）の観点だけでなく、近時は企業の収益性・競争力の向上（効率性）の観点からも世界的な規模で様々な議論がされている。

※2 「実務」

裁判所の訴訟指揮や当事者の活動などをいう。

平成24年度事後評価実施結果報告書

(法務省24- (2))

施策名	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化 (政策体系上の位置付け：I-2-(3))					
施策の概要	国民の権利の適切な実現に資するため、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう、裁判外の紛争解決手続について、その拡充及び活性化を図る。					
達成すべき目標	民間紛争解決手続 ¹⁾ の業務を行う事業者（認証紛争解決事業者 ²⁾ ）の多様化及び事業者数の増加により、裁判外紛争解決手続の拡充・活性化を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	12,736	12,671	12,586	12,697
		補正予算(b)	0	0	△468	—
		繰越し等(c)	0	0	—	/
		合計(a+b+c)	12,736	12,671	—	
執行額(千円)	6,751	7,873	—			
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ○司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日司法制度改革審議会決定） II-第1-8-(1) ADRの拡充・活性化の意義³⁾ ○司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定） II-第1-8-(2)-イ⁴⁾ ○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）⁵⁾ 					

測定指標	民間紛争解決手続の業務を行う事業者の拡充	平成24年度目標
		<p>認証申請を検討している事業者からの相談に適切に応じることにより認証申請を促すとともに、適切な審査による認証を行い、民間紛争解決手続の業務を行う事業者の拡充を図る。</p>
		<p>施策の進捗状況（実績）</p> <p>平成24年度は、認証申請の前段階として任意に設けている事前相談が26件（うち16件は前年度からの継続相談、10件は新規の相談）あった。これらの相談に適切に対応するなどした結果、新たに11事業者から認証申請があり、認証に至らなかった相談事業者に対しても相談対応を継続している。また、適切な審査により、前年度からの継続審査案件を含め、13事業者に対し認証を行った。</p> <p>その結果、平成24年度末における活動中の認証紛争解決事業者の総数は123事業者に上り、また、新たな分野の事業者に対し認証するなど、事業者の拡充を図った。</p>

参考指標	実績値				
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
1 民間紛争解決手続の業務の認証数（件）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	16	39	32	16	13
2 認証紛争解決手続（かいけつサポート）の利用実績	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	721	887	1,129	1,352	—

施策に関する 評価結果	目標の達成状況	<p>【指標について】</p> <p>本施策については、認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加を図ることを目標としているところ、認証紛争解決手続の認証制度が実施された平成19年度以降、事業者数は年々増加しており、また、特定の専門分野に関する紛争処理に特化した事業者も増加しているところである（別紙参照）。</p> <p>平成24年度においても、認証申請の前段階として任意に設けている事前相談に適切に応じることによりできるだけ認証申請に結びつけ、また、認証申請後の審査を適切に実施することにより、13事業者に対し認証を行った。その結果、活動中の認証紛争解決事業者の総数は123事業者となり、また、中小企業の事業承継、知的財産や電力系統利用に関する紛争等、新たな分野につき専門知識をいかした取組を行う事業者に対し認証するなど、事業者の拡充を図った。</p> <p>そして、認証紛争解決手続の利用実績も毎年度増加傾向にあることに鑑みると、裁判外紛争解決手続の拡充・活性化が図られているといえ、目標はおおむね達成できたと評価できる。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の分析】</p> <p>認証紛争解決手続の認証制度が実施された平成19年4月以降、認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加に向けて施策を実施した。その結果、認証紛争解決事業者数は年々増加し、特定の専門分野に関する紛争処理に特化した事業者も増加するなど、認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加を達成してきたところである。また、認証紛争解決手続の利用実績についても、年々増加傾向にある。</p> <p>国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手続を選択することができるようにするには、更なる認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加を実現する必要があるが、近年の民間紛争解決手続の業務の認証数自体は頭打ち傾向にある。したがって、現在認証申請の前段階として任意に設けている事前相談を継続している事業者に対し、適切な対応を行うことにより認証申請を促すことは、目標の達成に必要な効果的な取組であると評価できる。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】</p> <p>上記のとおり、認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加は一定程度進んでいるものの、国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手続を選択することができ、裁判外紛争解決手続が「国民にとって裁</p>

	<p>判と並ぶ魅力的な選択肢」というには、認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の面でいまだ十分とは言えず、本施策を今後も継続的に実施していく必要がある。</p> <p>したがって、新たに認証申請を検討している事業者に対する事前相談への対応を強化することによって認証申請件数の増加を図り、認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加を実現させ、併せて利用実績の増加を図り、裁判外紛争解決手続のより一層の活性化を達成できるよう取り組みたい。</p>
--	---

学識経験を有する者の知見の活用	<p>1 実施時期</p> <p>2 実施方法</p> <p>3 意見及び反映内容の概要</p> <p>ア [意見]</p> <p>[反映内容]</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	なし
---------------------------	----

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成26年度予算概算要求への反映内容】
----	-----------------------------------

担当部局名	大臣官房司法法制部審査監督課	政策評価実施時期	平成25年 8 月
-------	----------------	----------	-----------

*1 「民間紛争解決手続」

民間事業者が、紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続をいう。

*2 「認証紛争解決事業者」

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）は、民間紛争解決手続の業務につき当該民間事業者から申請があった場合に、法定の基準・要件に適合するものを法務大臣が認証し、認証を受けた紛争解決手続を利用した場合には時効中断効などが付与されるという認証制度を定めており、この認証を受けて認証紛争解決手続の業務を行う者を認証紛争解決事業者という。

*3 「司法制度改革審議会意見書（平成13年度6月12日司法制度改革審議会決定）」

Ⅱ－第1－8－(1) ADRの拡充・活性化の意義

裁判外の紛争解決手段（ADR）手続は、厳格な裁判手続と異なり、利用者の自主性を活かした解決

(中略)を図ることなど、柔軟な対応も可能である。(中略)ADRが、国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充、活性化を図っていくべきである。

*4 「司法制度改革推進計画(平成14年3月19日閣議決定)」

Ⅱ-第1-8-(2)-イ

総合的なADRの制度基盤を整備する見地から、ADRの利用促進、裁判手続との連携強化のための基本的な枠組みを規定する法律案を提出することも含めて必要な方策を検討し、遅くとも平成16年3月までに、所要の措置を講ずる。(本部)

*5 「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)」

(目的)

第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、裁判外紛争解決手続(訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。以下同じ。)が、第三者の専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続として重要なものとなっていることにかんがみ、裁判外紛争解決手続についての基本理念及び国等の責務を定めるとともに、民間紛争解決手続の業務に関し、認証の制度を設け、併せて時効の中断等に係る特例を定めてその利便の向上を図ること等により、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし、もって国民の権利利益の適切な実現に資することを目的とする。

◎認証紛争解決事業者一覧（123事業者）

平成25年4月1日

認証番号	認証日	事業者名	紛争の範囲
1	H21.9.4	一般財団法人 日本スポーツ仲裁機構	スポーツに関する紛争
3	H19.9.21	一般財団法人 家電製品協会（家電製品PLセンター）	製造物責任等に関する紛争
4	H19.11.5	公益財団法人 自動車製造物責任相談センター	製造物責任等に関する紛争
5	H19.11.16	京都弁護士会	民事に関する紛争
6	H19.12.17	大阪土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
7	H19.12.27	一般社団法人 日本商事仲裁協会	商事紛争
8	H20.1.25	愛媛県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
9	H20.3.14	横浜弁護士会	民事に関する紛争
10	H20.3.19	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会	特定商取引に関する紛争
11	H20.5.14	公益財団法人 全国中小企業取引振興協会	下請取引等に関する紛争
12	H20.6.2	愛知県弁護士会	民事に関する紛争
13	H20.6.9	京都府社会保険労務士会	労働関係紛争
14	H20.6.13	神奈川県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
16	H20.7.9	公益財団法人 東京都中小企業振興公社	下請取引等に関する紛争
17	H20.7.11	全国社会保険労務士会連合会	労働関係紛争
18	H20.7.28	一般財団法人 ソフトウェア情報センター	ソフトウェアに関する紛争
19	H20.9.22	一般社団法人 日本産業カウンセラー協会	労働関係紛争及び夫婦関係等に関する紛争
20	H20.9.24	兵庫県弁護士会	民事に関する紛争
21	H20.10.29	事業再生実務家協会	事業再生に関する紛争
22	H20.12.10	東京司法書士会	民事に関する紛争
23	H20.12.24	特定非営利活動法人 福岡マンション管理組合連合会	マンションに関する紛争
24	H20.12.26	沖縄県社会保険労務士会	労働関係紛争
25	H21.1.19	静岡県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
26	H21.1.20	滋賀県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
27	H21.4.15	公益社団法人 家庭問題情報センター	夫婦関係等に関する紛争
28	H21.5.18	鹿児島県社会保険労務士会	労働関係紛争
29	H21.5.19	滋賀県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
30	H21.5.25	東京都行政書士会	外国人の職場環境等に関する紛争、自転車事故に関する紛争、愛護動物に関する紛争及び敷金返還等に関する紛争
31	H21.6.1	徳島県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
32	H21.6.19	特定非営利活動法人 留学協会	留学に関する紛争
33	H21.6.26	特定非営利活動法人 個別労使紛争処理センター	労働関係紛争
34	H21.8.13	愛知県社会保険労務士会	労働関係紛争
35	H21.8.14	大阪府社会保険労務士会	労働関係紛争
36	H21.8.17	千葉県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
37	H21.8.17	兵庫県社会保険労務士会	労働関係紛争
38	H21.8.19	福岡県社会保険労務士会	労働関係紛争
39	H21.8.27	千葉県社会保険労務士会	労働関係紛争
40	H21.9.8	熊本県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
41	H21.9.14	神奈川県社会保険労務士会	労働関係紛争
42	H21.9.14	宮城県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
43	H21.9.14	公益社団法人 総合紛争解決センター	民事に関する紛争
44	H21.10.15	山形県社会保険労務士会	労働関係紛争
45	H21.10.16	東京都社会保険労務士会	労働関係紛争
46	H21.10.20	合同会社 コンサルティング岩田	相続等に関する紛争
47	H21.10.23	神奈川県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
48	H21.11.30	山口県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
49	H21.12.1	福島県社会保険労務士会	労働関係紛争
50	H21.12.1	特定非営利活動法人 医事紛争研究会	医事紛争
51	H21.12.18	長野県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
52	H21.12.18	茨城県社会保険労務士会	労働関係紛争
53	H21.12.18	埼玉県社会保険労務士会	労働関係紛争
54	H22.1.22	福島県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
55	H22.1.22	福岡県司法書士会	民事に関する紛争
56	H22.1.22	特定非営利活動法人 証券・金融商品あつせん相談センター	金融商品の取引に関する紛争
57	H22.1.26	一般社団法人 日本共済協会	共済契約に関する紛争
58	H22.2.10	新潟県社会保険労務士会	労働関係紛争
59	H22.2.10	広島県社会保険労務士会	労働関係紛争
60	H22.2.10	岐阜県社会保険労務士会	労働関係紛争
61	H22.2.10	石川県社会保険労務士会	労働関係紛争
62	H22.3.1	愛知県行政書士会	外国人の職場環境等に関する紛争、自転車事故に関する紛争、愛護動物に関する紛争及び敷金返還等に関する紛争
63	H22.3.17	富山県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
64	H22.3.23	宮城県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
65	H22.4.1	京都土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
66	H22.4.5	熊本県社会保険労務士会	労働関係紛争
67	H22.4.5	北海道社会保険労務士会	労働関係紛争
68	H22.4.21	京都府行政書士会	外国人の家事に関する紛争
69	H22.4.21	山口県社会保険労務士会	労働関係紛争

◎認証紛争解決事業者一覧（123事業者）

平成25年4月1日

認証番号	認証日	事業者名	紛争の範囲
70	H22. 4. 26	新潟県行政書士会	外国人の職場環境等に関する紛争、自転車事故に関する紛争、愛護動物に関する紛争及び敷金返還等に関する紛争
71	H22. 5. 10	高知県社会保険労務士会	労働関係紛争
72	H22. 5. 25	和歌山県行政書士会	外国人の職場環境等に関する紛争、自転車事故に関する紛争
73	H22. 8. 4	三重県社会保険労務士会	労働関係紛争
74	H22. 8. 6	岡山県行政書士会	自転車事故に関する紛争
75	H22. 8. 13	宮城県社会保険労務士会	労働関係紛争
76	H22. 8. 25	公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会	不動産の価格に関する紛争
77	H22. 9. 13	一般社団法人 日本流通自主管理協会	ブランド品に関する売買契約紛争
78	H22. 9. 15	静岡県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
79	H22. 9. 15	滋賀県社会保険労務士会	労働関係紛争
80	H22. 9. 16	富山県社会保険労務士会	労働関係紛争
81	H22. 10. 12	高知県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
82	H22. 10. 25	香川県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
83	H22. 12. 24	静岡県社会保険労務士会	労働関係紛争
84	H22. 12. 27	神奈川県行政書士会	外国人の職場環境等に関する紛争、自転車事故に関する紛争
85	H23. 1. 12	愛媛県社会保険労務士会	労働関係紛争
86	H23. 2. 8	茨城土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
87	H23. 2. 8	群馬県社会保険労務士会	労働関係紛争
88	H23. 2. 14	宮崎県社会保険労務士会	労働関係紛争
89	H23. 2. 25	宮崎県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
90	H23. 3. 9	千葉司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
91	H23. 3. 16	鹿児島県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
92	H23. 3. 22	山梨県社会保険労務士会	労働関係紛争
93	H23. 3. 23	秋田県社会保険労務士会	労働関係紛争
94	H23. 3. 29	福岡県弁護士会	民事に関する紛争
95	H23. 3. 29	栃木県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
96	H23. 3. 29	愛知県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
97	H23. 4. 5	鳥根県社会保険労務士会	労働関係紛争
98	H23. 4. 11	香川県社会保険労務士会	労働関係紛争
99	H23. 4. 11	長野県社会保険労務士会	労働関係紛争
100	H23. 6. 2	岡山県社会保険労務士会	労働関係紛争
101	H23. 6. 29	札幌司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
102	H23. 8. 1	奈良県社会保険労務士会	労働関係紛争
103	H23. 9. 1	茨城司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
104	H23. 9. 1	弁護士法人TLEO虎ノ門法律経済事務所	個人間の相続に関する紛争
105	H23. 9. 1	鳥取県社会保険労務士会	労働関係紛争
106	H23. 10. 3	一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン	商標法及び不正競争防止法における侵害行為に関する権利者と業者間の紛争
107	H23. 11. 9	石川県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
108	H23. 11. 11	京都司法書士会	民事に関する紛争（家事事件を含まない。） 登記手続への協力を求めることを目的とする家事または相続に関する紛争
109	H24. 2. 6	香川県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
110	H24. 2. 17	和歌山県社会保険労務士会	労働関係紛争
111	H24. 2. 22	兵庫県行政書士会	外国人の職場環境等に関する紛争、自転車事故に関する紛争、愛護動物に関する紛争及び敷金返還等に関する紛争
112	H24. 2. 24	学校法人立教学院	日本国内において締結された。 ・旅行業を営む事業者と消費者との旅行契約に関する紛争 ・ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業を営む事業者と消費者との宿泊契約に関する紛争
113	H24. 4. 17	一般社団法人日本企業再建研究会	中小企業の事業承継に関する紛争
114	H24. 6. 4	埼玉県行政書士会	未成年の子を有しない夫婦の離婚及び離婚給付に関する紛争、相続及び相続に伴う遺産分割協議に関する紛争、交通事故に起因する損害賠償に関する紛争、敷金返還等に関する紛争
115	H24. 7. 9	兵庫県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
116	H24. 7. 11	長崎県社会保険労務士会	労働関係紛争
117	H24. 7. 19	一般社団法人電力系統利用協議会	送配電等業務についての電気供給事業者ならびに一般電気事業者および卸電気事業者の変電、送電および配電に係る設備の利用者（電気供給事業者を除く。）からの紛争
118	H24. 8. 3	愛知県司法書士会	相続に関する紛争（相続財産に不動産を含むもの） 不動産賃貸借に関する紛争 民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
119	H24. 11. 1	日本知的財産仲裁センター	知的財産に関する紛争
120	H24. 11. 15	徳島県社会保険労務士会	労働関係紛争
121	H24. 11. 21	福井県社会保険労務士会	労働関係紛争
122	H25. 2. 1	長野県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
123	H25. 2. 21	一般財団法人日本自転車普及協会	自転車事故に関する紛争
124	H25. 3. 12	新潟県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
125	H25. 3. 15	札幌土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争

平成24年度事後評価実施結果報告書

(法務省24- (3))

施策名	法教育の推進 (政策体系上の位置付け：I-2-(4))					
施策の概要	国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、裁判員制度を始めとする司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。					
達成すべき目標	法曹関係者、教育関係者、有識者等で構成する法教育推進協議会 ^{*1} 及び法教育普及検討部会 ^{*2} (以下「協議会等」という。)を開催し、法教育に関する最新の情報、協議の状況等を情報提供するとともに、これらの内容を踏まえた教材作成等により、法教育の普及・推進を図る。法教育の意義についての理解を広め、法教育の実践が拡大するよう、広報活動、法教育に対する協力・支援等を行い、法教育の普及・推進を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	8,859	8,323	6,168	15,677
		補正予算(b)	0	0	0	-
		繰越し等(c)	0	0	-	/
		合計(a+b+c)	8,859	8,323	-	
執行額(千円)	5,419	6,331	-			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>○司法制度改革審議会意見書(平成13年6月12日) 第4章-第2-2 司法教育の充実^{*3}</p> <p>○司法制度改革推進計画(平成14年3月19日閣議決定) 第4章-第2-2 司法教育の充実^{*4}</p>					

測定指標	1 協議会等の活動状況	平成24年度目標
		協議会(別紙1参照)等を開催し、協議、情報交換等を行い、その内容を広く情報提供する。 なお、協議会等においては、平成24年度実施の小学校における法教育の実践状況調査 ^{*5} の結果を踏まえた協議等を行い、小学生を対象とする法教育教材の作成等を行う。
		施策の進捗状況(実績)
		協議会等において、法律関係機関・団体、教育関係者等による法教育への取組等について報告がなされた。 各報告を受けて、法教育の推進に資する施策について協議し、各機関において、今後の実践に活用できるよう、具体的な授業例、教育現場との連携方法の在り方等の有用な

	<p>情報を共有し、発信した。</p> <p>また、平成23年度から小学校の新学習指導要領が全面実施されたことから、平成24年度は、協議会等において法教育の実践状況調査を実施し、同調査の結果を踏まえた教材作成の必要性等について、協議会等において検討を行った。</p>										
参考指標	実績値										
<p>協議会等の開催実績</p> <p>※平成20年度は、法教育の教材作成のための「小学校教材作成部会」及び「私法分野教育検討部会」を開催（20回）したことから、開催実績が突出している。また、平成23年度は、懸賞論文の審査等のため部会を開催（3回）したことから、回数が増加している。</p>	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> <tr> <td>22</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>8</td> <td>6</td> </tr> </table>	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	22	4	4	8	6
20年度	21年度	22年度	23年度	24年度							
22	4	4	8	6							

測定指標	<p>2 法教育に関する広報活動、説明・支援・助言等の実施状況</p>	平成24年度目標									
		<p>懸賞論文の募集、法教育活動（教材作成、授業実施、地域ごとの法教育推進プロジェクトの企画立案等）への協力・支援等を行うことにより、法教育の意義について理解を広め、法教育の実践を拡大させる。</p>									
		施策の進捗状況（実績）									
		<p>日本司法支援センター（以下、「法テラス」という。）と共催で法教育シンポジウムを開催し、法教育に係るパネルディスカッション等を行うことにより、法教育の意義について参加者の理解を深めることができた。</p> <p>また、別紙2のとおり、法務省関係機関による法教育授業を多数実施した。</p> <p>その他、学校への法教育に関する支援・助言等を行った。</p>									
	参考指標	実績値									
<p>1 シンポジウム実施回数（回）</p>	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0^{*6}</td> </tr> </table>	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	1	1	1	1	0 ^{*6}
20年度	21年度	22年度	23年度	24年度							
1	1	1	1	0 ^{*6}							
<p>2 シンポジウム参加者のシンポジウムに対する満足度（%）</p>	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> <tr> <td>81.0</td> <td>67.9</td> <td>80.4</td> <td>85.4</td> <td>—</td> </tr> </table>	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	81.0	67.9	80.4	85.4	—
20年度	21年度	22年度	23年度	24年度							
81.0	67.9	80.4	85.4	—							

3 論文コンクール応募総数 (通)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	-	-	69	60	32

施策に関する 評価結果	目標の達成状況	<p>【指標1について】</p> <p>協議会等において、法律関係機関・団体、教育関係者等による法教育の取組状況について報告がなされ、法教育授業のノウハウ、法曹関係者・教育関係者の連携の在り方、法教育の推進に資するための今後の展開等について協議、情報交換を行い、その結果¹⁷をホームページで公表することにより、その内容を広く一般に情報提供した。</p> <p>そして、今後も法教育の発展に向けた取組を一層充実させるため、協議会等で協議、情報交換された法教育の推進に資する有用な情報を共有し、今後の実践に活用していくこととした。</p> <p>小学校教材の作成については、協議会等において、全国の小学校を対象に法教育の実践状況調査を行い、その結果を踏まえ、教材作成の必要性及び教材の内容等について、検討作業を進めた。</p> <p>【指標2について】</p> <p>平成24年10月14日京都（別紙3参照）において、また、同年12月9日岐阜（別紙4参照）において、法テラスと共催という形で法教育シンポジウムを開催し、学校現場における法教育の取組状況の報告や、有識者による法教育に関するパネルディスカッションが行われ、法教育の意義について参加者の理解を深めることができた。</p> <p>さらに、法務局や保護観察所等の法務省関係機関において法教育授業を実施することにより、授業の告知及び実際の授業等を通じて、法教育に係る広報、支援及び助言を行った。</p> <p>以上のような取組を行った結果、法教育の普及・推進を図るという目標をおおむね達成できたといえる。</p>
	目標期間終了時点 の総括	<p>【目標の達成状況の分析】</p> <p>協議会等において、法教育授業のノウハウや問題点、法曹関係者・教育関係者との連携の重要性、法教育の推進に資するための今後の展開等について協議、情報交換を行い、各機関において、これら法教育の推進に資する有用な情報を共有し、活用したことから、効果的に協議会等を開催することができた。</p> <p>また、平成23年度から法教育の内容が充実した小学校の学習指導要領が実施されているが、学習指導要領はあくまでも基準であり、法教育授業の具体的な内容が提示されたものではない。各学校は学習指導要領を踏まえ、地域や学校の実態に応じて指導計画を策定し、それに基づき法教育授業を実践しており、これまで個々の取組はあったが、全体として統一的・計画的な法教育授業が実践されたわけではない。加えて、教員自身も体系的に法を学んできたわけではなく、法教育の実践に不安を覚える者も多いとの指摘もある。さらに、小学校における法教育授業の実践状況調査から、子どもに分かりやすい教材を求める意見もあった。そのため、教員が積極的に法教育を実践できるよう、法務省が小学校の教材を作成することは、法教育の普及・推進という目標の達成に向けて、必要かつ有効であると認められる。なお、教材は、平成25年度中に作成され、全国に配布される予定であ</p>

	<p>る。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】</p> <p>法教育の推進に関しては、司法制度改革推進計画において、「学校教育等における司法に関する学習機会を充実させるための方策を検討し、所要の措置を講ずる。」と明文で求められているほか、平成23年度から小学校において、平成24年度から中学校において、平成25年度から高等学校において、法教育の内容の充実が図られた新学習指導要領が実施されており、更なる学校現場と連携した取組が必要である。</p> <p>また、成年年齢の引下げや、裁判員制度の見直しに関連して、法教育充実の必要性も挙げられていることから、引き続き、法教育の推進に向けた施策を実施していく必要がある。</p> <p>このように、今後も増大する法教育の必要性に鑑み、協議会等で得られた知見を活かし、また、現場の実践状況を把握し、必要とされる教材を作成するといった、必要性・有効性の高い施策を実施することで、法教育の普及・推進を図っていきたい。</p>
--	---

学識経験を有する者の知見の活用	<p>1 実施時期</p> <p>2 実施方法</p> <p>3 意見及び反映内容の概要</p> <p>ア〔意見〕</p> <p>〔反映内容〕</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	なし
---------------------------	----

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成26年度予算概算要求への反映内容】
----	--

担当部局名		政策評価実施時期	平成25年 8 月
-------	--	----------	-----------

*1 「法教育推進協議会」

平成15年7月に、我が国の学校教育等における司法及び法に関する学習機会を充実させるため、これらに関する教育について調査・研究・検討を行うべく、「法教育研究会」が設置され、我が国において目指すべき法教育の在り方について検討が行われ、その成果が報告書として発表された。平成17年には、同研究会における検討の成果を引き継ぎつつ、さらに法教育の普及・推進を図るため、同研究会を改組する形で、法教育推進協議会が設置された。

*2 「法教育普及検討部会」

法教育懸賞論文コンクールの募集及び審査を行うことを通じて、法教育の普及方法を検討するほか、協議会での議論を踏まえた法教育の普及方法のあり方についての検討を行うため、法教育推進協議会のもとに設置された。

*3 「司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日）」

第4章－第2－2 司法教育の充実

学校教育等における司法に関する学習機会を充実させることが望まれる。

*4 「司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）」

第4章－第2－2 司法教育の充実

学校教育等における司法に関する学習機会を充実させるための方策を検討し、所要の措置を講ずる。

*5 「学校現場における法教育の実践状況調査」

平成23年度から、順次、法教育の充実が盛り込まれた新学習指導要領が完全実施されたことから、平成24年度は小学校を対象に調査を行う。

*6 平成24年度の法教育シンポジウム実施回数は0となっているが、法務省と法テラスの共催という形でシンポジウムを2回実施している。また、平成24年度からアンケートの集計項目が変更されたことから、シンポジウムに対する満足度は集計していない。

*7 法教育授業のノウハウ、法曹関係者・教育関係者の連携の在り方、法教育の推進に資するための今後の展開等について協議、情報交換を行った結果について

法務省ホームページ〔<http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/index2.html>〕を参照

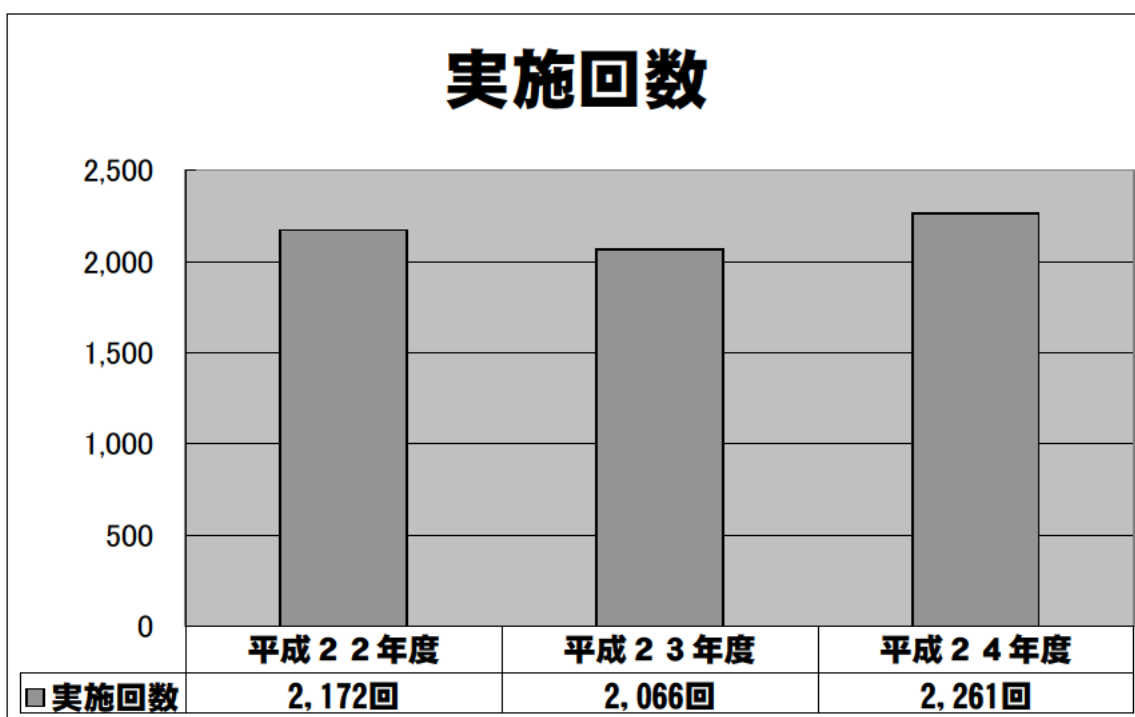
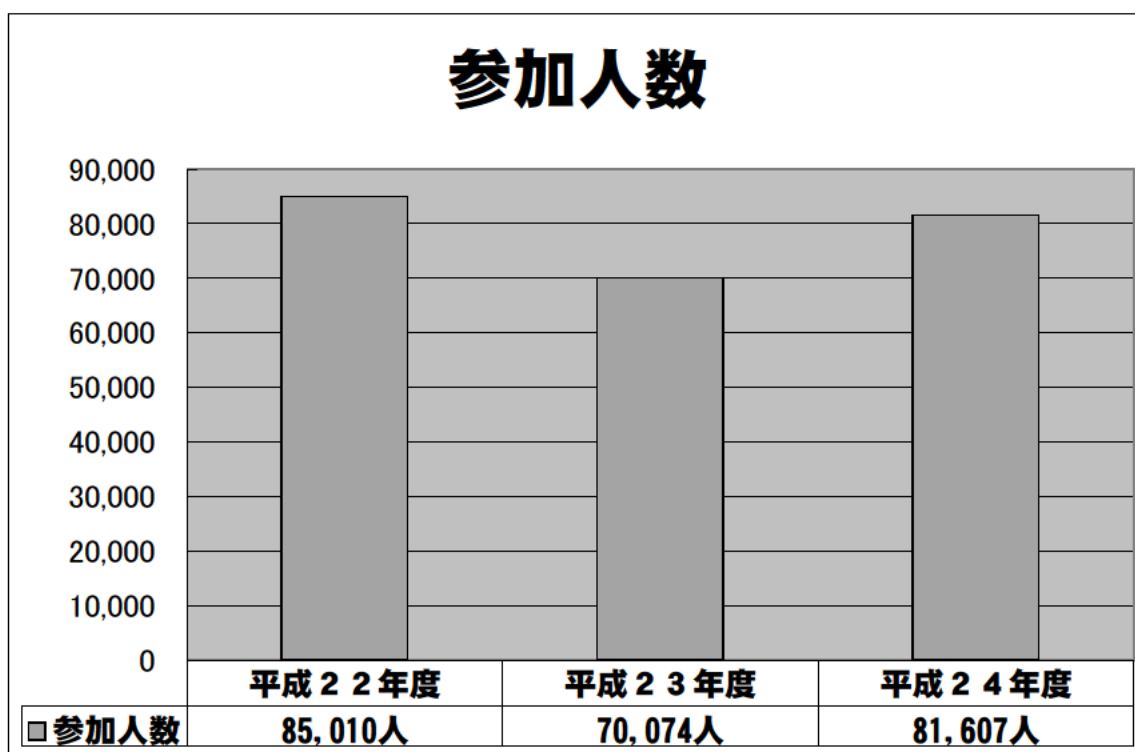
法教育推進協議会委員

平成24年6月現在

(五十音順 敬称略)

あんどう 安 藤	かづ 和 津	エッセイスト
いそやま 磯 山	きょうこ 恭 子	静岡大学教育学部准教授
いのうえ 井 上	ひでゆき 英 之	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科准教授
えぐち 江 口	ゆうじ 勇 治	筑波大学人間系教授
おおすぎ 大 杉	あきひで 昭 英	岐阜大学教育学部教授
おおなか 大 仲	つちかず 土 和	さいたま地方検察庁検事正
おきの 沖 野	まさみ 真 巳	東京大学大学院法学政治学研究科教授
おのでら 小野寺	しんや 真 也	最高裁判所事務総局総務局第一課長
かさ井 笠 井	まさとし 正 俊	京都大学大学院法学研究科教授
かみや 神 谷	せつこ 説 子	ジャパントイムズ編集局報道部記者
しかし 鹿 士	まゆみ 真由美	日本司法支援センター第一事業部情報提供課長兼 犯罪被害者支援課長
たかはし 高 橋	ふみお 文 郎	司法書士・日本司法書士会連合法教育推進委員 会委員
ひぐち 樋 口	まさお 雅 夫	文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官
ふるや 古 屋	まさひろ 真 宏	東京都教育庁指導部主任指導主事
むらまつ 村 松	つよし 剛	弁護士・日本弁護士連合会「市民のための法教育 委員会」事務局長

法教育授業実施結果



平成24年度

法教育シンポジウム in 京都

「法教育」とは、子どもたちに法律や司法制度を[暗記させる]ことが目的ではありません。法やルールの考え方、司法制度の機能や意義についての[理解をうながす]もの。つまり、子どもたちに[考える力]や[公正な判断力]を身に付けてもらうことを目指すものです。考える力が重視されている今、法教育の意義と実践のあり方を考えるため、学校現場における法教育の実践報告を軸としたシンポジウムを開催します。

日時

平成24年10月14日(日)

[開場] 12:30 [開会] 13:00 [閉会] 16:30 (予定)

参加無料

定員

200名

●パネルディスカッション



北澤 豪氏
(サッカー元日本代表、公益財団法人日本サッカー協会理事)

会場

龍谷大学アバンティ響都ホール

京都市南区東九条西山王町31 アバンティ9階

『みんなで考える力』を育てる法教育



平成24年度 法教育シンポジウム in 京都

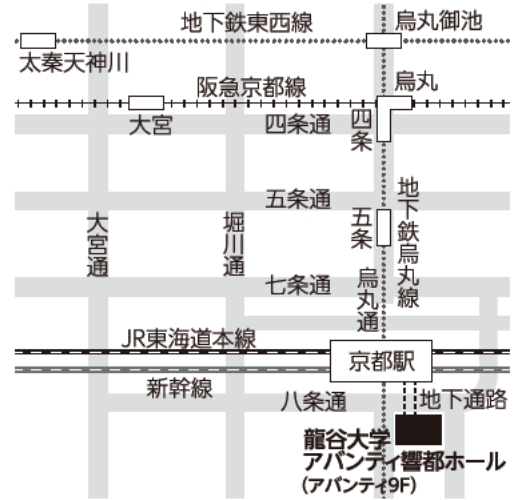
プログラム

13:00▶	開会・主催者挨拶	梶谷 剛 (日本司法支援センター理事長)
13:10▶	基調講演	「京都法教育推進プロジェクトの成果と今後の展望」 笠井 正俊氏 (京都大学大学院法学研究科教授)
13:40▶	法教育実践報告	「京都法教育推進プロジェクトにおける実践報告」 三浦 清孝氏 (京都市立紫竹小学校教諭) 上畑 直久氏 (京都市立京都御池中学校教諭) 福田 博天氏 (京都市立京都御池中学校教諭) 松宮 研二氏 (京都府立嵯峨野高等学校教諭)
14:40▶	休憩 (15分)	
14:55▶	パネルディスカッション	「法教育の普及に向けて」 (パネリスト) 北澤 豪氏 (サッカー元日本代表、公益財団法人日本サッカー協会理事) 三浦 清孝氏 (京都市立紫竹小学校教諭) 上畑 直久氏 (京都市立京都御池中学校教諭) 金井 健作氏 (京都弁護士会、弁護士) 中川 深雪氏 (内閣官房内閣参事官) (コーディネーター) 丸山 嘉代氏 (法務省大臣官房付)
16:15▶	法テラス業務説明	三浦 正毅氏 (法テラス京都地方事務所長、弁護士)
16:25▶	閉会・挨拶	吉田 雄大氏 (京都弁護士会副会長)



北澤 豪氏

会場案内図



- 交通アクセス
JR京都駅八条東口より徒歩約1分
(会場へは公共交通機関をご利用ください)
- ホールへは、アバンティ地下正面入口より
左手奥の東エレベーターをご利用ください

お申込み方法

参加をご希望の方は、郵便番号・住所・名前・職業・電話番号・年齢・性別のほか、法教育に関するご意見・ご質問がございましたらご記入の上、10月4日(木)までに、ホームページ、携帯サイト、ハガキ、FAX、Eメールにてご応募ください。

※応募者多数の場合は抽選となります。

※参加者には開催日5日前までに「参加証」を送付致します。当日ご入場の際には、参加証をご持参ください。(当日に受付が可能な場合もございます。)

※応募に関する個人情報は、当シンポジウムの事務のみに使用し、シンポジウムの終了後は主催者の規定に則ってすべて消去します。

●お申込み先 京都新聞COM「法教育シンポジウム」B係

ホームページ [法教育シンポジウム](http://www.houkyouiku-shinpo.jp/) 検索

<http://www.houkyouiku-shinpo.jp/>



携帯サイト

※SSL未対応の機種は、ご利用できません。

Eメール keikaku@mb.kyoto-np.co.jp

ハガキ 〒604-8567 (住所不要)

FAX用参加申込書

FAX:075-222-2200 (24時間受付)

京都新聞COM「法教育シンポジウム」B係

お一人目

住所 〒 _____

氏名 ふりがな _____ 職業 _____ 電話番号 _____ () - _____

年齢 _____ 性別 男 女

歳

法教育に関して、登壇者に伝えたいご意見・ご質問等がございましたら簡潔にご記入ください。会場にてご紹介させていただく場合もございます。

お二人目

住所 〒 _____

氏名 ふりがな _____ 職業 _____ 電話番号 _____ () - _____

年齢 _____ 性別 男 女

歳

法教育に関して、登壇者に伝えたいご意見・ご質問等がございましたら簡潔にご記入ください。会場にてご紹介させていただく場合もございます。

平成24年度 法教育シンポジウム in 岐阜

「法教育」とは、子どもたちに法律や司法制度を[暗記させる]ことが目的ではありません。法やルールの考え方、司法制度の機能や意義についての[理解をうながす]もの。つまり、子どもたちに[考える力]や[公正な判断力]を身に付けてもらうことを目指すものです。考える力が重視されている今、法教育の意義と実践のあり方を考えるため、学校現場における法教育の実践報告を軸としたシンポジウムを開催します。

日時

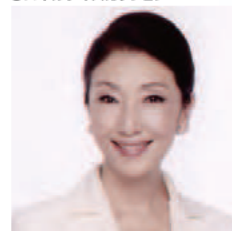
平成24年12月9日(日)

[開場]12:30 [開会]13:00 [閉会]16:30 (予定)

参加無料

定員
150名

●パネルディスカッション



安藤 和津氏
(エッセイスト、法教育推進協議会委員)

会場

ふれあい福寿会館「大会議室」

岐阜県岐阜市藪田南5丁目14-53

『みんなで考える力』を育てる法教育

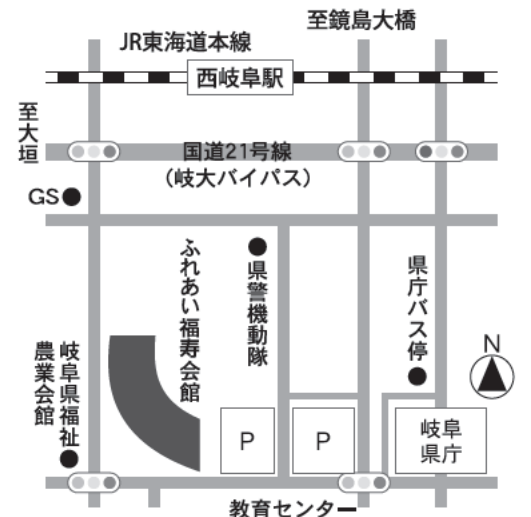


平成24年度 法教育シンポジウム in 岐阜

13:00▶	開会・主催者挨拶	大川 真郎 <small>(日本司法支援センター理事)</small>
13:10▶	基調講演	「学校教育における法教育の意義 ー期待と課題ー」 大杉 昭英氏 <small>(岐阜大学教育学部教授)</small>
14:00▶	法教育実践報告	「中学校社会科における法教育の実践 ーその実態と課題ー」 松原 元樹氏 <small>(岐阜市立加納中学校教諭)</small>
14:30▶	休憩(15分)	
14:45▶	パネルディスカッション	「法教育の普及に向けて」 (パネリスト) 安藤 和津氏 <small>(エッセイスト、法教育推進協議会委員)</small> 大杉 昭英氏 <small>(岐阜大学教育学部教授)</small> 松原 元樹氏 <small>(岐阜市立加納中学校教諭)</small> 大野 正博氏 <small>(朝日大学法学部・大学院法学研究科教授)</small> 武藤 玲央奈 <small>(岐阜県弁護士会法教育委員会委員長、弁護士)</small> (コーディネーター) 丸山 嘉代 <small>(法務省大臣官房付)</small>
16:15▶	法テラス業務説明	鷺見 和人 <small>(岐阜地方事務所長、弁護士)</small>
16:25▶	閉会・挨拶	伊藤 公郎 <small>(岐阜県弁護士会会長)</small>



安藤 和津氏



●交通アクセス

JR岐阜駅(北口)より「岐阜バス」で約20分

名鉄岐阜駅より「岐阜バス」で約25分

JR西岐阜駅(南口)より「西ぎふくるくるバス」で約12分

参加をご希望の方は、郵便番号・住所・名前・職業・電話番号・年齢・性別のほか、法教育に関するご意見・ご質問がございましたらご記入の上、11月30日(金)までに、ホームページ、携帯サイト、ハガキ、FAX、Eメールにてご応募ください。

※応募者多数の場合は抽選となります。

※参加者には開催日5日前までに「参加証」を発送致します。当日ご入場の際には、参加証をご持参ください。(当日に受付が可能な場合もございます。)

※応募に関する個人情報は、当シンポジウムの事務のみに使用し、シンポジウムの終了後は主催者の規定に則ってすべて消去します。

●お申込み先 岐阜新聞社 広告部「法教育シンポジウム in 岐阜」B係

ホームページ

法教育シンポジウム

検索

<http://www.houkyouiku-shinpo.jp/>

携帯サイト



※SSL未対応の機種は、ご利用できません。

Eメール

koukokubu@gifu-np.co.jp

ハガキ

〒500-8577 岐阜県岐阜市今小町10番地

FAX用参加申込書

FAX:058-263-7659 (24時間受付)

岐阜新聞社 広告部「法教育シンポジウム in 岐阜」B係

お一人目

住所 〒 _____

氏名 ふりがな _____ 職業 _____ 電話番号 _____

年齢 _____ 性別 男 女

法教育に関して、登壇者に伝えたいご意見・ご質問等がございましたら簡潔にご記入ください。会場にてご紹介させていただく場合もございます。

お二人目

住所 〒 _____

氏名 ふりがな _____ 職業 _____ 電話番号 _____

年齢 _____ 性別 男 女

法教育に関して、登壇者に伝えたいご意見・ご質問等がございましたら簡潔にご記入ください。会場にてご紹介させていただく場合もございます。

平成24年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等

(法務省24-(4))

施策名	法務に関する調査研究（家庭内の重大犯罪に関する研究）					
政策体系上の位置付け	法務に関する調査研究 (I-3-(1))					
施策の概要	内外の社会経済事象を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23・24年度	25年度	
	状況 (千円)	当初予算(a)	1,009	319	0	0
		補正予算(b)	0	0	0	—
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	1,009	319	0	
執行額(千円)	1,009	319	0			
政策評価実施時期	平成25年8月	担当部局名	法務総合研究所総務企画部企画課			
評価方式	事業評価方式					

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

平成19年版犯罪白書によると、一般刑法犯¹⁾の認知件数は、減少の傾向が若干強まっているものの、依然として相当高い水準にあり、中でも傷害は依然として高い水準にある上、暴行等はむしろ増加している状況にあった。

さらに、暴行・傷害事件の検挙件数における加害者と被害者との関係別の構成比を見ると、被害者が加害者の親族である事件の構成比が、近時大幅な上昇傾向にある。また、最近、家族を被害者とする凶悪犯罪（殺人、傷害致死、保護責任者遺棄致死、強盗致死、放火など生命・身体・財産に対する重大な危険をもたらす犯罪をいう。）に関する報道が多く見受けられ、家庭内の犯罪について社会的関心が高まっているところである。

このような現状からすれば、家庭内の犯罪について、その原因等を究明し、効果的な対策を講じることは、犯罪を抑止するという刑事政策上の観点から、重要な課題であると考えられる。

(2) 目的・目標

本研究の目的とする政策効果は、「家庭内において発生した重大犯罪について、動向、動機・原因、処遇の状況等を調査分析することにより、その効果的な防止策及び加害者の社会復帰に向けた処遇方策の検討のための基礎的な資料を提供すること」である。

(3) 具体的内容

ア 各種統計による家庭内の犯罪に関する動向分析

警察庁の統計等を基に、主要罪名別・家族の被害率の推移、主要罪名別・加害者と被害者の関係別（親子、配偶者、兄弟姉妹等）検挙件数の推移等を調査し、我が国における家庭内の犯罪の動向を分析する。

イ 凶悪事犯に関する実態調査

(ア) 家族を被害者とする凶悪犯罪の刑事事件を対象に、検察庁、刑事施設等の記録から加害者の属性²⁾、動機・原因、家族関係等を調査するとともに、刑事施設及び保護観察所における処遇の状況、更生の程度、家族関係等についても調査する。

(イ) 少年による家族を被害者とする凶悪犯罪の少年事件を対象に、少年鑑別所に質問票を送付するなどして、加害少年の属性、動機・原因、家族関係等の調査分析を行うとともに、矯正施設等における処遇の状況、更生の程度、家族関係等についても

- 調査分析を行う。
- (ウ) 得られた調査結果を基に犯罪類型を設定し、効果的な防止策及び処遇方策を検討する。

3. 事前評価の概要

本研究について、平成20年5月27日に実施された研究評価検討委員会の評価を踏まえ、次のとおり事前評価を行った。

(1) 必要性

本研究は、家庭内の犯罪について、加害者の属性、動機・原因、家族関係、処遇の状況等について調査分析し、その犯罪類型ごとに顕著な特徴を抽出するなどした基礎的な資料を提供することを目的としている。これにより、その類型ごとに効果的な防止策及び処遇方策の策定が可能となることが期待でき、近年、増加傾向にある親族間での犯罪の防止につながると考えられることから、本研究を行う必要がある。

(2) 効率性

家庭内の犯罪について、その効果的な防止策及び処遇方策を検討するための基礎的な資料を提供するためには、表面的な動機や犯行状況のみならず、背後にある加害者の属性、家族関係、矯正施設等における処遇状況等にまで踏み込んで調査分析する必要がある。本研究は、検察官、刑務官、法務教官及び保護観察官としての実務経験を有する研究官で構成するチームで行うため、事件の背後にある事情について詳細に調査分析することが可能であり、手段の適正性・費用対効果の点から効率性は高い。

(3) 有効性

本研究の成果は、法務省関係職員に対する職務上の資料として取りまとめられ、今後の家庭内の犯罪に対する効果的な防止策及び処遇方策の在り方を検討する上で、有用な資料となることが期待できることから、研究の有効性が認められる。

(4) 総合的評価

本研究は、上記のとおり、必要性、効率性及び有効性がそれぞれ認められる上、本研究により得られる成果は、近年増加傾向にある親族間の犯罪の防止策等を検討する上で、貴重な資料となることが見込まれることから、早期に行うべき研究課題といえる。

4. 評価手法等

上記2(2)の目的の達成の有無という観点から、外部有識者等で構成される研究評価検討委員会(学者委員7名、法務省の他部局員4名計11名により構成)において評価基準第4の2事後評価に掲げる各評価項目について4段階(AからD)の評価を行って各評価に応じた評点を付すことにより、その評点の合計点に応じて本研究の効果を判定する。

5. 事後評価の内容

本研究について、平成25年5月22日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ、次のとおり事後評価を行った。

(1) 本研究の成果について

ア 統計分析

統計資料に基づく動向の分析を行った結果、次の点が明らかとなった。

平成22年の親族率(検挙件数総数に占める親族が被害者である事件の比率)は、一般刑法犯全体と比較して、殺人、傷害致死で50パーセントを超えて特に高く、放火、暴行、傷害でも高い。平成元年以降の親族率の推移を見ると、殺人、放火、暴行及び傷害致死の親族率は最近上昇傾向にあり、とりわけ傷害の同比率は、平成11年から急増している。さらに、親族が被害者である事件について、傷害、暴行では、配偶者に対する事件の比率が極めて高く、殺人も、配偶者に対する事件の比率が高いほか、親、子に対する事件の比率も高いが、放火、傷害致死では、親に対する事件の比率が高い。

被害者種類別の検挙件数の推移を見ると、特に暴行、傷害で、妻が被害者である事件が平成12年から急増している。

イ 成人による家庭内の重大犯罪の実態調査と処遇調査

実態調査の手法は、東京地方検察庁において処理された事件のうち、①昭和50年～昭和53年、②平成元年～平成4年、③平成17年～平成20年の各4年間に第一審判決の言渡しがあったもので、罪名が殺人、傷害致死、現住建造物等放火及び保護責任者遺棄致死であり、その被害者が家族（直系尊属・卑属、配偶者（内縁を含む。）、兄弟姉妹、同居のその他親族及び同居の継父母・継子）である事案を抽出し、刑事事件記録又は判決書に基づいて、その内容を分析するというものである。対象事件として抽出した事件の数は、合計236件（①期114件、②期55件、③期67件）であった。

各期間区分における犯罪の特徴を、量的な側面に着目して、他の期との比較で見ると、①期においては、他の期に比べ、女性による犯行で、嬰兒殺が顕著に多かったほか、男性による犯行で、妻に対する殺人と傷害致死がかなり多かった。②期においては、他の2期と異なり、配偶者殺しで、女性による犯行の件数が、男性によるものよりも、若干ではあるが上回っていた。③期においては、実親殺しが他の期に比べて多く、その中でも母親殺しが顕著に多いとともに、女性による犯行が増えていた。

また、質的な面においても、時代の推移に応じて、各期間区分における家庭内の重大犯罪には、いくつかの特徴的な変化が見られ、例えば、①期には、家庭内における男女の力関係の非対称性が反映していると考えられる事案が多く認められる一方、②期以降においては、家族内外の人間関係の希薄化や個人の欲望の肥大化が反映していると考えられる事案が目立つようになるなどの変化を指摘することができる。

一方、処遇調査においては、東京、千葉、宇都宮及び大阪保護観察所において係属した保護観察事件のうち、実態調査の対象と同様の事案を抽出し、被收容者身分帳簿、保護観察事件記録等に基づいて調査を行った。抽出した事例は75件（いずれも仮釈放事案）である。これらの事案を、①特定の親族との感情的あつれきから犯行に至った事例、②養育中の乳幼児・介護中の親等が被害者となった事例、③家庭内暴力やDV等の問題行動のある親族が被害者となった事例、及び④経済的破綻から無理心中を企図した事例の4類型に大きく分類して、類型ごとにその特徴を見た。

ウ 少年による家庭内の重大犯罪の実態調査と処遇調査

実態調査は、平成15年から平成19年に少年鑑別所を退所した少年で、家族を被害者とする重大犯罪を行った者159人を対象に、少年鑑別所の資料に基づいて行った。

殺人（嬰兒殺を除く。）、傷害致死、嬰兒殺・保護責任者遺棄致死及び放火の4つの非行名ごとの特徴を見ると、いずれの非行名についても、保護処分歴を有する者が少なく、非行性が進んでいないものが多かった。非行名別の特徴を見ると、殺人では、不安定な家庭環境や調査対象者自身の学校等でのいじめ被害や孤立等を背景として、加害対象となる家族の問題行動等への対応という形で犯行に及んでいる者が多かった。傷害致死では、加害対象者の問題行動等に暴力で対抗する中で死に至らしめた犯行が多く、放火は、殺人と似た傾向を有するが、家族の側に問題行動等のある者の比率が殺人に比べて低く、動機が現実逃避や自暴自棄である場合は特にその傾向が強かった。嬰兒殺・保護責任者遺棄致死では、不純異性交遊の未妊娠に至り、問題解決能力の乏しさから処置・養育に困って嬰兒を死に至らしめている場合が多かった。

一方、処遇調査においては、実態調査の対象者で調査ができた者について少年院及び保護観察所における処遇の状況を調査した。

少年院の処遇においては、非行の重大性の認識、被害者に対する謝罪、自己の問題性の自覚等のほか、家族関係の改善、協調性・共感性又は自信感を養うこと、感情統制、感情伝達能力の育成、性に対する理解等が教育目標とされる点が特徴的であった。また、特殊教育課程、医療措置課程に区分される者の比率が少年院入院少年一般と比べて高かった。

保護観察では、就学・就労に関する指導を中心としつつ、家族関係、異性との交遊、精神科治療等に関する指導が多く行われている点が特徴的であった。保護観察開始当初は、大多数が遵守事項を守って問題のない生活を送り、約37パーセントが良好措置により保護観察を終了した。家庭内の重大犯罪をした少年の多くは、引受人に父母を希望し、多数の父母が被害を受けつつも引受意思を示した。しかし、被害者となった父母などの中には、少年との関わりを忌避する者もあり、非行時の同居親族以外の者が引受人となる少年もいた。

家庭内の重大犯罪をした少年には、その処遇過程において精神科治療の必要性が認められる者が相当の割合で存在したが、そのうち非行以前から十分な治療を受けていたと認められる者は半数以下であった。

エ 提言

以上のような調査結果に基づいて、家庭内の重大犯罪の発生に当たっては、家庭内で生じた問題が、外部の介入がないままで放置され、増幅される点に一つの問題があり、そのような事態が生じる要因としては、当該問題を問題視する認識がないままに推移したこと、家庭内の問題を知られたくないという態度があること、公的支援等が十分に生かされていないことが考えられると分析した。そして、その防止のためには、啓発活動の推進、各種専門機関を含めた相談窓口の設置、外部からの問題性の発見と地域社会のつながりを生かした通報制度の構築、一覧性のある各種支援リストの作成・配布、包括的相談窓口の設置、地域社会等の相互扶助機能の回復などを通じて、問題の生じた家庭の閉鎖性を崩し、外部に開くことが必要である旨の提言を行った。

また、家庭内の重大犯罪を行った者の処遇に当たっては、家族に対して犯罪を行ったことにより過剰な自責の念にとらわれて心情不安定になる場合、事件以前に被害者に問題があったことにとらわれ反省が深まらない場合等があり、それぞれの事案、対象者の個性を踏まえた柔軟な指導が必要であることを指摘した。さらに、これらの者、家庭は事件以前には何らかの問題を抱えていることが多く、その問題性の解消のために、刑事施設、保護観察所の役割は重要であり、特に、医療措置、福祉上の手当て等が必要な者に対しては、医療機関、福祉機関等との連携を十分に図っていく必要があることを指摘した。

オ 成果物

上記の本研究の成果は、研究部報告45^{*3}として公刊され、法務省関係部局や犯罪者処遇等を研究する大学研究者に配布・送付されたほか、法務省ホームページ上でも閲覧・ダウンロードが可能な形で広く一般に公開されている。また、本報告書刊行に併せ、刑事政策に関する雑誌等に本研究の概要を紹介する記事を掲載した。

(2) 各評価項目の判定

評価基準第4の2に掲げる各評価項目について、研究評価検討委員会において評価した結果は、別添のとおりである。

(必要性の評価項目)

本研究の対象である家庭内の重大犯罪は、配偶者暴力・児童虐待等が増加傾向を見せている現在の犯罪情勢下で、国民の関心も高まっており、刑事政策上の重要課題の一つである。本研究は、その防止策と加害者の処遇方策の検討に資するものであり、法務省の重要施策の一つである犯罪者の再犯防止対策、社会復帰支援や、犯罪情勢に対応した適切な刑事司法の運営の在り方の検討に密接に関連しており、実施の必要性が非常に高かった。また、現在まで本研究に代替する研究は実施されていない上、本研究のように、家庭内の重大犯罪を網羅的に対象とし、刑事事件記録等に基づいて実証的な調査分析を行う研究は、法務省以外では実施することが困難であって、他の研究機関で現に実施されておらず、今後も行われる見込みは乏しい。なお、研究評価検討委員会における必要性を評価する2項目の評点は、20点中20点である。

(効率性の評価項目)

調査対象は、成人・少年双方の事件と網羅的である上、成人については、異時比較が可能のように異なる3つの期間における事件を対象としたことにより、家庭環境の時代的变化を踏まえて、それぞれに異なる特徴を有する家庭内の犯罪の実態と加害者の処遇の実情を明らかにし得たものであり、調査対象の設定は非常に適切であった。また、実務経験を有する者が、刑事事件記録・少年鑑別所処遇記録等から客観的なデータを収集し、データの性質を踏まえて分析手法を変えながら、実務経験に基づいた多角的な視点から分析しており、研究の実施体制・手法は非常に適切であった。そして、法務省の機関である特性を活用して、法務省各部局の保有する記録、データを用いるなどの点で特別な費用を要しない研究手法を採っており、費用対効果の点からも十分に合理的なものであった。なお、研究評価検討委員会における効率性を評価する3項目の評点は、30点中30点である。

(有効性の評価項目)

本研究の成果物は、工夫した構成と記述により、実務家にとっても、実務家以外の者にとっても、分かりやすいものとなっている。また、本研究の成果は、家庭内の重大犯罪の実態等を初めて実証的に明らかにする研究であって、矯正施設・保護観察所において、これらの事犯者の処遇等に当たっての参考資料として利用されているほか、今後、大学等における利用が見込まれる。なお、研究評価検討委員会における有効性を評価する2項目については、20点中17点である。

(3) 総合評価

本研究は、必要性、効率性及び有効性のいずれの観点からも高く評価でき、研究評価検討委員会における評点の合計は70点中67点であったことから、評価基準第3の3に基づき「大いに効果があった」と認められる。また、2(2)記載のとおり、「家庭内において発生した重大犯罪について、動向、動機・原因、処遇の状況等を調査分析することにより、その効果的な防止策及び加害者の社会復帰に向けた処遇方策の検討のための基礎的な資料を提供すること」という目的を達成したと評価することができる。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

(2) 実施方法

(3) 意見及び反映内容の概要

ア [意見]

[反映内容]

7. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

9. 備考

【行政事業レビュー点検結果の平成26年度予算概算要求への反映内容】

-
- *1 「一般刑法犯」
刑法犯全体から自動車運転過失致死傷等を除いたものをいう。
- *2 「属性」
年齢，性別，居住状況，婚姻状況，就労状況，健康状況，不良集団関係など，加害者に備わっている性質や加害者を取り巻く環境等をいう。
- *3 「研究部報告45」
法務省ホームページ〔http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00059.html〕を参照。

事後評価結果表

【家庭内の重大犯罪に関する研究】

評価項目	評価	評点	参考	
必要性	1 法務省の施策に関連して必要なものか。	A	10点	本研究は、家庭内の重大犯罪が、配偶者暴力・児童虐待等が増加傾向を見せている現在の犯罪情勢下で、国民の関心も高まっているなど、刑事政策上で重要な課題の一つとなっている現状において、その防止策と加害者の処遇方策の検討に資するものであって、法務省の重要施策の一つである犯罪者の再犯防止対策、社会復帰支援や、犯罪情勢に対応した適切な刑事司法の運営の在り方の検討に密接に関連しており、実施の必要性が非常に高かった。
	2 代替性のない研究であるか。	A	10点	現在まで本研究に代替する研究は実施されていない上、本研究のように、一定期間における家庭内の重大犯罪を網羅的に調査対象とし、刑事事件記録等に基づいて実証的な調査分析を行う研究は、法務省以外では実施することが困難であって、今後も他の研究機関で行われる見込みは乏しい。
効率性	3 研究における調査対象の設定が適切であるか。	A	10点	成人・少年双方の事件を対象とした上で、それぞれの事件の実態及び加害者の処遇状況を調査しており、必要な範囲を網羅的に調査していることに加え、成人については、異時比較が可能のように異なる3つの期間における事件を調査対象としている。このような調査対象の設定によって、家庭環境の時代的変化を踏まえて、それぞれに異なる特徴を有する家庭内の犯罪の実態と加害者の処遇の実情を明らかにし得た。したがって、研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切であった。
	4 研究の実施体制・手法が適切であるか。	A	10点	研究実施者は、検察・矯正・保護の各分野の実務経験を有する研究官・研究官補である。これらの者が刑事事件記録・少年鑑別所処遇記録等を精査して客観的なデータを収集しており、収集されたデータは信頼性が高い。このデータに基づき、データの性質を踏まえて分析手法を変えながら、実務経験に基づいた多角的な視点から分析しており、効率的な成果を得る上でその実施体制・手法は非常に適切であった。
	5 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。	A	10点	調査分析に用いたデータは、統計資料のほか、法務省の機関である検察庁・刑事施設・少年鑑別所・保護観察所の協力により入手したものである上、その分析も、成人・少年の処遇の実務を知悉する研究官等が既存の設備・備品等を活用して行っており、それぞれ特別な支出を要しなかった。以上から、本研究の手法は、研究目的を達成するに当たり、費用対効果の観点から十分に合理的であった。
有効性	6 研究の成果物は分かりやすいものであるか。	A	10点	本研究の報告書は、巻頭に要約を記載した上で、国内外の動向の分析、成人の事件の実態と処遇の調査結果、少年の事件の実態と処遇の調査結果を順次記述した上で、最後にまとめの提言を述べており、明解な構成となっているほか、その記述内容も、図表を豊富に使用しつつ、検証可能な形で調査データを提示し、分析の根拠や内容を平易に記載しており、実務家にとっても、それ以外の者にとっても、理解しやすく、また活用しやすいものとなっている。
	7 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用されたか。	B	7点	本研究は、家庭内の重大犯罪の実態等を初めて実証的に明らかにする研究であって、その成果は、矯正施設・保護観察所において、これらの事犯者の処遇等に当たっての参考資料として利用されている。成果物は広く一般に公開され、マスメディアにも取り上げられており、他に類似の先行研究が見られないことから、今後、大学等における同種問題の研究に利用されることが見込まれる。

評点合計： 67点

研究評価検討委員会における評価基準

第1 目的

本評価基準は、研究評価検討委員会が法務省法務総合研究所研究部が実施する特別研究（以下「研究」という。）に関する評価を実施するに当たって、同委員会における研究の評価の観点を明らかにし、より客観的な研究の評価の実施に資することを目的とする。

第2 適用対象

本評価基準は、法務省の政策評価の対象となった研究の評価を実施する場合に適用する。ただし、当該研究の実施方法等に鑑み、本評価基準で評価することが適当でないと研究評価検討委員会が認める研究については、本評価基準とは別の基準で評価を実施することができるものとする。

第3 評価の実施方法

本評価基準を用いての評価方法は以下のとおりとする。

- 1 評価対象の研究に関し、研究の実施前（事前評価）及び研究の実施後（事後評価）に、「第4 評価項目」の「1 事前評価」及び「2 事後評価」に掲げる各評価項目について評価を行うものとする。
- 2 各項目の評価は4段階（AからD）で行い、各評価に応じて、以下のとおり評点を付すものとする。
 - A…評点 10 点
 - B…評点 7 点
 - C…評点 5 点
 - D…評点 0 点
- 3 各評価項目で付された評点を合計した点数に応じて、評価対象の研究の効果を以下のとおり判定する。
 - 合計点 56 点以上 … 大いに効果があった。
 - 合計点 49 点以上 56 点未満 … 相当程度効果があった。
 - 合計点 35 点以上 49 点未満 … 効果があった。
 - 合計点 35 点未満 … あまり効果がなかった。
- 4 研究評価検討委員会の各委員は、法務総合研究所に対し、本評価基準による評価の実施に必要な資料等を求めることができるものとする。

第4 評価項目

1 事前評価

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては、犯罪防止、犯罪者処遇を含め、我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが、この観点から、法務省の施策に関連するものであれば、当該研究の必要性は高いと認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり、実施の必要性が極めて高い。
- B…法務省の重要な施策に関連し、又は、法務省の施策に密接に関連する研究であり、実施の必要性が高い。
- C…法務省の施策に関連する研究であり、実施の必要性がある。
- D…法務省の施策に関連しない研究であり、実施の必要性が乏しい。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が、他の研究機関で実施できないものであれば、当該研究は法務省で行う必要性が高い上、研究の価値、効果も高いといえることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。
- B…他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。
- C…他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが、代替性があるとまではいえない。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。

(3) 早期に研究を実施すべきテーマであるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

研究テーマが、刑事政策上の課題となっているなど、早期に研究を実施すべきものであれば、当該研究の必要性が高く認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する

- A…早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
- B…早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。
- C…早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。
- D…早期に研究を実施する必要性がないテーマである。

(4) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で、調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか、研究の性質によっては、調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされることが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込みである。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切なものとなる見込みである。

C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではないものとなる見込みである。

(5) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされるためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われるなど、研究の実施体制・手法が適切であることが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切なものとなる見込みである。

B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。

C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではないものとなる見込みである。

(6) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであることが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。

B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものとなる見込みである。

C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものとなる見込みである。

D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものとなる見込みである。

(7) 法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討に利用され、又は、大学での研究その他の場で広く利用されることは、当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに、広くは、国民の刑事政策への理解協力、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みが乏しい。

2 事後評価

評価対象の研究に関し，以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策等に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては，犯罪防止，犯罪者処遇を含め，我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが，実際の研究成果が，現に，この観点から，法務省の施策に関連するものであれば，当該研究の必要性は高かったと認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…現に法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高かった。
- B…現に法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高かった。
- C…現に法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性があった。
- D…現に法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しかった。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で現に実施されておらず，実施された研究の成果が他では得られないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高かったと認められる上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究が現に実施されておらず，今後その見込みも乏しい。
- B…他の研究機関では代替する研究が現に実施されていない。
- C…他の研究機関でも類似の研究が実施されたが，研究成果において代替性があるとまではいえなかった。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施された。

(3) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

実施された研究において、研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で、調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか、研究の性質によっては、調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされたことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではなかった。

(4) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされたと評価するためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われたなど、研究の実施体制・手法が適切であったことが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではなかった。

(5) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、実施された研究において、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであったことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものであった。
- B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものであった。
- C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものであった。
- D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものであった。

(6) 研究の成果物は分かりやすいものであるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物の文書構成が適当であり、また、図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用などによって分かりやすいものになっていることは、実際に法務省やその他の場における利用状況に影響を与えるものであることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…実務家にとっても，研究の成果を利用し得る実務家以外の者にとっても分かりやすい。
- B…実務家にとって分かりやすい。
- C…実務家にとっておおむね分かりやすい。
- D…実務家にとっても理解に時間を要する。

(7) 法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が，法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討に利用され，又は，大学での研究等その他の場で広く利用されたことは，当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに，広くは，国民の刑事政策への理解協力，ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから，この点を評価する。なお，当該研究の性質上，評価実施時期までに利用されていないとしても，中長期的に見て利用される見込みが認められるものについては，その有効性を認め得ることから，評価に当たってこの点を加味することとする。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用された，又は，今後大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用された，又は，今後利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用された，又は，今後多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用されず，かつ，今後利用される見込みも乏しい。

平成24年度事後評価実施結果報告書

(法務省24-5)

施策名	検察権行使を支える事務の適正な運営 (政策体系上の位置付け：Ⅱ-4-(2))					
施策の概要	検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたる改善及び検察機能のより一層の強化を図る。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・捜査に関与する通訳人を確保するとともに、通訳人に対して、我が国における基本的人権や適正な刑事手続に関する法制度についての理解を高め、国内における外国人犯罪に適正に対処する。 ・犯罪被害者等基本法及び同基本計画を踏まえ、検察における犯罪被害者の保護・支援を充実させるために職員の意識や対応技能の向上を図る。 ・一般市民等に対し刑事手続における検察の機能や役割を周知し、捜査等における証拠収集活動への協力や、裁判員裁判への積極的な参加を促す。 					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	3,153,692	2,717,136	3,655,869	3,729,162
		補正予算(b)	0	762,230	0	—
		繰越し等(c)	0	2,738	0	/
		合計(a+b+c)	3,153,692	3,482,104	3,655,869	
執行額(千円)	2,912,762	3,060,714	—			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説のうち主なもの)	○犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第19条 ¹ ○犯罪被害者等基本計画(平成17年12月27日閣議決定) V-第2-3-(1)-イ 職員等に対する研修の充実等 ² ○犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008(平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定) 第3-4-⑤ 国際組織犯罪に対する捜査体制の整備 ³					

測定指標	1 検察庁における通訳人体制の充実・強化	平成24年度目標
		通訳人に対して、刑事司法手続についての知識や基礎的法律知識の習得につながる研修を実施することにより、能力の向上を図る。
		施策の進捗状況(実績)
		これまでの実施要領を大幅に見直し、通訳言語を特定の言語に限定し、参加人数を例年より絞った上で通訳人セミナーを実施した。

	<p>セミナーでは、同じ通訳言語を使用する通訳人同士の間や検察官との間で、当該言語の通訳に関する諸問題や疑問等について、より深く活発な議論や意見交換を行った。このほか、刑事手続に関する近年の動向についての講義、ベテラン通訳人講師による捜査通訳上の参考事例の講義等を行った。</p>					
	参考指標		実績値			
	通訳人研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を有意義とする回答率）（％）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		95.4	92.0	95.7	100.0	100.0

測定指標	2 被害者支援担当者の育成	平成24年度目標				
		被害者支援担当者に対して、個々の犯罪被害者に必要とされる支援・保護ができるような知識や技能を習得させる研修を実施し、対応能力を向上させる。				
		施策の進捗状況（実績）				
		<p>被害者対応に必要な知識・技能を習得させる目的で、被害者支援担当者（被害者支援員及び被害者支援を担当する検察事務官）を対象とした中央研修を実施した。</p> <p>研修では、専門家等による制度説明や支援等に関する講義を行ったほか、刑事局職員等と研修員との間で実情や問題点等についてフリーディスカッションを行った。</p>				
	参考指標		実績値			
	被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を有意義とする回答率）（％）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		94.3	96.2	91.3	95.0	88.8

測定指標	3 検察の機能や役割に関する広報活動の実施状況	平成24年度目標				
		国民に対して幅広く検察活動の意義や役割を理解してもらうため、地域に密着した効果的な広報活動を実施する。				
		施策の進捗状況（実績）				
		検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットを利用し、これまでに培ったネットワークや経験を活用				

	して、全国の検察庁において広報活動を実施した。また、法教育の重要性が高まっていることから、教員研修や出前教室・移動教室等の教育の現場を対象とした広報活動を積極的に行った。				
参考指標	実績値				
広報活動の実施回数（回）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	1,087	1,339	1,287	1,187	1,135

施策に関する 評価結果	<p>目標の達成状況</p> <p>【指標1について】</p> <p>平成24年6月20日から6月21日までの2日間、中央研修として、全国の地方検察庁から推薦された通訳人38名が参加する通訳人セミナーを実施した（別添1-1参照）。</p> <p>平成24年度のセミナーは、これまでの実施要領を大幅に見直し、通訳言語を特定の言語に限定し、参加人数を例年より絞った上で実施した。通訳言語を限定することにより同じ通訳言語を使用する通訳人同士の間で、当該通訳言語国の法制度や文化的・社会的な背景等も踏まえつつ、当該言語の通訳に関する諸問題についてより深く活発な議論が行われた。</p> <p>また、セミナー開催に当たっては、セミナーに対する要望や通訳上の問題点等を参加者から事前にアンケートを実施・集計し、より実効的な内容となるよう事前準備を行った。そして、セミナーでは、事前アンケートで要望のあった刑事手続に関する近年の動向についての講義を行ったほか、ベテラン通訳人を講師に招き、その豊富な経験から捜査通訳上参考となる事例を講義してもらうなど、より充実したプログラムを実施した。</p> <p>さらに、平成23年度に好評であった検察官との座談会（分科会）を引き続き開催し、同じ通訳言語を使用する通訳人と検察官とで、通訳を行う上で疑問に感じる点や要望等につき意見交換を行った。</p> <p>このように、特定の言語に限定した上、より少人数で行うプログラムを実施することで、より専門的な知識等の習得につながる研修となり、通訳能力の向上を図るという目標をおおむね達成し、国内における外国人犯罪への適正な対処に資することができたといえる。</p> <p>なお、セミナー終了後には、効果測定を行うとともに、今後の研修カリキュラム等の策定に資するため、セミナー参加者全員に対してアンケート調査を実施したところ、セミナーに参加した38名全員から回答を得ることができ、全員が、セミナーについて、「通訳人としての知識や能力の向上に役立った」旨回答した。このアンケート結果は、通訳人による主観的評価ではあるものの、通訳人がこれまで得ていなかった知識等をセミナーにより得ることができ、セミナーが参加通訳人の能力向上に役立ったと評価できる一要素であると考え（別添1-2、1-3参照）。</p> <p>加えて、セミナーの成果を全国で共有するため、通訳人と検察官の座談会において出された意見も含めて、その概要を取りまとめた各庁</p>
----------------	--

に情報提供した。各庁においてこれらの概要を各庁に登録された通訳人にも情報提供することで、セミナーに参加しなかった通訳人の能力向上にも資すると考えられる。

【指標2について】

平成24年11月27日、全国の地方検察庁の被害者支援担当者80名を対象に、被害者支援担当者中央研修を実施した（別添2-1参照）。

同研修では、被害者保護のための諸制度についての説明のほか、犯罪被害者等基本計画における検察庁関連の施策や関係機関・団体等と連携した被害者支援のモデルケースや民間支援センターで行う支援等に関する講義を行った。

また、刑事局職員等と研修員の間で、各庁における実情や問題点等について、フリーディスカッションを行った。

研修終了後には、効果測定を行うとともに、今後の研修カリキュラム等の策定に資するため、参加した研修員全員を対象としたアンケートを実施し、79名から回答を得ることができた（別添2-2、2-3参照）。

その中で、71名（88.8パーセント）が、同研修について、「有意義である」と回答した。

以上から、同研修内容は、被害者支援担当者に必要な知識・技能を習得させるものとなり、被害者支援担当者の対応能力の向上という目標をおおむね達成し、被害者支援担当者の育成を行ったと評価できる。

【指標3について】

平成24年度は、検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットの内容を刷新して、全国の検察庁に配布し、広報活動の際にはこれを利用することとした。また、平成23年度に引き続き、広報啓発活動を通じて培った経験やネットワークを活用して、地域に密着した広報活動を実施した。

また、平成23年度から実施されている新しい学習指導要領では、法の基本的な考え方、国民の司法参加の意義等についての学習内容が充実化され、学校教育の現場における法教育の重要性が高まっているところ、平成24年度においては、法教育の趣旨を取り入れた広報活動を積極的に展開した。

広報活動の実施回数は1,135回であり、活動への参加人数は合計3万9,782人であった（別添3参照）。

なお、広報活動終了後に参加者にアンケートを実施する場合もあり、その際出された意見や感想は、今後の広報活動をより充実したものとするための参考として活用している。

以上から、検察活動の意義・役割について、国民に正しく理解してもらうための地域に密着した効果的な広報活動を実施するという目標をおおむね達成し、一般市民等に対し刑事手続における検察の機能や役割を周知できたと評価できる。

目標期間終了時点の総括

【目標の達成状況の分析】

検察庁における通訳人体制の充実・強化に取り組んだことにより、国内における外国人犯罪への適正な対処という目標の達成に寄与できた。特に、通訳人セミナーにおいては、実施要領の見直しにより、当該言語を母語とする被疑者の文化的特性や出身地域の特性など、従前に比べて、より専門的な知識の習得や情報の共有が可能となり、更に特化した

通訳能力の向上を図ることができた。

また、被害者支援担当者の育成に取り組んだことにより、職員の意識や対応技能の向上を図ることができ、検察における犯罪被害者の保護・支援の充実に資することができた。

これらの通訳人や被害者支援担当者の研修を中央で行うことにより、全国均一的な能力向上及び統一的な情報の共有を図るとともに、より効果的かつ効率的な研修を実施することができた。特に、通訳人セミナーにおいては、通訳回数の多い大規模庁（東京）の通訳人を講師に招いて、捜査通訳上の参考事例等の講義等を行うことができた。また、捜査経験豊富な大規模庁（東京）の検察官を、多忙な中でも意見交換会に参加させることができ、さらには全国から多数の通訳人が一同に介し研修を行うための場所も確保することができた。一方、被害者支援担当者中央研修におけるフリーディスカッションでは、各庁における実情や問題点等を議論することができ、各庁間の情報共有が一層図られた。

さらに、一般市民等に対し刑事手続における検察の機能や役割を周知し、捜査等への協力や裁判員裁判への参加促進といった検察権の適正・迅速な行使のために必要な国民の理解や協力が得られるよう努めた。

平成24年度に刷新したパンフレットの内容は、従前のものに比べて、刑事事件の流れと検察庁の職員の関わりを詳細に説明しており、また、イラストの描き方や色合いなど細部にも工夫を凝らしたものであって、これを広報活動に利用したことにより、効果的かつ効率的に広報活動を実施することができた（別添4参照）。

こうした取組を通じて、外国人犯罪への対処や犯罪被害者の保護等を始めとする検察機能の強化を図ることができたといえる。

【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】

国際化の進展に伴い外国人が関与する事件への対応の重要性が依然として高い上、取調べの適正に対する社会の関心が高まっていることから、外国人が関与する事件を適正に処理するためには通訳の正確性・公平性が担保されることが不可欠であるため、引き続き、捜査手続における通訳の正確性・公平性を全国統一的に確保する方策が必要である。また、本年度の通訳人セミナーにおけるカリキュラムを大幅に変更して実施したように、その内容を必要に応じて検討・見直しながら、セミナーを継続していくことが必要である。

被害者支援担当者中央研修については、研修実施後のアンケートの結果を見ても有効であると認められる。被害者支援は、犯罪被害者やその遺族の方々が受けた傷を少しでも癒やす手助けとなるとともに、犯罪被害者等を始めとする国民の刑事司法に対する信頼を確保するという点で大きな意義を有している。今後も被害者支援担当者の意識や対応能力の向上を目的として、引き続き同研修を実施する必要がある。

検察の使命や検察活動の機能・役割に関する広報活動については、引き続き、国民から寄せられる意見・感想を反映し、広報活動の充実に資するほか、学校教育や市民教育等において、幅広い層の国民に対して、法教育の趣旨を取り入れた広報活動を行うなど、多様な広報活動を実施していくことが必要である。

学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 2 実施方法 3 意見及び反映内容の概要 ア〔意見〕 〔反映内容〕
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○評価の過程で使用したアンケート調査等 ・通訳人セミナー全体及び各講義等に関するアンケート調査結果は、刑事局公安課において保管している。 ・被害者支援担当者中央研修に関するアンケート調査結果は、刑事局総務課において保管している。
---------------------------	--

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成25年度予算概算要求への反映内容】
----	-----------------------------------

担当部局名	刑事局総務課企画調査室	政策評価実施時期	平成25年 8 月
-------	-------------	----------	-----------

*1 「犯罪被害者基本法（平成16年法律第161号）」

（保護、捜査、公判等の過程における配慮等）

第19条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

*2 「犯罪被害者基本計画（平成17年12月27日閣議決定）」

V－第2－3－（1）－イ 職員等に対する研修の充実等

法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施、更生保護官署職員に対する被害者支援の実務家等による講義、地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義・講演及び討議の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の改善を進める。

*3 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）」

第3-4-⑤ 国際組織犯罪に対する捜査体制の整備

国際的な犯罪に的確に対処するため、通訳・翻訳担当職員の育成強化、有能な民間通訳人の確保等、国際組織犯罪対策の推進に必要な態勢を整備する。

平成24年度通訳人セミナー日程

日程 平成24年6月20日(水)～21日(木)

会場 法務総合研究所第3教室(赤れんが棟3階)及び第6教室(赤れんが棟1階)

月日	時 間	事 項
6 月 20 日 (水)	13:00	集合 ※第6教室
	13:10～13:30	オリエンテーション
	13:30～13:45	開始式
	13:45～14:45	講義(1) 「刑事手続に関する近年の動向について」 刑事局付(公安課) 萩野 哲史
	14:45～15:00	休憩
	15:00～16:15	講義(2) 「通訳に関する具体的事例について」 刑事局付(公安課) 渡 邊 真知子
	16:15～16:30	休憩
16:30～18:00	言語別分科会(1) 「通訳人から検察官に対する情報提供・要望事項」 ※第3教室(中国語(北京語)) 東京地検公安部杉山検事, 渡邊局付 ※第6教室(ポルトガル語) 東京地検公安部菅井検事, 萩野局付 ※第6教室(スペイン語) 東京地検公安部高橋検事, 小林局付	
6 月 21 日 (木)	9:30	集合 ※第6教室
	9:30～9:35	オリエンテーション
	9:35～9:40	分科会会場に移動
	9:40～12:00	言語別分科会(2) 「通訳人講師からのアドバイスと意見交換」 ※第3教室(中国語(北京語)) 中本通訳人講師, 渡邊局付 ※第6教室(ポルトガル語) 鈴木通訳人講師, 萩野局付 ※第6教室(スペイン語) 窪田通訳人講師, 小林局付
	12:00～13:00	休憩(昼食) ※第3教室及び第6教室利用可
	13:00～14:30	全体会 「分科会での協議結果の発表と意見交換」 ※第6教室 小林局付, 渡邊局付, 萩野局付
	14:30～14:40	休憩
	14:40～15:00	終了式(解散)

別添1-2

○測定指標 1 関係

通訳人セミナー参加者に対するアンケート調査

指 標	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
有意義（役立った）とする回答の割合	92.0%	95.7%	100.0%	100.0%
有意義（役立った）とする回答数※	46	67	70	38
アンケート回答者数	50	67	70	38
参 加 人 数	50	70	70	38

※ 平成21年度から、通訳人セミナー全体について「有意義である」「どちらとも言えない」「有意義でない」とする3段階で回答を求める方式でアンケート調査を行い、セミナー参加者50人全員から回答を得て、うち有意義とする回答数が46となり、有意義とする回答の割合が92.0パーセントであった。

平成22年度も、同様の方式でアンケート調査を行い、セミナー参加者70名中67名から回答を得て、うち有意義とする回答数が67となり、有意義とする回答の割合が95.7パーセントであった。

平成23年度も、同様の方式でアンケート調査を行い、セミナー参加者70名全員から回答を得て、うち有意義とする回答数が70となり、有意義とする回答の割合が100.0パーセントであった。

平成24年度は、通訳人セミナー受講により、通訳人としての知識や能力の向上に役立ったと思うかについて、「はい」「どちらとも言えない」「いいえ」とする3段階で回答を求める方式でアンケート調査を行い、セミナー参加者38人全員から回答を得て、うち「はい（役立った）」とする回答数が38となり、「はい（役立った）」とする回答の割合が100.0パーセントであった。

参考資料

別添1-1 平成24年度通訳人セミナー日程

別添1-3 「平成24年度通訳人セミナー」に関するアンケート集計結果

「平成24年度通訳人セミナー」に関するアンケート集計結果

回答人数 38人

質問項目	回答内容	回答人数	割合
1. 本セミナーの評価について			
(1) 本セミナー全体について 本セミナーの受講により、通訳人としての知識や能力の向上に役立ったと思いますか。	はい	38	100.0%
	どちらとも言えない	0	0.0%
	いいえ	0	0.0%
	無回答	0	0.0%
主な意見の要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・刑事手続・通訳の正確性についての認識が深まったと感じた。また、経験豊富な通訳の先生の意見や話が聞け、今後の通訳に活かせるアドバイスなど役立つ知識が更に身に付いたと思った。 ・正確に通訳する重要性を改めて認識した。省略や編集等せずに誠実に訳すことが肝要です。違う文化間のことば表現の難しさがより理解でき、通訳の重要性へ理解が深められました。 		
(2) 講義(1)「刑事手続に関する近年の動向について」について 本講義により、通訳人としての知識や能力の向上に役立ったと思いますか。	はい	27	71.1%
	どちらとも言えない	8	21.1%
	いいえ	2	5.3%
	無回答	1	2.6%
主な意見の要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・普段、気付かない点や法律上のことなど説明していただき、参考になりました。 ・新しい在留管理制度以外の刑事手続はほとんど知ってます。 ・検察官が通訳人に対してどういことを求めているのか、もっと知りたかった。 ・通訳人として、刑事手続に関することをを知る必要性はないと思う。敢えて知らない方がいいと思う。被疑者に尋ねられた時に知識がないぶん答えようもないし、素直に検事に通訳できるから。 		
(3) 講義(2)「通訳に関する具体的事例について」について 本講義により、通訳人としての知識や能力の向上に役立ったと思いますか。	はい	33	86.8%
	どちらとも言えない	3	7.9%
	いいえ	0	0.0%
	無回答	2	5.3%
主な意見の要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・とても具体的な事例を挙げてくださり、一件ごとの通訳に一層身を引き締め、正確さを一番の課題にして行こうと感じました。 ・求められている技量が高すぎて敗北感を持った人がいるのではと思える。 ・検察官とコミュニケーションをとる方法、被疑者から困った依頼があったときの対処方法は大変役に立ちました。 		
(4) 言語別分科会(1)「通訳人から検察官に対する情報提供」について 本分科会が、より良い通訳を行う上で役立ったと思いますか。	はい	33	86.8%
	どちらとも言えない	3	7.9%
	いいえ	1	2.6%
	無回答	1	2.6%
主な意見の要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・通訳事件を多く経験した検察官の方にしてほしかった。 ・こういった双方向の情報交換の場を引き続き今後も設けてほしい。 ・違う出身地の通訳人から自分には思いつかない情報を知ることができました。 ・情報提供の内容が意見交換を言い合っている感じだった。特に今後の通訳に役立つとは思わなかった。 		
(5) 言語別分科会(2)「通訳人講師からのアドバイスと意見交換」について 本分科会により、通訳人としての知識や能力の向上に役立ったと思いますか。	はい	30	78.9%
	どちらとも言えない	3	7.9%
	いいえ	1	2.6%
	無回答	4	10.5%
主な意見の要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・通訳人の位置づけ、通訳人としての中立性、公平性、正確性を保持しながら、手続を進めることについて理解を深まり、通訳人のテクニックを教えていただけ、大変勉強になりました。 ・効果的な勉強方法や教材、本があったら、教えていただきたかったのですが、あまり言及しなかったのも、とても残念でした。 ・通訳の正確性についても事例は論理的に無理があり、アドバイスとして説得力が弱かった 		

「平成24年度通訳人セミナー」に関するアンケート集計結果

回答人数 38人

質問項目	回答内容	回答人数	割合
(6) 全体会「分科会での協議結果の発表と意見交換」について 本分科会により、通訳人としての知識や能力の向上に役立ったと思いますか。	はい	31	81.6%
	どちらとも言えない	3	7.9%
	いいえ	1	2.6%
	無回答	3	7.9%
主な意見の要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・各国語のその語学の特性や通訳人の状況が(悩んでいること、対応の仕方等)よく理解できてよかった。 ・問題の共有はできたが、これからどのように改善していったかも今後シェアできる機会があると有益だと思う。 ・言語の違いにより法律や文化、習慣の違いがあることがよくわかった。 ・他のグループの分科会で話し合われた内容は、自分の属するグループでは出されなかったこともあり、興味深く拝聴しました。参考になることも多く、メモを取らせていただきました。 		
2. 本セミナーの日程等について			
(1) 日程について (主な意見の要旨)	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆとりのあるスケジュールで、疲れることなく、内容のある時間を過ごすことができ、ちょうどいい日程だったと思いました。 ・やや短く感じるところがあり、更なる広い知識に触れられれば、よりよい通訳を目指すのにやくに立つと思います。 		
(2) 開催場所について (主な意見の要旨)	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史のある建物の中でセミナーに参加できたことは光栄です。交通の便もよく助かりました。 ・普段は立ち入ることが出来ない場所。重要文化財である建物内で行われたことは嬉しかったです。 ・全国から集まるということを考えれば東京が妥当であると思われまし、会場も分かりやすく、誘導もスムーズにさせていただいたので良いと思います。 		
(3) 運営方法について (主な意見の要旨)	<ul style="list-style-type: none"> ・素晴らしかったです。内容も非常に充実し、懇親会の場も設けて頂き、通訳人同士また検察官とも交流が出来て大変勉強になり、得るものが大きく、また多かったです。このたびの貴重な研修の内容を無駄にせず、今後通訳の中で大いに活用して参りたいと思います。 ・担当の方のきめ細かい気配りのおかげでスムーズな進行で良かった。 ・最後の集合写真撮影、東京地検の施設見学があっても良かったと思います。 ・特に問題ないと思います。ただ、このようにセミナーが行われ、その中で様々な意見や要望が出たことに対し、どのように反映されるのか、参加者にもフィードバックが何らかの形であれば良いと思います。 		
3. 今後の本セミナーの内容について			
今後、同様のセミナーを開催する場合、取り入れるのが望ましいと思われる講義科目、講習方法、行事等 (主な意見の要旨)	<ul style="list-style-type: none"> ・検事さんの通訳人に対する要望も聞きたいです。またこのような通訳人は困るなどがあれば知っておきたいです。 ・各地方の特質についてもう少し取り上げていただけたらと思います。 ・研修会への参加や他の通訳人の話を聞くということ、それ自体でも通訳人の責任意識、技術向上につながると思う。ただ同じ通訳人が何度も研修会に参加できるわけではないため、研修会で得た成果を何らかの方法で参加できない通訳人とも共有できればいいと思った。 ・何か、ある一つのテーマに絞って、各自の経験や意見をまとめていくのもいいのではないかと思う。 ・中日両国の刑法法の違いについての専門家による講義。 ・実際に講師などが言語別に模範取調べなどを行ったらその表現方法、言葉の使い方なども参考になると思う。 		
4. その他(主な意見の要旨)			

「平成24年度通訳人セミナー」に関するアンケート集計結果

回答人数 38人

質問項目	回答内容	回答人数	割合
	<ul style="list-style-type: none"> ・言語別の研修会は大変有意義だと思いました。他の通訳人と情報を共有できる場を作って頂きありがとうございます。研修会で習ったことを地検の通訳人と共有しているよう努めたいと思います。 ・同じ言語の通訳人が一緒に意見交換もできたり、考え方も近く遠慮なく話しやすかったです。とてもよかったです。 ・中国人の法意識は日本や欧米とかなり違うので、中国語の通訳のみのセミナーを開いてほしい。 ・全体を総括する形で横田氏が話しをした中で、「通訳というと「法律用語」の記が多いのかと思っていたが、実際話を聞いてみると毎日の生活のことが中心で驚いた」という趣旨のことをおっしゃっていたが、正に「我が意を得たり」と感じた。私たちが通訳するのは被疑者が話す話なので、法律用語など彼らからは出てきませんし、すべて彼らの生活密通した事柄、言葉なのです。そのため、彼らの生活基準、環境、生い立ち、教育、仕事、人間関係、地域性などあらゆる細部が必ずしも明瞭でない時には、しどろもどろの発音、言い方、表現の言葉となって出てきたり、こなかったりするので、通訳としては予測不可能な事も当然です。それらと「逐語訳」すること、理想としても間違いではないかと思われます。「通訳」はあくまで解釈を超えることはできないではないでしょうか。もちろん、それは公正、中立、良心的ではあるにしても。 		

※上記アンケート集計結果一覧の「割合」については、小数点第2位を四捨五入した数値を記載しています。

被害者支援担当者中央研修日程

法務省大会議室(地下棟)

平成24年11月27日(火)	
時 間	実 施 内 容
9:30	開 場
9:45	事務連絡
10:00 ~ 10:15	開始式
10:20 ~ 11:20	講 義 内閣府犯罪被害者等施策推進室参事官事務代理 池田暁子
11:30 ~ 12:10	刑事局説明 刑事局付(総務課) 仲戸川武人
12:10 ~ 13:30	休 憩
13:30 ~ 14:30	講 義 被害者支援都民センター 担当者
15:00 ~ 17:15	フリーディスカッション・質疑応答(注)
17:15 ~ 17:45	事務連絡等

(注)フリーディスカッションには、山口刑事局付、仲戸川刑事局付、被害者支援都民センター担当者が出席する。

別添2-2

○測定指標2 関係
 被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査

指 標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
有意義とする回答の割合	94.3%	96.2%	91.3%	95.0%	88.8%
有意義とする回答数	66	51	73	76	71
アンケート回答者数	70	53	78	79	79
参加人数	70	53	80	80	80

<アンケート回答内容>

研修全般の内容について			
回答内容	回答人数	割合	主な感想
有意義である	71	88.8%	<ul style="list-style-type: none"> ・各庁の実情を知ることができ有意義であった。 ・被害者支援の在り方、被害者の心情等について再認識できた。 ・検察庁に求められる支援内容を知ることができた。 ・被害者保護に関する諸制度の留意点について再確認できた。 ・被害者支援に関する基本法令等の講義、他機関の取組みを知ることができた。
どちらとも言えない	8	10.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・やや具体性に欠ける。 ・被害者支援の総論を踏まえ、各論に踏み込んだ研修があっても良いと思う。
有意義でない	0	0.0%	
無回答	0	0.0%	
不提出	1	1.3%	

※上記「アンケート回答内容一覧の「割合」については、小数点第2位を四捨五入した数値を記載しています。

被害者支援担当者中央研修アンケート集計結果

回答人数 79人

質問項目	回答内容	回答人数	割合
1. 研修全体			
開催時期(11月27日)	早い	1	1.3%
	適当	53	66.3%
	遅い	25	31.3%
	無回答	0	0.0%
期間(1日)	長い	0	0.0%
	適当	74	92.5%
	短い	5	6.3%
	無回答	0	0.0%
内容	有意義	71	88.8%
	どちらとも言えない	8	10.0%
	有意義でない	0	0.0%
	無回答	0	0.0%
主な理由	<p>(「有意義」回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各庁の実情を知ることができ有意義であった(意見多数)。 被害者支援の在り方、被害者の心情等について再認識できた(意見多数)。 検察庁に求められる支援内容を知ることができた(意見多数)。 支援内容を被害者へ周知させることが必要であると感じた。 被害者支援の基本理念、支援員としての心構え等を教示いただいた。 被害者保護に関する諸制度の留意点について再確認できた(意見多数)。 被害者支援に関する基本法令等の講義、他機関の取組みを知ることができた(意見多数)。 被害者支援が重要視されていく中で、対応に戸惑うこともあるが、様々な話を伺って理解不足の点もはっきりした。 通常の業務では知ることができない民間団体の取組みを知ることができた。 <p>(「どちらとも言えない」回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> やや具体性に欠ける。 担当者ごとに支援制度に関する知識の差があり、当然知っていることもあれば知らないこともあるため。 実務では、研修で述べられているように気持ちを割り切ることが難しく、自在に被害者の要請を配慮せざるを得ないため。 被害者支援の総論を踏まえ、各論に踏み込んだ研修があっても良いと思う。 		
今後の被害者支援活動に活用できること	<ul style="list-style-type: none"> 被害者支援都民センター担当者の実務経験に基づいた講義は、今後の支援活動に活用できると思う(意見多数)。 関係機関との連携方策や相談者に対する対応策(意見多数)。 被害回復給付金制度についてより理解を深めることができた。 フリーディスカッションで徳島地検の方が発言された、被害者参加予定遺族への公判傍聴例。 二次的被害の加害者になることのないような接遇を心がける(意見多数)。 原庁に戻った後、検察官、検察事務官にも被害者支援の重要性を再認識させたい。 内閣府池田参事官事務代理から提供を受けたDVDを各庁へ配布していただきたい。 犯罪被害者白書や内閣府HPを活用し、被害者支援の一層の充実を図りたい。 被害者通知の漏れ防止や不起訴記録の閲覧対応における留意点(意見多数)。 被害者通知について、当庁では運用の改正を検討中なので、講義で聴いた内容を反映させていきたい。 		

<p>主な感想</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者支援制度を十分理解していないと感じた。今後、適正な支援業務を行うため、自己研さんに努めたい(意見多数)。 ・被害者支援業務の重要性を再認識した(意見多数)。 ・国民のつどいへの参加やホンデリング等を積極的に広報したい。 ・各講義の時間が短く感じた。 ・グループ別ディスカッションを行っても良いと思う(意見多数)。 ・各地検の支援員の活動状況、問題点等を紹介していただき、非常に参考となった。 ・他庁の支援員と交流でき大変貴重な経験であった(意見多数)。 ・被害者支援に関する法制度の改正点や今後の被害者施策において重点が置かれるポイントを知ることでき参考となった。 		
<p>2. 講義・内閣府犯罪被害者等施策推進室 池田参事官事務代理</p>			
<p>時間(1時間)</p>	<p>長い</p>	<p>1</p>	<p>1.3%</p>
	<p>適当</p>	<p>70</p>	<p>87.5%</p>
	<p>短い</p>	<p>8</p>	<p>10.0%</p>
	<p>無回答</p>	<p>0</p>	<p>0.0%</p>
<p>内容</p>	<p>有意義</p>	<p>72</p>	<p>90.0%</p>
	<p>どちらとも言えない</p>	<p>4</p>	<p>5.0%</p>
	<p>有意義でない</p>	<p>1</p>	<p>1.3%</p>
	<p>無回答</p>	<p>2</p>	<p>2.5%</p>
<p>主な理由</p>	<p>(「有意義」回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等基本法の重要性が再認識できた(意見多数)。 ・犯罪被害者施策の現状・方向性が理解できた(意見多数)。 ・第二次犯罪被害者等基本計画及び関係機関・団体等と連携した被害者支援についての説明が大変参考になった(意見多数)。 ・最近の犯罪被害者等の意識、それを踏まえた取組みの在り方について認識を改めることができた。 ・法整備の流れや現在検討中の制度など、普段触れる機会が少ないので参考になった。 ・被害者等に対する接遇について、他機関の方から見た現状を確認することができた。 ・被害者遺族等に対する言葉遣いには、十分注意する必要があると感じた。 ・犯罪被害者週間があることを初めて知った。 ・検事出身の方であり、検察庁の立場を踏まえた内容で有意義であった(意見多数)。 <p>(「どちらとも言えない」回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実務とは若干離れた内容であり、現実的な部分が少なく感じた。 ・支援員に知識の差があり、既に有している知識も多いと感じた。 <p>(「有意義でない」回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パワーポイントの表示や配付資料の小さく見づらい上、早口で理解しにくかった。 		
<p>質問項目</p>	<p>回答内容</p>	<p>回答人数</p>	<p>割合</p>
<p>3. 講義・仲戸川刑事局付</p>			
<p>時間(40分)</p>	<p>長い</p>	<p>2</p>	<p>2.5%</p>
	<p>適当</p>	<p>51</p>	<p>63.8%</p>
	<p>短い</p>	<p>26</p>	<p>32.5%</p>
	<p>無回答</p>	<p>0</p>	<p>0.0%</p>
<p>内容</p>	<p>有意義</p>	<p>73</p>	<p>91.3%</p>
	<p>どちらとも言えない</p>	<p>6</p>	<p>7.5%</p>
	<p>有意義でない</p>	<p>0</p>	<p>0.0%</p>
	<p>無回答</p>	<p>0</p>	<p>0.0%</p>

<p>主な理由</p>	<p>(「有意義」回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検察審査会の仕組みを理解することができた(意見多数)。 ・被害者通知制度の重要性など大変参考となった(意見多数)。 ・被害者保護の諸制度について、十分な知識がないことを知り、今後知識の習得に努めなければならないと感じた(意見多数)。 ・被害回復給付金制度について理解を深めた(意見多数)。 ・実務での留意事項を知ることができた(意見多数)。 ・刑事局の立場が理解できた。 ・具体的な過誤事例を知ることができ有意義であった(意見多数)。 <p>(「どちらとも言えない」回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講義時間が短と感じた(意見多数)。 ・資料が漏れており理解しづらい部分があった。※講義終了後、速やかに配布した。 		
<p>4. 講義・被害者支援都民センター 担当者</p>			
<p>時間(1時間40分)</p>	<p>長い</p>	<p>1</p>	<p>1.3%</p>
	<p>適当</p>	<p>73</p>	<p>91.3%</p>
	<p>短い</p>	<p>4</p>	<p>5.0%</p>
	<p>無回答</p>	<p>1</p>	<p>1.3%</p>
<p>内容</p>	<p>有意義</p>	<p>71</p>	<p>88.8%</p>
	<p>どちらとも言えない</p>	<p>8</p>	<p>10.0%</p>
	<p>有意義でない</p>	<p>0</p>	<p>0.0%</p>
	<p>無回答</p>	<p>0</p>	<p>0.0%</p>
<p>主な理由</p>	<p>(「有意義」回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間団体の方から検察庁における被害者支援の実情に対する率直な意見をお聞きし、今後の実務で取り組むべき点を認識した(意見多数)。 ・DVDを使用することで、より実務に即した講義内容となり、大変有意義であった(意見多数)。 ・実務で様々な対応をされている講師の方の話から、「被害者に寄り添う大切さ」を改めて感じた。 ・民間団体が検察庁に求めている被害者支援について認識することができた(意見多数)。 ・民間団体と検察庁との連携の重要性を再認識した(意見多数)。 ・被害者遺族に対する二次的被害の実情について理解することができ有意義であった(意見多数)。 <p>(「どちらとも言えない」回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者支援に対する検察庁としての見方と民間団体としての見方を平行して考えるのは難しいように思う。 ・被害者の精神的不安を和らげる点で、検察庁は刑事事件に限られており、民間団体と必ずしも同じ対応ができるわけではないように思う。 		
<p>5. フリーディスカッション</p>			
<p>時間(2時間15分)</p>	<p>長い</p>	<p>13</p>	<p>16.3%</p>
	<p>適当</p>	<p>62</p>	<p>77.5%</p>
	<p>短い</p>	<p>2</p>	<p>2.5%</p>
	<p>無回答</p>	<p>2</p>	<p>2.5%</p>
<p>内容</p>	<p>有意義</p>	<p>74</p>	<p>92.5%</p>
	<p>どちらとも言えない</p>	<p>5</p>	<p>6.3%</p>
	<p>有意義でない</p>	<p>0</p>	<p>0.0%</p>
	<p>無回答</p>	<p>0</p>	<p>0.0%</p>

<p>主な理由</p>	<p>(「有意義」回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者支援都民センター担当者の説明が実務に役立つものであった(意見多数)。 ・他庁の実情を知ることができ有意義であった(意見多数)。 ・各種相談についての基本姿勢の説明がなされ有意義であった。 ・性犯罪被害者のプライバシー保護について、その家族についても留意点が多々あることを認識した。 ・同じ支援員として、実務での悩みや意見を聞くことができネットワークが広がった。 <p>(「どちらとも言えない」回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あまり解決策がなかった。 ・小規模庁では経験できない事例や当庁においても検討すべきであると思われる事例を知ることができた。 ・支援員の業務内容と、その限度を説明すべきであると感じる。 ・対応する際の留意事項や被害者が何を求めているかなどの質問に対し、やや抽象的な回答があり理解しづらかった。
<p>6. 来年度の研修で希望する講義等の内容及びその理由</p>	
<p>精神科医又は心理療法士等の講義(意見多数)・・・様々な心情の被害者がいるため。</p>	
<p>被害回復給付金制度に特化した講義・・・他庁の事例を参考としたいため。</p>	
<p>被害者等通知制度に特化した講義・・・制度の正しい運用を図るため。</p>	
<p>模擬面談を録画・録音し、反省点・改善点を考える。</p>	
<p>被害者参加制度について・・・近年、同制度を利用する被害者が急増しており、それに円滑に対応するため。</p>	
<p>法テラスとの具体的な連携について。</p>	
<p>被害者又は被害者遺族(意見多数)・・・被害者等の目線に立った考えを学ぶため。</p>	
<p>弁護士からみた被害者支援について。</p>	
<p>経験豊富な被害者支援員による講義。</p>	
<p>過誤事例について・・・事例を紹介し、事前に防止する必要があるため。</p>	
<p>7. その他意見等</p>	
<p>各高検管内でも同様の研修を実施していただきたい(意見多数)。</p>	
<p>フリーディスカッションで取り上げた事例を資料として配布していただきたい(意見多数)。</p>	
<p>支援員を有効活用するためには、検察官に意識を持っていただく研修も必要である。</p>	
<p>研修後の意見交換会は実施しなくても良いのではないか。</p>	

別添3

○測定指標 3 関係
 広報活動の実施回数

指 標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
広報活動の実施回数	1,087回	1,339回	1,287回	1,187回	1,135回

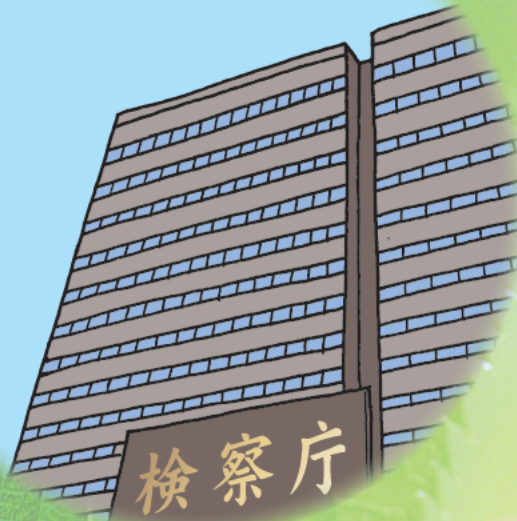
平成24年度の活動項目別広報活動実施回数・人数

活動項目別	実施回数	参加人数
出前・移動教室	650回	20,153人
講演会・説明会	125回	4,244人
模擬裁判	117回	4,549人
イベントの実施・参加	47回	8,744人
その他	196回	2,092人
合 計	1,135回	39,782人

- ・ 出前教室
 検察庁職員が学校等に出向いて、司法の役割、刑罰や刑事裁判の意義及び裁判員制度の説明を行うとともに検察活動の意義・役割についての説明や質疑応答のほか、広報ビデオの上映などを行うもの
- ・ 移動教室
 検察庁等において、検察庁職員が裁判員制度の説明を行うとともに検察活動の意義・役割についての説明や質疑応答のほか、庁舎見学、広報ビデオの上映、模擬取調べなどを行うもの
- ・ 講演会、説明会
 一般人や企業等を対象とし、検察庁職員が講師となり、裁判員制度や司法の役割、検察活動の意義・役割について説明を行うほか、質疑応答や広報ビデオの上映などを行うもの
- ・ 模擬裁判
 一般人や学生等を対象に、裁判官、検察官、弁護士、被告人、証人等の役を割り振り、あらかじめ用意された架空の事件について、実際の刑事裁判手続に則って審議を進め、判決に至るまで演じるもの

真実を見つめ、社会正義の実現のために犯罪に立ち向かいます！

検察庁 Public Prosecutors Office



検察は、刑事事件について、捜査・公判活動を通じて、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現するための役割を担っています。

その役割を果たすために、検察においては、常に、厳正公平、不偏不党の立場で、基本的人権を尊重しつつ、法と証拠に基づき、適正・妥当な処分と科刑の実現に努めています。

近年、裁判員制度が導入されるなど、刑事司法をめぐる状況が大きく変化している中で、検察としては、その変化にも柔軟に対応しながら、国民に信頼され、その負託に応えられる検察であり続けるよう、職員が一丸となって取り組んでいます。



検事総長 小津 博司



検察庁の組織	2
検察庁の機構	2
全国の検察庁で処理した事件（平成22年）	2
刑事事件の流れと検察庁職員の関わり	3
捜査・公判部門	7
検務部門	9
被害者支援	11
国際捜査	12
Q & Aコーナー	13
検察庁所在地一覧表	14

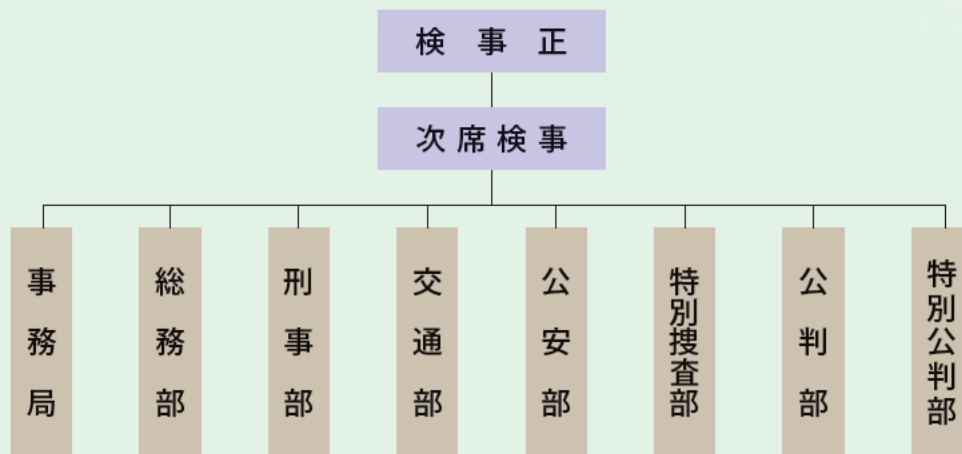
検察庁の組織

検察庁には、最高検察庁・高等検察庁・地方検察庁・区検察庁の4種類があり、裁判所に対応して置かれています。

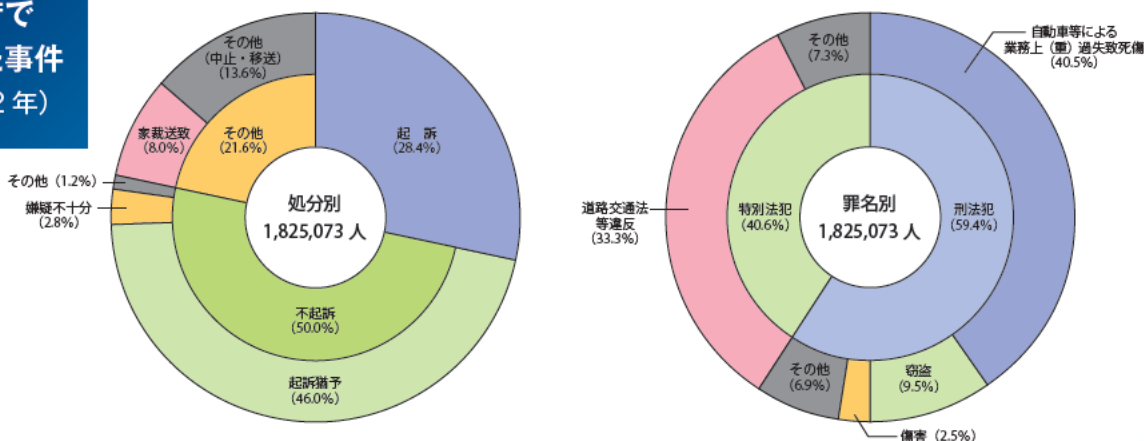
検察庁では、検察官・検察事務官などが執務しており、検察官は、刑事事件について、捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、刑の執行を指揮監督するなどの権限を持っているほか、公益の代表者として民法など各種の法律により数多くの権限が与えられています。

最高検察庁 1庁	最高裁判所に対応する検察庁で、東京に1か所だけあります。高等裁判所が裁判を行った刑事事件で上告された事件などを取り扱います。
高等検察庁 8庁(支部6庁)	高等裁判所に対応する検察庁で、東京・大阪・名古屋・広島・福岡・仙台・札幌・高松の8か所にあります。その他、高等裁判所の支部に対応する高等検察庁支部が合計6か所にあり、地方裁判所・家庭裁判所・簡易裁判所が裁判を行った刑事事件で控訴された事件などを取り扱います。
地方検察庁 50庁(支部203庁)	地方裁判所・家庭裁判所に対応する検察庁で、各都道府県庁所在地と北海道の函館・旭川・釧路を加えた50か所にあります。その他、各地方裁判所の支部に対応する地方検察庁支部が合計203か所にあり、地方裁判所・家庭裁判所が管轄する刑事事件などを取り扱います。
区検察庁 438庁	簡易裁判所に対応する検察庁で、全国438か所にあり、比較的軽い刑事事件を取り扱います。

検察庁の機構 (東京地検の例)



全国の検察庁で 処理した事件 (平成22年)



刑事事件の流れと検察庁職員の関わり

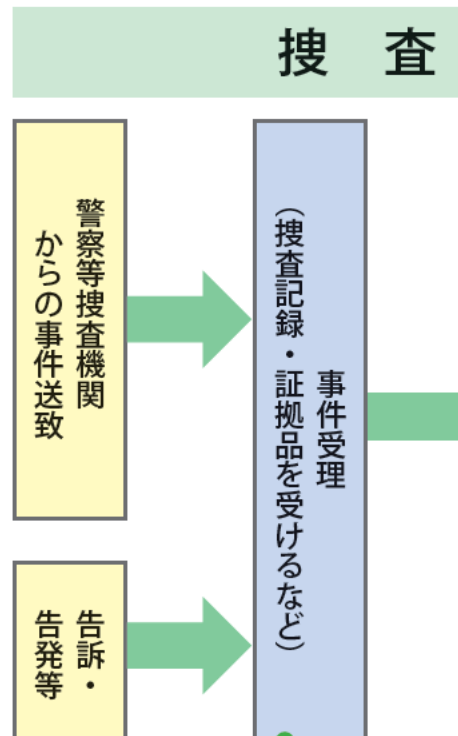
検察庁では、検察官が犯罪を捜査し、刑事事件に関し裁判所に対して裁判を求め、裁判所に法の正当な適用を請求し、かつ、裁判の執行を指揮・監督しています。

刑事事件の一連の流れについては右の図のとおりです。

「捜査」、「公判」、「執行」それぞれの分野において検察官・検察事務官が活躍しています。

刑事事件（犯罪）が発生すると、多くの場合、警察などの捜査機関が、第一次的に証拠を収集したり、被疑者（犯罪を犯した疑いがあり、捜査の対象とされている者）を逮捕するなどの捜査を行った後、検察官に事件が送られる（送致・送付）ことになります。

そのほかにも、検察官は、自ら犯罪を捜査し、又は告訴・告発を受けて捜査を行うことがあります。

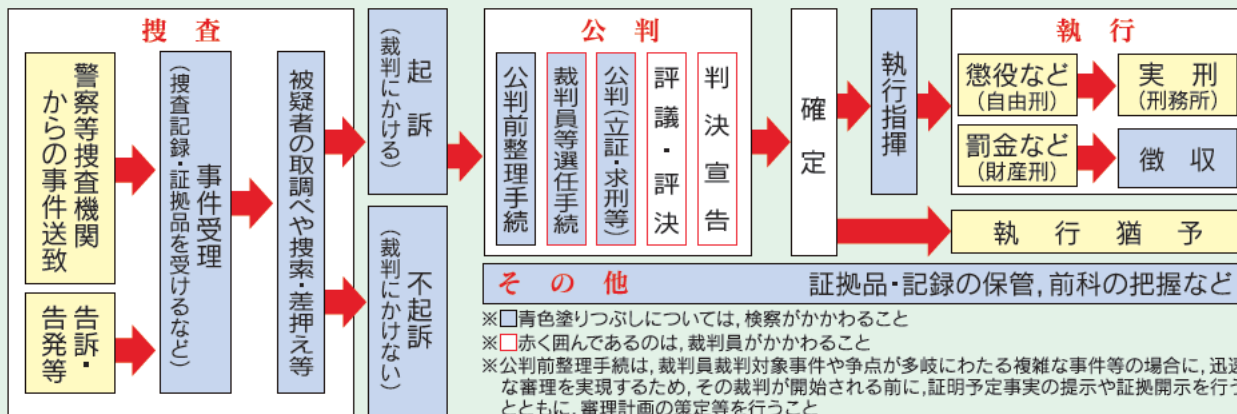


警察官などから事件が送られてくると、検察庁では、送られてきた事件が法律上定められた手続に従っているかどうかを調べて受け取る手続を行います。

また、犯罪で使われた物など（証拠品）も併せて受け入れて保管しています。



捜査・公判の流れ図(裁判員裁判の例)



検察官は、犯人でない者が罰せられることのないように、十分な証拠があり、確実に有罪判決が得られると判断した場合のみ起訴することとしています。

起訴処分には、法廷で裁判が開かれる公判請求と、これを開かずに書類審査で刑（罰金・科料のみ）が言い渡される略式命令請求があります。なお、一定の重大な犯罪については、裁判員裁判の対象となります。少年事件については、処分の意見を付して家庭裁判所に事件を送ります。



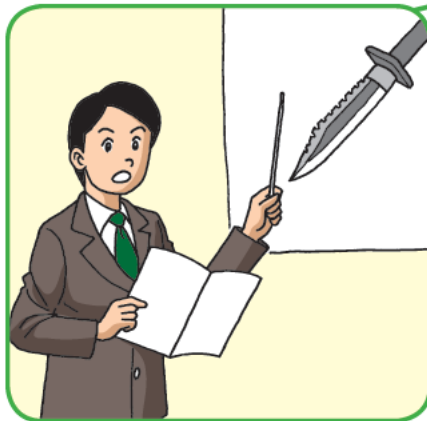
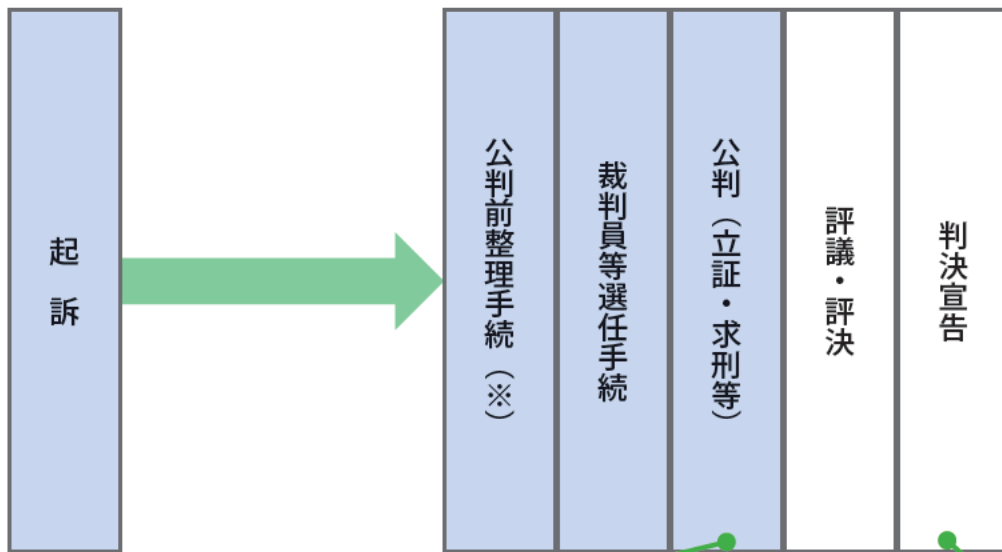
検察庁で受理した事件について、検察官が自ら被疑者・参考人（被害者や目撃者等）の取調べを行ったり、証拠の不十分な点について、警察を指揮して補充捜査を行わせたりするなどの捜査を行い、収集された証拠の内容を十分に検討した上で、事件を起訴するか不起訴にするかを決めます。



刑事事件の流れと検察庁職員の関わり

公判（裁判員裁判の例）

～検察官は、公判請求した事件の裁判に立ち会います～



検察官は、証人尋問などを行って被告人（起訴された被疑者）が犯罪を行ったことなどを証明します（証拠調べ）。証拠調べの終了後、犯罪事実及び法律の適用や求刑についての意見を述べます（論告といいます）。

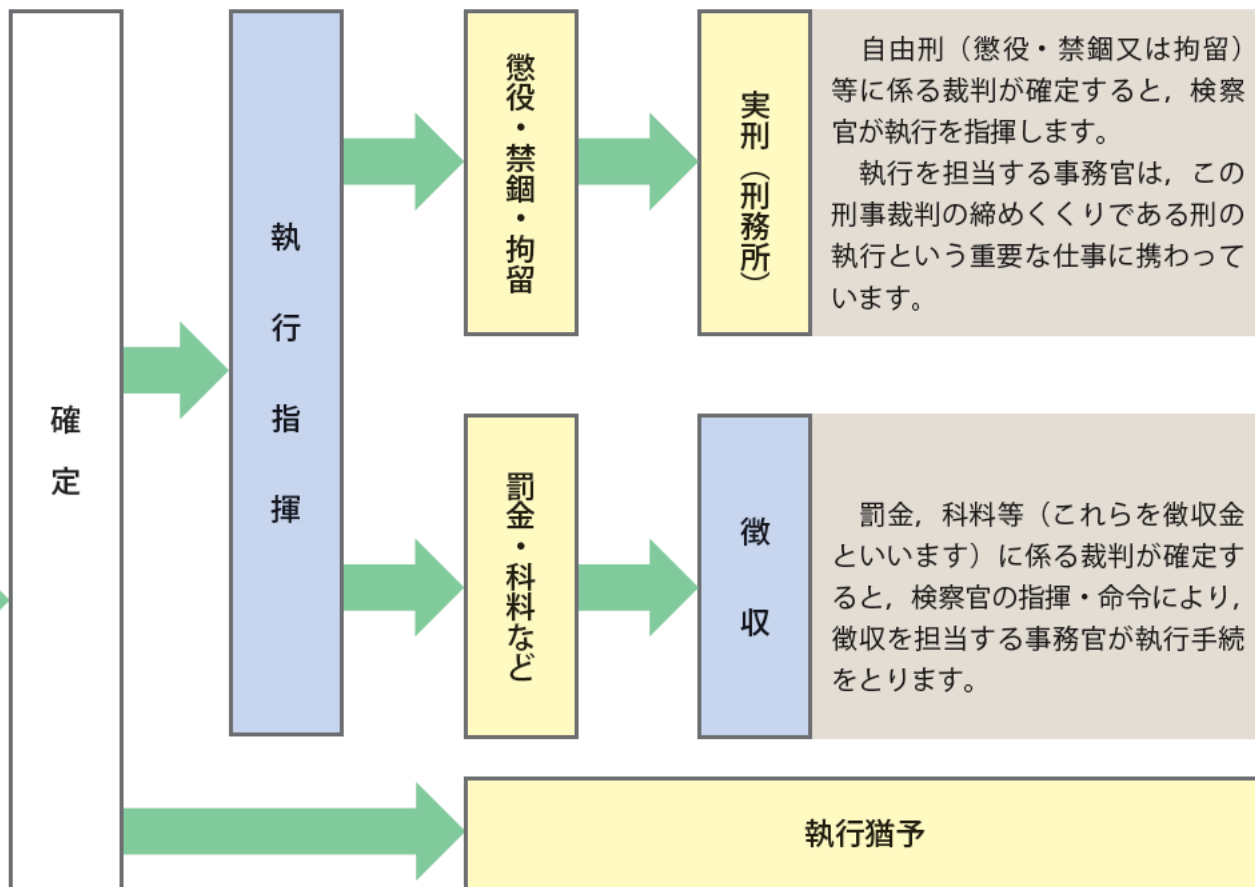
裁判所の判決に対して不服があるときは上訴することもあります。

裁判員裁判では、検察官は、一般の国民から選ばれる裁判員が審理の内容を十分に理解し、容易に心証を形成できるよう、より分かりやすく、迅速で、しかも的確な立証に努めています。

※公判前整理手続とは、裁判員裁判対象事件や争点が多岐にわたる複雑な事件等の場合に、迅速な審理を実現するため、その裁判が開始される前に、証明予定事実の提示や証拠開示を行うとともに、審理計画の策定等を行う手続のことです。

執行

～有罪判決が確定すると、検察官は裁判の執行を指揮します～



その他にも…

検察庁では、逃亡被告人の収容を行っているほか、罰金刑等について、罰金等を支払わずに逃亡している者などに対しては、適切に刑を執行するため、収容等を行い、刑務所等において、労役場留置の手続を行っています。

検察庁では、有罪の裁判を受けた人の犯罪歴の調査・管理を行う「犯歴事務」や、裁判が確定した記録等を保管・管理し、記録の閲覧申請の審査やこれを許可した場合の閲覧手続等を行う「記録事務」を行っています。

捜査・
公判部門

検察は、無実の人を罰し、あるいは、真犯人を逃して処罰を免れさせることにならないよう、事案の真相解明に取り組み、国民の良識にかなう、相応の処分、相応の科刑の実現を目指しています。



■名古屋地方検察庁 刑事部 検事 田中 裕亮

刑事部は、殺人、強盗等の凶悪事犯や詐欺、業務上横領等の知能犯など、日々発生する多種多様な事件の捜査を担当している部署です。

検察官は、警察等の捜査機関と協力、連携しながら、数多くの事件について捜査を行い、起訴、不起訴等の処分を決定します。

起訴、不起訴等の処分は、被疑者の人生をも左右する重大なことであり、それを決定する検察官の責任は重大ですから、担当する事件については、真相を解明した上で処分を決定するよう心掛けています。

真相解明と一言で言っても、それを行うのは簡単ではありません。事件の現場や凶器、遺留品などの証拠品を見たり、被疑者から話を聞くことはもちろん、時には被害者から何時間もかけてじっくりと話を聞き、また時には目撃者等の参考人から事件に関する話を聞くなどして事件の本質を見極めるように努めています。

つらいことも多い仕事ですが、警察や立会事務官と力を合わせて捜査を行った結果、徐々に真実が明らかになっていく際や、事件の処分後に被害者等から感謝の言葉をいただいた際には、何物にも代え難い喜びを感じることができます。

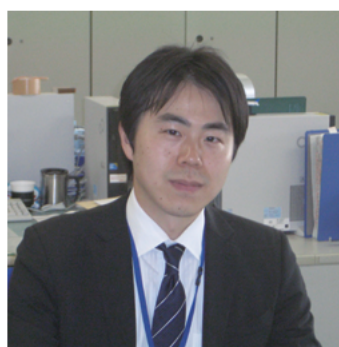
今後も、様々な人の声に耳を傾け、証拠と真摯に向き合った上で、日々捜査を行っていきたいと思っています。

■名古屋地方検察庁 刑事部 検察事務官 大山 花織里

私は現在、刑事部の立会事務官として勤務しています。立会事務官として、検察官とペアとなり、検察官を支え、事件に二人三脚で取り組んでいます。

事件捜査における立会事務官の職務は多岐にわたっています。刑事訴訟法に基づく各種手続はもちろんのこと、検察庁内部での検務、事務局各部門との連絡や、警察を始めとする関係機関との連携調整、時には個々の事案での法的解釈などについて検察官から意見を求められることもあります。また、事件は多種多様であって流動的であり、被害者等の事件関係者の方とじかに接する時には、知識ではなく、一人の人間としての思いやりや気遣いが必要とされる場面もありますし、被害者のことを考えると時には辛いときもあります。ですが、社会正義を実現するという目的のため、検察官と共に捜査を尽くすことは、検察庁の一員としての大きな充実感を与えてくれるものです。

検察庁は堅苦しく厳しいイメージがありますが、検察官や周囲の諸先輩の方々は、検察事務官になってまだ4年目と経験が浅く、迷惑をかけることも多々ある私を、温かく支えてくださっています。皆様の期待や応援に感謝しながら、それに応えるべく、精一杯日々の業務に取り組んでいます。



■東京地方検察庁 特別捜査部 主任捜査官 渡部 寿男

特別捜査部で扱う事件は規模が大きく、複数の検察官と検察事務官が集まり班体制で一つの事件の捜査を行います。現在は、脱税などを扱う財政班、インサイダー取引などを扱う経済班、汚職などの特殊事件を扱う特殊直告班に分かれています。特別捜査部というと、ニュースで映るような大企業へ捜索に入る場面などを想像するかもしれませんが、その裏には、長期間にもわたる地味で地道な内偵捜査の期間があります。

私は、現在、特別捜査部の特殊直告班機動捜査担当として勤務しています。特殊直告班が扱う事件は、検察庁が独自で行う捜査が中心であり、証拠を少しずつ集めていくところから捜査が始まります。そのため、私が所属している機動捜査担当の主な業務は、検察官が円滑に捜査を進められるように様々な証拠を集めたり、裏付け捜査を行うことです。銀行へ行き預金口座の動きを調べたり、事件関係先へ行き聞き込みを行ったり、逮捕のための所在捜査や張り込みを行ったり、文字どおり機動力が要求されるとともに臨機応変な対応が求められる仕事でもあります。また、一人の捜査官として行動するので、常に緊張感を持って動かなければなりません。自分一人の行動が捜査全体に影響を与えることもあり得るので、そのときに感じる責任というものは並々ならぬものがあります。だからこそ、自分の行動が捜査の進展に寄与したときは、大変なやりがいを感じるすることができます。そして、一つの事件の捜査を終えたときに、皆で分かち合える喜びや達成感というものも、一人では味わうことのできない格別のものがあります。

特別捜査部の仕事は、マスコミなどで報道されているように世間から注目を浴びたり、社会的に大きな影響を与えたりすることが多くあります。しかし、どのような状況であっても、目指すべき方向を見失うことなく、国民の負託にこたえていけるよう日々職務を全うしていきたいと思います。



■大阪地方検察庁 公判部 検事 松本 剛

公判部は、捜査部が起訴した事件について公判活動を行う部署です。立証計画を立てた上、提出証拠の選定等の準備を行い、公判に臨むというのが部共通の基本業務ですが、我々裁判員裁判の担当者として特に留意していることが二つあります。一つは、いかにして事件の内容を分かりやすく、かつ、的確に説明し、裁判員の方々に理解していただくかということです。どんなに複雑な事件であっても「一度聞いただけで理解できる」というレベルで説明するためにはどうすべきか、日々、試行錯誤しながら工夫を凝らしています。もう一つは、いかにして関係者の協力を得て、適切な立証を行うかということです。公判での立証に証人尋問は欠かせず、特に裁判員裁判では法廷における証言が重視される傾向があります。しかし、特に被害者の場合、被告人の目前で証言し、弁護人の反対尋問を受けること自体が苦痛を伴いがちですし、自分の受けた被害の内容を裁判員や傍聴人に知られることを恐れる方もいます。このような場合に、素早く、誠実に対応して証言の必要性を理解していただくとともに、安心して証言できるよう被害者保護の措置を講じて、被害者の思いが裁判の結果に反映されるようにすることは我々の最重要業務の一つです。

このように、我々は、裁判員や関係者の方々の理解と信頼を得て、適正妥当な判決を得るべく、日々仕事に邁進しています。

■大阪地方検察庁 公判部 主任捜査官 河田 晃治

裁判員裁判支援室では、殺人事件や放火事件など重大事件が対象となっている裁判員裁判を担当する検察官・検察事務官を様々な面で支援しています。

例えば、膨大な証拠内容の確認作業、証人等の出廷確保や所在調査、被害者の法廷付添いなどの人的な支援を行い、裁判が円滑に進行するよう取り組むとともに、被害者や被害者遺族の方々に対しては、被害感情に十分配慮して対応するよう心掛けています。さらに、裁判で証拠として提出する防犯カメラの映像等を必要部分のみ抽出して簡潔に分かりやすく編集したり、被害者等のプライバシーに配慮し、映像のモザイク処理や録音テープに記録されている被害者の氏名等の削除を行っています。また、公道上で拳銃を発砲した事件では、事件現場で拳銃を発砲することがどれだけ危険であるかを立証するため、360度全方位の風景画像を写し出す技術を用いてパノラマ画像を作成し、事件現場の周囲の位置関係や距離感を視覚的に理解しやすくするなどの各種電子データを編集する技術的な支援を行い、裁判で検察官が分かりやすくかつ的確な主張・立証が、より効果的にできるよう日々工夫して業務に取り組んでいます。



■横浜地方検察庁 交通部 副検事 阿部 渡

交通部は、危険運転致死傷や自動車運転過失致死傷、酒気帯び運転や無免許運転等の道路交通法違反といった交通事件の捜査を行う部署です。

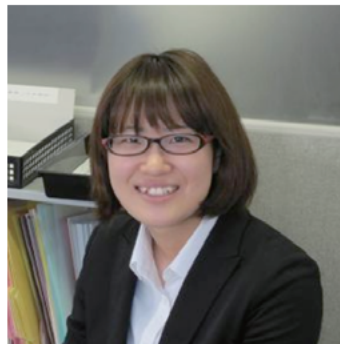
交通事故の被疑者は、一般刑事事件と異なり、その多くが一般市民である場合が多く、被疑者としての取調べを受けることが初めてで、緊張や精神的動揺から事故状況などについて正確に供述できないこともあるため、取調べに当たっては、言葉遣いを始め、被疑者に落ち着いてもらい、じっくりと記憶を喚起してもらって事故状況などについて供述してもらうよう留意しています。

また、被害者からの聴取に当たっては、受傷による肉体的苦痛だけでなく、ある日突然被害を受けることになった被害者の声に十分耳を傾け、その精神的苦痛などについても聴取するようにしています。

居眠り運転などにより集団登校中の児童や保護者らの列に車両を逸走させて死亡させるなどの重大事故が後を絶ちませんが、死亡事故の被害者の遺族については、一番大切に、愛情を注いでいた家族の命を瞬時に奪われた悲しみや苦しみ、大黒柱として家族を養ってこられた方を失った今後の生活に対する不安など、それぞれの遺族が抱える苦悩を十分に聴取し、被害感情の甚大さを適正に裁判官に伝えられるよう心掛けています。


 検務部門

検務部門の仕事は、刑事事件の受理、裁判の結果確定した懲役刑などの執行手続や罰金などの徴収などです。



[事件・令状]

■盛岡地方検察庁 検察事務官 奥友 千景

事件事務は、テレビや新聞等で報道される事件も含め、警察等の捜査機関から送られてきた事件が法律で決められた手続に従っているかどうかを確認し、事件記録の受理手続を行います。また、令状事務は、被疑者が逮捕された事件についての勾留状等の令状請求手続やその執行等に関する事務を行います。

私は現在、事件担当として職務に当たっています。事件記録を受理する際には、事件の内容に沿った必要な書類はそろっているか、記載されている内容に誤りはないかなどを確認します。さらに、逮捕後、いつまでに身柄を検察庁に送らなければならないか、いつまで身柄を拘束できるのかなどという点は法律によって決められていますので、「時間」も大切な点検項目になります。もし、これらに不備があると、人権に関わる問題になるため、一層注意をしなければなりません。

このように検察庁の仕事は、人権に関わるものが多いため、常に緊張感をもって仕事に臨んでいますが、職場環境は決して堅苦しいものではなく、上司や先輩の温かい指導をいただきながら、充実した日々を送っています。



[証拠品]

■札幌地方検察庁 検務専門官 宮末 聖

証拠品は、事件について欠くことのできない重要な証明資料です。証拠品担当事務官は警察等の捜査機関から送られてきた証拠品について、所有者等の財産権の保護も十分考慮して受入手続を行います。その後、事件の推移により、証拠品の保管・処分等の事務を行います。

平成22年、刑事訴訟法が改正され、公訴時効が廃止又は延長されたことに伴い、証拠品の保管期間が長くなることもあるため、管理に当たっては、証拠品の所有者等の私法上の権利の保護に心掛ける「財産的価値の保全」や、裁判における証明資料として滅失や変質のないよう、「証拠価値の保全」に努めるなど、これまで以上に慎重な対応が求められています。

札幌地方検察庁では上席検務専門官を筆頭に私を含め5名の証拠品担当事務官がおりますが、常に緊張感を持ちつつも、明るい職場環境で、種々の問題にもチームワークで事務処理に当たっています。



【執行】

■鹿兒島地方検察庁 主任捜査官 桑野 一美

執行担当では、裁判の把握から死刑及び自由刑（懲役・禁錮又は拘留）の執行指揮に至るまでの手続並びにこれに付随する事務、また、有罪裁判確定後の被害者等通知に関する業務を行っています。

刑の執行は、捜査及び公訴の維持とともに、検察官の行う重要な職務の一つであり、中でも死刑及び自由刑は、人の生命又は自由を奪うもので、直接人権に影響を及ぼす刑ですから、その執行手続に誤りがないようにしなければいけません。また、刑事裁判の締めくくりとして重要な意義を持っており、いかに慎重な手続を経て言い渡された裁判であっても、この刑の執行が不完全では裁判の目的は達成されないことになります。これらの点から、事務の正確性と迅速性が求められ、常に緊張感を持って職務に当たらなければなりません。

被害者等通知に関しても、警察等その他関係機関と連携しつつ、被害者等に対し、有罪裁判確定後の加害者及び保護処分を受けた加害者の処遇状況等を正確かつ迅速に通知しなければなりません。

私も普段から関係法令を始めとして、判例、学説、通達などの研究を怠らず、旺盛な責任感を持って職務に当たるよう努めるとともに、明るく風通しの良い職場環境作りを意識しつつ、上司等にも相談して的確な対応を執ることを心掛けています。



【徴収】

■広島地方検察庁 検務専門官 家頭 明日美

私は、現在、徴収事務を担当しています。

徴収事務には、罰金や科料などの徴収金に係る裁判の把握から、納付の告知、現金等の収納、未納者に対する強制処分に関する事務までが含まれます。

特に罰金未納者の対応では、納付に窮する理由を切実に語られることも度々あり、正直戸惑うこともありますが、刑罰の厳格な執行のため、経験豊富な上司や先輩方の暖かい指導に助けられながら緊張感をもって職務に当たっています。

この仕事は、常に相手と接するため、言動等にも注意が必要となりますが、非常に責任感の感じられるやりがいのある仕事だと思っています。

これからも、関係法令や規程を十分に把握した上で、自己研さんに励みながら、少しずつ経験を積んでいきたいと考えています。



【犯歴】

【記録】

■高松地方検察庁 検務専門官 大西 宏

犯歴事務は、有罪の裁判を受けた人の犯罪歴の調査・管理についての事務を行います。

また、記録事務は、裁判が確定した後、裁判所から検察庁に引き継がれた訴訟記録を保管・管理する事務や記録の閲覧についての事務を行います。

私は、現在、記録事務を担当し、主に保管記録の閲覧請求に対応する事務を行っています。保管記録の閲覧請求があったときは、検察官が関係法令などにに基づき閲覧の許可を判断します。そして許可となった場合でも、閲覧対象となる記録を逐一精査して、閲覧の許可により事件関係人などの名誉又は生活の平穏などを害するおそれのある箇所などを十分に検討し、その結果、一定の閲覧制限を加える場合もあるので、個々の閲覧請求事案ごとに細心の注意を払う必要があります。その中には判断の難しい事案もありますが、上司の指導や同僚のアドバイスを参考にしながら対応しています。

このように、職責の重さを意識しながらも、高松地検では、風通しの良い職場環境の下で、充実したやりがいのある毎日を送っています。

被害者支援

検察庁では、捜査や公判の段階、あるいは裁判後においても、各種の被害者支援や保護を行っています。その被害者支援・保護の一環として、犯罪被害者の方々に対し、よりきめ細かな配慮を行うため、犯罪被害者への支援に携わる被害者支援員を検察庁に配置しています。

検察庁の犯罪被害者保護と支援のための主な取組は以下のとおりです。

被害者等通知制度

被害者や親族等の方々に対し、できる限り、事件の処分結果、刑事裁判の結果、犯人の受刑中の刑務所における処遇状況、刑務所からの出所時期などに関する情報を、参考人の方に対し、できる限り、事件の処分結果、刑事裁判の結果、犯人の刑務所からの出所時期などに関する情報を提供するために、被害者等通知制度を設けています。

被害者支援員制度

被害者支援員は、被害者の方々からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けを行っているほか、被害者の方の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行います。



このパンフレットは、検察庁における被害者支援・保護について分かりやすく解説しています。

ホームページからもご覧になれますので、ご活用ください。

(<http://www.kensatsu.go.jp/>)

被害者ホットライン

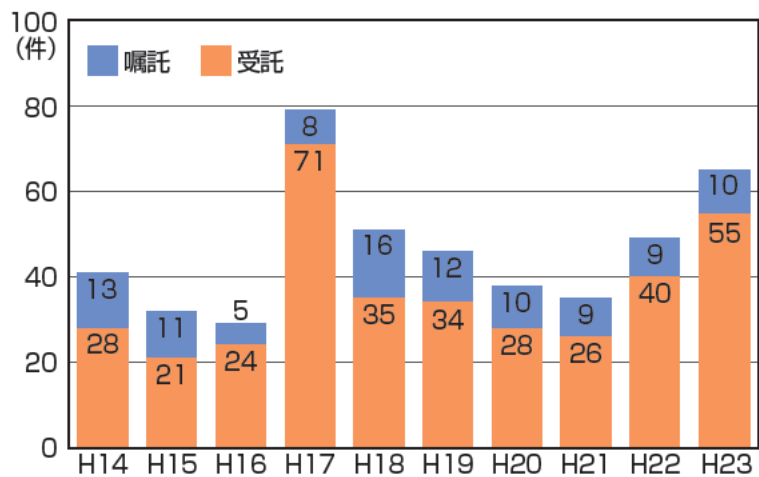
被害者の方々が検察庁へ気軽に被害相談や事件に関する問い合わせが行えるように、専用電話として被害者ホットラインを設けています。



近時、政治・経済・文化等あらゆる分野で国際交流が活発になっていますが、犯罪もその例外ではなく、多国籍企業による脱税・贈収賄事件や麻薬密輸事件など国境を越えて敢行される犯罪が増加しています。そのため、犯人が国外に逃亡したり、重要な証人や証拠が国外に存在するなどから、刑事分野における国際間の協力が強く求められています。そこで、我が国は米国、韓国及び中国等との間で二国間の刑事共助条約を締結するなどし、諸外国との捜査関係協力の一層の強化に取り組んでいます。

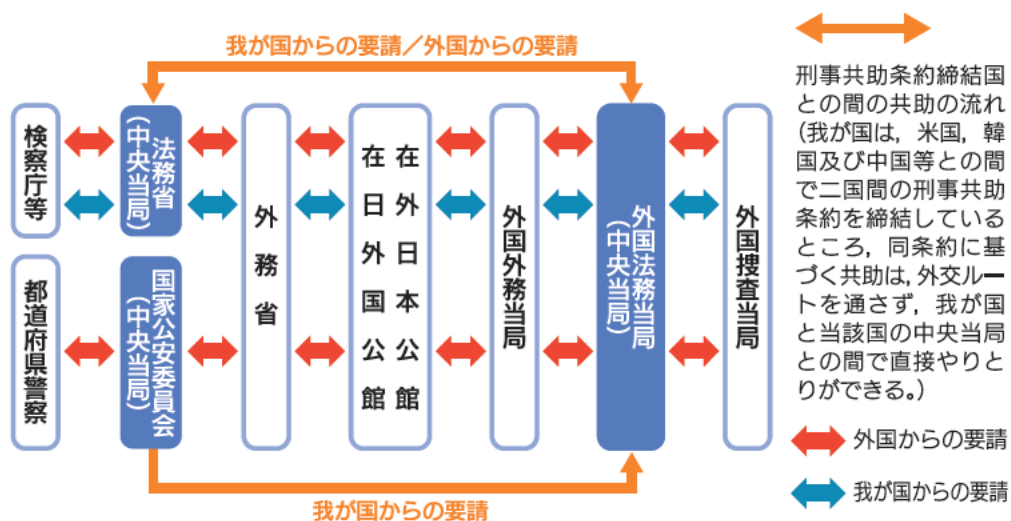
検察庁では、我が国の刑事事件の捜査・公判活動や刑の執行等に関して、外国に逃亡した犯罪人の引渡しや証拠の提供等を受けるため、あるいは外国からの協力要請に応じるため、検察官・検察事務官を海外へ派遣するなどしています。

国際捜査共助事件件数



※法務省刑事局及び警察庁の資料による。

捜査共助の手順



Q&A
コーナー

[捜査について]

Q 警察で事情を聞かれて供述調書を作成したのに、また、検察庁に呼ばれて事情を聞かれたり、供述調書を作成したりすることもあるのですか？

A 検察官は、起訴・不起訴を決定するため、改めて被害者の方などから事情を聞く必要がある場合があります。御迷惑をおかけしますが、適正妥当な処分を行うためですので、御協力をお願いします。

Q 検察庁の独自捜査とは、具体的にどういふことをするのですか？

A 検察庁の独自捜査とは、自ら検挙摘発して行う捜査で、政治家等による汚職事件、法律や経済についての高度な知識を必要とする企業犯罪等について行われます。なお、東京、大阪、名古屋の地方検察庁には特別捜査部(特捜部)が置かれ、そのほかの地方検察庁にも、同様の業務を行う特別刑事部が置かれている庁があります。

[検察官・検察事務官の資格、採用について]

Q 検察官になるための資格について教えてください。

- A
- 1 司法試験に合格した後、司法修習を終えた者
 - 2 裁判官(判事・判事補)
 - 3 弁護士
 - 4 3年以上特定の大学において法律学の教授又は助教授の職にあった者
 - 5 3年以上副検事の職にあつて、検察官になるための特別の試験に合格した者

が、検事になるための資格を持ちます。また、検察事務官や法務事務官などの一定の公務員が副検事になるための特別の試験に合格すると副検事になることができます。

Q 検察官になるためには年齢とか学歴は関係あるのですか？

A 年齢については特段の制限はありません。なお、検察官の定年は63歳(検事総長のみ65歳)となっています。学歴についての制限はありませんが、法科大学院修了の有無によって、受験すべき試験が異なります。

Q 検察事務官になるための資格について教えてください。

A 検察事務官になるためには、国家公務員試験に合格することが必要です。

Q 検察官や検察事務官についての採用手続を教えてください。

A 検察官の採用に関する事務は、法務省の人事課(法務省代表電話03-3580-4111)において取り扱っているので、そちらにお問い合わせください。検察事務官の採用については、採用を希望する地方検察庁にお問い合わせください。

[その他]

Q 検察庁の業務や裁判員制度について、もっと詳しく知りたいのですが？

A 検察庁では、より詳しく検察庁の業務を知っていただくため、広報活動を積極的に行っています。主として小学校高学年から高校生までを対象に、検察庁を見学しながら、検察庁の業務や検察官の役割の説明を行う移動教室プログラム、検察庁職員が学校や講演会等に出向いて業務などの説明を行う出前教室プログラム、法廷での裁判傍聴に加えて、説明や質疑応答等を行う刑事裁判傍聴プログラムなどを行っています。また、裁判員制度や刑事裁判のルールなどについての説明も行っております。詳しくは、最寄りの検察庁にお問い合わせください。

Q 検察官の付けているバッジには、どんな意味があるのでしょうか？

A 検察官のバッジの形は、紅色の旭日に菊の白い花弁と金色の葉があしらってあり、昭和25年に定められました。その形が霜と日差しに似ていることから、厳正な検事の職務とその理想像とが相まって「秋霜烈日(しゅうそうれつじつ)のバッジ」と呼ばれているようです。「秋霜烈日」とは、秋におきる霜と夏の厳しい日差しのこと、刑罰や志操の厳しさにたとえられています。



検察庁所在地一覧表

最高検察庁		〒 100-0013	東京都千代田区霞が関 1-1-1	03-3592-5611
高等検察庁	東京	〒 100-8904	東京都千代田区霞が関 1-1-1	03-3592-5611
	大阪	〒 553-8511	大阪市福島区福島 1-1-60	06-4796-2100
	名古屋	〒 460-0001	名古屋市中区三の丸 4-3-1	052-951-1581
	広島	〒 730-0012	広島市中区上八丁堀 2-31	082-221-2451
	福岡	〒 810-0073	福岡市中央区舞鶴 2-5-30	092-734-9000
	仙台	〒 980-0812	仙台市青葉区片平 1-3-1	022-222-6153
	札幌	〒 060-0042	札幌市中央区大通西 12	011-261-9311
	高松	〒 760-0033	高松市丸の内 1-1	087-821-5631
地方検察庁	東京	〒 100-8903	東京都千代田区霞が関 1-1-1	03-3592-5611
	横浜	〒 231-0021	横浜市中区日本大通 9	045-211-7600
	さいたま	〒 336-8572	さいたま市浦和区高砂 3-16-58	048-863-2221
	千葉	〒 260-8620	千葉市中央区中央 4-11-1	043-221-2071
	水戸	〒 310-0061	水戸市北見町 1-1	029-221-2196
	宇都宮	〒 320-0036	宇都宮市小幡 2-1-11	028-621-2525
	前橋	〒 371-8550	前橋市大手町 3-2-1	027-235-7800
	静岡	〒 420-8611	静岡市葵区追手町 9-45	054-252-5135
	甲府	〒 400-0032	甲府市中央 1-11-3	055-235-7231
	長野	〒 380-0846	長野市大字長野旭町 1108	026-232-8191
	新潟	〒 951-8502	新潟市中央区西大畑町 5191	025-222-1521
	大阪	〒 553-8512	大阪市福島区福島 1-1-60	06-4796-2200
	京都	〒 602-8510	京都市上京区新町通下長者町下る両御霊町 82	075-441-9131
	神戸	〒 650-0016	神戸市中央区橘通 1-4-1	078-367-6100
	奈良	〒 630-8213	奈良市登大路町 1-1	0742-27-6821
	大津	〒 520-0044	大津市京町 3-1-1	077-527-5120
	和歌山	〒 640-8143	和歌山市二番丁 3	073-422-4161
	名古屋	〒 460-8523	名古屋市中区三の丸 4-3-1	052-951-1481
	津	〒 514-8512	津市中央 3-12	059-228-4121
	岐阜	〒 500-8812	岐阜市美江寺町 2-8	058-262-5111
	福井	〒 910-8583	福井市春山 1-1-54	0776-28-8721
	金沢	〒 920-0912	金沢市大手町 6-15	076-221-3161
	富山	〒 939-8510	富山市西田地方町 2-9-16	076-421-4106
	広島	〒 730-8539	広島市中区上八丁堀 2-31	082-221-2453
	山口	〒 753-0048	山口市駅通り 1-1-2	083-922-1440
	岡山	〒 700-0807	岡山市北区南方 1-3-58	086-224-5651
	鳥取	〒 680-0022	鳥取市西町 3-201	0857-22-4171
	松江	〒 690-0886	松江市母衣町 50	0852-32-6700
	福岡	〒 810-8651	福岡市中央区舞鶴 2-5-30	092-734-9090
	佐賀	〒 840-0833	佐賀市中の小路 5-25	0952-22-4185
	長崎	〒 850-8560	長崎市万才町 9-33	095-822-4267
	大分	〒 870-0046	大分市荷揚町 7-5	097-534-4100
	熊本	〒 860-0078	熊本市京町 1-12-11	096-323-9030
	鹿児島	〒 892-0816	鹿児島市山下町 13-10	099-226-0611
	宮崎	〒 880-8566	宮崎市別府町 1-1	0985-29-2131
	那覇	〒 900-8578	那覇市樋川 1-15-15	098-835-9200
	仙台	〒 980-0812	仙台市青葉区片平 1-3-1	022-222-6151
	福島	〒 960-8017	福島市狐塚 17	024-534-5131
	山形	〒 990-0046	山形市大手町 1-32	023-622-5196
	盛岡	〒 020-0023	盛岡市内丸 8-20	019-622-6195
	秋田	〒 010-0951	秋田市山王 7-1-2	018-862-5581
	青森	〒 030-8545	青森市長島 1-3-25	017-722-5211
	札幌	〒 060-0042	札幌市中央区大通西 12	011-261-9313
	函館	〒 040-0031	函館市上新川町 1-13	0138-41-1231
旭川	〒 070-8636	旭川市花咲町 4	0166-51-6231	
釧路	〒 085-8557	釧路市柏木町 5-7	0154-41-6151	
高松	〒 760-0033	高松市丸の内 1-1	087-822-5155	
徳島	〒 770-0852	徳島市徳島町 2-17	088-652-5191	
高知	〒 780-8554	高知市丸の内 1-4-1	088-872-9191	
松山	〒 790-8575	松山市一番町 4-4-1	089-935-6111	

検察庁

Public
Prosecutors
Office

検察庁ホームページ <http://www.kensatsu.go.jp>

平成24年度事後評価実施結果報告書

(法務省24-(6))

施策名	矯正施設 ¹ の適正な保安警備及び処遇体制の整備 (政策体系上の位置付け：Ⅱ-5-(1))					
施策の概要	矯正施設の適正な管理運営を維持するため、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに、研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。					
達成すべき目標	矯正施設における非常事態（暴動、逃走、天災事変その他保安上緊急の措置を要する事態）に迅速かつ適切に対応するため、非常事態発生時における警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事する刑事施設職員の能力の向上を図るとともに、保安事故 ² の早期発見及び事態収束のため、刑事施設 ³ の総合警備システム ⁴ を更新整備する。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	4,703,355	4,598,418	5,889,716	4,633,445
		補正予算(b)	0	1,895,655	2,409,659	—
		繰越し等(c)	△470	△1,198,120	—	/
		合計(a+b+c)	4,702,885	5,295,953	—	
執行額(千円)	4,566,549	5,041,482	—			
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第1条等⁵ ○ 矯正施設警備救援規程（平成14年3月25日法務大臣訓令）第9条等⁶ 					

測定指標	1 刑事施設職員に対する保安警備に関する訓練の実施状況	平成24年度目標				
		各刑事施設において実施している各種訓練（警備用具の使用訓練、防災器具の使用訓練等）、管区機動警備隊集合訓練等を通じて、刑事施設職員の保安警備力の強化を図る。				
		施策の進捗状況（実績）				
	全国の刑事施設に勤務する管区機動警備隊員（刑務官）を全国8か所に集合させた上、保安事故等が発生した場合に迅速かつ確な対応ができるよう、様々な訓練を取り入れるとともに、外部機関の専門家を講師に迎えるなどして、実践的かつ実務的な保安警備訓練を行った。					
参考指標	年度ごとの実績値					
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	

	1 管区機動警備隊 集合訓練の実施 状況	実施 回数 (回)	8	7	8	7	8
		参加 者数 (人)	327	323	329	329	339
	2 訓練参加者に対するアン ケート（訓練を有意義と する回答）（％）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
			—	96.9	98.2	95.4	92.9

測定指標	2 総合警備システムの更新 整備施設	平成24年度目標値				
		12施設				
		実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		18	21	22	17	11

施策に関する 評価結果	<p>【指標1について】</p> <p>札幌及び仙台矯正管区は、平成24年10月1日から5日間、東京矯正管区は同年11月5日から5日間、名古屋、広島及び福岡矯正管区は、同年11月26日から5日間、大阪及び高松矯正管区は、同年12月3日から5日間、全国の刑事施設に勤務する管区機動警備隊員（刑務官）計339名について、それぞれの矯正管区等が主体となり、大規模震災等の非常事態の発生、被収容者による暴動、騒じょう等を想定した上、非常時の訓練⁷を行った。あわせて、大型テント、浄水器、簡易トイレ、炊飯器等の防災用具の使用訓練も積極的に取り入れるなど、保安事故、激甚災害等に備えた実践的な訓練を行った。</p> <p>特に、東日本大震災が発生した際には、約9か月間にわたり約3,600名（延べ人員）の刑務官を被災地に派遣し、地元住民等への炊き出しなどの支援を行ったが、これまでこのような訓練を行っていなかったため、炊き出し方法が分からない隊員もいたことから、その教訓を活かし、炊き出し訓練等を積極的に行った。</p> <p>また、この訓練は、仮に刑事施設自体が被災した場合においても、被収容者への食事給与等は欠かせないものであることから、有事の際の保安警備の観点からも、非常に有意義な訓練であったと考える。</p> <p>さらに、消防訓練においては、消防士を、特別警備活動訓練においては、機動隊員である警察官をそれぞれ招へいするなど、実践的かつ実務的な訓練を実施した。</p> <p>管区機動警備隊集合訓練終了後の各隊員339名（ただし、訓練後に入院した隊員1名を除く。）に対するアンケートにおいても、「有意義で</p>
----------------	---

	<p>あった」旨を回答した者が92.9パーセントであった。</p> <p>以上のことから、同訓練が刑務官に多種多様な技能を身に付けさせるに値し、職員の保安警備力が強化され、刑事施設の保安警備体制の強化につながったことは明らかであり、非常事態発生時における警備・救援活動に従事する職員の能力の向上に役立ったと評価できる。</p> <p>【指標2について】</p> <p>保安事故の早期発見及び事態収束のため、刑事施設の総合警備システムを更新整備するとの目標において、本年度は、12施設について更新整備するところであったが、11施設の更新整備となった。</p> <p>これは1施設においては、建て替え工事が計画されていることから、急きょ、同システムを更新しなかったものであり、更新不必要であった施設以外の更新は全て行っているため、目標を達成したと評価できる。</p>
<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>【目標の達成状況の分析】</p> <p>保安警備に関する各種訓練において、危機場面における対策のほか、刑事施設における通常の勤務場面においても使用する警備用具等の使用方法をきめ細かく指導するなどしている。このため、同訓練終了後、現場施設で勤務する場面においても、同訓練で習得してきたことを、実践の場面で発揮することができるとともに、同訓練に参加できなかった刑務官にも伝達するなどして共有を図っている。これらのことから、非常事態に迅速かつ適切に対処するため、有効かつ効率的に刑事施設の保安警備体制の充実・強化を図っているといえる。</p> <p>さらに、同訓練における宿泊先は、刑事施設に付設される体育館や、冬期であるにもかかわらず、野外にテントを張り、いわゆる宿営地的な場所において、心身共に、非常に厳しい訓練を行っているとともに、専門家を招へいするなどし、短期かつ集中的に刑事施設の中核を担う刑務官に技能を付与している。</p> <p>刑事施設の総合警備システムの更新整備により監視カメラの性能が高まった結果、これまで得られなかった夜間の視認性が高くなったり、工場等における死角がなくなるなどした。これにより、多数の職員を配置して警備せずとも、外部侵入者の早期発見、被収容者による不適正行為の早期摘発を行うことが可能となり、保安事故の早期発見及び事態収束を有効かつ効率的に行えるようになった。</p> <p>以上から、いずれの取組内容についても、矯正施設の適正な管理運営の維持に資するものといえる。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】</p> <p>刑事施設においては、「被収容者の身柄の確保」、「保安事故の防止」及び「規律秩序の維持」を目的として、国の治安及び平穏な国民生活を確保する最後の砦として、厳重な保安警備体制が要請されており、何よりも平穏な状態を維持することが重要である。仮に、保安事故が発生したとしても、いち早く、平時の状態に回復することが刑事施設あるいは勤務する刑務官に求められている。</p> <p>一度、大きな保安事故が発生すれば、国民生活に与える影響も甚大であることから、機械警備による保安警備体制の向上に努めるとともに、刑務官の職務執行力の向上を図るための各種訓練等を充実させ、あらゆる危機場면을想定して、物的人的の両面から刑事施設における</p>

	<p>保安警備体制の構築を図ることは重要な意義があるといえる。</p> <p>これらのことから、引き続き、保安警備体制の向上のため、あらゆる方策を導入して刑事施設の安定的な施設運営に資するよう施策を実施していく必要がある。</p>
--	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>1 実施時期</p> <p>2 実施方法</p> <p>3 意見及び反映内容の概要</p> <p style="margin-left: 20px;">ア〔意見〕</p> <p style="margin-left: 20px;">〔反映内容〕</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>管区機動警備隊訓練に対する隊員のアンケートに関する調査結果は、矯正局成人矯正課において保管している。</p>
----------------------------------	---

<p>備考</p>	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成26年度予算概算要求への反映内容】</p>
-----------	--

担当部局名	矯正局成人矯正課	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	----------	----------	---------

*1 「矯正施設」

刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所及び婦人補導院を総称する名称

*2 「保安事故」

逃走，自殺，火災，職員殺傷，同衆殺傷等の事案

*3 「刑事施設」

刑務所，少年刑務所，拘置所を総称する名称

*4 「総合警備システム」

警備用機器のうち，外堀・工場・廊下・居室・保護室の監視用カメラについて，操作卓モニターにて集中監視を行い，24時間自動録画を行うとともに，同操作卓周辺に，無線機基地局を始め，非常通報装置及び侵入防止センサーの警報・表示装置を設置し，異常事態の早期発見及び的確な緊急対応を行うためのシステム

*5 「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）」

第1条 この法律は，刑事収容施設の適正な管理運営を図るとともに，被収容者，被留置者及び海上保安被留置者の人権を尊重しつつ，これらの者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的とする。

*6 「矯正施設警備救援規程（平成14年3月25日法務大臣訓令）」

第9条 管区機動警備隊は、・・・非常事態が発生した矯正施設に派遣された場合には、当該矯正施設の警備応援その他警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事するものとする。

*7 「非常時の訓練」

非常動員赴援訓練，暴動・騒じょうに対する訓練，捕縄，手錠及び拘束衣の使用訓練，拳銃使用訓練，警備用具使用訓練（大型催涙弾発射機等），消防訓練，救急法，総合防災訓練，特別警備活動訓練，研究討議（逃走事故発生時の初動体制等）

別添

管区機動警備隊集合訓練に係るアンケート結果

(人, %)

	札幌矯正管区	仙台矯正管区	東京矯正管区	名古屋矯正管区	大阪矯正管区	広島矯正管区	高松矯正管区	福岡矯正管区	合計	
参加者数	30	24	88	32	55	36	28	46	339	
内 訳	非常に有意義であった	18	6	49	25	35	26	10	39	208
	有意義であった	11	5	33	7	17	10	17	7	107
	どちらともいえない	0	9	5	0	1	0	1	0	16
	あまり有意義でなかった	0	0	1	0	2	0	0	0	3
	有意義でなかった	0	4	0	0	0	0	0	0	4
	未回答	1	0	0	0	0	0	0	0	1
有意義であったとする比率	96.7%	45.8%	93.2%	100.0%	94.5%	100.0%	96.4%	100.0%	92.9%	

※未回答1名は、訓練後に入院したため。

平成24年度事後評価実施結果報告書

(法務省24- (7))

施策名	矯正施設 ¹ における収容環境の維持及び適正な処遇の実施 (政策体系上の位置付け：Ⅱ-5-(2))					
施策の概要	被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、被収容者個々の状況に応じて、収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。					
達成すべき目標	刑事施設における職業訓練や少年院における職業補導、矯正施設の就労支援スタッフ等を活用した就労支援等の充実により、出所(院)後の就労の安定を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	50,869,290	48,572,693	49,157,463	47,713,566
		補正予算(b)	△202,583	1,465,082	221,141	—
		繰越し等(c)	△65,618	65,618	—	/
		合計(a+b+c)	50,601,089	50,103,393	—	
執行額(千円)	49,891,312	49,195,554	—			
施策に係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)第84条等²</p> <p>○少年院法(昭和23年法律第169号)第4条等³</p> <p>○犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008(平成20年12月犯罪対策閣僚会議決定)第2-2-⑤⁴</p> <p>○子ども・若者ビジョン(平成22年7月子ども・若者育成支援推進本部決定)第3-2(1)③⁵</p> <p>○刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組(平成23年7月再犯防止対策ワーキングチーム決定)2-(2)⁶</p> <p>○再犯防止に向けた総合対策(平成24年7月犯罪対策閣僚会議決定)第3-2-(2)就労の確保⁷</p>					

測定指標	1 刑事施設 ⁸ における職業訓練の充実度(受講者数、受講率、修了者数、資格・免許等の取得者率)	平成24年度目標値					
		対前年度増					
		基準値	実績値(詳細実績については、別添1のとおり)				
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		職業訓練受講者数(人)	3,101	2,917	2,745	2,616	3,101
職業訓練受講率(%)	5.00	4.30	4.10	4.10	5.00	5.50	

	職業訓練の修了者数 (人)	2,647	2,513	2,343	2,248	2,647	2,883
	資格・免許等の取得者 率(%)	88.4	85.8	86.5	87.4	88.4	87.1

測定指標	2 刑事施設における就労支援スタッフ ^{*9} 等による就労支援実施人員の割合(%)	平成24年度目標値					
		対前年増					
		基準値	実績値				
		23年	20年	21年	22年	23年	24年
		10.9	5.0	6.9	9.2	10.9	10.3
	参考指標	実績値					
	就労支援実施人員(人)	20年	21年	22年	23年	24年	
		1,576	2,093	2,720	3,128	2,829	

測定指標	3 少年院における就労支援実施人員の割合(%)	平成24年度目標値					
		対前年増					
		基準値	実績値				
		23年	20年	21年	22年	23年	24年
		19.2	22.9	23.5	23.8	19.2	19.9
	参考指標	実績値					
	1 就労支援スタッフによる面接等受講人数(延べ人員である。)(人)	20年	21年	22年	23年	24年	
		—	—	3,955	5,163	5,269	
	2 少年院仮退院者の保護観察終了時の有職者の割合(%)	20年	21年	22年	23年	24年	
		72.5	69.3	69.5	70.8	70.4 (速報値)	

施策に関する 評価結果	目標の達成状況	<p>【指標1について】</p> <p>PFI 刑務所を除く刑事施設において、積極的に職業訓練の充実を目標としてきたところ、平成24年度は前年度実績に対し、職業訓練受講者数で147人、受講率で0.5ポイント、修了者数で236人上回る結果と</p>
----------------	---------	---

なった。資格・免許等の取得者率は、1.3ポイント下回る結果となったが、職業訓練受講者数及び職業訓練受講率の増加に伴い、資格・免許取得者数は、前年度を上回る結果となっている（別添1参照）。

なお、PFI刑務所は、その他の刑事施設と異なり、民間業者が職業訓練の実施主体であることから、両者を区別して取り扱っている。

【指標2について】

各刑事施設において、平成24年度も様々な就労支援策を実施してきたが、就労支援スタッフ等による就労支援実施人員の割合は、目標値とした前年実績である10.9パーセントを0.6ポイント下回る結果となった。

要因の一つとして考えられることは、平成23年度から取り組んでいる重点的な就労支援により、入所後早期から計画的に就労支援を受ける者が増え、一人当たりにかかる就労支援の時間数が増えている一方、支援に当たる職員数には限りがあるため、平成24年において就労支援をより必要とする者を優先して支援したことが挙げられる。非常勤職員である就労支援スタッフが支援できる時間は限られていることから、就労支援実施人員を増加させるには、刑事施設内の分類、教育、処遇等の各部署が連携し、効率的に就労支援を実施する必要があると考える。

【指標3について】

平成24年度においても各少年院で就労支援施策を実施したところ、目標値である19.2パーセントを、0.7ポイント上回る結果となった。

以上3つの指標のうち、一部指標については目標値を下回る結果となっており、今後も、当該指標に係る取組を中心に充実を図る必要があるものの、総合的に見て矯正施設の各種取組は出所（院）後の就労に資するものと言えることから、職業訓練、職業補導、就労支援等の充実により出所（院）後の就労の安定を図るという目標はおおむね達成できたと評価できる。

目標期間終了時点
の総括

【目標の達成状況の分析】

被収容者の出所後の就労に資するよう、刑事施設では、職業訓練、就労支援スタッフ等による就労支援等に取り組み、公共職業安定所及び保護観察所と連携した刑務所出所者等総合的就労支援対策を積極的に活用するとともに、「再犯防止に向けた総合対策」の一環として実施している全ての職業訓練のカリキュラムに社会常識等を付与する講義を盛り込んだ。

職業訓練については、平成24年度、精神等に障害を有する受刑者を対象とした窯業科を医療刑務所等に新規開設したほか、既存の農業園芸科を拡大するなど、職業訓練を受講する機会を増加させた。さらに、各種協議会等において、受刑者に対し、出所後の就労に資する作業としての職業訓練の有効性を説明するなどし、職業訓練の受講定員に対する受講者数の充足を図り、定員割を防止するよう刑事施設へ働きかけた。これらの取組により、職業訓練の拡充が図られたと考えられる。

就労支援については、全出所者に占める支援実施人員の割合が前年比減となっているものの、出所時期等を考慮した上で、就労支援を希望する者のほぼ全てに対して、就労支援スタッフ等による就職に関する相談や就職活動に必要なマナーやスキルの指導、履歴書の書き方の指導、求人情報の提供等の支援を実施しており、在所中又は出所後間

	<p>もなく就職先を確保できた事例が見られた。</p> <p>少年院における就労支援の実施人員の割合が、基準値を0.7ポイント上回った要因としては、ハローワークを始めとする関係機関との協働による就労支援の成功事例を全国の少年院に紹介し、就労支援の積極化を促した効果が現れたことが考えられる。成功事例には、在院者を外出させて就職面接を受けさせた事例や、ハローワークとの入念な調整により在院者の適性と希望に適した就労先を見付けることができた事例があった。</p> <p>以上から、職業訓練の拡充や、就労支援の充実等、就労に資する処遇を実施したことにより、被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰に寄与したと評価できる。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】</p> <p>矯正施設における就労支援対策は、再犯率の増加とともに関心が高まっており、「再犯防止に向けた総合対策」にも掲げられているように重要な政策課題の一つでもあることから、今後もその拡充を図る必要がある。</p> <p>そこで、刑事施設における職業訓練においては、受講率が5.5パーセントにとどまっている現状を踏まえ、引き続き、職業訓練の拡大・拡充を図り、受講定員を引き上げ、受刑者の職業訓練受講の機会を増やすとともに、受刑者に対し、出所後の就労に資する作業として職業訓練の有用性を説明するなどして受講率の向上を図る。それにより、「再犯防止に向けた総合対策」として平成23年度実績に対して、平成34年度までに受講率を5パーセント向上させることを目標とする。</p> <p>就労支援については、平成25年度にキャリアコンサルタント等就労の専門家である就労支援スタッフの配置施設を増やし、支援体制の充実及び就労支援対象者の拡大を図っている。また、分類、教育、処遇等の各部署が連携して就労に役立つ訓練、指導等就労支援の内容を充実させ、引き続き支援対象者の拡大を図っていく。</p> <p>少年院においても、原則として全在院者を対象として、出院後の就労の安定、ひいては再犯・再非行防止のため就労支援に取り組んでおり、個別的な必要に応じて、職業相談、職業紹介や求人情報の提供を行っている。</p> <p>今後も在院者に対して入院早期から就労に向けた動機付けを高める指導を行うとともに、就労支援制度を活用した成功事例を在院者、保護者に紹介することにより、就労支援の積極的な活用を促す。</p>
--	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>1 実施時期</p> <p>2 実施方法</p> <p>3 意見及び反映内容の概要</p> <p>ア [意見]</p> <p>[反映内容]</p>
------------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○評価の過程で使用したデータや文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「職業訓練実施報告」 (矯正局成人矯正課, 対象期間: 平成20年4月1日～平成24年3月31日) ・「受験結果報告書」 (矯正局成人矯正課, 対象期間: 平成20年4月1日～平成24年3月31日) ・「刑事施設における就労支援スタッフ等による就労支援の実施状況」 (矯正局成人矯正課, 対象期間: 平成22年1月1日～平成24年12月31日) ・「少年院における刑務所出所者等就労支援事業の実施状況」 (矯正局少年矯正課, 対象期間: 平成22年1月1日～平成24年12月31日) <p>○評価の過程で使用した公的統計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「成人矯正統計年報」※24年の数値は速報値 (法務省ホームページ[http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_kousei.html]) ・「少年矯正統計年報」※24年の数値は速報値 (法務省ホームページ[http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_shonen-kyosei.html])
---------------------------	---

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成26年度予算概算要求への反映内容】
----	-----------------------------------

担当部局名	矯正局成人矯正課, 矯正局少年矯正課	政策評価実施時期	平成25年 8 月
-------	--------------------	----------	-----------

*1 「矯正施設」

刑務所, 少年刑務所, 拘置所, 少年院, 少年鑑別所及び婦人補導院の総称

*2 「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)」

(矯正処遇)

第84条第1項 受刑者には, 矯正処遇として, 第92条(懲役受刑者の作業)又は第93条(禁錮受刑者等の作業)に規定する作業を行わせ, 並びに第103号(改善指導)及び第104条(教科指導)に規定する指導を行う。

*3 「少年院法(昭和23年法律第169号)」

(矯正教育)

第4条 少年院の矯正教育は, 在院者を社会生活に適応させるため, その自覚に訴え規律ある生活のもとに, 左に掲げる教科並びに職業訓練の補導, 適当な訓練及び医療を授けるものとする。

(以下略)

*4 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008(平成20年12月犯罪対策閣僚会議決定)」

第2-2-⑤

刑務所等の就労支援スタッフ等を活用し, 入所中から就労意欲の喚起を促すとともに, 雇用情勢に応じた職業訓練を実施する。また, 一般の職業訓練施設と連携するなどして, 職業訓練を含めた刑務作業の質の向上を図る。さらに, 刑務所, 保護観察所等と公共職業安定所とが連携し, 担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介の実施, 試行雇用制度の活用等の刑務所出所者等就労支援事業を推進する。

*5 「子ども・若者ビジョン(平成22年7月子ども・若者育成支援推進本部決定)」

第3-2(1)③

(非行少年に対する就労支援等)

少年院・少年刑務所において、就労に対する心構えを身に付けさせ、就労意欲を喚起する指導等を充実するとともに、社会復帰に資する職業技能の習得や高等学校卒業程度認定試験の受験を奨励する。また、出院及び出所予定者、保護観察に付された少年等を対象として、刑務所出所者等就労支援事業を推進する。

*6 「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組（平成23年7月再犯防止対策ワーキングチーム決定）」

2-（2）

矯正施設（刑務所・少年院）入所（院）中から出所（院）後の職場定着まで一貫したきめ細かい支援を行うため、平成23年度から実施している雇用主と刑務所出所者等双方のニーズを踏まえた就労の確保や、就労後のフォローアップによる職場定着支援などを行う取組（更生保護就労支援モデル事業）について、適切な効果検証を行い、効果的な就労支援対策を推進する。

また、法務省と厚生労働省とで連携して実施している刑務所出所者等就労支援事業の各種メニューを積極的に活用し、きめ細やかな就業相談・紹介等を一層推進していくことにより、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。

さらに、矯正施設（刑務所・少年院）においては、PFI刑務所等において、民間のノウハウを活用した職業訓練の充実を図るとともに、就労支援スタッフによる効果的かつ効率的な指導を引き続き実施する。刑務所出所者等の雇用に理解を示す企業との連携を強化し、矯正施設（刑務所・少年院）において当該企業が求める人材を育成して出所（院）後の就労に直接結び付ける取組につなげるなど、企業ニーズに沿った人材育成体制を構築する。

*7 「再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月犯罪対策閣僚会議決定）」

第3-2-（2）就労の確保

就労意欲を持ちながら就労実現に向け能力開発等の課題を抱える者を、刑務所等収容後早期に把握し、就労及び職場定着のために必要な技能及びコミュニケーションスキルの付与やビジネスマナーの体得等を目的とした指導や訓練を行うとともに、雇用主と対象者双方のニーズを踏まえ、実際の雇用に結び付ける実践的なサポートを行う。

また、就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し、きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力で推進することにより、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。

*8 「刑事施設」

刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称

*9 「就労支援スタッフ」

キャリアコンサルタント等専門的な立場から、受刑者に対するキャリアコンサルティング、公共職業安定所や雇用主との連絡調整等を行い、就労支援を行う者

○ 職業訓練受講者数の推移 (単位：人)

年 度	20	21	22	23	24
職業訓練受講者数	2,917	2,745	2,616	3,101	3,248

○ 職業訓練受講率の推移 (単位：人)

年 度	20	21	22	23	24
職業訓練受講者数	2,917	2,745	2,616	3,101	3,248
受 刑 者 数	68,489	67,143	64,570	62,136	59,076
受 講 率	4.30%	4.10%	4.10%	5.00%	5.50%

※職業訓練受講率＝職業訓練受講者数／受刑者数×100(%)

○ 職業訓練修了者数の推移 (単位：人)

年 度	20	21	22	23	24
職業訓練修了者数	2,513	2,343	2,248	2,647	2,883

○ 資格・免許等取得状況の推移 (単位：人)

年度	資格等	危険物 取扱者	溶接 技能者	ボイラー 技師	自動車 整備士	理容師	その他	合計	取得者率
	20	受 験 者	968	601	358	94	35	2,521	4,577
合 格 者		743	559	314	93	35	2,185	3,929	
21	受 験 者	1,106	479	321	88	38	3,037	5,069	86.5%
	合 格 者	885	414	273	83	37	2,691	4,383	
22	受 験 者	1,026	363	298	73	36	3,462	5,258	87.4%
	合 格 者	802	337	251	71	36	3,096	4,593	
23	受 験 者	1,132	344	307	78	39	3,765	5,665	88.4%
	合 格 者	914	319	252	77	39	3,405	5,006	
24	受 験 者	1,200	375	339	73	40	3,920	5,947	87.1%
	合 格 者	933	316	288	72	39	3,529	5,177	

※資格・免許等の取得者率＝資格・免許取得者数／資格・免許取得者試験受験者数×100(%)

平成24年度事後評価実施結果報告書

(法務省24- (8))

<p>施策名</p>	<p>矯正施設^{*1}の適正な運営に必要な民間委託等^{*2}の実施 (政策体系上の位置付け：Ⅱ-5-(3))</p>																																		
<p>施策の概要</p>	<p>高率収容等に伴う職員の業務負担を軽減するとともに、矯正処遇の充実を図り、矯正施設の適正な運営に資するため、民間委託等を実施する。</p>																																		
<p>達成すべき目標</p>	<p>P F I手法を活用した民間委託や競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。）に基づく特定業務の民間委託を推進し、被収容者の特性等に留意しつつ、民間のノウハウやアイデアを活用した職業訓練、就労支援対策等の充実・強化を図る。</p>																																		
<p>施策の予算額・執行額等</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">予算の状況 (千円)</td> <td>当初予算(a)</td> <td>14,666,946</td> <td>15,355,682</td> <td>15,704,682</td> <td>15,685,604</td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td>△159,510</td> <td>△180,454</td> <td>△116,457</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>—</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>合計(a+b+c)</td> <td>14,507,436</td> <td>15,175,228</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>執行額(千円)</td> <td>14,380,153</td> <td>15,083,970</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	14,666,946	15,355,682	15,704,682	15,685,604	補正予算(b)	△159,510	△180,454	△116,457	—	繰越し等(c)	0	0	—	/	合計(a+b+c)	14,507,436	15,175,228	—	執行額(千円)	14,380,153	15,083,970	—					
区分	22年度	23年度	24年度	25年度																															
予算の状況 (千円)	当初予算(a)	14,666,946	15,355,682	15,704,682	15,685,604																														
	補正予算(b)	△159,510	△180,454	△116,457	—																														
	繰越し等(c)	0	0	—	/																														
	合計(a+b+c)	14,507,436	15,175,228	—																															
執行額(千円)	14,380,153	15,083,970	—																																
<p>施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説のうち主なもの）</p>	<p>○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）^{*3} ○構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）^{*4} ○構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）^{*5} ○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）^{*6} ○公共サービス改革基本方針（平成18年9月5日閣議決定、平成24年7月20日改定）^{*7} ○刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組（平成23年7月26日犯罪対策閣僚会議報告） 2- (2) 【就労支援対策の充実強化】^{*8} ○再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定） 第3-2- (2) 就労の確保^{*9}</p>																																		
<p>測定指標</p>	<p>1 P F I 刑務所^{*10}における職業訓練の充実</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="702 1556 1398 1635" style="text-align: center;"> <p>平成24年度目標</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="702 1635 1398 1792"> <p>P F I 刑務所において、様々な職業の技術や知識を習得させ、資格や免許を取得させるため、受刑者に対して職業訓練を幅広く実施する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="702 1792 1398 1870" style="text-align: center;"> <p>施策の進捗状況（実績）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="702 1870 1398 2000"> <p>実施対象施設において、別添1-1のとおり受刑者に対して職業訓練を実施し、様々な職業の技術や知識を習得させるとともに資格や免許を取得させた。</p> </td> </tr> </table>				<p>平成24年度目標</p>	<p>P F I 刑務所において、様々な職業の技術や知識を習得させ、資格や免許を取得させるため、受刑者に対して職業訓練を幅広く実施する。</p>	<p>施策の進捗状況（実績）</p>	<p>実施対象施設において、別添1-1のとおり受刑者に対して職業訓練を実施し、様々な職業の技術や知識を習得させるとともに資格や免許を取得させた。</p>																										
<p>平成24年度目標</p>																																			
<p>P F I 刑務所において、様々な職業の技術や知識を習得させ、資格や免許を取得させるため、受刑者に対して職業訓練を幅広く実施する。</p>																																			
<p>施策の進捗状況（実績）</p>																																			
<p>実施対象施設において、別添1-1のとおり受刑者に対して職業訓練を実施し、様々な職業の技術や知識を習得させるとともに資格や免許を取得させた。</p>																																			

参考指標	実績値				
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
1 職業訓練受講者数（人）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	1,597	5,668	9,350	7,769	11,430
2 職業訓練受講率（％） * 職業訓練受講率＝職業訓練受講者数／受刑者数×100（％）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	41	136	185	160	217
3 職業訓練修了者数（人）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	1,630	5,099	9,637	7,357	9,205
4 資格・免許等の取得者数（人）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	413	1,061	1,326	1,370	1,287

測定指標	2 職業フォーラム ^{*1} の活用	平成24年度目標				
		公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託実施刑務所 ^{*12} において、受刑者の社会復帰への不安感の軽減を図り、就職意欲等を培うため、職業フォーラムを実施する。				
		施策の進捗状況（実績）				
		実施対象施設において、実施内容を充実させるため、受刑者のニーズ等に合わせた形に実施方法を変更した上で職業フォーラムを実施した。具体的には、平成23年度においては、実施希望者に対して企業概要等の説明を実施していたところ、平成24年度においては、全受刑者を対象とし、企業概要等について映像視聴の方法により複数回説明を実施した。さらに、希望した者について、個別に各企業から直接の詳細説明及び質疑応答を実施した施設がある。				
	参考指標	実績値				
1 実施回数（回）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	—	—	—	3	3	
2 参加受刑者数（人） * 平成24年度の参加受刑者数は、個別説明に参加した	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	—	—	—	134	84	

	人数を計上している。				
--	------------	--	--	--	--

施策に関する 評価結果	目標の達成状況	<p>【指標 1 について】</p> <p>P F I 手法を活用して職業訓練を実施している 4 施設において、比較的求人上位の 11 業種について職業訓練科目として設定し、約 40 種目の訓練科目について職業訓練を実施した（別添 1-1, 1-2 参照）。実施した職業訓練が該当すると想定される業種の新規求人数は、全新規求人数の 73.0 パーセントを占めている。</p> <p>職業訓練の実施状況について見ると、受講者数、受講率及び修了者数は前年度を上回り、職業訓練受講者数及び職業訓練受講率は過去 5 年間で最多となった。資格・免許等の取得者数は前年度を下回る結果となったが、資格・免許等の合格率は前年度 85.0 パーセントから 88.2 パーセントと 3 ポイント上がっている。</p> <p>また、受刑者の出所後の就労に資するべく、全受刑者を対象とした P C 操作や簿記など職業人としての基礎的スキルの付与を目的とする職業訓練科目を 7 種目設け、計 9,107 名の受刑者に同訓練を実施した。</p> <p>このように、雇用情勢に応じた職業訓練を幅広く実施しており、様々な職業の技術や知識を受刑者に習得させることができた。</p> <p>【指標 2 について】</p> <p>職業フォーラムについて、平成 23 年度は、実施希望者に対して企業概要等の説明を実施していたが、より内容を充実させるため、平成 24 年度は、受刑者のニーズ等に合わせた形に変更し、全受刑者を対象として、企業概要等について映像視聴の方法により複数回説明を行った。</p> <p>また、職業フォーラム実施後に、効果測定を行うとともに、今後の実施方法の検討に資するため、平成 24 年度から個別説明に参加した 84 名全員にアンケート調査を実施した（別添 2 参照）。その中で、64 名（76.2 パーセント）が、同フォーラムについて「大変よかった」、「よかった」と肯定的な回答をしていた。さらに、同フォーラムに参加して得られたことに関する質問に対しても、75 名（89.3 パーセント）が「受刑者であっても、出所後に雇用してくれる企業があることが分かり、社会復帰のため一生懸命頑張ろうと思った。」と回答していた。</p> <p>これらのことから、受刑者の就労に係る出所後の社会生活上の不安感の軽減を図り、就職意欲等を培うための職業フォーラムを実施したといえる。</p> <p>以上から、民間のノウハウやアイデアを活用した職業訓練、就労支援対策等の充実・強化を図るという目標を達成できたと評価できる。</p>
	目標期間終了時点 の総括	<p>【目標の達成状況の分析】</p> <p>受刑者に資格・免許等を取得させることで出所後の就労を容易にし、再犯の防止に資するため、刑事施設¹³において職業訓練を積極的に実施している。特に P F I 刑務所においては、施設・設備や敷地等の制約を踏まえた上で、民間のノウハウやアイデアを活用し、職業人としての基礎的スキルの付与を目的とした訓練科目や、雇用情勢に応じた質の高い訓練科目を積極的に取り入れている。平成 24 年度における職業訓練受講者数等の数値が前年度を大きく上回り、うち 2 項目について過去 5 年間で最多となり、資格・免許等の合格率が上がったことは、</p>

	<p>官民間で調整を図り、被収容者の特性等に留意して職業訓練の充実・強化を図った成果であると評価できる。</p> <p>また、職業フォーラムは、黒羽刑務所、静岡刑務所及び笠松刑務所において、民間のネットワークとノウハウを活用し、平成23年度から実施している。開始したばかりの取組であり、実施しながらその方法を検証し、改良を加えている状況であるが、アンケート結果から、受刑者の社会復帰への不安感の軽減や就労意欲の喚起に少なからず一定の効果があったものといえる。そして、職業フォーラムを活用することにより、被収容者の特性等に留意した就労支援対策の充実・強化につながるものとする。</p> <p>以上のことから、民間委託等によるこれらの取組が、職員の業務負担の軽減はもとより、矯正処遇の充実、矯正施設の適正な運営に寄与したものといえる。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】</p> <p>「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組」（平成23年7月26日犯罪対策閣僚会議報告）において、取組の方向性の一つとして、「就労支援対策の充実・強化」が掲げられており、PFI刑務所等において、民間のノウハウを活用した職業訓練の充実を図るとともに、就労支援スタッフによる効果的かつ効率的な指導を引き続き実施することが求められている。さらに、「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）においても「就労の確保」として、就労及び職場定着のために必要な技能及びコミュニケーションスキルの付与やビジネスマナーの体得等を目的とした指導や訓練を行うこととされている。加えて、きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力に推進することにより、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化することとされている。</p> <p>そこで、PFI刑務所においては、民間事業者と協力し調整の上、民間のノウハウやアイデアを大いに活用し、雇用情勢に応じた幅広い職業訓練を引き続き実施することで、資格・免許等の取得割合の向上を図る必要がある。</p> <p>また、職業フォーラム実施後のアンケート結果によると、全体の75.0パーセントに当たる63名が、今後も「参加を希望する」と回答していることから、公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託実施施設においては、引き続き職業フォーラムの実施方法、内容等を深く検証し、就労支援スタッフ等との連携を図りつつ、同取組の更なる効果的な運用を促す。</p>
--	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>1 実施時期</p> <p>2 実施方法</p> <p>3 意見及び反映内容の概要</p> <p>ア〔意見〕</p> <p>〔反映内容〕</p>
------------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○評価の過程で使用したデータや文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「職業訓練実施報告」 (矯正局成人矯正課, 対象期間: 平成20年4月1日～平成24年3月31日) ・職業フォーラムについてのアンケートに関する調査結果は, 矯正局成人矯正課において保管している。 ・「一般職業紹介状況(平成25年2月分)」(厚生労働省ホームページ[http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002y42w.html])
---------------------------	---

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成26年度予算概算要求への反映内容】
----	-----------------------------------

担当部局名	矯正局成人矯正課	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	----------	----------	---------

-
- *1 「矯正施設」
刑務所, 少年刑務所, 拘置所, 少年院, 少年鑑別所及び婦人補導院の総称
 - *2 「民間委託等」
刑事施設の運営に係る総務系業務の民間委託のほか, 公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託及びPFI手法(公共施設等の建設, 維持管理, 運営等を民間の資金, 経営能力及び技術的能力を活用して行う民間委託の手法の一つ。Private Finance Initiativeの略。)を活用した民間委託をいう。
 - *3 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)」
民間の資金, 経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により, 効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに, 国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し, もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする法律
 - *4 「構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)」
地方公共団体の自発性を最大限に尊重した構造改革特別区域を設定し, 当該地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて地方公共団体が特定の事業を実施し又はその実施を促進することにより, 教育, 物流, 研究開発, 農業, 社会福祉その他の分野における経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図り, もって国民生活の向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とする法律
 - *5 「構造改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定)」
構造改革の推進等の意義, 目標, 政府が実施すべき施策に関する基本的な方針, 政府が講ずべき措置についての計画等を具体的に定めたもの
 - *6 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)」
国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し, その実施を民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点から, これを見直し, 民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより, 公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図ることを目的とする法律
 - *7 「公共サービス改革基本方針(平成18年9月5日閣議決定, 平成24年7月20日改定)」
競争の導入による公共サービスの改革の意義, 目標, 政府が実施すべき施策に関する基本的な方針, 政府が講ずべき措置についての計画等を具体的に定めたもの
 - *8 「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組(平成23年7月26日犯罪対策閣僚会議報告)」
2-(2)【就労支援対策の充実強化】

さらに、矯正施設（刑務所・少年院）においては、PFI刑務所等において、民間ノウハウを活用した職業訓練の充実を図るとともに、就労支援スタッフによる効果的かつ効率的な指導を引き続き実施する。

*9 「再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）」

第3-2-（2）就労の確保

就労意欲を持ちながら就労実現に向け能力開発等の課題を抱える者を、刑務所等収容後早期に把握し、就労及び職場定着のために必要な技能及びコミュニケーションスキルの付与やビジネスマナーの体得等を目的とした指導や訓練を行うとともに、雇用主と対象者双方のニーズを踏まえ、実際の雇用に結び付ける実践的なサポートを行う。

また、就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し、きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力に推進することにより、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。

*10 「PFI刑務所」

PFI手法を活用した民間委託を実施する美祢社会復帰促進センター、島根あさひ社会復帰促進センター、喜連川社会復帰促進センター、黒羽刑務所、播磨社会復帰促進センター及び加古川刑務所の総称

*11 「職業フォーラム」

公共サービス改革法に基づき委託された特定業務を実施する事業者の提案の一つ。就労を希望する受刑者と民間企業との対面方式による職業説明会を刑事施設内で実施するものであり、受刑者の社会復帰への不安感軽減や就労意欲の向上などを図るだけでなく、民間企業に出所受刑者の採用イメージを持ってもらうことで、出所受刑者の就労先確保を期待するもの

*12 「民間委託実施刑務所」

公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託を実施する黒羽刑務所、静岡刑務所及び笠松刑務所の総称。静岡刑務所及び笠松刑務所における総務・警備業務並びに静岡刑務所、笠松刑務所及び黒羽刑務所における作業・職業訓練・教育・分類業務について、民間委託を実施している。

*13 「刑事施設」

刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称

別添1-1

○測定指標1(参考)
職業訓練

訓練科目	訓練定員	実施期間	取得可能な資格等	新規求人人数(人) 【業種】※1	全新規求人人数に 対する割合※1
基礎科目					
安全衛生・品質管理・環境配慮科	美祢 全受刑者 島根 全受刑者	3月 6月	—	※2	
ボランティア啓発科	美祢 全受刑者 島根 全受刑者	1. 5月 6月	—		
ビジネススキル科	美祢 全受刑者 島根 全受刑者	3月 6月	—		
手話科	美祢 全受刑者	3月	—		
情報処理技術科(ITスキル養成)	美祢 全受刑者	1年	—		
情報処理技術科(PC基礎)	島根 全受刑者	1年	—		
共通基礎コース科	播磨 全受刑者	3週間	—		
専門科目					
ホームヘルパー科	美祢 5名 島根 30名 喜連川 10名 播磨 40名	1年 6月 4月 6月	訪問介護員養成研修2級	97,406 【社会保険・社会福祉・介護事業】	12.0%
販売サービス科	美祢 40名 島根 60名 播磨 60名	5月 6月 4月	販売士検定3級 販売士検定2級、サービス接客検定2級	111,185 【小売業】	13.7%
医療事務科	美祢 20名 島根 28名	4月 6月	メディカルクラーク(医療事務技能審査試験)2級 医科医療事務管理士	66,773 【医療業】	8.3%
社会福祉基礎講座科	播磨 40名	6月	ケアクラーク メディカルクラーク(医療事務技能審査試験)2級	97,406 【社会保険・社会福祉・介護事業】 66,773 【医療業】	12.0% 8.3%
情報処理技術科(プログラムシステム設計)	美祢 20名	6月	情報処理技術者試験	21,242 【情報サービス業】	2.6%
情報処理技術科(PC上級科CS)	島根 20名	1月	ワープロ技士1~3級 表計算技士1~3級 データベース技士1~3級	※3	
情報処理技術科(PC初級)	喜連川 25名	4月	表計算技士3級	※3	
情報処理技術科(PC中級)	喜連川 20名	4月	表計算技士2級	※3	
情報処理技術科(PC基礎)	播磨 30名	6月	日商PC検定試験(文書作成、データ活用)	※3	
情報処理技術科(PC応用)	播磨 30名	6月	P検定2級、ビジネスデータベース技能認定試験3級	※3	
CAD技術科	美祢 20名 島根 20名 喜連川 20名	6月 3月 6月	CADトレース技能審査 AutoCADオペレータ 建築CAD3級	63,431 【建設業】	7.8%
DTP科	美祢 10名	6月	Illustratorクリエイター能力認定試験	21,242 【情報サービス業】	2.6%
デジタルコンテンツ編集科	島根 28名	3月	—	21,242 【情報サービス業】	2.6%
調理科	美祢 30名 喜連川 20名	1年 1年	調理師免許(実務期間承認) 調理師	64,320 【宿泊業、飲食サービス業】	7.9%
調理科(パン職人)	美祢 20名 島根 30名	1年 6月	調理師免許(実務期間承認) —	—	
調理科(フードコーディネーター)	美祢 16名	3月	—	—	
クリーニング科	美祢 10名 喜連川 30名 播磨 5名	1年 1年 11月	クリーニング師	34,001 【生活関連サービス業】	4.2%
ビジネス会計科	美祢 40名	3月	ビジネス会計検定3級	※3	
福祉住環境コーディネーター科	美祢 40名	3月	福祉住環境コーディネーター検定3級	97,406 【社会保険・社会福祉・介護事業】	12.0%
食の検定	美祢 30名	3月	食の検定	4,831 【農・林・漁業】	0.5%
手話科(応用)	美祢 40名	6月	手話奉仕員	97,406 【社会保険・社会福祉・介護事業】	12.0%
理容科	島根 40名	2年	理容師	34,001 【生活関連サービス業】	4.2%
建設機械科	島根 30名	3月	玉掛け技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習	63,431 【建設業】	7.8%
建築科(玉掛け)	播磨 10名	1月	玉掛け技能講習	※3	
建設機械科(クレーン運転)	播磨 10名	1月	小型移動式クレーン運転技能講習	※3	
フォークリフト運転科	播磨 10名	1月	フォークリフト運転技能講習	※3	
ビルハウスクリーニング科	喜連川 20名 播磨 10名	6月 3月	—	60,954 【その他の事業サービス業】	7.5%
点字翻訳科	島根 58名	1年	—	97,406 【社会保険・社会福祉・介護事業】	12.0%
盲訳科	島根 60名	1年	—	97,406 【社会保険・社会福祉・介護事業】	12.0%
農業園芸科(農業)	喜連川 15名	1年	日本農業技術検定3級	4,831 【農・林・漁業】	0.5%
コールセンター科	喜連川 20名	6月	—	※3	
福祉用具専門相談員科	喜連川 15名	1月	福祉用具専門相談員	97,406 【社会保険・社会福祉・介護事業】	12.0%
エックス線作業主任者養成科	播磨 60名	4月	エックス線作業主任者	66,773 【医療業】	8.3%
サービスマネージャー育成科	播磨 60名	4月	ホテル実務技能認定上級	64,320 【宿泊業、飲食サービス業】	7.9%
皮革工芸技能習得科	播磨 60名	6月	—	66,826 【製造業】	8.2%
特化ユニット対象(リハビリの要素を取り入れた職業訓練)					
神楽面・衣装製作科	島根 30名	1年	—	※4	
石見焼製作科	島根 30名	1年	—		
石州和紙製作科	島根 30名	1年	—		
農業園芸科(バラ栽培)	島根 30名	1年	—		
農業園芸科(園芸)	播磨 48名	3月	—		
農業園芸科(農業)	島根 100名	1年	—		
農業園芸科(農業)	喜連川 10名 播磨 70名	1年 1年	—		
窯業科	喜連川 20名 播磨 48名	6月 1年	—		
竹細工科	喜連川 10名	6月	—		
デザイン・モザイク科	喜連川 20名	6月	—		

※1 平成25年3月29日(金)付け厚生労働省公表資料「一般職業紹介状況(平成25年2月分)について」の第3表-2「産業別一般新規求人状況(新規学卒者を除く)」からデータを引用(別添1-2参照)
 ※2 全受刑者を対象に職業人として必要な基礎的スキルや常識を身につけさせることを目的とする職業訓練である。
 ※3 一定の専門的ビジネススキル等を有する者に対して当該能力を有していることを証明する資格・免許であり、複数業種に活用されることが見込まれるスキルである。
 ※4 特化ユニットには、身体又は精神に障害を有する者を収容しており、心身の状況に応じ、対象者にリハビリの要素を取り入れた職業訓練を実施している。

別添1-2

○測定指標1(参考)

産業別一般新規求人状況(平成25年2月)

	産業	新規求人全数(人)	対前年同月比
1	医療, 福祉	165,572	5.6%
	医療業	66,773	2.2%
	社会保険・社会福祉・介護事業	97,406	8.0%
2	卸売業, 小売業	121,946	10.4%
	小売業	111,185	11.4%
	各種商品小売業		23.6%
3	サービス業	112,749	3.4%
	その他の事業サービス業	60,954	4.3%
4	製造業	66,826	-8.9%
5	宿泊業, 飲食サービス業	64,320	10.4%
6	建設業	63,431	6.5%
7	運輸業, 郵便業	46,514	1.1%
8	公務・その他	35,749	4.3%
9	生活関連サービス業, 娯楽業	34,001	3.5%
10	情報通信業	26,274	4.5%
	情報サービス業	21,242	3.1%
11	学術研究, 専門・技術サービス業	25,106	1.9%
12	教育, 学習支援業	15,742	11.7%
13	不動産業, 物品賃貸業	15,122	12.1%
14	金融業, 保険業	6,722	5.7%
15	農業, 林業, 漁業	4,831	4.7%
16	複合サービス業	3,421	1.2%
17	鉱業, 採石業, 砂利採取業	288	24.1%
18	電気・ガス・熱供給・水道業	653	-9.1%

・平成25年3月29日(金)付け厚生労働省公表資料「一般職業紹介状況(平成25年2月分)について」の第3表-2「産業別一般新規求人状況(新規学卒者を除く)」を構成しなおしたものの(新規求人数が多い順に並べ替える等)

・ は, 実施職業訓練の該当業種を表す。

○測定指標2(参考)

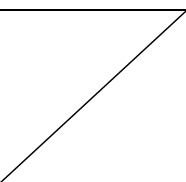
職業フォーラム参加者に対するアンケート結果

(回答人数84名)

質問項目	回答内容	回答人数	割合
問. 今回の職業フォーラムの内容は総じてどうでしたか(一部複数回答あり)			
	大変よかった	29	34.5%
	よかった	35	41.7%
	思っていたとおりであった	5	6.0%
	普通	13	15.5%
	よくなかった	6	7.1%
	分からない	0	0.0%
主な自由記載意見			
<ul style="list-style-type: none"> ・社会復帰後に独力で生活していけることの自信となりました。 ・社会復帰への不安感が軽減し、仕事ができるということで少し安心感があつた。 ・受刑者でも反省して真面目に頑張っていけば仕事があることが分かった。 			
問. 今後も職業フォーラムを実施するとしたら参加を希望しますか			
	参加を希望する	63	75.0%
	別の職種の企業が来るなら参加を希望する	13	15.5%
	参加を希望しない	6	7.1%
	無回答	2	2.4%
問. 職業フォーラムに参加した結果, どのようなことが得られたか(複数回答可)			
	社会復帰への不安感が軽減できた	33	39.3%
	社会において求められる就労に必要なスキル(技能・技術)の理解ができた	27	32.1%
	就労を希望する職種を選択するに当たって参考となった	22	26.2%
	受刑者であっても, 出所後に雇用してくれる企業があることが分かり, 社会復帰のため一生懸命頑張ろうと思った	75	89.3%
	なし	3	3.6%
	その他	4	4.8%
その他の記載例			
<ul style="list-style-type: none"> ・一般の方々の所作や話し方が学習できた。 ・企業の方と面接をし, 自身で足りない面を理解できた。 ・必要としてくれる企業があるので裏切ってはいけないと思った。 ・人生哲学のような話を聞き, 心に残りました。 			

平成24年度事後評価実施結果報告書

(法務省24- (9))

<p>施策名</p>	<p>保護観察対象者等^{*1}の改善更生等 (政策体系上の位置付け：Ⅱ-6-(1))</p>								
<p>施策の概要</p>	<p>保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため、社会内において適切な処遇を行うとともに、犯罪や非行のない地域社会作りのため、犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。</p>								
<p>達成すべき目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を効果的に実施することによって、保護観察対象者の犯罪的傾向の除去・緩和を図る。 ・保護観察対象者の就労支援を強化することによって、保護観察対象者の就労を促進して生活や心情の安定を図る。 ・更生保護施設等を活用した自立支援を積極的に実施することによって、自立が困難な刑務所出所者等を保護し、その自立更生を促進する。 ・民間の犯罪予防活動を推進することによって、犯罪をした人や非行のある少年の地域での立ち直りを支え、犯罪や非行のない地域社会作りを促進する。 								
<p>施策の予算額・執行額等</p>	<p>区分</p>	<p>22年度</p>	<p>23年度</p>	<p>24年度</p>	<p>25年度</p>				
<p>予算の状況(千円)</p>	<p>当初予算(a)</p>	<p>11,700,654</p>	<p>11,828,175</p>	<p>11,510,347</p>	<p>11,414,545</p>				
	<p>補正予算(b)</p>	<p>0</p>	<p>247,124</p>	<p>△203,417</p>	<p>—</p>				
	<p>繰越し等(c)</p>	<p>△13,796</p>	<p>△46,604</p>	<p>—</p>					
	<p>合計(a+b+c)</p>	<p>11,686,858</p>	<p>12,028,695</p>	<p>—</p>					
	<p>執行額(千円)</p>	<p>10,353,988</p>	<p>11,021,208</p>	<p>—</p>					
<p>施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○更生保護法(平成19年法律第88号)^{*2} ○更生保護事業法(平成7年法律第86号)^{*3} ○犯罪から子どもを守るための対策(平成22年12月14日犯罪対策閣僚会議報告)^{*4} ○犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008(平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定)^{*5} <ul style="list-style-type: none"> ・第2-2-④刑務所出所者等の就労先の確保 ・第2-2-⑧保護観察における処遇の充実強化 ○再犯防止に向けた総合対策(平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定)^{*6} <ul style="list-style-type: none"> ・第3-2社会における「居場所」と「出番」を作る ・第3-2-(1)住居の確保 ・第3-2-(2)就労の確保 ・第3-4広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現する 								
<p>測定指標</p>	<p>1 性犯罪者処遇プログラム^{*7}受講者において、受講後、問題性^{*8}の程度が低下したと認められる者の割合(%)</p>	<p>平成24年度目標値</p> <p>91.0%</p> <table border="1" data-bbox="715 1933 1398 2020"> <tr> <td>基準値</td> <td>実績値</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>				基準値	実績値		
基準値	実績値								

	21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	91.3	86.9	91.3	90.2	89.9	90.6

測定指標	2 保護観察終了者に占める無職者の割合（詳細な内訳は別添1のとおり。）	平成24年度目標値					
		対前年減					
		基準値	実績値				
		23年	20年	21年	22年	23年	24年
		無職者の割合（％）	24.1	19.8	23.7	24.2	24.1
	（無職者数） （人）	8,926	8,104	9,319	9,110	8,926	8,867 （速報値）
	参考指標	実績値					
	協力雇用主 ^{*9} の数（※前年度の実績を反映するため、各年4月1日現在の状況を調査しているもの）	21年	22年	23年	24年	25年	
		7,749	8,546	9,346	9,953	11,044	
	完全失業率 ^{*10} （％）（※年平均）	20年	21年	22年	23年	24年	
	4.0	5.1	5.1	4.6	4.3 （速報値）		

	3 行き場のない保護観察対象者等の受入状況	平成24年度目標				
		行き場のない保護観察対象者等について、更生保護施設等において積極的に受入れを図ることにより、その生活基盤を確保する。				
		施策の進捗状況（実績）				
		更生保護施設における薬物事犯者を含む保護観察対象者等の受入れを促進した。 自立準備ホーム ^{*11} の登録事業者を拡充した。				
	参考指標	実績値				
全更生保護施設における年間収容保護人員（人）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	9,708	9,668	9,991	10,538	10,587	

						(速報値)
自立準備ホームの登録事業者数(人)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	—	—	—	166	236	
全自立準備ホームにおける年間収容保護人員(人)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	—	—	—	799	1,181	

測定指標	4 犯罪予防活動への協力 (犯罪予防をテーマとした作文コンテストへの応募) 学校数(校)	平成24年度目標値					
		8,000校以上					
		基準値	実績値				
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		7,837	6,709	7,081	7,842	7,837	8,580

施策に関する 評価結果	目標の達成状況	<p>【指標1について】</p> <p>性犯罪者処遇プログラム(以下「プログラム」という。)では、性犯罪を許容する認知、問題解決スキルの不足、他人への共感性の不足など、プログラム実施対象者の問題性の程度を点数化している。プログラム受講前後の評点を比較して、評点が低下し問題性が改善していると見なされた者の割合が、平成20年度以降で最も高い平成21年度(91.3パーセント)を参考に、全体の91パーセントとなることを目標値としているところ、平成24年度は90.6パーセントであり、目標値を下回る結果となった。</p> <p>しかし、約9割の者が受講後に評点が低下していることから、認知行動療法の技法等を取り入れたプログラムは、その受講者の問題性の改善や再犯防止に一定の効果を上げており、プログラムを効果的に実施するという目標を達成したと評価できる。</p> <p>【指標2について】</p> <p>保護観察終了者に占める無職者の割合については、雇用情勢等の外的な影響を受けやすいため、長期の目標値を設定することが困難であることから、対前年減として目標値を設定しているところ、全体で対前年比0.1ポイント減となり目標値を上回った。</p> <p>このことから、保護観察対象者に対する就労支援対策が一定の効果を上げているものと評価でき、保護観察対象者の就労支援を強化するという目標を達成したと評価できる。</p> <p>【指標3について】</p> <p>行き場のない保護観察対象者等について、応急の救護又は更生緊急保護として、宿泊場所の供与等を委託するに当たり、薬物事犯者を始めとする自立困難者を更生保護施設が受け入れた場合における委託費への加算措置を導入し、これらの者の受入れを促進した結果、全更生</p>
----------------	---------	---

	<p>保護施設及び全自立準備ホームにおける年間収容保護人員は、それぞれ合計で10,587人, 1,181人であり、いずれも対前年度増となっている。</p> <p>また、自立準備ホームについては、各保護観察所において、保護観察や生活環境の調整を実施するに当たって連携した実績のある事業者や、関係機関を通じて情報提供を受けた事業者に対して登録を働きかけるなどの方法により、登録事業者の拡充を進めたことで、登録事業者数は236人となり、対前年度増となっている。</p> <p>これらのことから、行き場のない保護観察対象者等について、更生保護施設等において積極的に受入れを図り、その生活基盤を確保したといえ、更生保護施設等を活用した自立支援を積極的に実施するという目標を達成したと評価できる。</p> <p>【指標4について】</p> <p>犯罪予防活動への協力（犯罪予防をテーマとした作文コンテストへの応募）学校数については、引き続き増加を目指す趣旨で8,000校以上を目標値としているところ、平成24年度は8,580校となり目標値を上回った。</p> <p>犯罪予防をテーマとした作文コンテストは、学校における犯罪予防活動に関する教育に資するものであり、その応募を通じて、保護観察所や保護司と学校との連携を図り、更生保護活動への理解を働きかけるものである。</p> <p>本指標が目標値を上回り、平成23年度と比較して743校増加したことにより、学校との連携や更生保護活動への理解を促進したといえるから、民間の犯罪予防活動を推進するという目標を達成したと評価できる。</p>
<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>【目標の達成状況の分析】</p> <p>プログラムは、その受講者の問題性の改善や再犯防止に一定の効果を挙げていると評価できるものの、2年連続で目標値の91パーセントに達していないことから、受講前後における評点の変化を更に分析した。その結果、対人関係スキルなどについて改善の効果が低いという傾向が見られたので、今後、こうした問題性の改善に有効な方策等について検討する。</p> <p>また、法務省が厚生労働省との連携の下で実施している就労支援に加え、平成23年度からは一部の保護観察所において、就労確保から職場定着に至るまでの継続的かつきめ細かな支援を実施した結果、保護観察終了者に占める無職者の割合が減少した。昨今の経済社会情勢の影響から、保護観察対象者の就労にも厳しい状況が続いている中でのこの結果は、就労支援対策が一定の効果を挙げているものと評価できる。</p> <p>次に、更生保護施設及び自立準備ホームに対して、行き場のない刑務所出所者等への宿泊場所の供与等を積極的に委託し、一時的な住居を提供するとともに、職業補導や退所先の調整等、自立に向けた支援を行うことによって、これらの者の再犯防止及び改善更生を図った。特に、更生保護施設については、更生保護施設整備事業補助^{*12}を適切に実施した結果、収容定員の増加、居室の個室化、建物のバリアフリー化等、施設の機能が維持・強化され、目標を達成することができたものと考えている。また、自立準備ホームについては、登録事業者の拡充を進めたことにより、ホームレス支援を行う事業者や、薬物依存</p>

	<p>症リハビリテーション施設等を新たに登録し、行き場のない保護観察対象者等の多様な受入先を確保した。</p> <p>さらに、犯罪予防をテーマとした作文コンテストについて、応募作品数が平成24年度は249,552件で平成23年度と比較して24,460件増加している。また、本コンテストを通じて学校と保護司等との連携が進んだ結果、児童生徒に対して保護司が行う薬物乱用防止・非行防止教室の実施回数が平成24年度は1,282件となり、平成23年度から53件増加している。</p> <p>上記のことから、特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇の実施、就労支援の強化、更生保護施設等を活用した自立支援の実施等を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図るとともに、民間の犯罪予防活動を推進することによって、犯罪や非行のない地域社会作りを促進したといえる。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】</p> <p>プログラム終了後においても、保護観察官や保護司による指導監督・補導援護が引き続き行われるところ、評点の結果を踏まえて処遇を実施するなど、保護観察処遇の充実を今後も推進する。</p> <p>次に、昨今の厳しい経済雇用情勢のため刑務所出所者等の就労が困難であることなどから、依然として保護観察終了者に占める無職者の割合が高水準で推移しており、就労支援及び就労先の確保の重要性が高い状況にある。そのため、法務省と厚生労働省との連携による就労支援対策を推進するとともに（別添2参照）、矯正施設収容中から就労後の職場定着に至るまでの継続的かつきめ細かな支援を実施する事業を引き続き実施し、就労支援に係る対策を充実させる。また、民間の事業主である協力雇用主を積極的に開拓するとともに、ソーシャル・ファーム^{*13}による刑務所出所者等の継続雇用・職場定着を促進し、無職の保護観察対象者等の社会的受け皿を拡大する。</p> <p>併せて、刑事施設等を出所した後の生活基盤がなく、自力では改善更生が困難な者の数は依然として高水準で推移していることから、引き続き更生保護施設等における受入れを積極化するとともに、自立準備ホームの拡充を図り、行き場のない保護観察対象者等の多様な受入先を確保する。</p> <p>さらに、犯罪や非行のない地域社会作りには、学校と連携した非行防止活動が有効であることを踏まえ、保護司がさらに効果的な連携活動を展開できるよう保護司活動に対する支援を行うことで、引き続き協力学校数の拡大を図っていく。</p>
--	--

学識経験を有する者の知見の活用	<p>1 実施時期</p> <p>2 実施方法</p> <p>3 意見及び反映内容の概要</p> <p>ア〔意見〕</p> <p>〔反映内容〕</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○評価の過程で使用したデータや文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「性犯罪者処遇プログラム受講前と受講後の評点の状況に関する調査」 (保護局観察課, 対象期間: 平成24年4月～平成25年3月) ・「更生保護法人等事業成績等報告書」 (保護局更生保護振興課, 対象期間: 平成20年4月1日～平成24年3月31日) ・「“社会を明るくする運動” 作文コンテストの実施結果」 (保護局更生保護振興課, 平成24年1月1日～平成24年11月30日)
---------------------------	--

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成26年度予算概算要求への反映内容】
----	-----------------------------------

担当部局名	更生保護振興課, 観察課	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	--------------	----------	---------

*1 「保護観察対象者等」

保護観察対象者, 更生緊急保護対象者

*2 「更生保護法(平成19年法律第88号)」

本法は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、恩赦の適正な運用を図るほか、犯罪予防の活動の促進等を行い、もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的としている(第1条参照)。

*3 「更生保護事業法(平成7年法律第86号)」

本法は、更生保護事業に関する基本事項を定めることにより、更生保護事業の適正な運営を確保し、及びその健全な育成発達を図るとともに、更生保護法(平成19年法律第88号)その他更生保護に関する法律とあいまって、犯罪をした者及び非行のある少年が善良な社会の一員として改善更生することを助け、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的としている(第1条参照)。

*4 「犯罪から子どもを守るための対策(平成22年12月14日犯罪対策閣僚会議報告)」

保護観察所においては、平成18年度から導入した性犯罪をした仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に対する処遇プログラムの充実を図るなど、性犯罪者に対する保護観察を充実強化している。

*5 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008(平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定)」

・第2-2-④刑務所出所者等の就労先の確保

地域全体で協力雇用主の拡大を推進する都道府県刑務所出所者等就労支援推進協議会の設置・活用により、地域の経済団体等と連携して刑務所出所者等を雇用する企業を支援する仕組みを整備するなど、製造業や商業に加え、農業等も含めた幅広い産業分野における就労先の確保と円滑な雇用を促進する。

・第2-2-⑧保護観察における処遇の充実強化

処遇に特段の配慮を要する保護観察対象者に対する保護観察官の直接処遇の実施や直接的関与の強化及び保護観察における特定の犯罪的傾向の改善を目的とする各種処遇プログラムの充実により、再犯防止対策を推進する。

*6 「再犯防止に向けた総合対策(平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定)」

・第3-2社会における「居場所」と「出番」を作る

誰もが「居場所」と「出番」のある社会において、刑務所出所者等が、健全な社会の一員としてその責任を果たすことができるよう、適切な生活環境と一定の生活基盤を確保することに加え、対象者やその家

族等が、個々の問題や必要に応じた指導及び支援を受けることができる多様な機会を確保することによって、対象者の社会復帰を促進し、孤立化や社会不適応に起因する再犯を防止する。

・第3-2-(1)住居の確保

行き場のない者の住居を確保するため、国が運営する自立更生促進センターにおける確実な受入れの推進、更生保護施設の受入れ機能の強化、民間の自立準備ホーム等の多様な一時的帰住先の確保に努める。

・第3-2-(2)就労の確保

就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的支援対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し、きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力に推進することにより、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。さらに、刑務所出所者等の雇用上のノウハウや成功事例に関する情報を広く事業主等に提供することにより、実際に刑務所出所者等の雇用先となる協力雇用主を確保する。

・第3-4 広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現する

再犯防止は、一たび犯罪に陥った人を異質な存在として排除したり、社会的に孤立させたりすることなく、長期にわたり見守り、支えていくことが必要であること、また、社会の多様な分野において、相互に協力しながら一体的に取り組むことが必要であることから、広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現する。

*7 「性犯罪者処遇プログラム」

自己の性的欲求を満たすことを目的とする犯罪に当たる行為を反復する傾向を有する保護観察対象者に対し、心理学等の専門的知識に基づき、性犯罪に結び付くおそれのある認知の偏り、自己統制力の不足等の自己の問題性について理解させるとともに、再び性犯罪をしないようにするための具体的な方法を習得させ、上記傾向を改善するプログラム

法務省ホームページ [http://hakusyol.moj.go.jp/jp/52/nfm/n_52_2_6_4_4_2.html] を参照

*8 「(性犯罪者処遇プログラム受講者の)問題性(評点)」

性犯罪に結び付く問題性(性犯罪を許容する認知、問題解決スキルの不足、他人への共感性の不足等)を、保護観察官がプログラムの受講前後に点数化して評価するものであり、問題性が大きいほど高得点となる。

*9 「協力雇用主」

犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない保護観察対象者等をその事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主

*10 「完全失業率」

総務省統計局が行っている労働力調査によるものであり、労働力人口に占める完全失業者(①仕事がなくして調査週間中に少しも仕事をしなかった(就業者ではない)、②仕事があればすぐ就くことができる、③調査週間中に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた(過去の求職活動の結果を待っている場合を含む)の三つの条件を満たす者)の割合を指す。

*11 「自立準備ホーム」

保護観察所があらかじめ登録したNPO法人等に対して宿泊や食事の提供等を委託する「緊急的住居確保・自立支援対策」における同法人等が管理する宿泊場所

*12 「更生保護施設整備事業補助」

更生保護法人が設置する更生保護施設について、施設の老朽化等を背景とする建物・設備の改築・補修等の実施に当たり、国が当該施設整備事業費の2分の1を交付限度として補助するもの。平成24年度は、5件に対し補助を行った。

*13 「ソーシャル・ファーム」

労働市場で不利な立場にある人々のための雇用機会の創出・提供に主眼を置いてビジネス展開を図る企業や団体等

別添1 測定指標 保護観察終了者に占める無職者の割合及び無職者数

(目標値：対前年減)

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
全体	19.8% 8,104人	23.7% 9,319人	24.2% 9,110人	24.1% 8,926人	24.0% 8,867人
保護観察処分少年	10.6% 1,862人	12.9% 2,151人	11.7% 1,896人	11.1% 1,755人	11.3% 1,740人
少年院仮退院者	20.3% 803人	22.6% 879人	21.8% 842人	19.4% 716人	20.3% 725人
仮釈放者	26.3% 3,936人	32.4% 4,653人	35.3% 4,828人	35.5% 4,939人	34.1% 4,905人
保護観察付執行猶予者	34.5% 1,503人	38.1% 1,636人	39.4% 1,544人	41.2% 1,516人	41.5% 1,497人

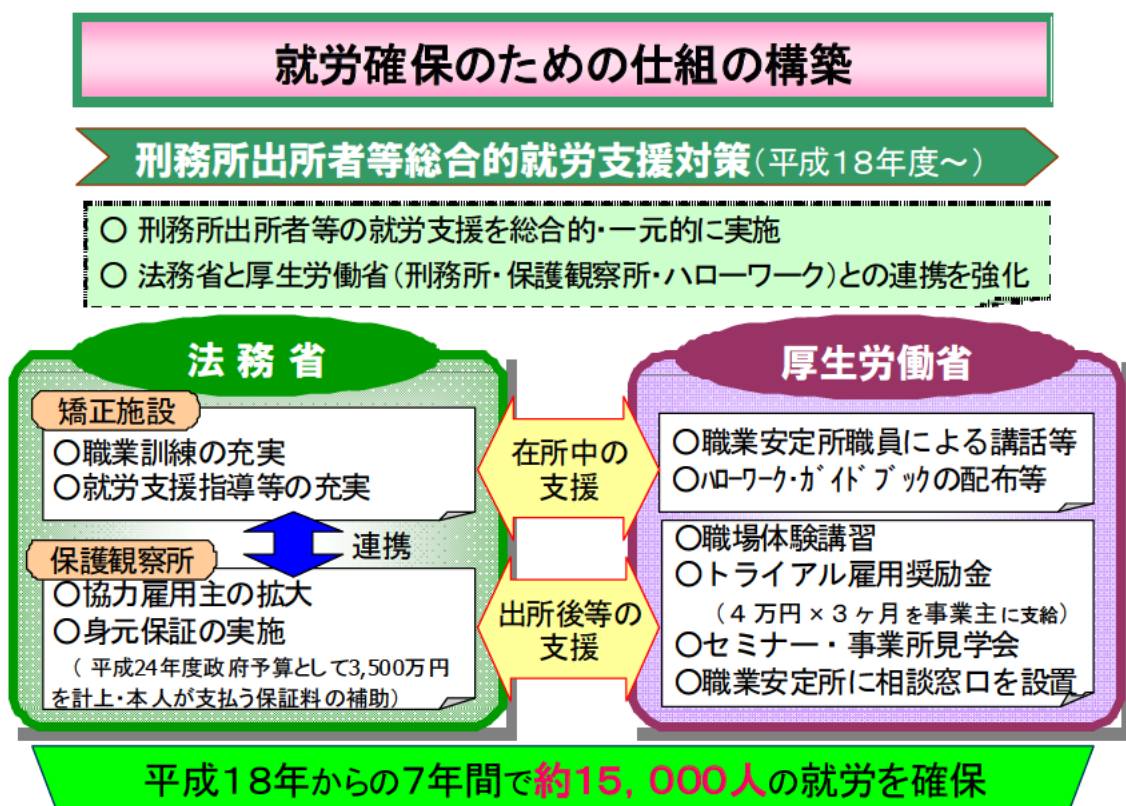
(平成24年は速報値)

(注1) 表中上段は無職者の割合，下段は無職者数を示す。

(注2) 保護観察終了時の職業が不詳の者を除く。

(注3) 無職者は，定収入の有る無職者，学生・生徒，家事従事者を除く。

別添2 刑務所出所者等の就労支援対策について



平成24年度事後評価実施結果報告書

(法務省24-(10))

施策名	医療観察対象者 ^{*1} の社会復帰 (政策体系上の位置付け：Ⅱ-6-(2))				
施策の概要	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため、医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保する。				
達成すべき目標	地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保するため、関係機関の協力体制を整備するとともに、精神保健観察を適正に実施するなどして、医療観察対象者の一般精神科医療等への移行を図る。				
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
予 算 額 状況 (千円)	当初予算(a)	246,095	260,383	270,912	262,876
	補正予算(b)	0	0	0	-
	繰越し等(c)	△2,575	2,575	-	/
	合計(a+b+c)	243,520	262,958	-	
執行額(千円)		197,306	194,067	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。) ^{*2}				

測定指標	精神保健観察事件年間取扱件数に占める保護観察所長の申立てによる処遇終了決定 ^{*3} (医療観察法第56条第1項第2号に係る決定に限る。以下同じ。)を受けた者の数及び期間満了により精神保健観察を終了した者(以下「期間満了者」という。)の数の割合(%)	平成24年度目標値					
		19.0%以上					
		基準値	実績値				
		20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		13.1	13.1	18.4	20.5	21.9	26.3 (速報値)
		(保護観察所長の申立てによる処遇終了決定を受けた者の数)(人)	/	40	50	56	50
(期間満了者数)(人)	/	21	62	87	109	141	

(精神保健観察事件年間 取扱件数) (件)	/	466	608	699	725	754
参考指標	実績値					
地域社会における処遇に携 わる関係機関による会議(ケ ア会議 ^{*4})の開催回数(回)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	—	1,978	2,178	2,505	2,673	

施策に関する 評価結果	目標の達成状況	<p>精神保健観察事件年間取扱件数に占める保護観察所長の申立てによる処遇終了決定を受けた者の数及び期間満了者数の割合を測定指標とし、基準年度は、医療観察法施行初年度(平成17年度)に精神保健観察を開始した者が期間満了を迎える平成20年度に設定している。</p> <p>また、本制度が医療観察法施行後7年しか経過しておらず、精神保健観察事件年間取扱件数等の値が今後大きく変動することがあり得るため、基準年度から前年度までの4年間(平成20年度から平成23年度まで)の実績値の平均値である19.0パーセント以上を平成24年度の目標値とした。</p> <p>平成24年度の実績値は26.3パーセントと目標値を超えており、参考指標であるケア会議の開催回数も増加している。</p> <p>社会復帰の準備が整ったと認められる医療観察対象者について、保護観察所の長は医療観察法による医療の必要性を慎重に検討し、その必要性がないと認められるときは、裁判所に対し速やかに処遇終了の申立てを行い、処遇終了決定を受けるに至っている。</p> <p>また、期間満了者は、精神保健観察中に保護観察所や関係機関から必要な支援等を受けたことにより、期間を延長して医療観察法による医療を行う必要が認められなくなった者である。</p> <p>このような処遇終了決定を受けた者及び期間満了者の割合が増加したことから、関係機関の緊密な連携の下、医療観察対象者について、精神保護観察を適正に実施するなどして、一般精神科医療等への移行を図るという目標を達成できたといえる。</p>
	目標期間終了時点 の総括	<p>【目標の達成状況の分析】</p> <p>医療観察対象者の円滑な社会復帰を促進するため、地域社会において、「①指定通院医療機関による継続的かつ適切な医療」、「②継続的な医療を確保することを目的として保護観察所の社会復帰調整官が必要な指導等を行う精神保健観察」及び「③医療観察対象者が地域社会において安定した生活を営んでいくために必要な精神保健福祉サービス等の援助」に取り組んでいる。</p> <p>これを関係機関が適正かつ円滑に実施していくために、保護観察所の長は、地方公共団体や医療機関等の関係機関と協議して医療観察対象者ごとに処遇の実施計画を定めており、各機関は、この計画に基づいて処遇を実施している。さらに、保護観察所の長は、精神保健観察を実施するとともに、ケア会議を実施して、医療観察対象者に関する情報の共有や処遇方針の統一を図り、関係機関の緊密な連携の確保に努めている(別添資料参照)。</p>

	<p>処遇終了決定を受けた者及び期間満了者の割合が増加しているとお り、医療観察対象者の一般精神科医療等への移行を図ったことにより、 地域社会における処遇が適正かつ円滑に実施されたといえることのでき る。</p> <p>また、ケア会議の開催回数が毎年度増加しているとおり、関係機関の 緊密な連携の確保が図られており、関係機関の協力体制の整備が進んで いると考えられ、地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施の確保に 寄与したと評価できる。</p> <p>したがって、本取組内容は、施策の目標である医療観察対象者の社会 復帰の促進に有効であり、かつ、着実にその成果が現れているといえる。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】</p> <p>施策の基本目標は着実に達成されているものと考えられることから、 今後更に関係機関の連携を確保する方策について検討するなどし、地域 社会における処遇の充実強化を図る。</p>
--	--

学識経験を有する者の知見	
--------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○評価の過程で使用したデータや文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健観察事件年間取扱件数に占める保護観察所長の申立てによる処遇終了決定を受けた者の数及び期間満了者数の割合に関するデータは、保護局総務課において保管している。 ・地域社会における処遇に携わる関係機関による会議（ケア会議）の開催回数に関するデータは、保護局総務課において保管している。
---------------------------	---

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成25年度予算概算要求への反映内容】
----	-----------------------------------

担当部局名	保護局総務課	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	--------	----------	---------

*1 「医療観察対象者」

心神喪失又は心神耗弱の状態（精神の障害のために善悪の区別がつかないなど、通常の刑事責任を問えない状態のことをいう。）で重大な他害行為を行った者が医療観察制度の対象となる。重大な他害行為とは、殺人、放火、強盗、強姦、強制わいせつ（これらの未遂を含む。）、傷害（軽微なものは対象とならないこともある。）に当たる行為をいう。

*2 「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」

この法律は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進することを目的とする（第1条第1項）。

*3 「保護観察所長の申立てによる処遇終了決定」

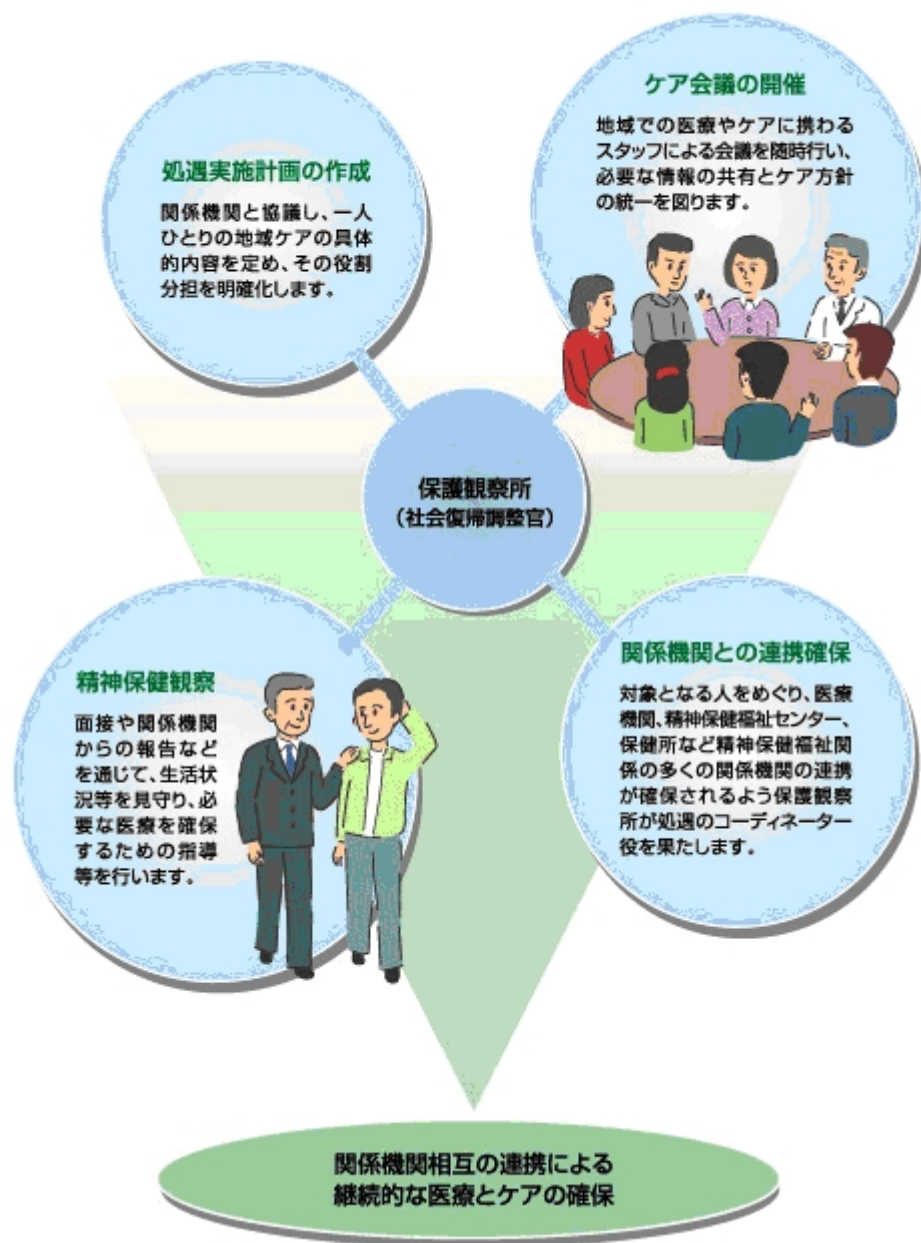
保護観察所長は、精神保健観察中の者について、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するために心神喪失者等医療観察法による医療を受けさせる必要があると認めことができなくなった場合は、指定通院医療機関の管理者と協議の上、直ちに、地方裁判所に対し、本法による医療の終了の申立てをしなければならないとされており、同申立てについて裁判所がその決定をしたもの。

*4 「ケア会議」

保護観察所が開催し、地域処遇に携わる関係機関の担当者や医療観察対象者本人及びその保護者が参加して、処遇を実施する上で必要となる情報を共有するとともに、処遇方針の統一を図っていく会議のこと。

(別添)

地域社会における処遇



平成24年度事後評価実施結果報告書（案）

（法務省24－（11））

<p>施策名</p>	<p>破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施 （政策体系上の位置付け：Ⅱ－7－（1））</p>				
<p>施策の概要</p>	<p>公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行う。</p>				
<p>達成すべき目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ オウム真理教（以下「教団」という。）の活動状況¹を明らかにし、国民の不安感・恐怖感の解消・緩和を含む公共の安全の確保に寄与するため、教団に対する観察処分²を適正かつ厳格に実施する。 ・ 公共の安全の確保に寄与するため、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。 				
<p>施策の予算額・執行額等</p>	<p>区分</p>	<p>22年度</p>	<p>23年度</p>	<p>24年度</p>	<p>25年度 （予算政府案）</p>
<p>予 算 の 状 況 （千円）</p>	<p>当初予算 (a)</p>	<p>2,322,901</p>	<p>2,152,183</p>	<p>2,101,300</p>	<p>2,092,976</p>
<p>補正予算 (b)</p>	<p>0</p>	<p>13,612</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>－</p>
<p>繰越し等 (c)</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>－</p>	<p>－</p>	<p>－</p>
<p>合計 (a+b+c)</p>	<p>2,322,901</p>	<p>2,165,795</p>	<p>－</p>	<p>－</p>	<p>－</p>
<p>執行額（千円）</p>	<p>2,297,468</p>	<p>2,150,191</p>	<p>－</p>	<p>－</p>	<p>－</p>
<p>施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）第3条³ ○破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第27条⁴ ○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）（以下「団体規制法」という。）第5条、第7条、第29条⁵ ○テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定） <ul style="list-style-type: none"> 第3－6－⑩ 関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等 ○カウンターインテリジェンス⁶機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）⁷ ○官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）⁸ <ul style="list-style-type: none"> ・ 2－（2）－① 対外的情報収集機能の強化 ・ 2－（2）－② その他の情報収集機能の強化 ○犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定） <ul style="list-style-type: none"> ・ 第6 テロの脅威等への対処 <ul style="list-style-type: none"> 4－① テロの未然防止に向けた国内外における情報収集・分析機能の強化 4－② カウンターインテリジェンス機能の強化 6－① サイバーテロ・サイバーインテリジェンス⁹に関する対策の強化 7－① 大量破壊兵器及び関連物資・技術等の拡散防止に向けた体制の強化等 8－② 拉致容疑事案等への対応強化のための情報収集・分析機能の強化 ○情報セキュリティ2012（平成24年7月4日情報セキュリティ政策会議決定） <ul style="list-style-type: none"> ・ IV－2 大規模サイバー攻撃事態に対する対処態勢の整備等 <ul style="list-style-type: none"> ア 対処態勢の整備 				

(オ) サイバー攻撃の予兆の早期把握と情報収集・分析の強化（警察庁及び法務省）
 エ サイバー攻撃への対処に係る国際連携の強化
 (7) 諸外国の関係機関等とのサイバー攻撃に係る情報の共有体制の強化と対処能力の向上（内閣官房及び関係府省庁）
 (ウ) サイバーテロに関する諸外国関係機関との連携の強化（警察庁及び法務省）
 ○第183回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成25年2月28日）^{*10}

測定指標	1 教団の活動状況及び危険性の解明	平成24年度目標				
		教団施設等に対する立入検査等により判明した事項から、教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原彰晃こと松本智津夫（以下「麻原」という。）の影響力、危険な綱領の保持等）を解明する。				
		施策の進捗状況（実績）				
	別添1のとおり、観察処分 of 適正かつ厳格な実施により、教団の活動状況及び危険性について解明した。					
	参考指標	実績値				
立入検査の実施回数等		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	実施回数	19	23	15	16	17
	施設数	36	35	50	61	47
	動員数	628	682	705	940	677

測定指標	2 関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求への対応状況（所要日数）	平成24年度目標値					
		33.2日より短縮					
		基準値	実績値				
		一年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		提供を行った地方公共団体数	—	22	18	19	18
提供回数	—	53	49	58	50	54	
平均所要日数	—	38.8	30.1	20.1	21.0	20.9	

測定指標	3 破壊的団体等に関する情報の収集、関係機関等に対する情報提供の状況	平成24年度目標				
		公共の安全の確保に寄与するため、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。				
		施策の進捗状況（実績）				
		別添2のとおり、収集・分析した情報を適時適切に関係機関等に提供した。				
	参考指標	実績値				
ホームページへのアクセス件数 ※平成23年度のアクセス件数については、法務省ホームページの機材更新に伴い当庁ホームページのアクセスカウンターに不具合が生じ、測定不能である。	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	105,507	133,722	165,357	—	170,139	
参考指標	年度ごとの実績値					
	回答区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
カウンターインテリジェンス啓発研修への参加者に対するアンケート結果（％）	意識が向上した	95	97	—	—	
	意識は変わらなかった	5	3	—	—	
	研修内容の有効性ある	—	—	62.4	55.7	62.8
	研修内容の有効性比較的ある	—	—	33.4	39.5	36.2
	研修内容の有効性どちらともいえない	—	—	3.5	3.8	1.0
	研修内容の有効性比較的ない	—	—	0.2	0.7	0
	研修内容の有効性ない	—	—	0.2	0.2	0
施策に関する評価結果	目標の達成状況	【指標1について】 平成24年度は、団体規制法に基づき、教団に対する観察処分の実施として、教団施設に対する立入検査を合計17回、延べ47施設、公安調				

	<p>査官延べ677人を動員して行った。また、教団から4回にわたり報告を徴取し、別添1のとおり教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原の影響力、危険な教義の保持等）を明らかにした。以上のとおり、立入検査によって公安調査官が教団施設の内部を直接見分し、教団の実態を把握するとともに、教団から徴取した報告の真偽を検証したことで、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施したと評価できる。</p> <p>【指標2について】</p> <p>平成24年度は、18関係地方公共団体の長から延べ49回にわたり調査結果の提供の請求を受け、延べ54回にわたり提供を行ったが、請求から提供までの平均所要日数は20.9日と、過去5年間の所要日数の平均である33.2日を下回った。以上のとおり、関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求に対し、当庁が可能な限り迅速に対応したと評価できる。</p> <p>【指標3について】</p> <p>平成24年度は、国内外の情勢について正確・適時・迅速な関連情報の収集・分析を行い、北朝鮮情勢等の緊急性の特に高い情報については随時、官邸を始めとする政府・関係機関に直接提供した。また、国民に対する情報提供として、当庁ホームページに「最近の内外情勢」^{*11}、「内外情勢の回顧と展望」^{*12}等を掲載したほか、「国際テロリズム要覧」の作成に取り組んでおり（発表は平成25年4月）、ホームページのアクセス件数は上昇している。以上のとおり、その時々々の情報ニーズに応じた情報を適時適切に関係機関及び国民に提供したと評価できる。</p>
<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>【目標の達成状況の分析】</p> <p>教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施したことにより、教団の活動状況及び危険性を明らかにすることができた。また、教団に関する調査結果について、関係地方公共団体の長からの請求に対し、迅速に提供したことにより、国民の不安感・恐怖感の解消・緩和に努めた。さらに、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られた情報をホームページを活用するなどして適時適切に関係機関及び国民に提供した。</p> <p>これらはいずれも目標を達成するために有効かつ適切で、効率的な施策であり、公共の安全の確保に資するものである。</p> <p>このほか、破壊的団体等の情報収集及び分析・評価能力の向上のため、外部有識者等との意見交換や外国関係機関等との更なる関係強化を図るなどしたことにより、公共の安全の確保を図るという基本目標については、おおむね達成したと考える。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】</p> <p>教団は、現在なお、無差別大量殺人行為を行った首謀者である麻原を崇拜し、その影響を強く受けているなど、依然として本質的な危険性を保持していることから、教団の活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止していく必要性が高い。</p> <p>また、平成24年度は、法務大臣や公安調査庁長官等に対して、1団体（オウム真理教対策関係市町村連絡会）及び1地方公共団体から、教団に対する活動の規制強化等を求める要望書等が提出されるなどした。教団施設が存在する地域の住民等は、依然として教団に対する不</p>

	<p>不安感・恐怖感を抱いており、今後もその不安感・恐怖感の解消・緩和に努めていかなければならない。そのため、引き続き団体規制法に基づき、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施するとともに、関係地方公共団体からの調査結果に対する提供請求に迅速に対応していく必要がある。</p> <p>さらに、国際テロや北朝鮮の動向、大量破壊兵器拡散の問題に加え、カウンターインテリジェンス、サイバーテロ・サイバーインテリジェンスなど、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸念事項となる問題が依然として存在する。したがって、今後とも国内外の情報について、正確・適時・迅速な収集・分析を行い、ニーズや時宜に応じて、収集・分析した情報を政府・関係機関に提供するとともに、ホームページを活用するなどした国民に対する情報提供を進める必要がある。</p>
--	---

学識経験を有する者の知見の活用	<p>1 実施時期</p> <p>2 実施方法</p> <p>3 意見及び反映内容の概要 ア〔意見〕</p> <p>〔反映内容〕</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○評価の過程で使用したアンケート調査等</p> <p>・「カウンターインテリジェンス啓発研修への参加者に対するアンケート結果」は、公安調査庁総務部総務課において保管している。</p> <p>（公安調査庁総務部総務課，平成25年5月作成，対象期間：平成24年4月1日～平成25年3月31日）</p>
---------------------------	---

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成26年度予算概算要求への反映内容】</p>
----	--

担当部局名	公安調査庁総務部総務課	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	-------------	----------	---------

*1 「教団の活動状況」

「内外情勢の回顧と展望（平成25年1月）」公安調査庁ホームページ [http://www.moj.go.jp/psia/naigai25_1.html] を参照。

*2 「観察処分」

過去に無差別大量殺人行為を行った団体が現在も危険な要素を保持している場合に、当該団体の活動状況を継続して明らかにするために行う処分（団体規制法第5条第1項）で、具体的な内容は、①公安調査庁長官が当該団体から一定の事項について定期の報告を受けること（報告徴取，団体規制法第5条第2項，第3項及び第5項），②当該団体の活動状況を明らかにするために公安調査官に必要な調査をさせること

(任意調査、団体規制法第7条第1項)、③当該団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められるときに、団体が所有又は管理する土地又は建物に立ち入って、必要な物件を検査すること(立入検査、団体規制法第7条第2項)。

なお、観察処分に基づく調査の結果については、関係地方公共団体の長から請求があったときは、これを提供することができる(団体規制法第32条)。

*3 「公安調査庁設置法(昭和27年法律第241号)」

(任務)

第3条 公安調査庁は、破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行い、もつて、公共の安全の確保を図ることを任務とする。

*4 「破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)」

(公安調査官の調査権)

第27条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条(規制の基準)に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

*5 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)」

(観察処分)

第5条 *2参照

(観察処分の実施)

第7条 *2参照

(公安調査官の調査権)

第29条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条(規制の基準)に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

*6 「カウンターインテリジェンス」

外国による諜報活動を阻止し、情報漏えいその他の国益を害する事態を予防する活動

*7 カウンターインテリジェンス⁶機能の強化に関する基本方針(概要)(平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定)

カウンターインテリジェンスに関する情報の収集・共有、カウンターインテリジェンス意識の啓発、事案対処、管理責任体制の構築について、政府統一的に取り組むものとする。

*8 官邸における情報機能の強化の方針(平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定)

・2-(2)-① 対外的情報収集機能の強化

国際テロ、大量破壊兵器拡散、北朝鮮等の問題に関する情報は、我が国の安全保障又は国民の安全に直接かかわるところであり、その収集は喫緊の課題であって、これらの国や組織の意図を把握する必要性は増大している。

・2-(2)-② その他の情報収集機能の強化

我が国及び国民の安全・安心を確保するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集能力を更に強化する。(公安調査庁)

*9 「サイバーインテリジェンス」

サイバー空間における諜報活動

*10 「第183回国会における内閣総理大臣施政方針演説(平成25年2月28日)」

・ 遠くアルジェリアの砂漠で働いていた方々が、犠牲となりました。彼らに非業の死を遂げさせたテロリストたちの卑劣と非道を、我が国は決して許しません。テロの犠牲を繰り返さないため、何を為さねばならないかを検証し、具体的な対策を進めます。

・ 治安に対する信頼も欠かせません。ネット社会の脅威であるサイバー犯罪・サイバー攻撃や、平穏な暮らしを脅かす暴力団やテロリストなどへの対策・取締りを徹底します。

・ 拉致問題については、全ての拉致被害者の御家族が御自身の手で肉親を抱きしめる日が訪れるまで、私の使命は終わりません。北朝鮮に「対話と圧力」の方針を貫き、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡し of 三点に向けて、全力を尽くします。拉致、核、ミサイルの諸懸案の包括的な解決に向けて具体的な行動を取るよう、北朝鮮に強く求めます。

- ・ 我が国の領土・領海・領空や主権に対する挑発が続いており、我が国を取り巻く安全保障環境は、一層厳しさを増しております。(中略) 国民の生命・財産、我が国の領土・領海・領空を断固として守り抜く決意であります。

*11 「最近の内外情勢」

公安調査庁ホームページ [http://www.moj.go.jp/psia/kouan_naigai_index.html] を参照。

*12 「内外情勢の回顧と展望」

公安調査庁ホームページ [http://www.moj.go.jp/psia/kouan_kaiko_index.html] を参照。

別添 1

〔指標 1〕 教団の活動状況及び危険性の解明

以下のとおり、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施した。

- 1 公安調査庁長官は、平成24年5月、8月、11月、平成25年2月の4回にわたり、教団から、教団の役職員及び構成員の氏名及び住所、教団の活動の用に供されている土地及び建物の所在、用途及び教団の資産等の事項について報告を徴取するとともに、平成24年度中に教団施設に対する立入検査を合計17回、延べ47施設に対して実施した。
- 2 かかる立入検査及び教団からの報告徴取等により、教団については、
 - ・平成24年12月31日現在、国内に出家信徒約400人、在家信徒約1,100人、ロシア連邦内に信徒約140人を擁し、また、国内に15都道府県下32か所の拠点施設及び約20か所の信徒居住用施設、ロシア連邦内に数か所の拠点施設を確保している
 - ・現在においても依然として、麻原及び麻原の説く教義が教団の存立の基盤をなしていると認められ、麻原が、その活動に絶対的ともいえる影響力を有している
 - ・教団の活動に反対する勢力や悪業を積む者を殺害することも正しいなどとする、殺人を暗示的に勧める内容を含む「綱領」を保持している
 - ・組織拡大に向けて活発な活動を展開している
 - ・組織体質は、依然として閉鎖的・欺まんの的であることなどが明らかとなっている。

別添 2

〔指標 3〕破壊的団体等に関する情報の収集，関係機関等に対する情報提供の状況

破壊的団体等に関する情報の収集及び関係機関等に対する情報提供のため，以下の項目を実施した。

1 破壊的団体等に関する情報の収集等

(1) 破壊的団体等に関して以下の情報収集を行った。

- ・北朝鮮関係では，朝鮮総聯の組織及び活動の実態，北朝鮮の国内情勢，対外・対日動向等のほか，日本人拉致問題や核・ミサイル問題等に関する情報
- ・国際テロ関係では，国際テロ組織等の動向のほか，国内における国際テロ組織との関わりが疑われる者の有無やその動向に関する情報
- ・カウンターインテリジェンス関係では，外国情報機関による情報収集活動に関する情報のほか，我が国の重要情報等の保護に資する情報
- ・大量破壊兵器等の拡散関係では，拡散懸念国等による我が国の関連物質・技術の調達に関する情報のほか，拡散懸念国等の調達・供与等に関する情報
- ・サイバーテロ・サイバーインテリジェンス関係では，サイバー攻撃の主体・手法，活動の実態等に関する情報のほか，テロの未然防止に資する情報
- ・中国関係では，尖閣諸島における中国及び台湾公船の派遣や我が国の尖閣諸島領有に抗議する中国，香港及び台湾の活動家の動向等のほか，反日デモ等に関する情報
- ・ロシア関係では，北方領土問題をめぐるロシア国内の動向等に関する情報
- ・国内公安動向では，反原発運動や新型輸送機MV22オスプレイの配備問題等をめぐる過激派等の動向のほか，尖閣諸島問題や天皇制問題等をめぐる右翼団体の活動等に関する情報

(2) 上記により収集・分析した情報を以下のとおり，情報の質やニーズに応じて適時適切に関係機関等に提供した。

- ・収集・分析した情報については，随時，官邸等に直接報告したほか，政府部内の各種会議（内閣情報会議，合同情報会議等）を通じ，あるいは担当官が内閣官房等の関係機関に直接赴くなどして，迅速に提供した。
- ・平成24年は，世界のテロリズムの動きについて取りまとめた「国際テロリズム要覧」の作成に取り組み（発表は平成25年4月），同年12月に内外の公安情勢について取りまとめた「内外情勢の回顧と展望」を公表したのを始め，随時，各種作成資料を政府・関係機関等に配付した。
- ・当庁ホームページに「最近の内外情勢」，「内外情勢の回顧と展望」及び「立入検査の実施結果について」等を掲載し，国民に対する情報提供に努めた。

2 情報収集及び分析・評価能力の向上

1の取組に当たっては，官邸を始め政府・関係機関との連絡を密に行うなどして情報ニーズの把握に努めたほか，各種会議，外部有識者との意見交換等を開催し，重要課題に関する現状，情勢認識及び今後の対応等について協議・検討するとともに，その結果を関係部署にフィードバックした。また，担当調査官に対する各種研修を実施した。この他，外国関係機関等との更なる関係強化を図り，種々の重要課題に関するより頻繁かつ詳細な情報及び意見の交換を行った。

平成24年度事後評価実施結果報告書

(法務省24- (12))

施策名	登記事務の適正円滑な処理 (政策体系上の位置付け：Ⅲ-9-(2))					
施策の概要	不動産取引の安全と円滑，会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに，登記に関する国民の利便性を向上させるため，登記事務を適正・円滑に処理する。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・登記所備付地図の整備を地図混乱地域^{*1}を対象として重点的かつ緊急的に推進する。 ・オンラインによる登記関係手続の利用を促進させ，国民の利便性の向上を図る。 					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	61,194,354	52,509,902	48,504,721	49,081,216
		補正予算(b)	△797,974	1,594,782	△206,542	—
		繰越し等(c)	△42,795	△956,711	—	/
		合計(a+b+c)	60,353,585	53,147,973	—	
執行額(千円)	56,015,571	50,578,212	—			
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ○民活と各省連携による地籍整備の推進（平成15年6月26日都市再生本部方針）^{*2} ○地理空間情報活用推進基本計画（平成24年3月27日閣議決定）^{*3} ○都市再生基本方針（平成24年8月10日閣議決定）^{*4} ○「新たな情報通信技術戦略」（平成22年5月11日高度情報通信ネットワーク社会推進本部（以下、「IT戦略本部」という。）決定） <ul style="list-style-type: none"> Ⅲ-1-(1) ii 行政サービスのオンライン利用に関する計画の策定^{*5} ○「電子行政推進に関する基本方針」（平成23年8月3日IT戦略本部決定） <ul style="list-style-type: none"> 第3-1-(1) 行政サービスの利便性の向上^{*6} ○「新たなオンライン利用に関する計画」（平成23年8月3日IT戦略本部決定） <ul style="list-style-type: none"> Ⅳ 業務プロセス改革^{*7} 					

測定指標	1 登記所備付地図作成作業における作業実施面積	平成24年度目標値					
		17平方キロメートル					
		基準値	実績値				
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		—	10	12	15	15	17

測定指標	2 オンラインによる登記関係手続の利用促進	平成24年度目標				
		オンライン利用に関するサービスの品質の向上に重点を				

	置いた業務・システムの改善を行い、国民の利便性の向上を図る。				
	施策の進捗状況（実績）				
	申請に必要な書類の削減・簡素化、申請システムの使い勝手の向上、オンライン申請を行った場合における登録免許税の軽減措置などの経済的インセンティブの向上等に関する各種取組の実施により、業務・システムの改善を行い、国民の利便性の向上を図ることができた。				
	参考指標	実績値			
重点5手続 ^{*8} に係るオンライン利用率（%）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	47.19	54.84	61.66	67.69	72.77

施策に関する 評価結果	目標の達成状況	<p>【指標1について】</p> <p>登記所備付地図の整備は大幅に遅れている状況にあり、土地取引の促進や都市再生のための各種施策の円滑な遂行の阻害要因となっている。</p> <p>このことから、平成15年6月、内閣の都市再生本部における「民活と各省連携による地籍整備の推進」の方針を皮切りに、地理空間情報活用推進基本計画（平成24年3月27日閣議決定）、都市再生基本方針（平成24年8月10日閣議決定）において、都市部における地籍整備の推進、登記所備付地図作成作業の推進が決定されている。</p> <p>現在、「登記所備付地図作成作業改・新8か年計画」^{*9}に基づき登記所備付地図作業を実施しているところ、平成24年度においては、同計画どおり17平方キロメートルを実施しており、地図混乱地域を対象として重点的かつ緊急的に推進したと評価することができる。</p> <p>【指標2について】</p> <p>平成24年度においては、申請システムの使い勝手の向上に関する取組として、①登記・供託オンライン申請システム及び登記情報提供システムの業務代行システムの構築に向けた設計・開発、②登記情報提供サービスの利用時間の拡大、③登記・供託オンライン申請システムの申請用総合ソフトについての機能改善、④オンラインによる各種検索サービスについての機能改善、⑤主たるユーザーたる資格者団体との間における定期的な協議等を実施した。</p> <p>また、経済的インセンティブの向上等に関する取組として、不動産登記及び商業登記について、オンライン申請を行った場合における登録免許税の軽減措置を引き続き講じた。</p> <p>これらの取組により、業務・システムの改善を実現することができ、平成24年度のオンライン利用率は前年度から約5パーセント上昇した。</p> <p>以上のことから、本施策によりオンラインによる登記関係手続の利用を促進させ、国民の利便性の向上に寄与することができたと評価することができる。</p>
----------------	---------	---

目標期間終了時点
の総括

【目標の達成状況の分析】

登記所備付地図については、全国における配備状況が約54パーセント（残りは公図等）であり、そのうち都市部における整備が特に遅延している（東京：約18パーセント、大阪：約11パーセント、名古屋：約21パーセント）。これは、都市部においては、土地が細分化していること、地価が高く、所有者の権利意識も強いこと、地域社会における人的つながりが希薄化し、人証が少なく筆界を確認することが困難であるためである。

登記所備付地図が整備されないことにより、①不動産取引の流動化の阻害、②道路拡幅工事、下水道工事等の公共事業の円滑な実施の阻害、③適正な課税の困難化、④境界紛争の惹起及び⑤転売や担保権設定の困難化という問題が生じている。登記所備付地図が整備されることにより、これらの問題が解消される効果をもたらすことができるため、登記所備付地図作成作業に対する国民や社会のニーズは高い。

都市部における地図作成は困難なものであるが、取り分け、その都市部の中でも、地図混乱地域は、特に筆界の認定や表示に関する登記の専門的な知識・経験がなければ、土地の所有者の筆界に関する了解を得ることができないため、筆界についての専門的な知見を有する国の機関である登記官が主体となって、実施する必要がある。

また、緊急性については、平成15年6月の「民活と各省連携による地籍整備の推進」、平成16年6月の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」から平成20年6月の「経済財政改革の基本方針2008」、平成21年6月の「経済財政改革の基本方針2009」、平成22年5月の「国土調査事業十箇年計画」、平成24年3月の「地理空間情報活用推進基本計画」、平成24年8月の「都市再生基本方針」など毎年のように政府方針が示され、一部の閣議決定の文言にも示されているように登記所備付地図の整備の緊急性は高い。

さらに、登記所備付地図作成作業の実施に当たっては、1年目作業¹⁰及び2年目作業¹¹を一括して行う2年間の国庫債務負担行為により、対象地区の登記所備付地図作成作業を実施し、その実施計画を効果的に推進させた。あわせて、その調達に当たっては、随意契約から一般競争入札への移行等の調達方法の見直しを実施しており、コストの削減を実現していることから、目的を達成するための手段として妥当である。

その結果、平成16年度以降平成24年度までに105平方キロメートルを実施しており、毎年度、計画的に目標を達成している。

以上のとおり、地図整備を促進したことにより、不動産取引の安全と円滑のほか、上記①～⑤の問題の解消に効果をもたらし、都市再生のための各種施策の円滑な遂行に寄与していると考えられる。

オンラインによる登記関係手続については、従前、利用率が低調であったところ、IT戦略本部において決定された「IT新改革戦略」（平成18年1月19日IT戦略本部決定）により、平成22年度までにオンラインによる利用率を50パーセント以上とする目標が掲げられた。そのほか、「オンライン利用拡大行動計画」（平成20年9月12日IT戦略本部決定）において「登記」が重点手続として指定された経緯から、政府の方針に基づき、利用率の向上のための取組を推進してきたところである。

また、平成22年にIT戦略本部において決定された「新たな情報通

	<p>信技術戦略」においても、引き続きオンラインの利用促進に係る取組を行うことが求められている。そのほか、平成23年に同本部において決定された「新たなオンライン利用に関する計画」においては、利用率の向上だけでなく、国民の視点に立って、オンライン利用に関するサービスの品質の向上に重点を置いた取組を行うこととされている。</p> <p>平成24年度におけるオンライン利用促進に係る取組の実施の効果は、オンライン利用率に顕著に表れており、平成23年度において67.68パーセントであった利用率が平成24年度においては72.77パーセントに上昇していることから、施策として有効なものであったと評価することができる。</p> <p>このように、登記事務の適正円滑な処理の推進に当たっては、オンライン利用に関するサービスの品質の向上に重点を置いた業務・システムの改善を行い、国民の利便性の向上を図る必要があるところ、本施策により、オンライン利用率も向上しており、国民の利便性の向上に寄与することができたと評価することができる。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】</p> <p>登記所備付地図を整備することは、不動産取引の安全と円滑化や都市再生のための各種施策の円滑な遂行へと直結し、ひいては国民の財産の保全となる。したがって、平成25年度以降においても、引き続き、「登記所備付地図作成作業改・新8か年計画」に基づき、都市部の地図混乱地域における登記所備付地図の整備を重点的かつ緊急的に推進していく必要がある。</p> <p>また、新たなIT戦略として平成25年6月14日に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言」においては、利用者の視点に立った電子行政サービスの実現が、引き続き取り組むべき課題とされている。したがって、オンラインによる登記関係手続の利用促進に当たっては、オンライン利用に関するサービスの品質の向上に重点を置いた取組を推進し、国民の利便性の向上に努めていく必要がある。</p>
--	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p> <p>【現時点では記載不要とのこと（秘書課記載要領）】</p>	<p>1 実施時期</p> <p>2 実施方法</p> <p>3 意見及び反映内容の概要</p> <p>ア [意見]</p> <p>[反映内容]</p>
--	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>なし</p>
----------------------------------	-----------

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成26年度予算概算要求への反映内容】
【現時点では記載不要とのこと（秘書課記載要領）】	

担当部局名	民事局総務課，民事第二課，商事課	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	------------------	----------	---------

-
- *1 「地図混乱地域」
地図と現況とが著しく相違し、登記記録上の土地を現地で特定することができない地域
 - *2 「民活と各省連携による地籍整備の推進（平成15年6月26日都市再生本部方針）」
国において、全国の都市部における登記所備付地図の整備事業を協力を推進する。
 - *3 「地理空間情報活用推進基本計画（平成24年3月27日閣議決定）」
登記所備付地図の整備を推進するとともに、都市部の地図混乱地域を中心に登記所備付地図作製作業を一層促進する。
 - *4 「都市再生基本方針（平成24年8月10日閣議決定）」
都市における地籍整備の緊急かつ計画的な促進を図る。
 - *5 「新たな情報通信技術戦略（平成22年5月11日IT戦略本部決定）」
Ⅲ－１－(1) ii 行政サービスのオンライン利用に関する計画の策定
行政サービスのオンライン利用については、費用対効果等を検討し、対象サービスの範囲等に係る基準を整理した上で、業務プロセスを徹底的に見直すという考え方の下、オンライン利用に関する計画を2010年度中にとりまとめる。
 - *6 「電子行政推進に関する基本方針」（平成23年8月3日IT戦略本部決定）
第3－１－(1) 行政サービスの利便性の向上
情報通信技術を活用した電子行政サービスの提供によって、国民・企業等に対する行政サービスの質や利便性の飛躍的な向上を実現する。
 - *7 「新たなオンライン利用に関する計画」（平成23年8月3日IT戦略本部決定）
Ⅳ 業務プロセス改革
国民の視点に立って、オンライン利用率のみならず、オンライン利用に関するサービスの品質の向上に重点を置いた業務・システムの改善及び行政運営の効率化を実現するため（中略）、業務プロセス改革を行う。
 - *8 「重点5手続」
「新たなオンライン利用に関する計画」において国民・企業等が広く利用するオンライン化された手続のうち、利用頻度が高い手続とされた登記関係手続の5つ。①不動産登記の申請、②不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等、③商業登記（株式会社）の申請、④商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等、⑤成年後見登記に係る登記事項証明書の交付請求が重点手続として掲げられている。
 - *9 「登記所備付地図作成作業改・新8か年計画」
登記所備付地図の整備については、平成16年度から10か年で、都市部の地図混乱地域のうち、100平方キロメートルの登記所備付地図を作成することとし、順次作業を実施していたところ、国土交通省が実施した「都市再生街区基本調査」の結果を踏まえて、新たに「登記所備付地図作成作業10か年計画」を策定し、平成21年度から10か年で130平方キロメートルの登記所備付地図を作成することとした。さらに、各界からの強い要望等を受けて、平成22年度から同計画を8か年とする「登記所備付地図作成作業改・新8か年計画」を策定して前倒しで実施している。

*10 1年目作業

1年目作業の概要は、以下のとおりである。

- ・都市部（D I D（Densely Inhabited District：人口集中地区））の地図混乱地域において、実態を把握するため、その発生原因及び実態を分析・調査する。
- ・測量の基礎となる基準点を設置する。
- ・都市再生本部の方針を踏まえ、緊急性及び必要性の高い地域を計画的に実施する。

*11 2年目作業

2年目作業は、1年目作業の成果を踏まえ、現地に筆界を正確に復元することができる地図を作成し、登記所に備え付ける作業である。

平成24年度事後評価実施結果報告書

(法務省24- (13))

施策名	国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理 (政策体系上の位置付け：Ⅲ-9-(2))					
施策の概要	我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国籍事務^{*1}を適正かつ厳格に処理する。 ・法定受託事務^{*2}である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるように市区町村長に対して適切な指導・助言をする。 ・オンラインによる供託手続を推進することによって、供託申請者等の利便性を向上させるとともに、供託所職員の業務処理の適正化を図る。 					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,141,625	991,480	2,006,925	1,824,714
		補正予算(b)	0	6,460	△293,021	—
		繰越し等(c)	△58	58	—	/
		合計(a+b+c)	1,141,567	997,998	—	
執行額(千円)	1,116,145	965,222	—			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○電子政府推進計画(平成18年8月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定) ^{*3}					

測定指標	1 帰化許可申請及び国籍取得届の適正・厳格な処理	平成24年度目標				
		帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届の審査を適正・厳格に行う。				
		施策の進捗状況(実績)				
		帰化許可申請に対し、国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある場合には、調査を尽くしたほか、国籍取得届については、改正国籍法 ^{*4} 及び国籍法施行規則 ^{*5} の趣旨にのっとった適正な審査を継続して行った。				
	参考指標	実績値				
1 帰化許可申請者数(人)	20年	21年	22年	23年	24年	

		15,440	14,878	13,391	11,008	9,940
2	帰化許可者数（人）	20年	21年	22年	23年	24年
		13,218	14,785	13,072	10,359	10,622
3	帰化不許可者数（人）	20年	21年	22年	23年	24年
		269	202	234	279	457
4	改正国籍法施行（平成21年1月1日）後の国籍取得者数（人）	20年	21年	22年	23年	24年
		—	1,572	1,396	1,207	1,137

測定指標	2 市区町村からの受理又は不受理の照会等への適正な対応	平成24年度目標				
		市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正かつ迅速に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を早期かつ正確に公証する。				
		施策の進捗状況（実績）				
	市区町村からの受理又は不受理の照会2,677件について対応した。 また、戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させる目的で、市区町村に対する現地指導や研修を行った。					
	参考指標	実績値				
1 市区町村からの受理又は不受理の照会件数（件）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	3,810	3,387	3,205	3,011	2,677	
2 市区町村戸籍事務従事職員研修の延べ実施日数（日）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	588	584	602	604	524	
3 市区町村戸籍事務従事職員研修の延べ受講者数（人）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	10,432	10,119	10,416	9,856	10,119	
4 現地指導実施回数 ^{※6} （回）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	1,865	1,887	1,846	1,828	1,819	

5	現地指導実施率 ^{*7} (%)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		95	98	97	97	96

測定指標	3 供託手続におけるオンライン利用率 ^{*8} (%) (大量供託事件 ^{*9} を除外)	平成24年度目標値					
		対前年度増					
		基準値	実績値				
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		8.9	4.4	5.6	7.4	8.9	12.3
	参考指標	実績値					
供託手続におけるオンライン件数 (大量供託事件を除外)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
	29,970	39,152	50,757	61,387	70,560		

施策に関する 評価結果	目標の達成状況	<p>【指標1について】</p> <p>帰化許可申請者数は減少傾向にあるものの、平成24年は前年と比べて帰化許可者数及び帰化不許可者数が増加する中、帰化申請者に仮装婚姻や不法就労といった国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある場合には、調査を尽くした上で、許可・不許可の判断を行い、適正かつ厳格な処理を行った。</p> <p>国籍取得届の審査についても、虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するために厳格化を図った改正国籍法及び国籍法施行規則の趣旨にのっとり、慎重に行ったほか、適正かつ厳格な事務処理に資するため国籍事務担当者打合せ会を開催し、国籍事務に係る問題点等を協議した。また、警察等関係機関との相互協力を緊密に行いながら、適正かつ円滑に審査した。</p> <p>以上から、国籍事務の適正かつ厳格な処理を図ったといえる。</p> <p>【指標2について】</p> <p>市町村からの受理又は不受理の照会に対する受否指示の件数（以下、「受理照会件数」という。）は、平成24年度は、2,677件であり、前年度と比較すると334件減少した。このうち、渉外事件^{*10}に係るものは、1,305件（前年度は1,457件）である。</p> <p>本年度の法務局・地方法務局における受理照会事件数は、前年度から減少しているものの、複雑・困難な渉外事件が占める割合は依然として大きなものとなっている。その原因としては、国際的な人的交流が活発化したことに伴い、複雑な渉外的身分関係等の要素を含んだ戸籍事件が増加していることが挙げられる。</p> <p>市区町村の戸籍事務従事職員に対する研修については、平成24年度における延べ実施日数が524日であり、前年度と比較すると、80日減少したものの、延べ受講者数は10,119人と前年度より263人増加しており、</p>
----------------	---------	--

	<p>より多くの職員に対し職務の遂行に必要な知識及び技能の習得を図ったといえる。</p> <p>市区町村に対する現地指導は、市区町村の戸籍事務処理に対する法務局・地方法務局の指示及び助言をより実効性のあるものにするため、法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場へ赴き、適正な処理について直接指導を行うものである。平成24年度においても高い現地指導実施率であったことから、戸籍事務の適正な処理が図られたと評価できる。</p> <p>以上のような取組を行った結果、市区町村に対して適切な指導・助言をし、戸籍事務の法令適合性及び全国統一性の確保を図ったといえる。</p> <p>【指標3について】</p> <p>平成24年度の供託手続におけるオンライン利用率は、12.4%であり、平成23年度の同利用率8.9%から3.5%向上しており、目標値を達成したことから、オンラインによる供託手続を推進したと評価できる。</p>
<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>【目標の達成状況の分析】</p> <p>近年の帰化許可申請事件は、在日韓国・朝鮮人の世代交代に伴う帰化に対する意識の変化、中国・東南アジア諸国、中南米からの近時渡来者の増加、その他我が国の国際化に伴う外国人の増加等を背景として、複雑化、多様化している。その対策として、帰化許可申請が集中する大都市及び周辺部の法務局（若しくは地方法務局又はそれらの支局）に国籍相談員を配備するなど、帰化許可申請の処理が円滑に進むよう体制を整えた。</p> <p>また、仮装婚姻や不法就労といった国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある帰化申請者について、より慎重な調査をし、帰化許可申請の適正・厳格な処理に寄与したといえる。</p> <p>加えて、近年、国際的な人的交流が活発化したことに伴い、複雑な渉外的身分関係等の要素を含んだ戸籍事件が増加している。そうした中で、市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正かつ迅速に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を早期かつ正確に公証するためには、実際に戸籍事件の事務処理に当たる市区町村の戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させることが欠かせない。</p> <p>以上のことから、受理照会や現地指導、研修等の取組は、戸籍事務の円滑な処理並びに法令適合性及び全国統一性の確保を図るために必要性かつ有効性が高いものとする。</p> <p>供託手続については、オンラインによる供託手続の推進に係る取組として、①供託申請における電子署名付与の不要化、②法人のする供託申請における資格証明書の提示等の省略、③供託書正本取得の選択化、④供託書正本に係る電磁的記録の保存規定を内容とする供託規則の改正（平成23年12月7日公布、平成24年1月10日施行）及びオンラインによる供託手続の申請等を行うシステムを法務省オンライン申請システムから登記・供託オンライン申請システムへ切替えを行った。その結果、オンライン利用率が向上していることから、システム処理性能や供託申請者等にとって使い勝手が向上し、供託申請者等の利便性が向上したといえる。また、供託書正本作成時のスキャナ読み取り誤りを防ぐことができるなど、オンラインによる供託の推進により供</p>

	<p>託職員の業務処理の適正化に資するものとなっており、非常に有効な取組であったと評価できる。</p> <p>以上の目標の達成状況等から、本施策目的である我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全が図られたといえる。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】</p> <p>日本国籍は、我が国の構成員としての資格であるとともに、我が国において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位である。国籍事務は、当該資格・法的地位という包括的な身分関係が変動するという重大な影響を及ぼす事務であることから、できる限り早期に当該資格・法的地位の安定を図る必要がある。また、平成21年1月1日の改正国籍法施行に伴う虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するため、関係機関との相互協力を緊密にして、適正かつ厳格に処理する必要がある。よって、今後も引き続き、帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届に対する受理・不受理の処理を適正・厳格に行っていく必要がある。</p> <p>戸籍は、国民の親族的身分関係を公証する基本的な制度であり、その事務を適正に処理することにより、国民の親族的身分関係を正確に公証する必要がある。特に、平成20年5月1日に施行された改正戸籍法は、戸籍公開制度の厳格化、戸籍の記載の真実性の担保を趣旨とするものであり、また、昨今の社会的課題への対応として、縁組意思を欠いた養子縁組届による虚偽の戸籍記載を未然に防止するための対策も採られるなどしている。このように、戸籍制度を取り巻く環境が大きく変化している現状を十分に認識し、引き続き法定受託事務である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるよう市区町村長に対して適切な指導・助言をしていく必要がある。</p> <p>供託手続については、オンライン申請の推進を図ることによって、より多くの供託申請者等に利便性を享受させることができるとともに、オンライン申請の場合は、書面申請と異なり、供託書のスキャナ読み取り作業はなく、供託書正本を作成する上での供託金額の読み取り誤りがなくなり、業務処理の適正化を図ることができることから、引き続き、オンラインによる供託手続を推進していく必要がある。</p>
--	---

学識経験を有する者の知見の活用	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施時期 2 実施方法 3 意見及び反映内容の概要 ア〔意見〕 <p>〔反映内容〕</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資	なし
--------------------	----

料その他の情報	
---------	--

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成26年度予算概算要求への反映内容】
----	-----------------------------------

担当部局名	民事局民事第一課, 商事課	政策評価実施時期	平成25年 8 月
-------	---------------	----------	-----------

*1 「国籍事務」

外国人が日本国籍を取得しようとする場合の帰化に関する事務, 届出による日本国籍取得に関する事務, 日本国籍と外国国籍とを有する者の日本国籍離脱に関する事務, 重国籍者の国籍選択に関する事務, 国籍認定に関する事務及び国籍に関する相談等の事務をいう。

*2 「法定受託事務」

法律又はこれに基づく政令により都道府県, 市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち, 国が本来果たすべき役割に係るものであって, 国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの(地方自治法第2条第9項第1号。「第1号法定受託事務」という。)をいう。戸籍に関する事務については, 戸籍法第1条第2項において第1号法定受託事務とする旨を定めている。

*3 「電子政府推進計画(2006年(平成18年)8月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)」
第2-II-1 利用者視点に立ったオンライン利用促進

関係府省は, 「オンライン利用促進のための行動計画」に定めた措置をできる限り早期に実施に移すこととされた。

なお, 供託手続は, 「新たなオンライン利用に関する計画(平成23年8月3日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)」の「重点手続」とはされていないが, 同計画においては, 重点手続以外の手続についても, 重点手続における取組に準じて, オンライン利用に関するサービスの品質の向上等を図るものとするとしている。

*4 「改正国籍法」

出生後に日本人の親に認知された子の届出による国籍取得(国籍法第3条の国籍取得届)について, 改正前の国籍法では, 日本人の父から認知されていることに加え, 父母の婚姻が要件とされていたが, 平成21年1月1日施行の改正国籍法では, 父母の婚姻の要件が削除され, 認知がされていることのみで国籍を取得することが可能となった。

*5 「国籍法施行規則の一部を改正する省令」の主な内容

国籍法第3条第1項の定める国籍取得の届出を審査するに当たっては, 虚偽の認知によって国籍が不正に取得されることを防止するために, 実親子関係を認めるに足りる書類(認知に至った経緯等を記載した父母の申述書, 子を懐胎した時期に係る父母の渡航履歴を証する書面等)を提出させる(国籍法施行規則第1条第5項)など, 審査が厳格化された。

*6 「現地指導実施回数」

法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場へ赴き, 直接事務指導を行った回数をいう。

*7 「現地指導実施率」

現地指導を行った市区町村数を総市区町村数で除した値をいう。

*8 「供託手続におけるオンライン利用率」

オンライン件数（オンライン申請と書面申請電子納付の合計）を供託事件総数で割った率（大量供託事件を除外）。

*9 「大量供託事件」

ある特定人が特定の供託事務に基づき大量にオンライン申請をする供託事件及びその事件に関してするオンラインによる払渡請求事件をいう。

平成22年度においては、著作権法に基づく大量供託が66,302件、平成23年度においては、著作権法に基づく大量供託が59,277件及び株式併合に伴う全国的な大量供託が80,073件あった。

*10 「渉外事件」

事件本人の全部若しくは一部が外国人であるもの又は親族的身分行為の行為地等が外国である事件をいう。

平成24年度事後評価実施結果報告書

(法務省24-(14))

施策名	債権管理回収業の審査監督 (政策体系上の位置付け：Ⅲ-9-(3))					
施策の概要	暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し、適正な債権管理回収業務を実施させるため、債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。					
達成すべき目標	債権回収会社が違法又は不当な債権管理回収行為を行い、債務者に対して被害を与えることなどがないうよう、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行い、その業務の適正な運営の確保を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	10,913	10,014	10,017	9,348
		補正予算(b)	0	0	0	-
		繰越し等(c)	0	0	-	/
		合計(a+b+c)	10,913	10,014	-	
執行額(千円)	9,655	9,452	-			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号) ^{*1}					

測定指標	1 債権回収会社に対する立入検査事業所数	平成24年度目標値					
		対前年度増					
		基準値	実績値				
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		51	55	47	50	51	52
	参考指標	実績値					
債権回収会社に対する立入検査実施率(%)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
	35.6	41.6	43.3	41.3	41.7		

測定指標	2 債権回収会社に対する立	平成24年度目標値
------	---------------	-----------

入検査における対象指摘事項 ² の改善状況 (%)	対前年度増					
	基準値	実績値				
	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	90.5	57.5	73.9	78.1	90.5	87.0
参考指標	実績値					
1 債権回収会社に対する立入検査における全指摘事項の改善状況 (%)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	42.5	54.8	67.0	83.2	78.3	
2 債権回収会社に対する立入検査における指摘事項数 (件)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	119	136	79	46	58	
3 債権回収会社に対する行政処分件数 (件)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	1	6	2	0	1	

施策に関する 評価結果	目標の達成状況	<p>【指標1について】</p> <p>平成24年度における「債権回収会社に対する立入検査事業所数」は52か所であり、前年度が51か所であったことから、目標値である対前年度増を達成している。</p> <p>【指標2について】</p> <p>平成24年度における「債権回収会社に対する立入検査における対象指摘事項の改善状況」は、前年度の90.5パーセントから87.0パーセントと若干減少しており、目標値である対前年度増は達成されなかった。</p> <p>改善が認められなかった原因としては、いずれも従業員等の理解不足、認識不足を補う体制が不十分であったことなどが挙げられる。したがって、債権回収会社に対しては、従業員等に対する教育研修を実施し、特に不備を繰り返した従業員や新しい従業員等には重点的に行うなど、内部統制体制のより一層の強化を立入検査等の際に要請している。</p> <p>以上のような取組から、債権回収会社の業務の適正な運営の確保を図るという目標をおおむね達成できたといえる。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の分析】</p> <p>債権回収会社の業務運営の状況を網羅的かつ的確に把握するためには、債権回収会社に対して実施する立入検査が最も有効な方法である。</p> <p>債権回収会社に対する立入検査事業所数について、債権回収会社の業務運営の状況を的確に把握するため、より多くの債権回収会社に対して立入検査を実施するという観点とともに、検査対象会社の業務運営状況全般を把握する必要性により、支店等に対しても積極的に立入</p>

検査を実施すべきとの観点から、綿密な検査計画を立てた上で立入検査を実施し、目標を達成することができた。

債権回収会社に対する立入検査における対象指摘事項の改善状況について、参考指標3の「債権回収会社に対する行政処分件数」のとおり、平成21年度に行政処分が頻発して以降、法務省では、債権回収会社に対し、立入検査において指摘した事項について、徹底的な原因究明及び実効性のある改善措置を策定させるなど、立入検査後の指導をより強化することで、適正な業務運営を確保させることに努めている。また、債権回収業界においても、一般社団法人全国サービサー協会において、自主規制規則等の制定や各種研修を開催するなど、業界全体として自主的な取組を促進している。

これらの取組が功を奏し、改善状況については平成20年度の57.5パーセントから年々上昇していたが、平成24年度は平成23年度を若干下回る結果となった。ここでいう改善状況とは、別添・別表2中の「自主的改善率」のことを指すが、平成24年度に「自主的改善率」が減少したのは、計算上の分母となる「前回立入検査対象指摘事項数」が減少したためであり、平成24年度と平成23年度の「自主的改善率」に実質的な差はあまりないものと考えている。一方で、立入検査において対象指摘事項の改善が認められなかった総件数である「再指摘件数」については、平成24年度は3件であり、平成23年度よりも減少していることから、立入検査において指摘した事項については、より改善が図られたといえる。

したがって、立入検査において指摘した事項についてはおおむね改善され、債権回収会社各社において、適正な業務運営を行っているものと認められる。

以上のことから、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行うことは、その業務の適正な運営の確保に必要なかつ有効な取組であり、これらの取組から施策の基本目標をおおむね達成できているものと考えている。

【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】

債権回収会社に対する立入検査は、問題の早期発見と適正な業務運営の確保を図る上で根幹になるものと考えている。

サービサー制度が確立されて15年目を迎えるが、今後、更に効率的効果的な立入検査の実施に努めていくとともに、債権回収会社が自主的かつ実効性のある改善を図ることができるよう指導することにより、債権回収会社の業務の適正な運営を確保していく必要がある。

なお、債権回収会社各社が、改善に向けた真摯な取組を行っていることは、立入検査等においても認められるものの、不備の再発には過失的要素もあり、100パーセント改善が達成されるというのが、現実的に困難な面もあると考えているところではあるが、監督官庁としては、不備の再発を1件でも多く減少させるというスタンスで引き続き取り組んでいく必要がある。

学識経験を有する者の知見の活用

- 1 実施時期
- 2 実施方法

	<p>3 意見及び反映内容の概要</p> <p>ア〔意見〕</p> <p>〔反映内容〕</p>
--	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○評価の過程で使用したデータや文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「債権回収会社に対する立入検査実施状況に関する調査」 (大臣官房司法法制部審査監督課, 平成25年5月作成, 対象期間: 平成20年4月1日～平成25年3月31日) ・「債権回収会社に対する立入検査における対象指摘事項に関する調査」 (大臣官房司法法制部審査監督課, 平成25年5月作成, 対象期間: 平成20年4月1日～平成25年3月31日) ・「債権回収会社に対する行政処分に関する調査」 (大臣官房司法法制部審査監督課, 平成25年5月作成, 対象期間: 平成20年4月1日～平成25年3月31日)
---------------------------	---

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成26年度予算概算要求への反映内容】
----	-----------------------------------

担当部局名	大臣官房司法法制部審査監督課	政策評価実施時期	平成25年 8 月
-------	----------------	----------	-----------

*1 「債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）」

（目的）

第一条 この法律は、特定金銭債権の処理が喫緊の課題となっている状況にかんがみ、許可制度を実施することにより弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の特例として債権回収会社が業として特定金銭債権の管理及び回収を行うことができるようにするとともに、債権回収会社について必要な規制を行うことによりその業務の適正な運営の確保を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

*2 「対象指摘事項」

債権回収会社に対する立入検査における指摘事項は、①業務規制に関する指摘事項（サービサー法第17条から19条関係）、②特定金銭債権の審査に関する指摘事項（同法第2条関係）、③債権回収会社の業務範囲に関する指摘事項（同法第12条関係）、④法定帳簿に関する指摘事項（同法第20条関係）、⑤受取証書に関する指摘事項（同法第15条関係）、⑥他法令の遵守に関する指摘事項の6種類に類型化することができる。

上記6類型のうち、①から③までは、当該指摘事項が改善されないことにより、債務者等に対して被害を与えるおそれや、およそ債権回収会社として適正な業務運営を確保し得ないおそれが高い事項であることから、これらを対象指摘事項とした。

別添

別表1 債権回収会社に対する立入検査実施状況（測定指標1）

項目\年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
立入検査事業所数	49か所	55か所	47か所	50か所	51か所	52か所
実施会社数(a)	40社	37社	42社	42社	38社	40社
営業会社数(b)	100社	104社	101社	97社	92社	96社
実施率(a/b)	40.0%	35.6%	41.6%	43.3%	41.3%	41.7%

※ 別表1は、債権回収会社に対する立入検査を実施した事業所のか所数及び当該年度末現在において許可を得て営業を行っている債権回収会社数(b)に対する立入検査を実施した債権回収会社数(a)の割合を示したものである。

別表2 債権回収会社に対する立入検査における対象指摘事項の改善状況（測定指標2）

項目\年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
対象改善事項数(a)	13件	23件	34件	25件	38件	20件
再指摘件数	5件	17件	12件	7件	4件	3件
前回立入検査対象指摘事項数(b)	18件	40件	46件	32件	42件	23件
自主的改善率(a/b)	72.2%	57.5%	73.9%	78.1%	90.5%	87.0%

※ 別表2は、前回立入検査対象指摘事項数(b)に対する改善事項数(a)の割合を示したものである。

※ 対象指摘事項とは、脚注に記載した指摘事項の6類型のうち、当該指摘事項が改善されないことにより、債務者に対して被害を与えるおそれや、およそ債権回収会社として適正な業務運営を確保し得ないおそれが高い事項である①業務規制に関する指摘事項、②特定金銭債権の審査に関する指摘事項、③債権回収会社の業務範囲に関する指摘事項をいう。

別表3 債権回収会社に対する立入検査における全指摘事項の改善状況（測定指標2・参考指標1）

項目\年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
全体改善事項数(a)	27件	37件	66件	65件	94件	72件
再指摘件数	32件	50件	59件	32件	19件	20件
前回全体検査対象指摘事項数(b)	59件	87件	125件	97件	113件	92件
自主的改善率(a/b)	45.8%	42.5%	52.8%	67.0%	83.2%	78.3%

※ 別表3は、前回指摘事項数全体(b)に対する改善事項数全体(a)の割合を示したものである。

別添

別表4 債権回収会社に対する立入検査における指摘事項数
(測定指標2・参考指標2)

項目\年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
指摘事項数	146	119	136	79	46	58

別表5 債権回収会社に対する行政処分件数
(測定指標2・参考指標3)

項目\年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
行政処分件数	2	1	6	2	0	1
(業務改善命令)	1	1	6	2		1
(業務停止命令)						
(営業許可取消)	1					

平成24年度事後評価実施結果報告書

(法務省24- (15))

施策名	人権の擁護 (Ⅲ-10-(1))					
施策の概要	人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、人権が尊重される社会の実現に寄与する。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動を行うことにより、国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図る。 ・人権相談体制の整備を通じて気軽に相談できる機会を広く提供し、人権侵害事案の発生を広く把握しこれに対応するほか、調査救済体制の整備を通じて迅速的確な調査及び適切な救済措置を行うことにより、被害の救済及び予防を図る。 					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	3,506,976	3,204,581	3,243,604	3,195,780
		補正予算(b)	0	5,549	△132	—
		繰越し等(c)	0		—	
		合計(a+b+c)	3,506,976	3,210,130	3,243,472	
執行額(千円)	3,461,521	3,192,765	—			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○人権教育・啓発に関する基本計画(平成14年3月閣議決定、平成23年4月一部変更) ^{*1}					

測定指標	1 国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動の実施状況	平成24年度目標
		国民の幅広い層に対して、人権に関心をもってもらう参加型及び発信型の多様な人権啓発活動を実施する。
		施策の進捗状況(実績)
		国が中心となって、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうため、その時々に応じた人権課題を取り上げて啓発活動を実施した。また、国民の幅広い層に対して啓発を行うことを目的として、ポスター、新聞広告、地域総合情報誌、テレビ・ラジオスポットCM、インターネットバナー広告等の多種多様な媒体や手法を用いて、参加型及び発信型の啓発活動を実施した。
	参考指標	実績値

1 人権教室 ² の 実施状況		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	実施回数 (回)	11,353	12,493	12,595	13,123	15,863
	参加人数 (人)	437,640	472,552	453,435	506,802	630,879
2 人権の花運動 ³ の実施状況	参加学校 (団体数)	3,161	3,397	3,574	3,661	3,844
	参加人数 (人)	531,969	529,427	498,983	513,878	518,530
3 全国中学生 人権作文コン テスト ⁴ の 実施状況	実施回数 (回)	6,593	6,624	6,311	6,682	6,819
	参加人数 (人)	866,269	883,746	887,012	893,258	937,287
4 スポーツ組 織と連携協 力した人権 啓発活動の 実施状況	実施都道府 県数	26	30	21	29	35
5 ハンセン病 に関するシ ンポジウム の実施状況	参加人数 (人)	700	840	600	1,100	920
6 人権シンポ ジウム ⁵ の実 施状況 (※1)	参加人数 (人)	89,580	63,600	82,430	544	964
7 新聞掲載回数		5,662	5,656	5,539	5,478	5,698
8 テレビ・ラジオ放送回数		57,347	96,185	53,442	101,813	23,823 (※2)
9 ポスター配布枚数		187,513	194,802	213,272	221,875	189,152

(※1) 平成22年度までは人権啓発フェスティバル⁶の一部であったため、人権啓発フェスティバルの参加者数
(※2) 前年度比で大幅に数字が減少しているのは、ケーブルテレビ会社が実施していたテロップ放送の無料サービスが
終了したことによる。

測定指標	2 人権相談・調査救済体制の整備	平成24年度目標					
		<p>法務局等における常設人権相談所のほか、デパートや公共施設等における特設人権相談所やインターネットによる相談窓口など、面談、電話、インターネット等様々な手段を利用し、人権侵害に関わる問題に幅広く対応するために、人権相談体制の整備を図る。</p> <p>また、人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握した場合は、速やかに調査救済手続に移行し、個々の事案に応じた迅速かつ的確な救済措置を講じ、被害の救済及び予防を図るために、調査救済体制の整備を図る。</p>					
		施策の進捗状況（実績）					
		<p>法務局、デパート、公民館等における面談・電話による人権相談、専用相談電話（子どもの人権110番⁷、女性の人権ホットライン⁸）による人権相談、インターネットを利用した人権相談（インターネット人権相談受付窓口）を行うとともに、全国の小・中学校の児童・生徒全てに「子どもの人権SOSミニレター⁹」を配布し、相談に応じている。</p> <p>また、学校におけるいじめや体罰等の人権侵害の疑いのある事案について、人権侵犯事件として調査を行い、適切な措置を講じている。</p>					
		参考指標	年ごとの実績値				
		1 人権相談件数（全体）（件）	20年	21年	22年	23年	24年
		261,634	257,275	280,977	266,665	266,489	
	2 「子どもの人権110番」における相談件数（件）	21,353	22,847	27,710	25,914	28,384	
	3 「女性の人権ホットライン」における相談件数（件）	23,997	23,426	23,289	22,008	21,720	
	4 児童・生徒から送付された子どもの人権SOSミニレターの通数（通）	14,255	14,552	22,593	22,329	20,138 （速報値）	
	5 社会福祉施設等における特設人権相談所の開設件数（件）	708	695	650	513	580 （速報値）	
	6 インターネットによる相談件数（件）	2,124	4,039	5,044	5,500	7,384	

7 人権侵犯事件の対応件数 (件)	21,298	21,309	21,500	22,072	22,694	

施策に関する 評価結果	目標の達成状況	<p>【指標1について】</p> <p>平成24年度においては、人権教室に63万879名、人権の花運動に51万8,530名、全国中学生人権作文コンテストに93万7,287名の参加を得るなど、児童・生徒を中心に、参加型の啓発活動を積極的に実施した。このほかシンポジウムでは、東日本大震災に伴う人権侵害や性的指向・性同一障害について4回実施し、その内容を法務省ホームページ^{*10}に掲載するなど、幅広い課題について啓発活動した。</p> <p>また、発信型の啓発活動としては、テレビ番組と協力した人権週間PRポスター（資料1参照）やスポット映像を作成したり、映画「おおかみこどもの雨と雪」や「だいじょうぶ3組」と連携したポスター（資料2参照）の作成のほか、腹話術師のいっこく堂氏を起用したデジタルコンテンツ（資料3参照）の作成やテレビスポットCMの放送を行った。さらに、平成24年度に社会的関心を集めたいじめ問題やインターネットによる人権侵害について、緊急メッセージ（資料4参照）を法務省ホームページに掲載したことを始めとして、いじめ防止ポスター（資料5参照）の作成、ネットトラブル防止に係るリーフレット（資料6参照）の作成・配布等を行った。</p> <p>以上のとおり、多種多様な媒体や手法を通じて各種啓発活動を実施したことから、国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動を行うことができたものと評価できる。</p> <p>【指標2について】</p> <p>平成24年度においては、前年度までの施策の進捗状況を踏まえ、従前とほぼ同規模の人員・予算の下で人権相談体制及び調査救済体制の整備を行った。</p> <p>その体制の下、26万6,489件（対前年比で176件（0.07パーセント）減少）の人権相談を受け、人権相談等で認知した人権侵害の疑いのある事案2万2,694件（対前年比で662件（2.8パーセント）増加）については、人権侵犯事件として立件して調査を行い、適切な措置を講じた（件数は平成24年1月から12月までの合計である。）。人権侵犯事件の対応件数及び救済措置を講じた具体的な事例は、別紙1のとおりである。</p> <p>また、滋賀県大津市における中学生の自殺を契機として、いじめ問題への対応の在り方について社会の関心が高まったことから、相談窓口の広報強化や「子どもの人権110番」の取組強化等、いじめ問題への対応を一層強化した。いじめ問題に関する取組状況は別紙2のとおりである。</p> <p>これらのことから、人権相談及び調査救済体制の整備を図るという目標はおおむね達成できたものと評価できる。</p>
	目標期間終了時点 の総括	<p>【目標の達成状況の分析】</p> <p>啓発活動を行う手法や媒体を限定すると、啓発対象も限定されると</p>

ころ、平成24年度においては、多種多様な手法や媒体を用いることで、有効的に異なる層、従前よりも更に幅広い層に対して啓発活動を実施した。

また、既存のテレビ番組や映画と協力・連携し、費用の低減を図りつつ効率的に実施した。

さらに、滋賀県大津市における自殺事案を契機に社会的関心の高まったいじめ問題やインターネットによる人権侵害に加え、東日本大震災に伴う人権侵害等を中心に取り上げて、時機を捉えた集中的な啓発活動を実施したことから、国民に人権について十分な関心を持ってもらうことができたと評価できる。

これらの取組により、国民の人権への理解が深まり、人権意識が高まり、人権尊重思想の普及高揚が図られたと評価でき、人権が尊重される社会の実現に寄与したと考える。

人権相談体制及び調査救済体制の整備については、子ども、女性、高齢者・障害者を始め、悩みを抱えている多くの方々に相談と問題解決の機会を提供し、多種多様な人権侵犯事件について事案に応じた適切な対応を行った。その結果、従前とほぼ同規模の人員・予算の下で前年よりも増加した人権侵犯事件に対応しており、有効かつ効率的に人権侵害事案の適切な解決を図ったものと評価できる。

また、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の内訳を見ると、学校におけるいじめに関する人権侵犯事件が3,988件（対前年比で20.6パーセント増加）、教職員による体罰に関する人権侵犯事件が370件（対前年比で32.6パーセント増加）、児童に対する暴行・虐待に関する人権侵犯事件が873件（対前年比で0.9パーセント増加）、インターネットを利用した人権侵犯事件が671件（対前年比で5.5パーセント増加）と、それぞれ前年から増加している。学校におけるいじめに関する人権侵犯事件及び児童に対する教育職員による体罰に関する人権侵犯事件の増加が顕著であり、このような現状において社会の関心の高まりに応じ、いじめ問題への対応を一層強化したことは、被害の救済及び予防を図るという目標に効果的であったと評価できる。

これらのことから、気軽に人権相談ができる環境を整え、人権侵害事案の発生を広く把握し、調査・救済手続につなげ、人権侵害事案の迅速的確な調査及び適切な救済措置を行うことができたものと評価できる。

以上の取組により、人権が尊重される社会の実現に寄与するという基本目標を達成できたものとする。

【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】

今後も、その時々々の社会情勢に応じた人権課題を取り上げ、国が中心となって、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうための啓発活動を実施する。

また、より幅広い層に対し、多種多様な媒体を通じて、人権啓発活動等を実施する。

さらに、人権相談・調査救済体制の整備については、効率性及び有効性が認められ、学校等関係機関と連携の上、引き続き、これらの施策を推進していく必要がある。

学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 2 実施方法 3 意見及び反映内容の概要 ア〔意見〕 イ〔反映内容〕
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○評価の過程で使用したデータや文献等 <ul style="list-style-type: none"> ・「平成24年度人権啓発活動実施報告書」 (人権擁護局人権啓発課, 平成25年4月作成, 対象期間: 平成24年4月1日～平成25年3月31日) ・「ハンセン病に関するシンポジウム結果報告」 (人権擁護局人権啓発課, 平成19年度～平成24年度の各年度で作成, 対象期間: 平成19年4月1日～平成25年3月31日) ・「第27～32回全国中学生人権作文コンテスト中央大会の表彰等について」 (人権擁護局人権啓発課, 平成19年～平成24年度の各年度で作成, 対象期間: 平成19年4月1日～平成25年3月31日) ・「子どもの人権110番における相談件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成25年3月作成, 対象期間: 平成19年1月1日～平成24年12月31日) ・「女性の人権ホットラインにおける相談件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成25年3月作成, 対象期間: 平成19年1月1日～平成24年12月31日) ・「児童・生徒から送付された子どもの人権SOSミニレターの通数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成25年3月作成, 対象期間: 平成19年1月1日～平成24年12月31日) ・「社会福祉施設等における特設人権相談所の開設件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成25年3月作成, 対象期間: 平成19年1月1日～平成24年12月31日) ・「インターネットによる人権相談に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成25年3月作成, 対象期間: 平成19年2月22日～平成24年12月31日) ・「女性に対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成25年3月作成, 対象期間: 平成19年1月1日～平成24年12月31日) ・「子どもに対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成25年3月作成, 対象期間: 平成19年1月1日～平成24年12月31日) ・「高齢者に対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成25年3月作成, 対象期間: 平成19年1月1日～平成24年12月31日) ・「障害のある人に対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成25年3月作成, 対象期間: 平成19年1月1日～平成24年12月31日) ・「インターネット上における人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成25年3月作成, 対象期間: 平成19年1月1日～平成24年12月31日)
---------------------------	--

	<p>○評価の過程で使用した公的統計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度 高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果（厚生労働省） ・平成23年度 福祉行政報告例（厚生労働省） ・男女共同参画社会に関する世論調査（平成21年10月調査）（内閣府） ・人権擁護に関する世論調査（平成19年6月調査）（内閣府） <p>○評価の過程で使用したアンケート調査等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査結果は，人権擁護局人権啓発課において保管している。
--	--

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成26年度予算概算要求への反映内容】
----	-----------------------------------

担当部局名	法務省人権擁護局	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	----------	----------	---------

- *1 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第7条に基づき策定された人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画
- *2 「人権教室」
子どもたちが「いじめ」等について考える機会を作ることによって，相手への思いやりの心や生命の尊さを体得してもらうことなどを目的として，主に小学生を対象に行う啓発活動
- *3 「人権の花運動」
児童が協力して花の種子，球根等を育てることによって，生命の尊さを実感する中で，豊かな心を育み，優しさと思いやりの心を体得することを目的として，主に小学生を対象に行う啓発活動
- *4 「全国中学生人権作文コンテスト」
次代を担う中学生が，人権問題についての作文を書くことによって，人権について理解を深め，豊かな人権感覚を身に付けることを目的とした啓発活動（資料7参照）
- *5 「人権シンポジウム」
様々な人権課題をテーマとしてシンポジウムを実施することにより，広く人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的とした啓発活動（資料8～11参照）
- *6 「人権啓発フェスティバル」
開催地の法務局・地方法務局等が法務省等の協力を得て，市民参加型の方式を取り入れつつ，幅広い各種の人権啓発活動を一体的・総合的に実施することにより，地域住民の参加を促し，広く人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的とした啓発活動（資料12参照）
- *7 「子どもの人権110番」
全国の法務局・地方法務局に設置されている子どもの人権問題に関するフリーダイヤルの専用相談電話
- *8 「女性の人権ホットライン」
全国の法務局・地方法務局に設置されている女性の人権問題に関する専用相談電話
- *9 「子どもの人権SOSミニレター」
子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るため，全国の小中学校に「子どもの人権SOSミニレター」（返信用封筒と便箋を一体化し，料金受取人払手続を施したもの）を配布し，子どもから返信されたミニレターを通じて，法務局・地方法務局職員又は人権擁護委員が悩みごとの相談に応じる。
- *10 「人権シンポジウムの内容」
法務省ホームページ〔http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00035.html〕を参照

平成24年中に法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた 件数及び具体的事例

1 人権侵犯事件の対応件数

平成24年中に対応した人権侵犯事件数は22,694件である。このうち、公務員・教育職員等による人権侵犯事件数は6,080件、私人間の人権侵犯の事件数は16,614件である。

対応区分別にみると、「援助」^(注1)が21,443件（全処理件数の94.5パーセント）で最も多く、次いで「要請」^(注2)が216件（1.0パーセント）、「説示」^(注3)が110件（0.5パーセント）、「調整」^(注4)が89件（0.4パーセント）、となっている。

また、特に重大・悪質な事案に関して、文書をもって是正を求める「勧告」をした事件が1件、関係行政機関に対して、文書をもって適切な措置の発動を求める「通告」をした事件は、本年中は0件となっている。

このほか、「措置猶予」^(注5)が50件（0.2パーセント）、「侵犯事実不存在」が99件（0.4パーセント）、「侵犯事実不明確」が547件（2.4パーセント）となっている。

なお、上記の措置に併せて、事案に応じて「啓発」^(注6)を行ったものが149件（0.7パーセント）ある。

(注1)「援助」(人権侵犯事件調査処理規程第13条第1号)とは、法律上の助言を行ったり、関係行政機関や関係ある公私の団体を紹介すること。

(注2)「要請」(同第14条第1項第1号)とは、被害の救済又は予防について実効的な対応ができる者に対し必要な措置を執るよう求めること。

(注3)「説示」(同第14条第1項第2号)とは、相手方の反省を促し善処を求めるため事理を説き示すこと。

(注4)「調整」(同第13条第2号)とは、被害者と相手方との話し合いを仲介すること。

(注5)「措置猶予」(同第14条第2項)とは、事案の軽重や反省の程度、懲戒の有無等を考慮して措置を講じないこと。

(注6)「啓発」(同第19条)とは、事件の関係者や地域に対し、

人権尊重の理念に対する理解を深めるための働きかけを行うこと。

○人権侵犯事件の対応件数

援助	調整	要請	説示	勧告	通告	告発	措置 猶予	侵犯 事実 不存在	侵犯 事実 不明確	啓発
21,443	89	216	110	1	—	—	50	99	547	149

2 具体的事例

(暴行・虐待事案)

事例1 交際相手による不当な行為

同棲相手から長期にわたって外出を制限されているなどとして、女性から法務局のインターネット人権相談受付窓口にメールで相談があった事案である。

法務局は、外出は困難な様子がかげがえたことから、メールや電話で現状を確認するとともに、当面の善処策について助言を継続していたところ、被害者は、DV避難用のシェルターに一時避難することを希望した。そこで法務局職員と人権擁護委員は、同棲相手が不在の間に逃れてきた被害者と合流し、同人に付き添ってシェルターに赴き、入所のための支援を行った。また、自治体の福祉担当課を訪れ、DV被害者の公的支援策について確認し、これを被害者に伝えた。併せて、被害者の意向を受けてその親に連絡し、一時避難後の生活に関する話し合いを仲介したところ、被害者は、被害者の親と同居することとなり、落ち着いた生活を回復した。「(措置：「援助」)

事例2 交際相手による不当な行為

「知人女性が、交際相手によって住んでいるアパートの中から外に出られないようにされている。今日からでも緊急避難できる施設はないか。」との電話相談が法務局に寄せられた。

緊急性があると判断した法務局職員は、直ちに福祉事務所に連絡するとともに、被害者と面談したところ、被害者は、交際相手である男性から、怒鳴られる、自宅アパートに居座られる等の不当な行為を受けており、交際相手に逆らうことへの恐怖心から警察にも言えない状況にあったが、その交際相手から逃れたいとして、一時保護を望んだものであった。法務局は、この聴取結果を福祉事務所に伝えるなどして連携を図り、被害者は当日中に一時保護施設に入所

することができた。併せて、福祉事務所に対し、今後の見守りを依頼した。（措置：「援助」）

事例3 親による子への虐待

中学生から、親から暴言を受けたり鉄パイプでたたかれるなどの虐待を受けているとして、学校の先生とともに、法務局のフリーダイヤルの専用相談電話「子どもの人権110番」に相談がされた事案である。

緊急性があると判断した法務局は、被害者の希望を踏まえ、直ちに子どもの一時保護施設への入所を手配するとともに、警察や児童相談所に通報し、これらの機関と連携して対処することとした。

その結果、被害者は、法務局に相談した当日中に施設に保護され、また、関係機関が連携して被害者を見守る体制が構築された。

なお、法務局は当日中に被害者の親と接触し、事実関係を把握するとともに状況を同人に説明し、これらを児童相談所に引き継いだ。（措置：「援助」）

（名誉毀損事案）

事例4 インターネット上の名誉毀損

インターネット上の掲示板に、被害者を特定できる記載をした上で、「職場で迷惑な存在である」などと誹謗中傷する書き込みがされているとして、法務局に相談がされた事案である。

法務局で調査した結果、当該書き込みは、個人攻撃に及ぶものであり、被害者の名誉を毀損すると認められたため、法務局から本件掲示板の管理者に対して削除要請を行った結果、当該書き込みは削除されるに至った。（措置：「要請」）

（プライバシー関係事案）

事例5 インターネット上のプライバシー侵害

インターネット上の掲示板に自己の氏名や年齢とともに、過去の風俗店における勤務歴等が書き込まれ、精神的な苦痛を被っているとして、法務局に相談がされた事案である。

法務局で調査した結果、当該掲示板の情報は、被害者のプライバシーを侵害すると認められたため、法務局から本件掲示板上の削除依頼フォームにより掲示板管理者に対して削除要請を行ったものの、削除はされなかった。そこで法務局は、改めて、本件掲示板のプロバイダに対して削除要請をしたところ、削除されるに至った。（措置：「要請」）

(差別待遇事案)

事例 6 身体障害者に対する美容室における施術拒否

車椅子を利用していることを理由に美容室における施術を拒否されたとして、法務局に電話相談がされた事案である。

法務局が本件美容室に事情を聴取したところ、美容室側は、車椅子利用者に対する施術を一律に拒否することはないが、この被害者については、施術中の怪我の危険性を考慮して拒否をしたとの説明があった。法務局は、両者の言い分を踏まえて、被害者の障害状況等の個別事情に合わせた解決を検討することとし、付添人による補助や来店時間の調整等により危険を回避する方策を美容室側に提案したところ、美容室側は、法務局の提案に理解を示し、被害者もこれを了承したため、当該方策の下において、被害者は、本件美容室の利用が可能となるに至った。(措置：「調整」)

事例 7 採用試験における不適切な取扱い事案

採用試験において、性同一性障害者に対する不適切な質問項目があるとの申告を受け、調査を開始した事案である。

専門家からの事情聴取を行うなどして検討したところ、当該質問を含む試験を実施するに当たっては性同一性障害者に対する配慮が必要と認められたことから、その旨を当該試験を実施した者に伝えたところ、翌年度において、当該試験全体の見直しを検討する中で、当該質問項目についても改善の適否を検討するとの説明を受けた。

そして、翌年度の当該試験において、当該質問は、性同一性障害者に配慮した方法で実施された。(措置：「援助」)

(社会福祉施設関係事案)

事例 8 介護老人保健施設の職員による入居者に対する虐待

介護老人施設に勤務する者から、施設職員が寝たきりの入居者に対し、たたいたり暴言を発しているとして、法務局に情報提供がされた事案である。

法務局が提供された情報を確認・分析するとともに、本件施設職員などから事情を聴取したところ、施設職員が半身不随及び認知症の入所者に対し、オムツ交換時に顔面を平手でたたいたり、髪の毛を掴んで体を起こすなどの虐待行為を継続的に行っていた事実が認められた。

そこで法務局は、当該施設職員に対し、本件虐待行為の重大性を認識し、同様の行為を繰り返すことのないよう説示した。

また、本件施設を運営する理事長に対し、施設職員に対する指導・監督を徹底し、同種事案の再発防止に努めるよう要請した。（措置：「説示」「要請」）

事例 9 老人ホームにおける入所者に対する虐待

老人ホームのケアマネージャーから、施設運営者が入所者に対し、不当な身体拘束を行っているなどとして、法務局に情報提供がされた事案である。

法務局が本件施設職員などから事情を聴取したところ、認知症の入所者に対し、居室の外から施錠したり、介護用拘束服（いわゆる「つなぎ服」）を着用させて身体拘束するなどの行為をしていることが認められた。

本件について法務局が自治体と情報交換する過程で、当該入所者の健康状態が悪化している状況が認められたため、自治体との連携の下、当該入所者を受け入れる病院を選定し、当該入所者は本件施設を退所して病院へ入院するに至った。

また、調査の結果、上記の身体的拘束が緊急やむを得ない場合に当たらず違法な行為であると断定はできなかったものの、その判断が慎重に行われていない状況がうかがわれたことから、本件施設を運営する者に対し、その旨を指摘するとともに、高齢者福祉の基本理念についての正しい理解に努め、高齢者を個人として尊重した対応を行うよう啓発した。（措置：「援助」「啓発」）

（体罰事案）

事例 10 中学校における体罰

中学生になる自分の子どもが学校の教諭から体罰を受けたとして、法務局に相談がされた事案である。

法務局が本件中学校に情報提供を行い、これを受けた学校が調査を開始するとともに、法務局においても当該教諭から事情を聴取したところ、男性教諭が授業中、自己の指導に従わない生徒に対し、拳で腹部を殴るなどの暴行を行った事実が認められた。

そこで法務局は、同教諭に対して、その反省を促すため、本件行為が生徒の権利を侵害するものであることについて説示するとともに、学校長に対し、職員に対する指導・監督を徹底するなど、再発防止に向けた適切な措置を講ずるよう要請した。（措置：「説示」「要請」）

いじめ問題に関する法務省の人権擁護機関の取組状況について

法務省の人権擁護機関では、学校におけるいじめ問題を含むあらゆる人権問題について人権擁護活動を行っています。その活動内容としては、①国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうための「人権啓発活動」と、②人権侵害の疑いがある事案については、被害者からの申告等に基づいて調査を行い、その結果を踏まえて救済措置を講ずる「人権救済活動」があります。

いじめの問題など子どもの人権問題に関する平成24年における取組状況は、次のとおりです。

1 人権啓発活動

平成24年度は、「みんなで築こう 人権の世紀～考えよう相手の気持ち 育てよう思いやりの心～」を啓発活動重点目標として定めているほか、啓発活動年間強調事項の一つとして「子どもの人権を守ろう」を掲げ、啓発活動を実施している。

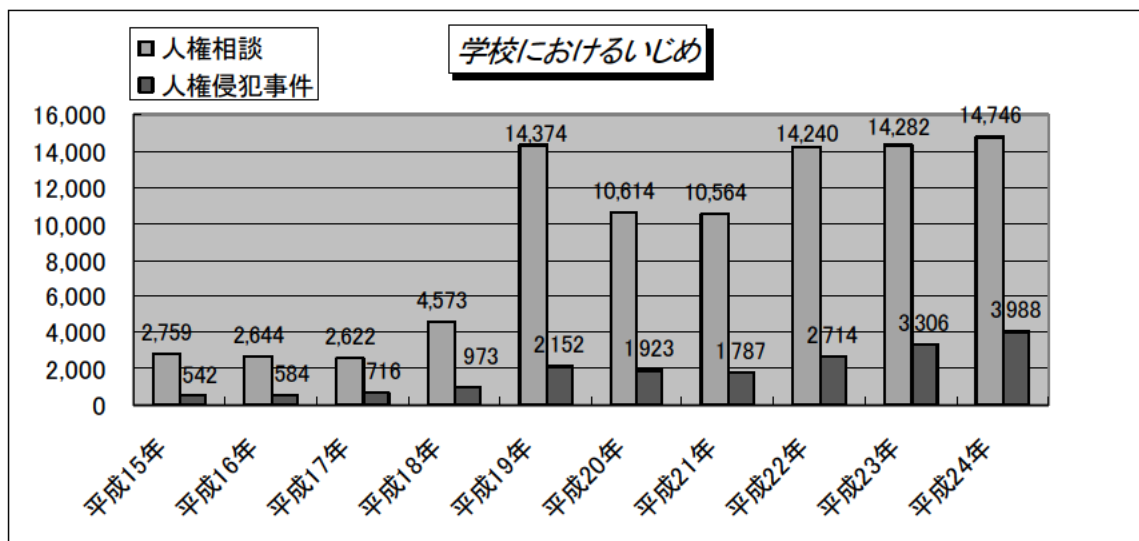
いじめの問題など子どもの人権に関しては、「全国中学生人権作文コンテスト」、「人権教室」、「人権の花運動」などを通じて、相手への思いやりの心や生命の尊さを体得できるような啓発活動を行っている。

2 人権救済活動

(1) 動向

平成24年中に法務局・地方法務局において取り扱った「学校におけるいじ

め」に関する人権相談及び人権侵犯事件の動向は、以下のとおりである。



(2) 人権相談

法務局・地方法務局では、その職員及び人権擁護委員が人権問題に関する相談に応じており、直接面談によるもののほか、電話、インターネットメール、手紙による相談にも応じている。

相談窓口としては、一般の人権相談窓口のほか、法務局・地方法務局に設置された子どもの人権問題専用のフリーダイヤル「子どもの人権110番」や子どものメール相談窓口「SOS-eメール」を設け、また、切手を貼らずに最寄りの法務局・地方法務局に送ることができる「子どもの人権SOSミニレター」を全国の小・中学校の児童・生徒に配布し、子どもの人権問題に関する相談に応じている。

また、滋賀県大津市における中学生の自殺を契機として、いじめ問題への対応の在り方について社会の関心が高まったことから、これに対応して法務省の人権擁護機関として次の取組を行った。

①相談窓口の広報強化に関する通知

平成24年7月18日、法務省人権擁護局から法務局・地方法務局に対し、いじめなど子どもの人権問題に関する相談窓口を積極的に広報するよう通知した。

②人権擁護委員活動の充実に関する依頼

平成24年7月19日開催の第60回全国人権擁護委員連合会総会において、法務大臣及び人権擁護局長から人権擁護委員に対し、いじめ問題への対応を含む人権擁護委員活動の一層の充実を依頼した。

③いじめ問題に関する緊急メッセージの発信

平成24年8月8日、全国人権擁護委員連合会は、国民の身近にいる相談相手としての人権擁護委員を活用してほしいという思いを伝える緊急メッ

ページを国民に向けて発信した。

④人権救済活動周知用のリーフレットの新規作成・配布

いじめ問題を含む人権問題について、法務省の人権擁護機関が取り組む人権救済活動についてわかりやすく紹介したリーフレットを新規作成し、平成24年8月以降、これを広く配布することにより、人権擁護機関の周知と利用促進に努めた。

⑤「子どもの人権110番」取組強化の追加実施

「子どもの人権110番」については、通常は、平日の午前8時30分から午後5時15分までの間で相談を受け付けているが、例年、その取組強化として、受付時間の延長や土・日曜日にも相談を受け付ける「強化週間」を全国一斉に年1回6月頃に実施している。平成24年については、いじめに対する社会の関心の高まりを受け、いじめ問題への対応を更に充実させる必要があると考え、強化週間と同様又はこれに準じた強化策を、同年9月中旬を中心に追加実施した。

(3) 調査救済（人権侵犯事件の調査処理）

法務局・地方法務局では、人権相談等により人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査救済手続を開始し、被害者の実効的救済に取り組んでいる。

いじめに関する事案についても、被害者からの申告等に基づき、いじめに対する学校の対応が不十分であって人権侵害の疑いがある場合には、学校関係者等に対する事情聴取等の調査を行って事実関係の把握に努め、事案に応じて、学校と保護者との関係の調整を行うほか、調査の結果を踏まえ、事案に応じた適切な措置を講じている。

第64回 人権週間 12月4日~10日



人権週間PRソング
「ボクラノセカイ」

人権週間PR大使
日本テレビ「ネプ&イモトの世界番付」
G20+ネプ&イモト

ぼくらの世界 君の正解
それぞれあるけど それが素晴らしい!

「ボクラノセカイ」より

ゼロ ゼロ みんな の ひやくとおぼん

みんなの人権110番  0570-003-110

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会



人権イメージキャラクター
人KENまもる君



人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん

子どもたちの 未来を守りたい



おおかみ
こどもの
雨と雪

©2012「おおかみこどもの雨と雪」制作委員会

法務省では、子どもの人権を守るため、人権相談、人権教室など様々な活動を行っています。
ご相談は、お近くの法務局又は人権擁護委員まで。

子どもの人権
110番



0120-007-110

携帯・PHS OK

※携帯・PHSからもご利用になれます。IP電話からは接続できません。

ぜろ ぜろ なな の ひゃくとおはん

相談時間：月曜日～金曜日 8:30～17:15

※祝日、年末年始を除く。平日の時間外は留守番電話となります。

※通話料無料です。

子どもの人権
SOS-メール



インターネット人権相談

検索

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

平成24年度人権啓発活動中央委託事業により作成した デジタルコンテンツ



人権啓発コンテンツ1 人権一般編「あなたの悩みは？」



人権啓発コンテンツ2 人権週間編「人権週間って何？」



人権啓発コンテンツ3 震災編「サトルくん 東北の旅」



人権啓発コンテンツ4 高齢者編「高齢者を大切にしよう」



人権啓発コンテンツ5 障害のある人編「暮らしやすい社会に」



人権啓発コンテンツ6 女性編「みこさんの本音」



人権啓発コンテンツ7 子ども編「子どもの人権SOSミニレター」



人権啓発コンテンツ8 インターネット編「心ない書き込み」



文字の大きさ [拡大](#) [標準](#)
 色変更・音声読み上げ・ルビ振り



[トップページ](#) [サイトマップ](#) [業務支障情報](#) [ENGLISH](#)

[検索](#) [詳細検索](#)

[トップページ](#) > [政策・施策](#) > [国民の基本的な権利の実現](#) > [人権擁護](#) > [人権擁護局フロントページ](#) > インターネット上の書き込みに関する緊急メッセージ

インターネット上の書き込みに関する緊急メッセージ

平成24年7月25日
 法務省人権擁護局

インターネット上においては、匿名による書き込みが可能なことを悪用して、個人の名誉やプライバシーを侵害するなどの人権侵害が発生しています。
[\(関連ページ:「インターネットを悪用した人権侵害をやめましょう」\)](#)

新聞報道等によりますと、いじめ等の問題をきっかけに、インターネット上に加害者やその関係者とされる人たちにに関する過剰な書き込みや、不確かな情報に基づく無責任な書き込みなど、様々な書き込みがされ、中には、誤った情報に基づいて、全く関係のない方々を誹謗中傷する書き込みまで発生しているとされています。

インターネットは、コミュニケーションの輪を広げる便利な道具ですが、他人への中傷、無責任なうわさ、プライバシー情報の流布など、インターネットを悪用した行為は、人権侵害につながります。

ルールやモラルを守り、正しい利用を心掛けましょう。



不当な書き込みの防止に向けたポスター

[法務省の人権擁護機関の取組については、こちらへ\[PDF\]](#)

[人権に関する御相談はこちらへ](#)

[不当な書き込みの防止に向けたポスター](#) [PDF: 235KB]



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
 Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。
 リンク先のサイトはAdobe Systems社が運営しています。

※上記プラグインダウンロードのリンク先は2011年1月時点のものです。

政策・施策メニュー

- ▶ [トピックス](#)
- ▶ [刑事政策](#)
- ▶ [国民の基本的な権利の実現](#)
 - ▶ [登記](#)
 - ▶ [商標登記に基づく電子認証制度](#)
 - ▶ [戸籍](#)
 - ▶ [国籍](#)
 - ▶ [供託](#)
 - ▶ [電子公告](#)
 - ▶ [公証制度](#)
 - ▶ [人権擁護](#)
 - ▶ [法律サービス関連](#)
 - ▶ [日本司法支援センター](#)
- ▶ [出入国管理](#)
- ▶ [国を当事者とする訴訟などの統一的・一元的処理](#)
- ▶ [その他の政策・施策](#)

その他のメニュー

- ▶ [大臣・副大臣・政務官](#)
- ▶ [広報・報道・大臣会見](#)
- ▶ [法務省の概要](#)
- ▶ [所管法令等](#)
- ▶ [資格・採用情報](#)
- ▶ [法務省政策会議](#)
- ▶ [政策評価等](#)
- ▶ [パブリックコメント](#)
- ▶ [審議会等](#)
- ▶ [白書・統計](#)
- ▶ [予算・決算](#)
- ▶ [政府調達情報](#)
- ▶ [電子入札システム](#)
- ▶ [情報公開・公文書管理・個人情報保護](#)
- ▶ [行政手続の案内](#)
- ▶ [法令適用事前確認手続](#)
- ▶ [オンライン申請](#)
- ▶ [ご意見・ご提案](#)
- ▶ [相談窓口](#)
- ▶ [その他](#)

[ページトップへ](#)



みんなで
人権サポーター
になろう!

いじめたらしくいかにんばい!!



DF.5
古賀 正紘 選手

FW.10
城後 寿 選手

MF.7
末吉 隼也 選手



人権イメージキャラクター
人KENまもる君



人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん

子どもの人権110番

無料

フリーダイヤル

ゼロゼロなの

ひゃくとおぼん



0120-0007-110

※東日本大震災に関する相談も受け付けます。【受付時間】平日午前8時30分から午後5時15分(時間外は、留守番電話で受け付けています。)
※インターネットでの相談もできます。

●パソコンから：<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

●携帯電話から：<http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>

インターネット人権相談

検索



福岡市・福岡法務局・福岡県人権擁護委員連合会・福岡県人権啓発活動ネットワーク協議会

協力:アビスパ福岡



《携帯用QRコード》



ザ ネットトラブル

～スマートフォンの利用に係るトラブル急増中!!～

保護者用啓発資料

発行 平成 25 年 3 月
 発行者 北海道教育庁学校教育局
 参事 (生徒指導・学校安全)
 電話 011-204-5755
 ホームページ
<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/>

今日、スマートフォンの普及に伴い、高校生のスマートフォンの所有率が高くなったことや、スマートフォンの所有者同士が無料通話や無料メール、チャットなどを楽しめる無料のコミュニケーションアプリのサービスを利用していることなど、児童生徒のインターネットの利用形態が変化し、コミュニケーション活動が多岐に渡っています。

こうした状況の中、新たな課題に対応した対策が求められており、保護者の皆さんも、お子さんが、どのようなコミュニケーションツールを使用しているか、十分把握することが求められています。

■スマートフォンの仕組みについて

スマートフォンは、携帯電話と違い、パソコン向けのwebサイトの閲覧が可能です。また、webメールの利用も可能で、従来の携帯電話と違い、たいへん便利になりました。一方、パソコンと同様、不正サイトへの誘導やウイルスに感染し、大切な情報が盗まれる可能性もあります。最近では、スマートフォンの利用による新たなネット上のトラブルが急増しているため、細心の注意を払うことが大切です。詳しいことは各携帯電話会社に確認しましょう。



SNSなどへの写真掲載による個人情報の流出



GPS機能をオンにしたままで、写真データに住所情報が記録されてしまった。

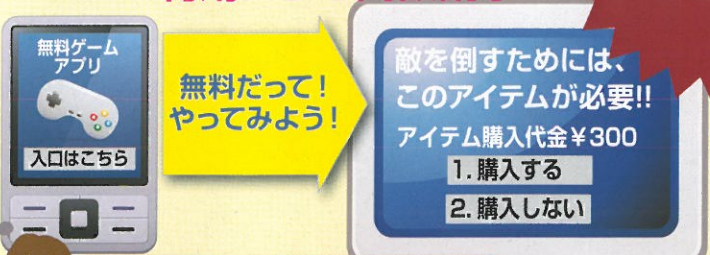
提供者が不明なアプリによる個人情報の流出



アプリの中には、登録している電話帳などの個人情報を抜き取る悪意のあるアプリも存在します。

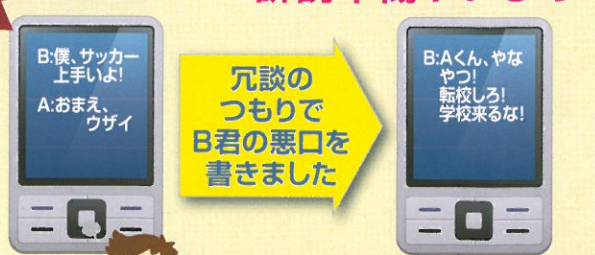
スマートフォンに見られるトラブル事例

無料ゲームアプリの利用による高額請求



子どもの携帯代、普段は、5千円くらいなのに、今月は15万円 どうして??

書き込みやメールでの誹謗中傷やいじめ



結果、A君への文句を書き込み、学校中へ広がってしまった。

保護者の皆様へお願いしたいこと

■子どものケータイには、フィルタリングを設定しましょう。

スマートフォンには、インターネットに接続する方法が2つあるので、有害サイトへのアクセス制限やアプリの利用制限を行うアプリを保護者自身がスマートフォンにインストールすることが必要です。



	携帯電話会社の設備上での対策 (有害サイトアクセス制限)		スマートフォン機器上での対策	
	ホワイトリスト方式 ※安心できるサイトのみをアクセス	ブラックリスト方式 ※有害なサイトへのアクセスを制限	アプリ 利用制限	有害サイト アクセス制限
NTTドコモ	キッズiモードフィルタ	iモードフィルタ/SPモードフィルタ (アクセス制限カスタマイズ)	あんしんモード	—
KDDI (au)	安心アクセスサービス (接続先限定コース)	安心アクセスサービス (特定カテゴリ制限コース)	安心アクセス for Android	
	安心アクセスサービス (カスタマイズコース) ※月額105円 (接続先限定タイプ)	(特定カテゴリ制限タイプ)		
ソフトバンクモバイル	Yahoo!きっず	ウェブ 利用制限	ウェブ利用制限 (弱) / (弱) プラス	スマホ安心サービス (iPhone用ではYahoo!あんしん ねっと for Softbankを推奨)
ウィルコム	—	有害サイトアクセス制限サービス		—
イーモバイル	—	Webアクセス制限		—

※詳細は、各携帯電話会社へお問い合わせください。

■子どもの利用状況を把握しましょう。

昨年度、北海道有害情報対策実行委員会が行った「携帯電話の利用に関する意識等調査」の結果によると、プロフやブログのサイトにアクセスしている児童生徒の割合は、小学校が2.7%、中学校が26.4%、高等学校が47.5%で、中・高と上がるにつれて高くなっており、他のサイトにおいても同様の傾向にあります。また、子どもが普段アクセスしているサイトを把握している保護者の割合は、実際に子どもがアクセスしている割合より低い場合が多く、子どもと保護者の意識に違いがあることがわかりました。

(単位: %)

		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
音楽サイト	児童生徒のアクセス割合	14.4	41.7	53.2	23.3
	保護者が把握している割合	14.1	39.0	55.8	22.1
待受けなどの画像サイト	児童生徒のアクセス割合	9.7	36.1	35.1	14.2
	保護者が把握している割合	7.3	20.1	24.4	10.6
ゲームサイト	児童生徒のアクセス割合	12.4	27.3	35.7	19.2
	保護者が把握している割合	11.2	18.2	34.7	12.1
プロフやブログのサイト	児童生徒のアクセス割合	2.7	26.4	47.5	5.0
	保護者が把握している割合	4.6	11.7	26.1	1.5

■家庭でのルールづくり

子どもにスマートフォンを持たせる際は、利用の仕方も含め、家族で十分話し合ってください。最近、無料のゲームを提供するアプリをインストールしたのにも関わらず、ゲームを攻略するためのアイテムを購入する度に課金され、高額な利用料金が請求された事例が報告されています。

【ルールづくりの例】

- 利用目的、使い方を決める。○利用料金、時間を決める。○個人情報や悪口を書き込まない。
- 困ったときには、必ず親に相談する。などルールが守られているか、定期的に子どもの利用状況を確認するようにしましょう。



SNS: ソーシャル・ネットワーキング・サービス。人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の会員制のサービスのこと。そういったサービスを提供するウェブサイトも含まれる。

内閣総理大臣賞

「一滴の涙」ある夏の出来事

岡山県 赤磐市立桜が丘中学校 3年
森永 翔太（もりなが しょうた）

家族旅行中の出来事。一軒の家が目飛び込んできた。その家は窓が割れ、建物はボロボロ。そして一番の衝撃は、「人殺し、出て行け、化け物」などの卑劣な言葉。塀に沢山のビラ。その時下を向いたおばあさんと若い女性が周りを見渡しビラを外し、逃げる様に家に入って行った。「何この家。何で？」と聞いた。「息子が人殺しをした。当たり前だ。家族も同様な罪を受けるべき」と運転手が答えた。疑問に思ったがそのまま旅館に行った。

温泉に入り僕は、こんな幸せな時はあのおばあさん達無いだろうなどと、ふとそんなことを思い、あの二人の悲しい顔が脳裏をかすめた。

部屋に戻り皆に聞いてみた。「家族まで同じ罪を受けないと駄目？」反対に質問された。「翔太はどう思う？」僕の家ではまず僕自身の考えを述べて、それについて皆で話し合うのだ。すぐに返答出来なかった。すると祖父が「お前はもう十四歳。善悪は分かるはず。旅行に来てまで暗い話だがこれは勉強よりも大切な事。よく考えて答えてみろ」と言った。僕は五分～十分考え答えた。「犯罪者の人の家族があんな思いをするのは可哀想だと思う。犯罪者本人だけではなく、家族まで。あの卑劣なビラはひどい。窓も割るなんて」そう言い下を向いた。「そうだな。翔太の言う通りかもしれない。世の中はこういうものだ。十人居たら十人の考えがあるが、卑劣だな。」と祖父は言った。「親のしつけが悪いとか、兄弟姉妹が支えていないなどと運転手さんが言ったけど、僕は間違っていると思う」と言うと、「何が間違っていると思う？」と聞かれた。答えようとした時、食事の時間になった。そして祖父が「まだ何日か滞在する。よく考えなさい。」と言った。夕食を食べながらでも僕は心からノリノリになれなかった…あの白髪頭の痩せこけた青白いおばあさんの顔が頭の中から消えなかったからだ。「ああ僕はこんな幸せな時間をあじわっているのか…。」

次の日は雨が降っていた。そしてあの家の前をまた通った。濡れながら、また庭を見渡しているおばあさんがいた。その瞬間おばあさんが倒れた！僕は「車止めて！」と叫んだ。そして祖父と一緒におばあさんまで走った。「大丈夫？」と言うと、おばあさんが細い声で答えた。「大丈夫です。」

「はい、どうぞ」と言い持っていたハンカチを渡した。そうすると、「ありがとうございます。ありがとうございます。」と言ってくれた。雨ではなくその顔には一滴の涙が流れていた。その時、運転手が来て「行きましょう。相手にしたら

駄目です。」と言うので僕は濡れながら大声で叫んだ！「関係ない！大人なのに常識がない！おばあさんには関係ない。困っている人が居れば僕は助ける。あなたは間違っている。加害者の親だけど、今は被害者だ！」と言った。僕は年上の運転手さんに偉そうに言ってしまったので、恐る恐る祖父の顔を見た。そうすると祖父は僕の頭を大きな手で撫でてくれた。そして祖父は「運転はもういい。金はこれで足りるだろ。非情な人間の運転は信用ならん。孫の言う通り。ここから自分で行ける。わしら大人が次の世代を担ってくれる子どもの手本にならんとあかん。あんたは駄目だ！」と言った。運転手さんは下を向いて黙ってそこから立ち去った。

急いでおばあさんの方へ皆で行った。娘さんが出てきて僕たちの顔を見て驚いた様子だった。おばあさんが「事件以来優しさをもらったのは初めて。死んでも悔いはありません。」と言った。それを聞き祖父が「あなた達は何も悪くない。だが被害者の事そしてその被害者にも家族が居た事を決して忘れずに生きましよう。死んではいけない。息子のした事に目を背けず、しっかりと生きなさい。そして妹さん、あなたは全く関係ない。しかし兄が犯罪をすると全てを失うでしょう。しかし、人生は長い。下を向かずお天とさんを顔いっぱいにあびなさい。」と笑顔で言うと、二人共大声で泣き出し、そして少し微笑んだ。

旅館に戻った。「加害者の家族は最後には被害者になるのかもしれないな。翔太、今回の事を一生忘れず生きなさい。自分が悪い事をする大切な家族が辛いことになる。そして相手にも大切な家族がいる。今の世の中は人権がない。あると言いながら今回の様な場合はない。テレビなどの報道の仕方が悪い。犯罪は駄目だ。だから絶対に犯罪者にもなるな、そして差別をするな。分かったな。」と言われた。ぼくは、「絶対にしない！そして差別もしない！周りの人の言葉だけを信じるのではなくこの目で必ず確かめるよ。」と言うと家族皆が「翔太は大人より最高だね。子供の綺麗な心を大人になっても忘れなければこの世は最高になるはずだね。」と言ってくれた。祖父は僕の顔をもう一度撫でてくれた。

今あの家族はどうだろう…一滴の涙よりも「二人の間だけの笑顔を」取り戻して欲しい。

「リスペクト アザース」

神奈川県 鎌倉市立御成中学校 3年
坪井 洸 (つばい こう)

僕は、日本人の両親を持ちながら、アメリカのサンディエゴで生まれて、十歳半まで生活し、地元のデイケア（保育園）、プレスクール（幼稚園）、小学校に通った。その中で出会った先生たちが何度も口にした『respect others（リスペクト アザース）』という言葉は、今も僕の行動や考え方に大きな影響を与えている。

サンディエゴは、ロサンゼルス以南にあり、メキシコの国境から一時間程度だったので、土地柄のせいも、クラスには、肌の色も髪の毛の色も本当にいろいろな人種の人たちがいた。僕が物心ついたときには、周囲にいろいろな人種の人たちがいるのが当たり前の状況だったので、自分がまわりの人と違っていることも当然だと思っていたし、それに対して深く考えることもなかったように思う。どこの国でも同じだと思うが、集団生活が始まると、誰かが意地悪をしたとか、誰かが誰かにいじめられたとか、いわゆる人間関係のトラブルが起こってくる。そんなとき、先生たちは必ず『リスペクト アザース』と言い、当事者に反省を促した。『リスペクト』の意味もはっきりわからない保育園や幼稚園の頃から、ことあるごとに繰り返し叩き込まれた。日本語にすると、「他の人のことを尊重しなさい」というような意味なのだが、今思うと「意地悪しないで、みんな仲良くしなさい」とか、「いじめはダメ」というそのときの行動を注意するのではなく、その行動を起こしてしまった根本の考え方を問題にしていることになる。

また、この言葉は僕が入っていたリトルリーグの監督やコーチもよく使っていた。選抜テストがない地元のリトルリーグでは、上手い選手と上手くない選手が混合して十二人でチームとして試合に臨まなくてははいけなかった。上手くない選手がフライをポロリと捕りそこなったとき、チーム全体が「おい、この下手くそ」と怒鳴りたくなる場面で、監督やコーチは『リスペクト アザース』と言った。やる気がなくてエラーをするのはもってのほかであるが、やる気があっても上手くできない選手はいるのである。この場合は、そこをわかってやれという意味だと思っている。実際、当時初心者だった僕は、この言葉を聞いて救われる気持ちになり、もっと上手くなるようにうんと頑張り、シーズン最後にはチームに少しは貢献できるようになった。

その後、僕は日本の小学校に通い始めた。周囲のみんなのおかげで生活にはすぐに慣れたが、同時に大きなカルチャーショックも受けた。一番驚いたことは、みんなが他の人と大きく違わないように、なるべく同じようになるように非常に

気を遣っているように見えたことである。他人よりうまくいかないから目立たないようにしているのではなく、他人よりうまくできても目立たないようにしているように感じた。僕は最初のうち、そのノリがわからず今までどおり、自分が上手く出来たことを周りの人にも伝えていたら、「それは自慢だ」と言われて、なんとも悲しい気持ちになった。また、友達同士で相手の気持ちになれば絶対言えないような侮辱するようなひどい言葉を言い合っている、『冗談』と言ってうやむやにしていることにも驚いた。僕がよくわからない世界だった。僕が叩き込まれていた『リスペクト アザース』の世界はここにはなかった。

僕の限られた経験の話になるが、アメリカ（サンディエゴ）ではなぜそんなに『リスペクト アザース』を子どもの頃から叩きこんでいるのだろうか。

それは、アメリカ社会がつい最近までひどい人種差別などを行ってきたことの反省からかもしれない。居住地区を制限したり、公園やバスなどの公共の場でも座る場所をわけていたり、差別することが当たり前で、一般人が差別したりされたりすることに何の疑問を持たずに時代が流れていた過去がある。そんな過ちをこれから先に繰り返さないように、子ども達に叩き込んだり、またそうすることによって、大人も自分自身を戒めているのかもしれない。

僕は日本でももっと、『リスペクト アザース』が浸透していけばいいと思う。日本は表面上差別のない社会なので、必要ないと思われるかもしれない。しかし、これこそが人権を考える上での基本だと思う。人権尊重の社会を作っていくのは、僕たちひとりひとりの考え方によるからだ。同じ人間は一人もいない。人と違っていることがまたその人の個性である。違う点だけでなく、うまくいったこと、できなくても努力していくことなどを尊重し合っていくことができれば、もっと素晴らしい社会になっていくと思う。

聞いてください、私の思い

新潟県 柏崎市立松浜中学校 3年
蓬田 怜奈（よもぎた れいな）

大熊町。緑の木々と青い海に囲まれた自然豊かな私のふる里です。そして、あの原発事故が起きた町。私のふる里は一瞬にして「死の町」とまで言われる誰もが嫌い、イヤがる町になりました。それまで私にとっての「人権」とは人間が生まれながらもっている権利と学校の授業で習った程度で、特に気にもせず考えもしないただ聞いたことのある言葉でしかありませんでした。

しかし、避難してからは、同じ福島県内でありながら、耳に入ってくる話は「福島ナンバーの車がいたずらされた」「転校していった子が放射能のことでいじめられた」などの悲しい話ばかり。私はこの話を聞いたたびに、「またかぁ…」と自分のふる里がだんだんと嫌がられている事がとても悲しく思っていました。

そんな中、私も一つの体験をしました。部活の大会の日のことです。

「うわ、なんでいるの。放射能がうつる。帰れよ。」

すれ違いざまに他校の生徒に言われた言葉です。私は、この言葉を言われたとき泣きたくなり、大会すらやる気がなくなりました。新聞やニュースなどで得た少しの知識だけでこういう風に思っている人がいると、聞いてはいたものの、残念で仕方ありませんでした。何気なく言った言葉だったのかもしれませんがその言葉は、大熊町に住んでいた私にとって非常に悔しく悲しいものでした。家に帰り、その出来事を母に話すと、母は別の話もしてくれました。ある小児科では、受診してくる地域の子供を守るため大熊の人は診察しない。ある保育所では、やはり預かっている子供を守るため近くに大熊の人の車を駐車させないという内容でした。自分の「人権」を守るためなら相手の「人権」は傷つけてもかまわないのでしょうか。私はまちがった情報が、そういうまちがった守りを生む、原発事故について、しっかり学び正しい知識を得ることが差別をなくすのだと気付きました。

差別というのは、私たちのまわりでは身体の障害や病気を理由にした差別、性別・年齢国籍の違いによる差別など小さなことから大きなことまで本当によく耳にします。差別をしている側からすれば、それを冗談だという人も多いのです。たとえ冗談だとしても心ない言葉の一つ一つが相手をどれだけ傷つけるのか気づいてほしいものです。小学校の時から私たちは道徳などでいじめや人権などについて学んでいてもなかなかそれがなくならないのは、そういうせいなのかもしれません。私に言ってきたあの子達もそうだったのかもしれませんが、実際に差別

されている側はみんなの想像よりはるかに傷ついているということ、つらいということ、そして悲しいということ私を、この人権作文を通して、たくさんの人に知ってほしいのです。

最近では過剰なマスコミやメディアにでてくるコメンテーターの個人的感情が、ストレートに入ってきて私達の意識に大きな影響をあたえているような気がします。しかし、自分の体験を通して感じたことは、一つの問題に対して人の言葉をすべてうのみにするのではなく真実とはなんなのかを見つけだすことが人権を守ることに繋がるのだと思います。私たちが差別をなくすためにできること、それは、その人、その出来事についてしっかり知ること、知ろうと努力すること、正しい知識を深めるために学習することではないかと思います。我も人も自分らしく生きる。これが「人権」を尊重することだと思います。「人権」について考えること。それはとても難しいことのように思えますが、意外と簡単なことではないでしょうか。

今、私が住んでいる柏崎は実際、放射能の心配がないせいなのか、それとも大熊町と同じように発電所が隣設されているせいなのかまったくそういったいやがらせはありません。私は改めて、そんな今があたりまえではないという現実を忘れてはいけないと思いました。同じ人間同士が平等に並んで歩くための権利。だれもが生まれながらにもっている大切なもの。自分も相手も同じひとりの人間として心に寄り添い、真実を見極め、理解し合う努力こそ、差別をなくし人権を守る大きな力になると思います。そして、私自身も差別や偏見、いじめがなくなるように強い心をもって、まずは自分から立ち向かっていきたいです。

あたりまえの普通

茨城県 土浦日本大学中等教育学校 3年
廣瀬 裕貴 (ひろせ ゆうき)

「かわいそうに…。大丈夫？」

そんな言葉を、何度かけられてきただろうか。物心ついた時には当たり前のように、周囲の大人の人には僕にそう言った。生後七か月で発症した消化器疾患の影響で、僕は一才になる前から、ミルクや食べ物を口にする事ができなくなった。そのかわりに、中心静脈栄養によって、生きていく為に必要な栄養を摂っていた。それは、心臓近くの太い血管に胸や首からカテーテルを挿入し、二十四時間点滴の機械で高カロリーの輸液を送り込むものだ。だから僕の身体からは太いチューブが出ていて、移動する時は大きな点滴の機械が常に一緒だった。もちろん、生活の場は病院だ。

病院の中では、僕は特別ではなかった。同じように二十四時間点滴に繋がれている友達がたくさんいたし、呼吸機をつけてストレッチャーで散歩をしたり、腹膜透析の機械に繋がれたまま遊んでいる事も特別ではなかった。僕には、耳の聞こえない友達、言葉が話せない友達、目の見えない友達、歩けない友達、寝たきりの友達、意識がなく呼吸機に繋がっている友達がいる。そんな中で、僕は特別ではないどころか、普通に日常生活を送っていたし、楽しい事や嬉しい事だって沢山あった。

僕の両親も、僕を特別扱いはしなかった。僕の成長にあわせて、同じ年頃の子供達が経験している事は、可能な限り僕にもその機会を与えてくれた。アルバムを開くと、大きな点滴のポンプをキャリアに積んで、いろいろな所へ出かけた時の写真がある。主治医の先生には、随分無理なお願いもしたようだ。春には桜の花のトンネルをくぐったり、夏には公園で水鉄砲を楽しんだ。秋にはコンサートにも行ったし、冬には雪遊びだっただけでなかった。薬の影響で、骨が弱く感染しやすい僕が病院の外に出る事は、相当な覚悟と細心の注意が必要だったが、両親は普通にこだわって僕を育ててくれたし、病院でのこの生活しか知らない僕にとって、これが普通の事だった。

三年半の入院生活を経て、僕は退院して幼稚園に通う事になった。これも、僕にとって簡単な事ではなかった。大きな点滴の機械は小さな携帯用に変わり、輸液バックと一緒にリュックに入れて背負う練習から始まった。そして、受け入れてくれる幼稚園を、両親は一生懸命に探してくれた。三年保育の年少さんで入園したその日から、僕の普通の生活は激変し、普通が特別に変わってしまっ

た。この時ようやく、僕はあの言葉の言意を理解するのだった。

「かわいそうに…。大丈夫？」

僕は重いリュックを背負って、歩くのがやっと。階段も登れなければ、走る事もできなかつたし、水分制限・食事制限はとても特別な事だと知った。そして何より、機械に繋がっている僕は、特別な存在として定着したのだ。

そんな特別な日常の中で、矛盾を感じる出来事も多くあった。外見上、点滴のチューブと背負っているリュックにさえ目がいかなければ、僕は普通に見える。あるショッピングセンターの障害者用パーキングに母が車を停めた時、一人の男の人が近付いて来てドアを叩いて大声で言った。

「ここがどういうスペースか、考えたらどうだ。あなたみたいな人が居るから、本当に必要としている人が使えなくなるんだ。」

母は少し悲しそうな顔で、静かに答えた。

「必要とする一人なんです。」

それでも、男の人は納得しないのか、僕達が車を降りるのを待っているようだった。母は車を降り、トランクから僕の車椅子を降ろした。体力の無い僕は、長い距離を歩く事が難しく、車椅子を利用する事も多かつたからだ。するとさっきの男の人は、

「まぎらわしいな…。」

と、怒ったままその場を離れて行った。

多くの人のおかげで、僕は今、元気に生活する事ができるようになった。僕は、障害者とか健常者と言う言葉が、あまり好きではない。なぜなら、その境目が僕には見えないからだ。あの駐車場で出会った男の人も、決して間違った事は言っていない一方で、大きな間違いをしてしまったのは、その境目に気付かなかつたからだと思う。一言で障害者と言っても、さまざまな状況の人が居ると言う事を、日常生活の中で深く考える事はそう多くないと思う。そんな中で、障害を持つ人達が、少しでも普通に生活していくには、特別な存在にしない事が大切なのだと、僕は自分の経験の中から学んできた。

「かわいそうに…。大丈夫？」

同情して、そう言葉をかけるのではなく、

「何かお手伝いする事は、ありませんか。」

そう言って、さりげなく支えあえる社会になる日が来るように、両者の立場を知る僕だからこそできる事を、考えていきたいと思う。

架け橋

愛媛県 松山市立南中学校 3年
井門 珠栄 (いもん たまえ)

近年、韓流ブームと言われ、韓国ドラマ、映画、音楽などが大流行しています。それにともない、韓国に旅行に行く人、韓国の食べ物やファッションに興味を持つ人も増えてきました。ケイポップの話題は、私の周りの友人たちの会話の中にもよくのぼってきます。私の母は韓国人であり、私自身も、二年間韓国の学校に通ったことがあるので、韓国語が話せる私に、「この歌詞の意味は」とか、「正しい発音は」と聞かれることもよくあります。その時、とても楽しい会話が弾みます。逆に、韓国では日本のアニメやドラマが毎日のように、テレビで放映されています。このように、特に若い世代では、日本と韓国、互いの文化に興味を持ち、良い関係を築いているように思えます。しかし、それが、表面的で危ういものであることを知ってほしいと思います。

一九一〇年、日本は武力を背景とした植民地政策を押し進め、以後、一九四五年まで、植民地支配は続きました。植民地時代の韓国では、朝鮮史を教えるのが禁止され、日本史や日本語が教えられました。また、皇民化の名のもと韓国名を日本名に変えさせられました。母国語と自分の名前を奪われたのです。それ以外にも、韓国の文化を侮辱され、否定されたと聞きました。

私の曾祖父は、植民地時代、福岡の強制労働所にいました。重い荷物を運ぶなど、日本人がやりたくない仕事を無理矢理させられていたそうです。妻と子どもを母国に残し、辛く悲しい日々を送りました。曾祖母は、一家の労働力を奪われ、いつ帰ってくるか分からない夫を思いながら、苦しい生活に耐え、子どもを必死で育てました。その間にも、日本人は戦争に必要なだからと言って、家にあったわずかな鉄製の日用品を勝手に持って行ったり、お腹が空いているのに、米を奪っていったりしました。飢えて亡くなる人も多くいました。また、近所には、神風特攻隊に入れられ、自爆した人もいたそうです。

戦争が終わり、植民地から解放された後も、日本人の韓国の人々に対する優位の意識は変わりませんでした。在日と呼ばれる人々は、町の中に住居を持つことを許されず、町から少し離れたところに住みました。大人の中には、子どもに、在日の子どもとは仲良くするなと教える人までいて、ひどいじめが横行したそうです。それは、想像できないほどのものでした。それでも、自分の国籍を捨てず、在日として生きてきたのは自分の国に誇りを持っていたからだと思います。

私が韓国の学校に通っていた2年の間、忘れられない出来事がありました。

授業中、日本に関する話が出ると決まってわざと私の方を見て、嫌な顔をしてくる人がいました。私自身、植民地時代に日本人がどれだけひどいことをしてきたかを、いろいろな場面で、いろいろな人から聞きました。私の父が日本人であることを白い目で責めていたのでしょう。私は親しくなった友人たちに、多くの日本人が植民地時代、韓国で行っていたことを知らなかったこと、一部の人が行っていたことではあるが、そのことを知って反省をしている人たちが確実にいるということを伝えました。また、日本人の父はたいへん優しい人であることなどをたびたび話しました。仲良くなった友達も多く、お互いを尊重して学校生活を楽しく過ごすことができました。

そして、ある歴史の授業でした。植民地時代の話になった時、何人かが一斉に私を振り返って見ました。その時、突然、私の友達が「過去の事実かも知れないけど、井門ちゃんには責任はないでしょう。井門ちゃんは、思いやりのある人だよ。」と立ち上がって言ってくれたのです。私を通して、日本人を認めてくれたようでとてもうれしかったです。

国が違っても、文化が違っても、どちらが強者でも、弱者でもありません。尊重されるべき、一人一人の人間がいるだけだと思います。相手を理解し、認め合って生きていこうとするとき、過去のことを無視したり、隠したりするのは、相手をかえって怒らせる行為です。だから私は、植民地時代の悲劇に真剣に向きあってもっと知りたいと思います。それと同時に、韓国と日本は、日本列島と朝鮮半島の距離の近さから、古代からの歴史上のつながりは深いものがありました。歴史の悲劇をしっかりと学びつつも、それにとらわれすぎて、両国の交流による光の部分をおぼえてはいけないと思います。私は、日本人と韓国人の親から生まれました。父と母、私は二人を尊敬して育ちました。だから、私は二つの国の架け橋。今後、日本と韓国が平和に協調していける関係を築いていけるためには、問題は多くあります。でも、若い私たちが、互いの人権を尊重する気持ちを磨いていき、差別のない共生社会を実現させていきます。

僕の父親

熊本県 熊本県立八代中学校 1年
松田 裕季（まつだ ゆうき）

「ただいま。やったあ、今日はカレーだ〜。」

僕の父が作った特製カレーライスはお店に出してもいいくらいに、最高においしいです。僕の大好きなメニューの一つです。

僕の家族は、父と母、兄の四人家族です。僕の父は、同じ八代の学校で仕事をしていますが、早く帰ってくる事が多く、洗濯や掃除を毎日パッパとこなしています。僕が服を脱ぎっぱなしにしていると、すぐに注意してくれ、次の瞬間、服は片付けてあります。

母は毎日、僕より遅く帰宅することが多く、休日はほとんど部活動の練習や試合でいません。家族の中で家にいる時間が一番短い人です。つまり、皆さんのお父さんやお母さんと少し違うところがあるのです。それは、僕の家は、父親が家事をし、母親が外で働く家庭なのです。

なぜそうなったかという、保育園の時に僕たちのことを一番可愛がり、お世話をしてくれた祖母が亡くなり、父が子どもの世話をするという事で仕事を辞めたからです。

「子どもたちのそばに大人がいたほうがいいから、俺が子どもたちのそばにいる。」
と言って、長年勤めていた会社を辞めてしまったそうです。当時のことを聞くと、「本当にそれでいいかわからなかった。本当は、男が働かなければならないのに。でも、仕事よりも子どもが大切だから。」

と言っていました。そんな父の言葉を聞いて、改めて父親の存在の大きさを知りました。母もその言葉を聞いたとき、

「こんな時、辞めるのは普通は母親の方なのに、本当にいいの？」
と、不安に思ったそうです。

男女共同参画社会とは、

「男女が、社会の対等な構成員として、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うべき社会」のことです。これまでに、僕もあまり聞いたことがなかった言葉ですが、今回、母からうちの事情を聞いて知ることができました。僕も男の役割、女の役割を決めつけるのは反対です。男だからしなさい、女だからしなくていいという考えでは、やりたいこともやりづらい状況が出てくるからです。

また、母の男性の友達、子どもの世話をするために十年ほど前に育児休暇を

取られたそうです。その頃は、男性が育児休暇を取ることが珍しく、子どもと外を歩いているだけで、

「あら、今日はお休みですか。」

と、近所の人から聞かれ、二日目までは笑って聞かれたけど、三日目からは話しかけてももらえなかったらしいです。それは、おかしいと思いました。なぜ、お父さんは子どものために仕事を休んだのに、近所の人に変な目で見られなくてはならないのでしょうか。

僕の父も、僕が三歳のころから保育園の送迎をしてくれたり、遠足も父と一緒に来てくれることが多かったです。小学校の頃は柔道の送迎や試合の応援もほとんど父でした。僕の父もそんな目で見られていたのでしょうか。

今の日本には、

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである。」

という固定的性別役割分担意識と言う考えが根強く残っているため、男性が家事をしていると、変な目で見られることがまだまだあるようです。僕は、「女性が家事をする」と決めつけるのではなく、家事は家にいる人が行えばいいことであり、仕事から先に帰宅したほうがやれば、互いに気持ちよく過ごせると思います。

父が仕事を辞めて十年経った今、改めて気持ちを聞いてみると、

「最初はつらいこともあったけど、もう慣れたよ。特に、洗濯物を干すのは抵抗があったな。でも、昔から掃除は得意だったし、裕季たちといっぱい関わったので、賢明な選択だったと思うよ。」

と、話してくれました。休みの日にゴロゴロしたり、お酒を飲み過ぎて僕とけんかしたりすることも多いけど、今まで大好きな柔道や野球を思いっきりやってこれたのも父がいてくれたおかげだと気づきました。

仕事を目一杯する母と、家で僕のお世話をしてくれる父。僕の家族は、ちょっと変わっているように見えるけど、実は、ごく普通の僕にとっては当たり前家族です。

これからの僕たちは、「男だから・女だから」という差別的な考えを捨て、男女共同参画社会に対する認識を深めていく必要があると思います。話し合いで進んで家事を引き受けた僕の父は、やっぱり自慢できるカッコいい父です。父が作ったカレーは、僕の中ではナンバーワンです。

オリンピックから見る人権問題

鹿児島県 霧島市立霧島中学校 3年
英 みずき (はなぶさ みずき)

「この銀メダルが、グアテマラの子どもたちに勇気を与え、彼らが銃やナイフを置き、その代わりにトレーニングシューズを手にとってくれればいい。そうになったら自分は世界一の幸せ者だ。」

二〇十二年、夏。場所はイギリス、ロンドン。世界中を沸かせたオリンピックがありました。日本人選手団は、過去最高のメダル数を獲得し、日本人選手の活躍に日本中が釘付けになりました。しかし、私がこのオリンピックで一番心を動かされたのは、日本人選手の活躍ではなく、この言葉でした。これは競歩二十キロメートル銀メダリスト、エリック・バロンド選手の言葉です。メダル獲得者の誰もが、目標達成の喜びや支えてくれた周囲への感謝を述べているなか、彼だけは、自国の子どもたちの未来への希望を語りました。

グアテマラは中南米にある国です。三十五年以上続いた内戦の影響や政治情勢不安もあり、決して治安が良いとはいええない状況にあります。軽犯罪は日常茶飯事で、犯罪者の九十パーセントが処罰されないと言われるほどです。麻薬密輸組織などが少年の犯罪組織を作り、日常的に子どもたちが銃やナイフを持って犯罪を犯しているのです。

彼の言葉には、強い強い思いが込められているように感じました。それは、母国の子どもたちが置かれている環境を変えたいという強い願いだと思います。

どのような環境にいても努力すれば結果はついてくる。だからグアテマラの子どもたちもスポーツでも、それ以外でも何か目標を持ち、それに向けてあきらめずに努力してほしい。それをエリック選手自身が、このオリンピックで証明したのです。国の情勢を考えると、日本のように、毎日オリンピックに向けて練習に励むことはできなかったことでしょう。毎日が無事に生きることで、精一杯だったかもしれません。その中で目標を高く掲げ、それに向かって努力し続けたからこそ、今回銀メダルを獲得することができたのだと思います。

わたしは日本に住み、何ら不自由なく毎日の生活を送ることができています。しかし、グアテマラのように世界には、私たちが毎日送っている普通の生活が送れない国が存在するのです。私はそのことを深く考えずに生きてきたことが、恥ずかしくなりました。同じ地球に住んでいるからこそ、みんなに平等に人権は与えられている。そう思っていました。しかし、実際は違ったのです。

この広い世界には多種多様な人種、文化、伝統があります。その分、それぞれ

の特徴や違いがあつて当然です。しかし、何があつても、人権に違いがあつてはならないのです。子どもは生まれてくる場所を選ぶことはできません。それなのに、同じ子どもでも住む国や場所が違うだけで、自由に勉強ができ、好きなものを食べ、やりたいことができる子どもと、そうでない子どもがいる。この事実が、同じように人権の保障がされていないことを物語っています。

その事実を知った上で、私たちに何ができるのでしょうか。中学生の私には、この大きな問題をすぐに解決できるような名案は、思いつくことはできません。しかし、一つだけ分かったことがあります。それは、私たちが恵まれているということです。世界にはグアテマラのように、毎日命を危険にさらされて、自分の意志に従って生きることすらできない人たちがいます。その一方で、私たちのように毎日安心して、何不自由なく生きられる人たちがいます。私たちが送れている自由は、当たり前のことではないということです。このことに気づけたことは、私にとって大きな成長です。

地球上全ての人に、誰にでも等しい人権を与えるということは、今の私にはできません。しかし、多くの人が今の自分の置かれている状況に気づくことが、世界の不平等な人権を変える第一歩になると思うのです。一人一人の力はとても小さいものかもしれませんが、気づいた人から、「同じ地球に住んでいる誰にも、平等な人権を」という意志を持って、日々の生活を送れば、その意志が行動を変え、その行動によって、世界の不平等な人権が良い方向へと変わっていくのではないのでしょうか。

エリック・バロンド選手の言葉をきっかけに多くの人々が、この問題に気づくことができたのなら、地球上の誰もが平等な人権を与えられる日が来る日が近いかもしれません。そして、グアテマラの子どもたちが、銃やナイフを置き、トレーニングシューズを手にする日が必ず来る。そう信じたいです。

「トイレの絆」

高知県 芸西村立芸西中学校 3年
岡林 一輝（おかばやし かずき）

夏休みに入って何日か経った頃、母が僕に言った。

「今日は仕事が遅くなるから、母屋のポータブルトイレを洗っといて。」

僕の家から歩いて三分くらいにある母屋には、八十五歳の祖父と、八十一歳の祖母が二人で住んでいる。祖父は在宅酸素療法をしていて、週に四回デイサービスに行く以外は、家でほとんど寝たきりで、高齢の祖母が食事やトイレの世話をしていた。ところが、その祖母が土間で転倒し、右足のかかとを骨折。数ヶ月の間、足を固定して安静にしなければならなくなった。

母屋は築百年以上経つ古い家で、台所は土間だし、トイレと風呂は外にある。松葉づえをつけない祖母は何一つ動きがとれない。

それからというもの、一人娘の母はてんてこ舞いだ。朝は四時半に起きて僕らの弁当と祖父母の朝と昼の弁当を作る。母屋に行って弁当を渡し、ポータブルトイレを洗って仕事に行く。夜帰った後、僕らの夕飯と祖父母の晩の弁当を作る。母屋に行って弁当と洗濯物を渡し、ポータブルトイレを洗う。祖母の一日分のグチを聞く。家に帰って明日の弁当の準備をする、というのが日常になった。

土曜日には祖母を風呂に入れるため、父が僕の家の上階にある風呂まで背負って運び、置き物のように動かない祖母を母がゴシゴシ洗う。

「動けないくせに口の達者な年寄りほど厄介なものはない…」

と、ぼやきながらも甲斐甲斐しく世話をしている。

そこで僕は、少しでも力になろうと部活の帰りに母屋に寄った。

「おばあちゃん、トイレ換えに来たで。」

と、ポータブルトイレのふたを開けてびっくり！そこにはビールの小ビンくらいあるでっかいウンコがでーんと居座っていた。

「うわーっ！」僕は思わず叫んだ。祖母は顔を覆って

「ヒッヒッヒッ…」と恥ずかしそうに、でもちょっと誇らしげに笑い、

「あんたの母ちゃんに遠慮して、大便是週に一回しかせんことにしたわ。」と強がりを行った。どうやら僕は、その一週間目に当たったようだ。ずっしりと重いバケツを持ち上げつつ外のトイレに向かった。不思議と「汚い。」とか「嫌だ。」とは全く思わなかった。むしろこの年齢でこんな立派なウンコが出せるとは、やはり祖母はただ者ではないと感心した。トイレにザーッと移しても、そのウンコだけはビクともしない。勢いをつけてもう一度バケツを傾けてみた。ウンコはゴ

ロゴロゴロと音を立てて落ちた。そして母に言われたとおりに庭の水道でバケツを洗い、青い防臭液を入れて元に戻した。僕はなぜか今までに味わったことのない達成感でいっぱいになった。

その後、朝と晩のトイレの始末が僕の日課になったある日、僕は祖母から手紙を渡された。果たし状のように折りたたまれた紙を恐る恐る開けてみると、それはきれいな字で書かれた「感謝状」だった。そこには僕が産まれたときの様子から始まり、現在までの僕への思い、自分の不注意で皆に迷惑をかけて申し訳ないこと、僕が黙ってトイレの始末をすることに対し、情けない気持ちと感謝の気持ちで毎日泣いていること、口に出して

「ありがとう。」

と言えないもどかしさが切々とつづられていた。

僕は単純にうれしかった。と同時に、いつも親分肌でごう慢な祖母の意外な一面に、今回の骨折のダメージは相当大きいということが分かった。

祖母の骨折によって、僕も、母も、父も、妹も、毎日すごく大変だけど、今何事にも代えがたい貴重な体験をしている気がする。というのは、いくら祖父母が長生きをしたとしても、年齢的にあと何十年も生きることはない。別々の家で別々の生活をし、近いようで遠い中途半端な関係のままであっただろう。でも、今回の骨折事件が家族の絆を深め、限られた時間をより充実したものにする、良いきっかけになったのではないかと僕は思っている。

もうすぐ夏休みが終わる。

僕は今日もポータブルを換えに母屋に行く。二人とも、どんなウンコをしてるか、ちょっとドキドキしながら。

「立ち止まる」

東京都 小金井市立小金井第二中学校 2年
熊谷 瑞生（くまがい みずき）

「右目の視力が低く、内斜視になっています。けれどまだ成長段階ですから、メガネで矯正できますよ」

眼科医からそう告げられた時、僕は5歳で「斜視」の意味も分からず、母から与えられたメガネを新しいオモチャでももらったように、喜んで掛けていた。

問題は小学校2年の時に起こった。

校庭で遊んでいると中学年の男子生徒が数人近寄って来て、突然僕のメガネを取り上げると、宙に投げるようにパスを繰り返し、返してくれなかったのだ。そして最後に受け取った男子生徒が地面にメガネを叩き付けた。

メガネは、弦の部分が曲がり、レンズも外れて転がっていた。何が起きたのかわからなかった。

壊れたメガネをティッシュに包み、家に持ち帰って母に渡したとき、理由を聞かれたが本当のことを言えず、友達と遊んでいて壊してしまったと嘘をついた。

それからも中学年は、僕をみつける度、メガネを取り上げたり、頭をこづいたり、いきなり突き飛ばしたり、ことあるごとに嫌がらせをした。それを見ていたクラスメートも、だんだん面白がるようになり、誰かが僕のことをある名前で呼び始めた。

「メガネ猿」

クラスメートのからかいが増すごとに酷くなり、僕は学校に行くのが怖くなった。

ある日、母が仕事に出た後を見計らい、ランドセルを背負ったまま家に帰ると自分の部屋にこもった。

どうして、こんなことになったのだろう。メガネをしているから？僕が「斜視」で顔が変だから？胸の奥が熱くなり、鉛のような重いものがせり上げてきた。

その日、登校してこない僕を心配して、担任の先生が家に来てインターホンを鳴らし続けた。2月の寒い日で、風が冷たく、雨も降っていた。それでも先生は何どもインターホンを鳴らし続けた。連絡を受けた母も会社を早退して帰って来て、先生と一緒に家の扉を開けた。僕をみつけた先生は「よかった。家にいてくれて。事故にあったか、悪い人に連れていかれたかと思ったよ。明日は学校にちゃんと登校してね」と優しく笑った。

先生は一言も僕を責めたりしなかった。

あくる日、先生から学校に行かなかった理由を尋ねられ、僕は本当のことを話した。

「メガネ猿」と毎日友達からからかわれるのが辛かったこと。中学年の男子生徒が怖かったこと。話終わると、あのせり上げていた鉛の塊が、僕の口から、転がり落ちた気がした。

「僕がメガネをかけているから、変だから、みんなが意地悪をするのですよね」すると先生は、頬を紅潮させて言った。「違うよ。瑞生君は何も悪くない。人と違うところがあっても何も悪くない。メガネをからかう友達がいけないんだよ。」

先生の言葉を聞いた時、何故だか前がくもって見えなくなった。レンズには僕の涙がいくつも付いていた。

今の僕なら「メガネ猿」と呼ばれても、聞き流せるし、猿の真似くらいして相手を笑わせることもできる。

時々、「そんなことくらいで傷ついてどうするの。もっと辛いことをされたり、言われたりする人がこの世には大勢いるんだよ」と言う人がいるが、僕は違うと思う。人の心の痛みは他人と比べることが出来ない絶対的なものだ。その人が辛いと感じるなら、心のバケツが一杯になってしまっているのだから、より大きなバケツになるには、その人のこれからの経験が心の筋肉を強くするまで、時間がかかるものだと思う。

言葉は、時にその人の心を深く傷つける。特に人と違う点や、人とは劣っていると知っていることを、何度も繰り返し集団の中で言われているうちに、傷は深く、深くなる。

言葉とは、他人にものを伝える上で大切な手段にも関わらず、何も考えずに発した一言で相手の胸の中に冷たく重い鉛の塊をも作り出してしまうほど、猛毒になり得るのだ。

一方で、言葉は他人を救う暖かい毛布にもなる。

あの時先生が「瑞生君は何も悪くない」と言ってくれた言葉は、僕の胸に詰まった重く冷たい塊を少しずつ溶かしてくれた。

14歳になって僕は思う。人と話す時、一度「立ち止まろう」と。これから僕が相手に言う言葉は毒になってしまわないか、それともほんの少しでも相手の気持ちを和らげたり、楽しくさせたりできるだろうか。毛布のような言葉で、相手の冷え切った感情を温めてあげることができるだろうか。

僕は立ち止まって、一呼吸おき、今日も友人や家族と言葉を通して、強くて優しい結びつきを築けていけたらと思う。

小さな段差，大きな障害

埼玉県 学校法人開智学園開智中学校 1年
榎本 毬乃（えのもと まりの）

「すいません。」

私は勇気を振り絞りました。

「すいません。助けて下さい。」

信号はすでに点滅を始めて、今にも赤に変わりそうです。私が押していた祖父の車いすのキャスターが路面と、低くなっている歩道とのほんのわずかな段差に引っ掛かり、動きが取れなくなっていたのです。まだ小さくて力のなかった私を、通りかかった一人の女性が助けてくれました。私たちは心からお礼を言いました。

ショッピングモールのスロープは、一人で歩くには大して苦勞もない、わずかな勾配です。しかし、子どもたちをはじめとした歩行者への配慮でしかれた厚手のカーペットは、残念ながら車いす利用者にとって、必ずしも優しい配慮とは限りません。実際、車いすで登るには、「さあ、登るぞ。」という、特別な覚悟が必要でした。祖父も、できるだけ私に負担をかけないように、手に力を込めます。途中で力を抜くと、車いすの重さに押し戻されそうになります。私は申し訳なさそうな祖父の表情を見るのがつらくて、スロープの手前に来るたびに、なんでもない素振りをしました。そんな私の作り笑顔に祖父は気づいていたはずですが、祖父が握るハンドリウムからそれが私に伝わってくるのです。私たちにしかわからない、切ないような、なんとも言えない気持ちになるのです。

エレベーターに乗るにも、気を遣います。車いすを押して、混雑したエレベーターに乗り込むのは気が引けて、乗り入れるスペースのあるエレベーターがくるまで、何本も待つこともありました。

なにより苦勞したのが放置自転車です。駅前の広場には、いつもたくさんの自転車が並んでいます。猛暑のある日、私は一台の自転車に車いすを引っ掛け、自転車は次々と倒れていきました。多くの人に笑われたような気持ちになりました。もうどうしようもなく悲しくて、いったい何人の人が手伝ってくれたのか、私は見ていません。祖父に日傘をかざしてくれた女性も、私は見ていません。私が覚えているのは、あの時の気持ちと、自転車がとても熱かったということだけです。

祖父が車いすでの生活を余儀なくされてから、私は祖父と一緒に、多くのことを学びました。それは、その人の立場に立ってみないとわからないことが、社会にはたくさんあるということです。私たちは、わずかな段差を難なくまたぐことができますが、その段差がバリア（障害・障壁）であることを見過ごしています。

車いすを押すといった経験をしなければ、以前からそこにあった危険性を私は今でも知らずにいたでしょう。祖父とスロープの手前で感じた、途方に暮れるような気持ちにも、きっと出会えなかったことでしょう。また、何度もエレベーターを待つ経験がなければ、後ろに車いすや、ベビーカーを押している人が並んでいないか、振り返って確認する自分には、なれなかったかもしれません。そして、放置自転車の問題に、関心を持つこともなかったと思います。

バリアフリー新法では、車いすと車いすがすれ違える廊下や通路巾(一・八m)の確保が、利用円滑化誘導基準となっています。しかし残念なことに、駅前広場はもはや広場ではなく、まるで自転車置き場のようになっています。私は毎日のように駅を利用してきたにも関わらず、自転車が放置されている景観に、何の疑問も抱きませんでした。毎日眺めているうちに、それが当たり前のように見えていたのです。車いすを押す立場に立って初めて、その景観がなにか異常なもののように感じられるようになったのです。困ったことのない人が、困っている人の立場に立って考えることは、思っているより難しいことです。私たちの暮らす社会には、障害者や高齢者など、いわゆる交通弱者にとってのバリアが、まだまだたくさんあるのです。

祖父との経験を通じて、私たちは「低い目線の社会」を目指すべきなのではないか、と考えるようになりました。「低い目線の社会」とは、車いす利用者や、小さな子ども、杖をついた高齢者のように、実際に目線の低い生活をする人たちが暮らしやすい社会のことであり、また、健常者と呼ばれる人たちが、自ら目線を下げて、交通弱者への十分な配慮を考えることのできる社会です。私たちが福祉国家を目指すには、まずは身近なバリアを取り除くこと、いいえ、まずはバリアがあることに気付くことから始めなければならないと思います。

私は毎日の生活の中で、こうしたバリアに敏感な人間になりたいと願っています。そして、バリアの存在を、なるべく多くの人に伝え、「低い目線の社会」の実現を目指していこうと思います。

私にこうしたことを気付かせてくれた天国の祖父に感謝します。

鉄ちゃんへ

宮崎県 宮崎大学教育文化学部附属中学校 3年
坂元 遼太郎（さかもと りょうたろう）

ヒサちゃんが亡くなったので鉄ちゃんは一人ぼっちになった。ヒサちゃんは享年七十八歳、鉄ちゃんの奥さんで優しい人だった。鉄ちゃんは僕の祖母の弟で母の叔父にあたる。母とは親子のように仲が良く僕は孫のような存在だ。本来ならば鉄三おじいちゃんとかヒサおばあちゃんとも呼ぶのだろうが、子供の頃から鉄ちゃんヒサちゃんと呼んでいる。

鉄ちゃんは老後を生まれた町で過ごすために、東京で営んでいた工場を弟に譲りヒサちゃんと二人で海辺の町に帰ってきた。毎日、漁師のように潮と天気を気にして釣り糸を垂れ、食べる分だけ釣れると帰ってくるという暮らしをしている。鉄ちゃんの家大きなガレージの上には梯子で登っていく秘密基地のような小部屋があり、そこには大切にしている釣り竿と、鉄ちゃんの手作りのルアーと、それらの道具で釣りあげた八十センチもある平目や二メートル以上の八モの魚拓が壁に貼ってある。僕は鉄ちゃんの家遊びに行く度に、その魚拓の大きさに感心し、鉄ちゃんが格闘した海へ思いを馳せる。それから、ルアーを見せてもらい、中に鉛を仕込む構造やうるこの貼り方、塗装の仕方などを教わる。鉄ちゃんは天才的にもものづくりの上手い人で、そのルアーは水に入れて引くと、どれも生きている小魚のように泳ぐのだ。

「好きなのを欲しいだけ持ってっていいよ。」

と鉄ちゃんは言う。そんな時は決まって隣からヒサちゃんが「遼くん、遠慮しなくていいのよ。いっぱいもらって行きなさい。鉄三さんはまた木切れからいくらでも作るんだから。」

とバルサ材をさしながら言ってくれたものだ。僕は嬉しくて、でも調子に乗らない程度に気に入ったルアーを数個頂く。その嬉しい気持ちと云ったら何にたとえられるだろう。

五月の晴れた日には、潮干狩りに一緒に行き、貝の取り方を教えてくれた。貝を見つけるコツは貝の呼吸する穴を探すことである。波がさらって平らになった砂浜にわずかだが小さなへこみが見えるのだ。僕は全く見つけられない母さんを横目に鉄ちゃんと同じくらいその穴を見つけることができたので、大きなあさりたくさん掘り当てた。鉄ちゃんは「心の目で見らんといかんからな、遼くんには見えるんだなあ。さすがだなあ。」

と日に焼けた顔をくしゃくしゃにほころばせて褒めてくれた。僕とはおじいち

ゃん程に歳が離れているけれど、心はハックルベリーのような人なのだ。僕はそんな鉄ちゃんをとても尊敬している。

一人になった鉄ちゃんのために何をすべきなのだろう。鉄ちゃんはみんなの前では元気であるけれど、皆が帰るとヒサちゃんの残した宅配便の文字などを見ても涙が出るのだと祖母が言った。いつも優しくしてもらっているのに、僕にはかける言葉も無かった。

葬式の時、親戚がいる中で鉄ちゃんが僕に「受験や部活で忙しいのにすまんね。」

と言った。僕はこんな大人のあつまりで直接お礼を言われて言葉に詰まった。

「いえ、ヒサちゃんは僕にとって、とても身近な人だったので。」

と頭を下げながらやっと言うと祖母が

「まあ、なんて優しい言い方をするんやろねこの子は。」

と言った。そうかな、僕はいつだってそう思っている。むしろたどたどしくて慰めの言葉にもならないと思ったのに。その時、僕がこれから鉄ちゃんにできることは気持ちを言葉にすることだと思った。

鉄ちゃんは帰り際、僕達の車に向かって

「遼くん、たまには釣りにも来てくれよ、絶対な！」

といつもの笑顔で手を振ってくれた。

独居老人の孤独が問題になっている。人々が老人に無関心なのだろうか、そうではない。かけられる言葉をかけないのだ。『大切な人だ』とか『尊敬している』と心で思っても口に出して言うことは難しい。照れくさいし場違いな気がするのだ。老人とは使う言葉も笑いや怒りの感覚も違うので、話せないような錯覚を持つ。しかし言葉の本質は同じではないのか。日本語を共有するこの日本の中で、一人暮らしの老人が熱中症で倒れても誰も気がつかないという現状が今の日本にはある。誰かが気持ちを言葉にしていれば助けられた命があるのではないだろうか。

受験勉強もあるけれど、頑張っって鉄ちゃんと釣りをする時間をつくろう。そして、鉄ちゃんのルアーを海に向かって投げながら語らうのだ。僕に何の話ができるのか分からない。でも、男同士、釣り好き同士、分かりあえることはたくさんある。鉄ちゃんを一人ぼっちには絶対しない。

人権シンポジウム in 盛岡

震災と人権

一人一人の心の復興を目指して

2012
7/28
(土)13:20～17:00 ※予定
(開場12:30)会場:岩手教育会館・大ホール
(〒020-0022 盛岡市大通一丁目1-16 TEL 019-623-3301)東日本大震災から1年余りが経過。復旧・復興が進む一方で、
新たな課題も見え始めています。このシンポジウムでは、仮設住宅での生活や子どもたちの学習
支援、障がいのある人へ支援のあり方などについて考えます。
皆様のご来場をお待ちしております。

入場無料

(事前申込制)
※申込方法については、
本チラシの裏面を
ご参照ください。募集人数
150名

コンサート

シンポジウム
【パネリスト】

今村 久美(特定非営利活動法人・NPOカタリバ代表理事)

岩崎 香(早稲田大学人間科学学術院准教授)

臼澤 良一(大槌町小槌仮設団地自治会長、まごころ広場うすざわ館長、遠野まごころネット副理事長、手紙文庫館長)

大萱生修一(大念寺副住職)

【コーディネーター】

横田 洋三(公益財団法人 人権教育啓発推進センター理事長)

資料展示

- 「コミックいわて2」複製原画展
- 平成23年度 人権啓発パネル
- 被災地の子どもたちが作った紙芝居&メッセージ ほか ※予定



自澤 みさき

今年7月25日
歌手デビュー!
大槌町在住の
中学生です人権イメージキャラクター
人KENまもる君・人KENあゆみちゃん

【盛岡駅東口からの会場アクセス】

バス 「でんでんむし」16番より乗車・約10分
左回りにて「盛岡城跡公園」下車すぐ
(9:05以降、15分おき)

徒歩 15～20分

タクシー 5～10分



お問い合わせ先



公益財団法人 人権教育啓発推進センター「人権シンポジウム in 盛岡」事務局

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F

TEL 03-5777-1802(代表) FAX 03-5777-1803

Eメール event2012@jinken.or.jp ホームページ <http://www.jinken.or.jp>

主催 法務省、公益財団法人 人権教育啓発推進センター

後援 岩手県、盛岡市、岩手県市長会、岩手県町村会、岩手日報社、朝日新聞盛岡総局、毎日新聞盛岡支局、読売新聞社盛岡支局、河北新報社盛岡支局、産業経済新聞社盛岡支局、日本経済新聞社盛岡支局、岩手日日新聞社、デーリー東北新聞社、株式会社日本農業新聞、共同通信社盛岡支局、時事通信社盛岡支局、NHK盛岡放送局、IBC岩手放送、テレビ岩手、エフエム岩手、めんこいテレビ、岩手朝日テレビ、盛岡タイムス社 ※予定

人権シンポジウム in 福岡

震災と人権

私たちにできること

2012

11/3

(土・祝)

13:20~17:20

(開場12:30)

会場:都久志会館・BF・ホール

(〒810-8583 福岡県福岡市中央区天神4-8-10 TEL:092-741-3335)

震災復興支援で活躍するさまざまな分野の方々による基調報告及びパネルディスカッションを通して、私たち一人一人に何ができるのかを改めて考え、継続的な支援へつなげることを目的に開催いたします。

皆様のご来場をお待ちしております。

映画上映+トークショー

『槌音』 監督:大久保愉伊(岩手県大槌町出身)

震災前後の大槌町の貴重な映像を編み込んでつづったドキュメンタリー映画です。

上映後は、監督に、この映画への思いを語っていただきます。

シンポジウム

【パネリスト】

浅見 健一(震災復興支援グループ「きぼう」代表、仙台市高砂市民センター前館長)

北原 啓司(弘前大学教育学部教授・副学部長、教員養成学研究開発センター長)

砂子 啓子(i-e-k-aのねプロジェクト代表)

森松 長生(NPO法人北九州ホームレス支援機構常務理事、共生地域創造財団理事、絆プロジェクト北九州事務局長)

【コーディネーター】

横田 洋三(公益財団法人 人権教育啓発推進センター理事長)

資料展示

- ・世界からのメッセージポスター「大震災から未来へ」
- ・人権啓発パネル
- ・被災地の子どもたちが作った紙芝居&メッセージ
- ・全国の地方公共団体等が作成した人権啓発資料 ほか

【アクセス】

バス

- ・JR博多駅交通センターよりバス約20分
- バス停天神郵便局下車徒歩約3分
- ・西鉄福岡駅バスセンターより徒歩約10分

電車

- ・地下鉄天神駅(12番出口)から徒歩約8分
- ・西鉄福岡駅から徒歩約10分

入場無料

(事前申込制)

※申込方法については、本チラシの裏面をご参照ください。

定員
600名

人権イメージキャラクター
人KENまもる君・人KENあゆみちゃん



お問い合わせ先



公益財団法人 人権教育啓発推進センター
「人権シンポジウム in 福岡」事務局

〒105-0012

東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F

TEL 03-5777-1802(代表) FAX 03-5777-1803

Eメール event2012@jinken.or.jp

ホームページ http://www.jinken.or.jp

主催 法務省、全国人権擁護委員連合会、福岡法務局、福岡県人権擁護委員連合会、公益財団法人 人権教育啓発推進センター

後援 福岡県、福岡市、北九州市、福岡県市長会、福岡県町村会、AIR STATION HIBIKI株式会社、株式会社北九州シティFM、ドリームスエフエム放送株式会社、株式会社エフエム福岡、株式会社CROSS FM、ラブエフエム国際放送株式会社、東九州コミュニティ放送株式会社、NHK福岡放送局、RKB毎日放送株式会社、九州朝日放送株式会社、株式会社福岡放送、株式会社TVQ九州放送、株式会社テレビ西日本、株式会社読売新聞西部本社、株式会社朝日新聞社西部本社、株式会社毎日新聞社西部本社、株式会社日本経済新聞社西部支社、株式会社産業経済新聞社西部本部、株式会社西日本新聞社、株式会社有明新聞社、株式会社時事通信社福岡支社、一般社団法人共同通信社福岡支社 ※予定

人権シンポジウム in 福島

震災と人権

一人一人の心の復興を目指して

2013

1/19

(土)

13:30~17:30

(開場12:30)

会場:福島テルサ・FTホール

(福島県福島市上町4番25号)

入場無料
定員450名事前申込制
先着順

東日本大震災から間もなく2年が経過しようとしています。被災地福島の被害は目に見えるものだけではありません。福島の現状を見つめ、真の復興のために、今後どう取り組んでいけばよいか、皆様と一緒に考えたいと思います。皆様のご来場をお待ちしております。

トーク&コンサート

20歳で視力を失うが、「ヴァイオリンを弾きながら歌う」という独自のスタイルで音楽活動を展開。震災直後に発表した楽曲『希望の景色』を被災地で演奏するなど、音楽を通し幅広い支援活動を行っています。やさしく、生命力あふれる演奏とともに、福島のみなさんへの想いを届けます。

増田太郎ホームページ:<http://tarowave.com/>増田 太郎
(ヴァイオリニスト)

シンポジウム

【パネリスト】

- 阿部 光裕(常圓禅寺住職)
金子久美子(福島れんげの会代表)
児玉 龍彦(東京大学アイトープ総合センターセンター長、
東京大学先端科学技術研究センター教授)
筒井 雄二(福島大学共生システム理工学類人間支援システム専攻教授、
福島大学子どもの心のストレスアセスメントチーム代表)

【コーディネーター】横田 洋三(公益財団法人人権教育啓発推進センター理事長)

資料展示

- ・全国の地方公共団体等が作成した人権啓発資料
- ・人権啓発パネル(平成23年度制作)
- ・被災地の子どもたちが作った紙芝居&メッセージ ほか

【会場へのアクセス】

福島駅より徒歩約10分/福島駅よりタクシーで約5分
福島交通バス:福島駅東口~上町停留所約5分・上町停留所~テルサ徒歩約5分
福島西I.Cより車で20分/福島飯坂I.Cより車で15分

【駐車場(78台) ※会場併設】 30分 100円

お問い合わせ先

公益財団法人 人権教育啓発推進センター
「人権シンポジウム in 福島」事務局〒105-0012
東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F
TEL 03-5777-1802(代表) FAX 03-5777-1803
Eメール event2012@jinken.or.jp
ホームページ <http://www.jinken.or.jp>主催 法務省/全国人権擁護委員連合会/福島県地方務局/福島県人権擁護委員連合会
公益財団法人人権教育啓発推進センター

後援 福島県/福島市/福島県市長会/福島県町村会/朝日新聞福島総局/読売新聞東京本社福島支局/毎日新聞社福島支局/産経新聞社福島支局/日本経済新聞社福島支局/福島民報社/福島民友新聞社/共同通信社福島支局/時事通信社福島支局/NHK福島放送局/福島テレビ/テレビユー福島/福島放送/福島中央テレビ/ラジオ福島/ふくしまFM/福島コミュニティ放送FMポコ



人権シンポジウム in 東京

性の多様性を考える

～性的指向と性同一性障害～

2012
10/28
(日)

13:30～17:40

(開場12:30)

会場:ニッショーホール

東京都港区虎ノ門2-9-16
TEL:(03)3503-1486

性的指向や性同一性障害に対する人々の理解は十分とは言い難く、偏見と差別にさらされている現状があります。

本シンポジウムでは、当事者や研究者、医師の意見を通じて、実情を伝え、人権の観点からこの問題の課題と解決のためのヒントについて、皆様と一緒に考えていきます。

入場無料

(事前申込制・先着順)
※申込方法については、
本チラシの裏面を
ご参照ください。定員
500名

トークショー 佐藤 かよ(モデル/タレント)

『Re-born～生まれ変わる』体験談や将来について語っていただきます。

シンポジウム

【パネリスト】

荘島 幸子((独)国立精神・神経医療研究センター 外来研究員/日本学術振興会 特別研究員/
臨床心理士/ESTO東京親子交流会スタッフ/教育学博士)

虎井まさ衛(FTM日本主宰/立教大学非常勤講師)

柳橋 晃俊(特定非営利活動法人動くゲイとレスビアンの会 理事/法律サービス・ディレクター)

山口 悟(ナグモクリニック名古屋院長/GIDセンター長)

【コーディネーター】

横田 洋三(法務省特別顧問/日本国際連合学会理事長/国際労働機関(ILO)
条約勧告適用専門家委員会委員長/公益財団法人人権教育啓発
推進センター理事長/元・国連人権促進保護小委員会委員)

資料展示

- 全国の地方公共団体等が作成した人権啓発資料
- 人権啓発パネル

【会場アクセス】

東京メトロ銀座線

虎ノ門下車

2番・3番出口から徒歩5分

東京メトロ日比谷線

神谷町下車

4番出口から徒歩10分

公益財団法人 人権教育啓発推進センター
「人権シンポジウム in 東京」事務局

〒105-0012

東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F

TEL 03-5777-1802(代表) FAX 03-5777-1803

Eメール event2012@jinken.or.jp

ホームページ <http://www.jinken.or.jp>

お問い合わせ先



主催 法務省/全国人権擁護委員連合会/東京法務局/東京都人権擁護委員連合会/公益財団法人人権教育啓発推進センター

後援 東京都/東京都特別区長会/東京都市長会/東京都町村会/朝日新聞社/産経新聞社/日本経済新聞社/毎日新聞社/東京新聞/共同通信社/時事通信社/NHK/TBSテレビ/フジテレビジョン/テレビ東京/TBSラジオ/文化放送/ニッポン放送/TOKYO FM/J-WAVE (順不同)※予定

人権啓発フェスティバル inぐんま

人権は だれのために あるのか

日時 平成24年 **11**月**28**日 **水**

13:00 開場

会場 **中之条町ツインプラザ**

吾妻郡中之条町大字伊勢町1005-1

TEL 0279-76-3111

講演会 **14:00~15:30**

交流ホール

定員 **190名** (先着順)

※お申込みを希望される方は裏面をご覧ください。

手話通訳のご案内

希望する方は手話通訳が見やすい席をご用意します。

託児のご案内 (利用無料)

1歳から就学前までの子供の託児を希望される方は、託児室をご用意します。

障害者施設作品展・犯罪被害者等支援展示・ハンセン病パネル展示コーナー

交流ホール前ロビー

- ◎社会福祉法人北毛清流会へいせい学園
- ◎社会福祉法人はるな郷
- ◎公益社団法人被害者支援センターすてつびぐんま



講師 **蟹瀬 誠一**

(国際ジャーナリスト、キャスター)

■プロフィール

国際ジャーナリスト・キャスター
 明治大学国際日本学部教授・学部長
 1950年石川県生まれ。上智大学文学部新聞学科を卒業後、米国AP通信社記者、仏AFP通信社記者、米「TIME」誌東京特派員を経て、1991年からTBS「報道特集」のキャスターとして、テレビ報道界に転身後、テレビ朝日「ザ・ニュースキャスター」、「スーパーモーニング」などのメインキャスター、文化放送「蟹瀬誠一、ネクスト」のパーソナリティーを務めた。現在は、「経済討論バトル頂上決戦(朝日ニュースター)」、「賢者の選択(BS朝日)」のキャスターを務める。また、多数のメディアに出演する傍ら、明治大学教授に就任し教鞭をとるとともに、環境NPO活動を通じて、国連環境計画から感謝状を受けるなど、多方面で活躍。著書は、「蟹瀬誠一の日本経済の論点(実業之日本社)」、「最近時事キーワード(高橋書店)」、「ジャーナリズムの条件(共著・岩波書店)」のほか、多数。

平成24年度事後評価実施結果報告書

(法務省24-(16))

施策名	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理 (政策体系上の位置付け：IV-11-(1))					
施策の概要	国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため、国の利害に関係のある訴訟を適正・迅速に処理する。					
達成すべき目標	訴訟当事者として国の利害に関係のある訴訟を適正・迅速に処理する。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,889,507	1,730,659	1,805,864	1,796,216
		補正予算(b)	0	0	0	—
		繰越し等(c)	0	0	—	/
		合計(a+b+c)	1,889,507	1,730,659	—	
執行額(千円)	1,667,836	1,682,244	—			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○法務省設置法(平成11年法律第93号)第4条第31号 ^{*1} ○裁判の迅速化に関する法律(平成15年法律第107号)第2条第1項、第7条 ^{*2} ○第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説(平成17年1月21日) ^{*3}					

測定指標	1 訟務組織における人的・物的体制の充実強化	平成24年度目標
		各種研修・打合せ会等を通じて、訟務担当者の能力向上を図る。また、事務合理化機器の積極的利用により、事務処理の効率化を図る。
		施策の進捗状況(実績) 平成24年度に開催した研修の実施回数、開催日数及び参加人数については、前年度を上回った。打合せ会は、実施回数及び開催日数は前年度を下回っているものの参加人数は前年度を上回っている。これは、より多くの職員の打合せ会への参加を可能にする環境を整えた上で、1回当たりの参加人数を増加させることにより、打合せ会の実施回数の集約を図ったためである。また、研修の実施回数の増加は、打合せ会の実施回数を集約したことも寄与しており、研修を充実させることにより、訟務担当職員の能力向上が図られた。 事務合理化機器であるテレビ会議装置の利用実績は平成22年度から倍増した平成23年度の利用回数を上回っており

		(別紙・別表1)、同装置の積極的利用を行い、事務処理の効率化を図った。				
	参考指標	実績値				
1	研修	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	実施回数(回)	95	87	101	102	112
	延べ日数(日)	198	164	188	184	217
	参加人数(人)	1,588	1,746	1,796	2,508	2,624
2	打合せ会等	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	実施回数(回)	112	111	112	112	99
	延べ日数(日)	154	159	145	138	122
	参加人数(人)	3,588	3,677	3,901	3,115	3,879

測定指標	2 法律意見照会制度 ^{*4} の積極的利用の促進	平成24年度目標				
		法律意見照会制度について、関係行政機関に対して周知活動を行い、その積極的な利用促進を図る。				
		施策の進捗状況(実績)				
		周知活動として、行政機関等に対し、出向くなどして法律意見照会制度の説明を368回行い、積極的な利用促進を図った。なお、法律意見照会の数は前年度より増加し、2,178件であった。				
	参考指標	実績値				
1	法律意見照会	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	事件数(件)	1,777	1,565	2,008	2,095	2,178
	行政機関等に対する法律意見照会制度の周知状況					
	打合せ会等での説明(回)	72	68	76	82	77
	出向いての説明(回)	183	206	245	223	291

	合 計	255	274	321	305	368
--	-----	-----	-----	-----	-----	-----

施策に関する 評価結果	目標の達成状況	<p>【指標1について】</p> <p>訟務担当者の能力向上を目的とする研修及び訴訟対応方針の検討や訴訟担当者間での協議・情報交換を行いその結果を訴訟の処理に反映させることを目的とする事務打合せ会を継続的に実施した。その結果、少なくともこれらの参加人数は、昨年度よりも増加しており、特に研修については実施回数、延べ日数、参加人数のいずれも増加している。</p> <p>新たに訟務担当者となった者向けの研修についてアンケートを実施した結果、回答者168名のうち164名（約97.6パーセント）から研修について有意義であったとの回答を得ていることから、訟務担当者の能力向上を図ったといえる（別紙・別表2）。</p> <p>また、事務処理の効率化を目的とする事務合理化機器の積極的利用を推進し、平成22年度には、6地方法務局へテレビ会議装置の導入を拡大したことから、平成23年度以降の同装置の利用回数は倍増した（別紙・別表1）。平成24年度においても、同装置の利用により、訟務担当者間において、打合せのための出張をすることなく、遠隔地における複数の部署をつないだ会議や必要に応じた迅速な意見交換を行うことにより、事務処理の効率化を図った。</p> <p>【指標2について】</p> <p>法律意見照会制度について、関係行政機関に対して継続的に周知活動を行った結果、平成24年度の行政機関等に対する説明回数は、前年度よりも63回増加した。</p> <p>また、平成24年度の法律意見照会の数は、2,178件であり、前年度に比べ83件の増加となっている。このことから、継続的な法律意見照会制度の周知によって、積極的な利用促進を図ったといえる。加えて、法律意見照会に対する行政機関の認知度が向上し、今まで以上に他の行政機関との連携が緊密となったものと考えられる。</p> <p>以上のような取組を行った結果、国の利害に関係のある訴訟を適正・迅速に処理するという目標はおおむね達成できたといえる。</p>
	目標期間終了時点 の総括	<p>【目標の達成状況の分析】</p> <p>訟務組織における人的・物的体制の充実・強化と法律意見照会制度の利用促進に関する取組は、前記のとおり目標の達成に向けて必要性・有効性の高いものであるといえる。</p> <p>また、本施策について達成すべき目標は、訴訟当事者として国の利害に関係のある訴訟を適正・迅速に処理することである。この点、具体的な訴訟事件の処理において、法と証拠に基づく適正な主張立証に努めることが訟務組織に期待されていることから、主な訴訟における国の主張の概要、主な判決の結果を法務省ホームページに掲載し広く一般に情報を発信しているところである⁵。</p> <p>さらに、裁判の迅速化に関する法律により、国を当事者とする訴訟についても、その第1審手続をなるべく2年以内の期間に終結させるという努力義務が裁判所と当事者に課されており、国も一当事者としてこの責務を全うする必要がある。そこで、法務省、法務局及び地方法務局においては、前記のような各取組に加え、国の主張例、重要判例及びその解説、現在及び過去の事件の経過情報など、準備書面の作</p>

	<p>成に当たり参考となる情報を掲載したデータベースや法律文献を整備するなど執務環境を整え、さらに法律意見照会制度における回答事例集などの訟務資料を作成するなどして、大型化・複雑困難化している国の利害に関係のある訴訟について、国の立場から適正かつ効率的な主張立証活動を行っている。また、法律意見照会制度の活用が増加したことにより、国を当事者とする紛争が訴訟提起前に解決される可能性が高まるほか、訴訟が提起された場合における訴訟の処理の適正・迅速化に資するものとなっている。その結果、国を当事者とする訴訟は、事件自体が近時一層複雑・困難化しているものの、地方裁判所において言渡しがされた第1審判決のうち審理期間が2年以内であったものの割合は、ここ数年一貫して8割を超えており、平成24年度も同様である（別紙・別表3）。これは、各取組によって、国の訴訟対応がより迅速に行われたことが一定の効果をあげ、裁判の迅速化に寄与したものと考える。</p> <p>以上の取組により、国の利害に関係のある訴訟を適正・迅速に処理するという基本目標をおおむね達成したといえる。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】</p> <p>引き続き、訟務担当者の育成と人的・物的資源の充実強化等の体制整備及び各行政機関等との協力関係の一層の充実強化を図ることとする。また、法律意見照会制度の積極的運用及び同制度の利用促進のための周知活動を引き続き実施することとする。</p>
--	---

学識経験を有する者の知見の活用	<p>1 実施時期</p> <p>2 実施方法</p> <p>3 意見及び反映内容の概要</p> <p>ア〔意見〕</p> <p>〔反映内容〕</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○評価の過程で使用したデータや文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「研修、打合せ会の開催に関する調査」（大臣官房訟務企画課，平成25年4月作成，対象期間：平成20年4月1日～平成25年3月31日） ・「テレビ会議システム使用実績調査」（大臣官房訟務企画課，平成25年4月作成，対象期間：平成24年4月1日～平成25年3月31日） ・「行政機関に対する法律意見照会制度の周知状況に関する調査」（大臣官房訟務企画課，平成25年4月作成，対象期間：平成20年4月1日～平成25年3月31日） ・「法律意見照会事件数に関する調査」（大臣官房訟務企画課，平成25年4月作成，対象期間：平成24年4月1日～平成25年3月31日） ・「審理期間が2年以内であったものの率及び判決数に関する調査」（大臣官房訟務企画課，平成25年4月作成，対象期間：平成24年4月1日～平成25年3月31日）
---------------------------	---

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成26年度予算概算要求への反映内容】
----	-----------------------------------

担当部局名	法務省大臣官房訟務企画課	政策評価実施時期	平成25年8月

*1 「法務省設置法（平成11年法律第93号）」

（所掌事務）

第4条 法務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

三十一 国の利害に関係のある争訟に関すること。

*2 「裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号）」

（裁判の迅速化）

第2条 裁判の迅速化は、第一審の訴訟手続については二年以内のできるだけ短い期間内にこれを終局させ、その他の裁判所における手続についてもそれぞれの手続に応じてできるだけ短い期間内にこれを終局させることを目標として、充実した手続を実施すること並びにこれを支える制度及び体制の整備を図ることにより行われるものとする。

（当事者等の責務）

第7条 当事者、代理人、弁護士その他の裁判所における手続において手続上の行為を行う者（次項において「当事者等」という。）は、可能な限り裁判の迅速化に係る第二条第一項の目標が実現できるよう、手続上の権利は、誠実にこれを行使しなければならない。

2 前項の規定は、当事者等の正当な権利の行使を妨げるものと解してはならない。

*3 「第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成17年1月21日）」

国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、裁判の迅速化や刑事裁判に国民が参加する裁判員制度の導入など、我が国の司法制度の在り方を半世紀ぶりに改めました。今後は、制度の着実な実施を図ってまいります。

*4 「法律意見照会制度」

大臣官房訟務部門、法務局訟務部及び地方法務局訟務部門において、各行政機関が現に有している又は将来予想される紛争に関する法律問題について、当該行政機関からの照会に応じて法律見解を述べたり、助言などを行う制度。紛争を未然に防ぐ予防司法的役割をも果たすほか、訴訟のより適正・迅速な処理に寄与することができるものである。

*5 係属している主な訴訟の概要及び国の主張並びに主な判決については、法務省ホームページ「国に関する訴訟情報」中の「係属中の主な訴訟の概要」（http://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01_0024.html）及び「主な判決一覧」（http://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01_00023.html）において掲載している。

別表1 テレビ会議装置利用実績

		年度ごとの実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
テレビ会議装置	利用回数（回）	-	78	206	456	459
	延べ利用時間（時間）	-	92	333	889	825
	導入庁数（庁）*	-	9	15	15	15

* 「導入庁数」

テレビ会議装置の導入庁数は、年度末までに導入されている庁を示している。

なお、初年度である平成21年度は、11月から利用を開始しており、平成22年度は、増設した6庁については9月から利用を開始している。

別表2 訟務新任研修アンケート集計結果

		とても有意義であった	有意義であった	どちらともいえない	あまり有意義でなかった	有意義でなかった
合計	割合(%)	59.52	38.10	2.38	0	0
	回答者(人)	100	64	4	0	0
東京	回答者(人)	22	22	1	0	0
大阪	回答者(人)	13	6	1	0	0
名古屋	回答者(人)	18	18	2	0	0
広島	回答者(人)	3	4	0	0	0
福岡	回答者(人)	15	6	0	0	0
仙台	回答者(人)	14	3	0	0	0
札幌	回答者(人)	6	2	0	0	0
高松	回答者(人)	9	3	0	0	0

別表3 審理期間が2年以内であったものの率及び判決数に関する調査

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
達成率(%)	84.2	87.6	80.9	80.2	84.0
判決数(件)	1,427	1,255	1,208	1,239	1,656
全判決数(件)	1,695	1,432	1,493	1,544	1,971

平成24年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等		(法務省24- (17))				
施策名	出入国の公正な管理					
政策体系上の位置付け	出入国の公正な管理 (V-12-(1))					
施策の概要	不法滞在者等 ¹⁾ を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するため、新しい在留管理制度の創設に係る法令の整備を始めとする施策を行うとともに、我が国の国際協調と国際交流を推進し、我が国社会の健全な発展を目指す。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	12,243,828	11,665,993	9,051,375	7,332,084
		補正予算(b)	△80,577	727,245	△130,241	—
		繰越し等(c)	△79,975	△308,972	—	/
		合計(a+b+c)	12,083,276	12,084,266	—	
執行額(千円)	11,031,961	11,118,463	—			
政策評価実施時期	平成25年8月	担当部局名	入国管理局総務課 企画室			
評価方式	総合評価方式					

2. 基本的考え方

(1) 課題・ニーズ

ア 不法滞在者5年半減計画²⁾により、水際対策や摘発強化を推進してきた結果、不法残留者数³⁾はほぼ半減した。他方で、国際化の進展に伴い我が国に入学し、在留する外国人は年々増加し、在留外国人の構成も大きく変化し、外国人の在留状況の正確な把握が困難になりつつある。

これに伴って、不法滞在者・偽装滞在者⁴⁾、不法就労者への対策が不十分となり、教育、福祉等の行政サービスが在留外国人に適正に提供されない等の問題も生じている。このため、在留管理と違法行為への取締りをより厳正かつ効果的に行うと同時に、適法に我が国に滞在する外国人が適正な行政サービスを受けることができ、日本人と安心して共生できる社会を構築することが求められている。

このような問題を解消し、外国人との共生社会を実現するため、新しい在留管理制度の創設を始めとする施策を講じていく必要がある。

イ 現在、我が国においては、政府を挙げて観光立国の実現に向けた取組を進めているところであり、適正かつ円滑な出入国審査を実施することにより国際交流を推進し、観光立国実現に貢献することが求められている。

入国管理局においては、これまでも各空・海港における上陸審査手続の円滑化に努めてきたが、空港を利用して我が国を訪れる外国人の間から、上陸審査のために長時間待たされる場合があるなどといった指摘があった。外国人観光客が気持ちよく我が国に入学するためには、空港における審査待ち時間を短縮する必要がある。

(2) 目的・目標

ア 不法滞在者・偽装滞在者を生まない社会の実現に向けた施策を強力に推進するとともに、外国人との共生社会を実現するため、新しい在留管理制度に係る法令の整備を進める。さらに、厳格な出入国審査や不法滞在者の摘発等の取組についても着実に実施することにより、安全かつ安心な社会の実現に寄与する。

イ 空港での審査に要する待ち時間を20分以下に短縮することを目標とし、審査待ち時間短縮に向けた取組を実施することにより、我が国を訪れる外国人の円滑な入学の環

境を整備し、国際交流を推進する。

(3) 具体的内容

ア 不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに外国人との共生社会を実現するための施策を講ずる。

(ア) 新しい在留管理制度の構築に向けた関係法令の整備

法務大臣が外国人の在留管理に必要な情報を、正確かつ継続的に把握する制度の構築に向けた関係法令を整備し、公正な在留管理を行うことにより、不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに、市区町村と正確かつ継続的な外国人の在留状況に関する情報を共有するなどして、外国人との共生社会を実現するための施策を講ずる。

具体的には、次のような制度を構築する。

- ・ 在留資格をもって我が国に中長期滞在する外国人に対し、「在留カード」を交付し、不法滞在者は有効な在留カードを持ち得ないこととすることにより、両者の違いを明確化
- ・ 外国人から、在留期間の途中において、氏名・生年月日・性別・国籍といった基本的な身分事項のほか、住居地、その他その在留資格に応じて教育機関、研修先等の所属機関等、所定の事項に変更があった場合、それらの法務大臣（住居地については市区町村を經由）への届出を義務付けることにより、外国人の在留情報の正確性を向上
- ・ 法務大臣は、外国人の教育機関、所属機関から当該外国人に関する情報の提供を受け、外国人が法務大臣に届け出た情報と照合するなどして、外国人の在留情報の正確性を担保
- ・ 新しい在留管理制度の導入を前提として、在留期間の上限を伸長するほか、出国後1年以内に再入国する場合の再入国許可手続を原則として不要とする、みなし再入国許可制度を導入するなど、適法に在留する外国人の利便性を向上 など

(イ) その他の施策

安全・安心な社会の構築のため、次のような取組を行う。

- ・ 外国人入国者の利便性にも配慮しつつ、事前旅客情報システム（A P I S）^{*5}、I C P O ^{*6}が所有する紛失・盗難旅券データベース検索システム（M I N D）^{*7}等により得られた情報の活用や偽変造文書鑑識の一層の充実強化により、更なる厳格な出入国審査を実施
- ・ 在留資格認定証明書申請に係る審査について、様々な情報を活用し厳格な審査を行うことにより、偽装滞在を目的とする者等の入国を阻止
- ・ 不法滞在者の地方分散化、居住・稼働先の小口化等の傾向を踏まえ、外国人の入国・在留情報の分析結果を活用し、警察と入国管理局との合同摘発の恒常化を図ることなどにより、不法滞在者の摘発等を強化

イ 円滑な出入国審査を実施することにより国際交流を増進する。

出入国手続の迅速化・円滑化を図り、最長審査待ち時間を短縮するため、次のような取組を推進する。

- ・ 事前旅客情報システム（A P I S）の運用
- ・ セカンダリ審査（二次的審査）^{*8}の実施
- ・ 日本人・外国人審査ブースの振分けの見直し等による入国審査官の機動的配置
- ・ 外国人用に審査待ち時間を表示
- ・ 出入国カードの多言語化

3. 評価手法等

(1) 新しい在留管理制度の創設は、公正な在留管理を行うことにより、不法滞在者等を生まない社会を構築するとともに共生社会を実現するためのものである。そこで本件総合

評価においては、以下のとおり評価等を行う。

ア 新しい在留管理制度の構築に向けた関係法令の施行後に、①正規滞在者と不法滞在者の明確化、②外国人の在留情報の正確性の向上、③適法に在留する外国人の利便性の向上が、適切に図られたかどうかという観点から、その運用状況等を分析して、必要かつ十分な法整備が行われているか否かを評価する。

イ その他の施策については、各年における新規入国者数などの外部要因を踏まえつつ、現在我が国に存在する不法滞在者及び偽装滞在者の在留状況、入国管理局における取組の実施状況及びその問題点を検証するなど、総合的に分析する。

(2) 円滑な出入国審査の実施による国際交流の増進については、各年における新規入国者数などの外部要因を踏まえつつ、審査待ち時間20分以内という目標の達成状況、審査待ち時間の短縮に向けた取組に係る実施状況及びその問題点を検証するなど、総合的な分析を行う。

4. 評価結果等

(1) 平成24年度までに実施した政策（具体的内容）

ア 不法滞在者等を生まない社会の構築及び共生社会の実現に向けた取組

(ア) 新しい在留管理制度の構築に向けた関係法令の施行に向けた作業等の状況

新しい在留管理制度の構築に向けた関係法令の施行に向けた平成24年度までの取組状況は次のとおりである。

① 新しい在留管理制度の導入

平成21年7月8日、第171回国会において「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」が可決・成立し、同月15日に公布された（平成21年法律第79号。以下「入管法等改正法」という。）。この法律により、在留管理の機能が出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）に一元化され、適法な在留資格をもって本邦に中長期間在留する外国人を対象として、法務大臣が在留管理に必要な情報を正確かつ継続的に把握する新しい在留管理制度が導入されることとなり、平成24年7月9日の新制度の施行に併せて、外国人登録法は廃止されることとなった。

この新しい在留管理制度では、我が国に中長期間在留する外国人を対象として、①上陸許可、在留期間の更新許可、在留資格の変更許可等に伴う在留カードの交付、②外国人がその在留期間中に法務大臣に対して行う変更事項の届出、③外国人の留学先等の所属機関に関する届出が行われることとなった。これにより、従来の入管法と外国人登録法による二元的な情報管理の制度を改め、法務大臣が当該外国人の在留状況を把握できるようになった。他方、在留外国人の住所等に関する情報は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）により新設された市町村の外国人に係る住民基本台帳に反映されるようになり、行政機関がこれらの外国人に対する充実した行政サービスを行うことが可能となった。

また、在留管理に必要な情報を正確かつ継続的に把握する制度を構築することと併せて、適法に在留する外国人の利便性を向上させるための規定を整備した。

これらの措置の具体的な内容は次のとおりである（別表1参照）。

○ 法務大臣が必要な情報を正確かつ継続的に把握する制度を構築するための措置

i 法務大臣は、入管法上の在留資格をもって在留する外国人のうち、①3月以下の在留期間が決定された者、②「短期滞在」の在留資格が決定された者、③「外交」又は「公用」の在留資格が決定された者、④これらの外国人に準ずる者として法務省令で定めるもの、を除いた者を中長期在留者

として、基本的身分事項、在留資格・在留期間等を記載した在留カードを交付する。

- ii 中長期在留者は、上陸後に定めた住居地を、一定期間内に当該住居地の市町村の長を経由して法務大臣に届け出なければならないものとする（住居地は在留カードに記載される。）。
 - iii 中長期在留者は、在留カードの記載事項のほか、その在留資格に応じ、その所属機関や身分関係に変更があった場合には、法務大臣に届け出なければならないものとする。
 - iv 法務大臣が外国人の所属機関から、中長期在留者に関する情報の提供を受けられるようにする。
 - v 法務大臣は、中長期在留者に関する情報の継続的な把握のため、必要がある場合には、届出事項について事実の調査をすることができるものとする。
 - vi 虚偽の住居地を届け出たことや、正当な理由がないのに、配偶者の身分を有する者としての活動を継続して6月以上行わないで在留していることなどを在留資格の取消事由に追加する。
 - vii 在留カードの偽造行為等について罰則・退去強制事由を整備するとともに、不法就労活動に対する罰則を整備する。
- 適法に在留する外国人の利便性を向上させるための措置
- viii 在留期間の上限をこれまでの3年から5年に伸長する。
 - ix 再入国許可の有効期間を伸長するとともに、有効な旅券及び在留カードを所持する外国人が出国後1年以内に再入国する場合には、再入国許可を原則として不要とする。

② 政令等の整備

平成21年の入管法等改正法の成立によって、新しい在留管理制度の導入が決定されて以降、新しい在留管理制度の施行に必要な政令等についての検討を行った。また、平成22年度には、在留カード及び特別永住者証明書の仕様についてパブリック・コメントを実施し、その結果を公表した。以後も政令等についての検討を重ね、別表2のとおり整備した。

③ 電算システムの設計・開発

新しい在留管理制度への円滑な移行のため、平成22年度から平成24年6月までの間、次世代外国人出入国情報システム及び在留カード等発行システムの設計・開発、テスト、データ移行等並びにこれらシステムと連携することとなるサブシステムに係る改修等を実施し、平成24年7月の新しい在留管理制度の施行に合わせて、これら新システムの稼働を開始した。

また、中長期間在留する外国人は、在留資格に応じて、所属機関及び身分関係に変更があった場合、変更事項を法務大臣に届け出ることとなるが、外国人の利便性の向上を図るため、インターネットを利用して簡便に届出を行えるよう、電子届出システムの開発を行った。

④ 広報活動及び関係機関との連携

新しい在留管理制度の導入は、我が国に在留する外国人やその関係者に大きな影響を与えることから、地方入国管理局の窓口におけるパンフレット（6言語）やリーフレット（26言語）の配布、インターネットによる広報動画の配信を行ったほか、外国人と接触する機会の多い在京外国公館、全国47都道府県の市町村、航空会社等に対し、新しい在留管理制度に係る説明会を実施した。このほか、関係行政機関、在外公館、報道機関等にも協力を要請し、新しい制度の一層の周知を行った。

地方公共団体との連携については、全国の地方自治体に対して、新しい在留管

理制度の運用に必要となる情報連携用の機器等を配付し、運用を開始した。また、これら機器の使用方法等について、地方自治体からの問い合わせを受ける市町村向けヘルプデスクを設置した。

(イ) 新しい在留管理制度の運用状況

新しい在留管理制度に関する平成24年度の運用状況は、次のとおりである。

なお、外国人入国者数等の推移については、別表3から9のとおりである。

① 正規滞在者と不法滞在者の明確化

新しい在留管理制度の導入前は不法滞在者も正規滞在者と同様、外国人登録法に基づき外国人登録証明書が交付されていたが、上記(ア)の①のiにあるとおり、中長期在留者のみに在留カードが交付され、不法滞在者には在留カードは交付されないこととなった(平成25年1月1日現在の不法残留者数は6万2,009人別表8参照)。

ただし、入管法等改正法附則第60条の規定を踏まえ、不法滞在者で仮放免許可を受けている者のうち、外国人本人が市町村への情報提供を希望する場合には、入国管理局から市町村へ身分事項等の情報提供を行うこととしており、平成24年度(平成24年6月から平成25年3月まで)は1,671件(延べ数)の情報提供を行った。

② 外国人の在留情報の正確性の向上

上記(ア)の①のiiからivにあるとおり、各種届出等が規定され、中長期在留者の在留管理に必要とされる情報を正確かつ継続的に把握することが可能となった。また、上記(ア)の①のvにあるとおり、届出事項の事実の調査をすることができるようになり、在留情報の正確性が向上した。

なお、平成24年(7月9日から12月31日まで)に届出事項について事実の調査を行った件数は、544件であった。

③ 適法に在留する外国人の利便性の向上

上記(ア)の①のixにあるとおり、「みなし再入国許可制度」が導入されたところ、平成24年の再入国許可件数は27万91件となっており、前年同期と比較して39万3,919件(59.3パーセント)の大幅減少となった(別表5参照)。

なお、平成24年に再入国許可により我が国を出国した外国人は169万1,563人であったところ、そのうち、みなし再入国許可により出国した者は39万170人であった。

(ウ) その他の施策

安全・安心な社会の構築のため、平成24年度までに実施した取組の具体的内容は、次のとおりである。

① 厳格な出入国審査

不法滞在を目的とする者を入国させないための方策として、平成19年11月に開始したバイオメトリクスを利活用した出入国審査に加え、不法残留発生状況に関する綿密な分析、偽変造文書鑑識機器の活用など水際対策を強化した。その後、偽装指紋事案の発生を受けて機器の改修を行い対応を強化しており、また、平成23年10月からは、手術指紋判定機能を機器に追加した。

平成21年10月、東京入国管理局新潟出張所及び福岡入国管理局に入国警備官計12人を増配置の上、専従の入国警備官からなる機動班を配置するとともに、平成24年4月に東京入国管理局及び東京入国管理局横浜支局の入国警備官計11人、平成24年10月に大阪入国管理局神戸支局の入国警備官5人をそれぞれ機動班員とし、船舶による不法入国者対策を引き続き実施している。

なお、平成24年中に我が国への上陸を拒否された外国人の数は、2,487人となっている(別表6参照)。

② 摘発体制の強化等

不法滞在者が多く潜在している大都市圏を抱える地方入国管理官署には摘発業務を専従とする「摘発方面隊」を設置（東京局6方面隊，名古屋局・大阪局各2方面隊，横浜支局1方面隊）している。しかし，不法滞在者の稼働地域が東京都等大都市以外の地域へと拡散し，その稼働場所が分散化している上，摘発先1か所当たりの不法滞在者数も小口化している状況にある。こうした状況を踏まえ，効率的かつ機動的な摘発の推進のため，必要に応じて摘発に従事する一個班をより少人数なものに編成し直すなどの措置を講じた。

また，都道府県警察との連携の更なる強化を図ったほか，平成24年においては，全国5,886か所において不法滞在者の摘発を実施した。このほか，東京入国管理局において，閉庁日における不法滞在者に係る情報について，電話での受付を継続して行っている。

これらの措置を踏まえ，法違反者の取締りに強力に取り組んだ結果，平成24年中に退去強制手続を執った外国人は，1万5,178人に上った（別表7参照）。

③ 不法就労外国人対策キャンペーン月間の実施

外国人労働者問題に関する啓発活動の一環として，平成14年から毎年実施している「不法就労外国人対策キャンペーン月間」を平成24年においても6月1日から同月30日までの1か月間実施し，関係省庁，地方自治体，関係団体に対して，外国人の不法就労防止に向けた協力を依頼した。また，同期間中，主要な空・海港における外国人に対する啓発，街頭巡回広報による啓発等の広報を行った。

④ 不法就労助長行為等に的確に対処するための退去強制事由の追加及び運用

不法就労助長行為等に的確に対処するため，平成21年の入管法改正により，不法就労助長行為が退去強制事由として規定され，平成22年7月1日から施行されているところ，これに基づき，平成22年中（同年7月1日以降）は38人，平成23年中は137人，平成24年中は224人に対して退去強制手続を執った。

また，同改正により，それまでに規定されていた偽造文書等に関するブローカー行為に係る退去強制事由に教唆や幫助の行為が含められた（平成22年7月1日施行）ほか，在留カードの偽変造や偽変造された在留カードの所持及び行使等の行為が退去強制事由として新たに規定された（平成24年7月9日施行）ことから，警察等関係機関と緊密に連携するなどして，これらの事案の摘発等を推進しているところである。

上記（ウ）に記載のとおり，総合的な不法滞在者対策を強力に推進した結果，平成25年1月1日現在の不法残留者数は6万2,009人となり，前年同期と比較して5,056人（7.5パーセント）の減少となった（別表8参照）。また，偽装滞在者の在留資格取消しの状況を見ると，平成20年には85件であったものが，平成24年には238件まで増加（別表9参照）するなど，偽装滞在者対策も着実に進められており，これらの取組によって安全・安心な社会の実現に貢献したといえる。

イ 円滑な出入国審査を実施することによる国際交流の推進

出入国審査については，審査の円滑化の実現だけでなく，不法滞在者の半減に向けて厳格な上陸審査の実施も同時に求められている。両者を同時に推進していくためには，問題のない大多数の外国人にはできるだけ迅速な審査を行いつつ，慎重な審査が必要と思われる者を選別して別途取り扱うという考え方が基本となる。このような観点から，平成24年度までに次のような取組を行った。

（ア）事前旅客情報システム（A P I S）の運用

事前旅客情報システム（A P I S）は，航空会社が搭乗手続の際に取得した旅客の身分事項等に関する情報を電子データの形で提供を受け，関係省庁が保有する要注意人物に係るデータベースと自動的に照合するものである。これにより，航空機が我が国へ到着する前に要注意人物が搭乗しているかどうかを判別することが可能になる。

(イ) セカンダリ審査（二次的審査）の実施

セカンダリ審査（二次的審査）は、まず上陸審査ブースでは、明らかに上陸条件に適合する外国人に対してのみ上陸許可を与え、他方、入国目的等に疑義が持たれる外国人については、別途の場所において、上陸条件の適合性について改めて慎重な審査を実施するものである。これは、上陸審査の円滑・迅速化と厳格化を同時に達成するものであり、成田空港、中部空港及び関西空港に加え、平成22年10月からは羽田空港においても実施した。

(ウ) 日本人・外国人審査ブースの振り分けの見直し等による入国審査官の機動的配置

成田・中部・関西の3空港及び平成22年10月からは羽田空港において、日本人・外国人審査ブースの振り分けの見直し及び勤務時間の見直しによる入国審査官の機動的配置を実施している。

(エ) 審査待ち時間の表示

成田・中部・関西・羽田の4空港において、外国人用に審査待ち時間の表示を実施している。そのほか、いわゆるフォークライン方式⁹⁾を常時導入している空海港において、審査待ち時間の長短にかかわらず、外国人用に審査待ち時間を表示している。

(オ) 出入国カードの多言語化

空港における審査待ち時間の長時間化の一因となっている出入国カードの未記載・誤記載削減策の一つとして、韓国語、中国語（簡体字及び繁体字）併記の出入国カード様式を作成・使用している。

(カ) 自動化ゲートの設置

自動化ゲートは、あらかじめ利用希望者登録を行った日本人及び一定の要件を満たす外国人出入国者について、入国審査官から出帰国証印や再入国許可による上陸許可証印を受けることなく、同ゲートを通過することにより出入国手続を完了するものである。平成19年11月20日から成田空港において運用を開始しており、平成21年9月からは、中部空港、関西空港、平成22年10月21日からは羽田空港においても運用を開始している。

また、平成24年8月から9月にかけて「バイオメトリクス処理能力向上に係る調査・研究」の一環として、成田空港及び羽田空港に実証実験用の自動化ゲート24台を設置し、顔認証技術等に係る実証実験を実施したところ、より長期的な実験データを取得するため、同実験終了後も引き続き実証実験用ゲートの通常自動化ゲート部分の機能を利用し、入国管理局独自の実証実験を行っている。

(キ) 訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政検討会議の開催

新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）において、訪日外国人を2020年初めまでに、現在の水準のおよそ3倍である年間2,500万人、さらに将来的には3,000万人にまで増加させるという目標が掲げられた。これを受け、国民の安全・安心を確保しつつ、これまでの施策の延長にとどまらない円滑かつ迅速な出入国審査を実現する画期的な方策を検討すべく、平成23年10月より、法務大臣の私的懇談会として、各界の有識者から構成される「訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政検討会議」が開催された。

同会議は平成23年10月の設置以降、平成25年3月までに11回開催され、平成24年度においては、平成24年3月に同会議から法務大臣に対して提出された中間報告の提言に沿って、成田空港及び羽田空港において実施された実証実験の結果等を踏まえ、引き続き具体的な出入（帰）国審査の合理化策について検討を行った。

なお、中間報告は、法務省ホームページにおいて公表されている。^{*10}

(ク) 出入国審査機動班の設置

災害時に、外国政府の臨時チャーター便による外国人の出国や、外国からの緊急援助隊の受入れ等を迅速かつ円滑に行うことができるよう、災害発生時に、地方入

国管理局8局（札幌，仙台，東京，名古屋，大阪，広島，高松及び福岡）に出入国審査機動班が迅速に編成され，展開できるよう体制の整備を行った。

災害時に編成される出入国審査機動班は，各班3名の入国審査官で構成することとし，入国審査官が空海港において出入国審査を実施するために必要な機器等を備えることとした。これにより，災害時に，地方入国管理局から，出入国審査機動班の構成員である入国審査官を空海港に派遣して，機動的に出入国審査を実施することが可能となった。

（ケ）外航大型客船（クルーズ船）の臨船審査の実施

概ね2,000人以上の乗員・乗客が乗船する外航大型客船（クルーズ船）については，船上で審査手続の一部を進めることで，当該船舶が我が国の到着港に着岸した際，訪日外国人が速やかに上陸できるよう取り組み，平成23年度中にクルーズ船での船上入国審査を4回，平成24年度中に45回実施した。また，平成24年6月からは，寄港地上陸許可の活用，システム改修を行った審査機器の利用及び全国規模の審査要員の応援等による新たな審査手法で，厳格さを確保しつつ，円滑な審査を実施した。

このように，上記（ア）から（ケ）を始めとして，審査待ち時間の短縮に向けた取組を進めた結果，各空港における待ち時間の結果は，別添の表のとおりである（別表10及び11参照）。

（2）必要性

ア 国民や社会のニーズ

（ア）我が国に在留する外国人について，公正な在留管理を行うことにより，適法に我が国に滞在する外国人と日本人が全国それぞれの地域において安心して共生できる社会を創り出すことが求められている。そのため，その基盤となる新しい在留管理制度の構築に向けた施策に取り組んでいくことは社会のニーズに合致している。

また，不法滞在者数は近年漸減傾向にあるが，依然としてその数は高水準にあり，不法就労期間も長期化傾向にある。さらに，正規滞在を装いつつ日本で就労し生活することを企図した偽装滞在者も相当存在しているものと予想される。こうした不法滞在者や偽装滞在者は適正な出入国管理の実現を妨げているのみならず，我が国の社会，経済，治安等に悪影響を及ぼしているといえる。したがって，外国人との共生社会の実現に貢献するためにも不法滞在者等対策に取り組むことは社会のニーズに合致している。

（イ）不法滞在を目的とする者を入国させないための施策等水際対策の強化が求められている一方で，新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）において，「観光立国」の実現は，我が国の21世紀の国づくりの柱となる施策であり，その推進が，地域経済の活性化や雇用機会の増大の切り札となるものとして，今後の経済成長分野の中心施策として位置付けられている。これを踏まえ，我が国においては政府を挙げて観光立国実現に向けた取組を進めていることから，入国管理局において，円滑な出入国審査を実施することにより国際交流を推進し，観光立国実現に貢献することは社会のニーズに合致している。

イ 国が行う必要性

適正な出入国管理を実施することは国の本来的業務であり，外国人との共生社会の実現，不法滞在者・偽装滞在者を生まない社会の構築，円滑な出入国審査の実施といった各種施策について，国が取り組む必要がある。

ウ 現時点で優先して行う緊急性

（ア）国際化の進展に伴い，我が国に入国・在留する外国人の数が増加するとともにその目的も多様化し，従来の制度では外国人の在留状況の正確な把握が困難になりつつある。その結果，行政サービスが在留外国人に適正に提供されない，不法滞在者等への対策が不十分となる等の問題も生じている。このため，公正な在留管理の基

盤となる新しい在留管理制度の構築に向け、緊急に施策を講じていく必要がある。

また、不法残留者数は依然として高水準にあり、不法入国を企図する者の数も相当数に上ると見られるほか、正規在留者を装う偽装滞在者の増加も懸念されている。このような状況は、適正な出入国管理の実現を妨げているのみならず、我が国の社会、経済、治安等に悪影響を及ぼしていることから、緊急に施策を実施する必要がある。

(イ) 出入国審査により外国人の入国の許否を決するという作用は、本来的に国が担うべきものである。また、その円滑な実施については、政府を挙げての取組である観光立国を推進するために求められているものであり、緊急に施策を実施する必要がある。

(3) 効率性（効果とコスト）

ア 外国人との共生社会実現への貢献及び我が国の社会の安全と秩序を維持するため、上記のとおり様々な施策に取り組むことにより、限られた行政資源で最大限の効果を上げるべく努めてきた。

例えば、新しい在留管理制度の導入により、法務大臣が一元的に外国人の在留管理に必要な情報を正確かつ継続的に把握できる制度を構築するための措置を講じたほか、同制度の導入に伴う電算システムの設計・開発、加えて、摘発体制の強化等による効率的かつ機動的な摘発の推進等の総合的な不法滞在者対策に努めるなどした結果、適法に在留する外国人の利便性の向上等に寄与するとともに、不法残留者数を減少させるなど、効率的に施策を遂行したといえる。

イ 外国人に対する出入国審査を円滑に行う一方、厳格な出入国審査の実施という一見相反する要請に対しても対応すべく、限られた行政資源で最大限の効果を上げるよう、上記のとおり考え得る様々な施策を実施してきた。

例えば、セカンダリ審査（二次的審査）の実施や入国審査官の機動的配置、自動化ゲートの設置等、審査手法・審査体制等の工夫に努めるなどした結果、厳格さを確保しつつ、円滑な審査を実施することができ、効率的に施策を遂行したといえる。

(4) 有効性

ア 手段の妥当性

(ア) 外国人の在留管理に必要な情報を、正確かつ継続的に把握する新しい在留管理制度を構築するためには、現行の入管法と外国人登録法による二元的な情報把握の制度を改めることが前提となることから、平成21年度に法改正を実施したものである。

また、平成24年度においては、上記4（1）アの（イ）のような総合的な不法滞在者対策を強力に推進した結果、平成25年1月1日現在の本邦における不法残留者数は平成21年1月1日現在と比較して45.2パーセント減少し、約6万2,000人となっている。

平成24年度までの各種取組によって、不法残留者数が減少していることから、評価対象期間中における取組は妥当であったと評価できる。

(イ) 出入国管理を厳格に行うため、指紋等の個人識別情報を活用した入国審査を実施している。また、国際交流の増進を図るためには、入国審査を迅速化・円滑化させる必要があるため、A P I Sの効果的な活用やセカンダリ審査の実施等はそのためにより妥当・有効な取組である。

イ 所期の事業効果の発現状況

(ア) 新しい在留管理制度の構築に向けた取組について、平成24年度までに、上記（1）ア（ア）のとおり、新しい在留管理制度の構築に向けた関係法令は、同制度の施行までに全て整備された。また、平成24年7月9日に導入された新しい在留管理制度により、上記4（1）ア（イ）のとおり、①正規滞在者と不法滞在者の明確化、②外国人の在留状況に関する情報の正確性の向上、③適法に在留する外国人の利便性の向上が、適切に図られており、同制度への移行が円滑になされたことから、同制

度の構築については、必要かつ十分な法整備が行われたといえる。

さらに、安全かつ安心な社会の構築に向けた取組については、上記（１）ア（イ）のとおり、不法滞在者対策等を着実に実施したものであり、所期の事業効果が得られたものと評価できる。

（イ）空港での審査待ち時間について、評価対象期間中（平成21年～24年）、多くの空港において最長審査待ち時間を20分以下とすることはできなかった。その要因としては、①我が国を訪れる外国人入国者数は、その時々国内外の経済情勢や自然災害の発生といった外的な要因に左右されながらも、基本的に増加基調にあり、評価対象期間の初年である平成21年に比べ、平成24年の外国人入国者数が、約159万人（21.0パーセント）増加したこと、さらに、②空港によっては、国際便の発着が恒常的に同じ時間帯に集中するなどといった外的な要因などが考えられる。

このような背景はあるものの、評価対象期間中の主要な空港（成田・羽田・関西・中部の各空港）における平成21年から平成24年までの最長審査待ち時間をみると、平成21年及び平成22年においては中部空港において、平成23年においては成田、羽田及び中部空港において、平成24年においては羽田空港において、年平均で20分以下とすることを達成した。また、主要な空港以外の地方の空港の状況を見ると、外国人入国者数が約944万人を記録した平成22年と比較して、外国人入国者数が同年並みにまで回復した平成24年は、19空港において待ち時間の短縮が図られており、評価対象期間中における審査待ち時間の短縮に向けた取組は、一定の成果を挙げられたものと考えられる。したがって、所期の事業効果があったものと評価できる。

5. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

（１）不法滞在者等を生まない社会の構築及び共生社会の実現に向けた取組

新しい在留管理制度の円滑な実施及び不法滞在者対策を引き続き着実に進めていくことで、不法滞在者等を生まない社会の構築及び外国人との共生社会の実現に向けて取り組んでいく予定である。

（２）円滑な出入国審査を実施することによる国際交流の増進

上記4.（４）イ（イ）記載のとおり、外的要因の存在等から最大瞬間風速的な最長審査待ち時間を劇的に短縮することは困難を伴うものの、引き続き最長待ち時間の年平均を短縮できるよう、今後も待ち時間の短縮に有効と考えられる事前旅客情報システム（APIS）、セカンダリ審査等の効率的な実施を推進していくこととする。

なお、行政事業レビューにおいて、自動化ゲートについては費用対効果を明確にする必要があるとの指摘を受けているところ、平成24年に現状の設備での利用状況に基づいた利便性、コストパフォーマンス等の検証を行い、今後、配置計画を検討することとしている。また、出入国カードの正確な記入等について、入国審査手続案内要員である審査ブースコンシェルジュ^{*11}を配置するとともに、航空会社等への周知を徹底することとしている。さらに、上陸審査場が著しく混雑する成田空港を始めとして主要空港の上陸審査場において、日本人・外国人審査ブースの振分けの見直し等による入国審査官の機動的配置が最適であるかについて更に検証し、その上で入国審査の待ち時間を短縮するために一層の機動的な運用を図っていく予定である。

また、概ね2,000人以上の乗員・乗客が乗船する外航大型客船（クルーズ船）については、上陸審査に係るクルーズ中の乗客・乗員の負担を軽減し、かつ、本邦海港入港後の十分な観光時間を確保するため、通常の乗客の下船の流れの中で個人識別情報の取得及び当局が保有する要注意人物リストとの照合が可能な新たな審査手法を円滑に実施していく。

さらに、平成19年11月から導入された個人識別情報を活用した審査について、最新の取得・照合技術を活用した機能強化やシステム運用の効率化を図るとともに審査時間の短縮化につなげる予定である。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

(2) 実施方法

(3) 意見及び反映内容の概要

ア〔意見〕

〔反映内容〕

7. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

- 犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）
第3-2-① 新たな在留管理制度の創設
「外国人の在留管理に必要な情報を一元的・正確かつ継続的に把握する制度を創設し、的確な在留管理を行う。・・・（以下略）」
- 観光立国推進計画（平成19年6月29日閣議決定）
第3-3-（一）④ 外国人観光客の出入国に関する措置の改善，通訳案内サービスの向上その他の外国人観光客の受入れ体制の確保等
「全空港での最長審査待ち時間を20分以下にすることを目標に出入国手続の迅速化・円化を図る。」
- 新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）
第3章-（4） 観光立国・地域活性化戦略
「訪日外国人を2020年初めまでに2,500万人，将来的には3,000万人まで伸ばす。」

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

○評価の過程で使用したデータや文献等

- ・「上陸拒否者数の推移」
（入国管理局審判課，平成25年5月作成，対象期間：平成20年1月1日～平成24年12月31日）
- ・「退去強制手続を執った入管法違反者数の推移」
（入国管理局警備課，平成25年5月作成，対象期間：平成20年1月1日～平成24年12月31日）
- ・「再入国許可件数の推移」
（入国管理局出入国管理情報官，平成25年5月作成，対象期間：平成20年1月1日～平成24年12月31日）
- ・「不法残留者数の推移」
（入国管理局出入国管理情報官，平成24年5月作成，対象期間：平成21年1月1日～平成25年1月1日）
- ・「在留資格取消し件数の推移」
（入国管理局入国在留課，平成25年5月作成，対象期間：平成20年1月1日～平成24年12月31日）
- ・「主要空港最長審査待ち時間」
（入国管理局入国在留課，平成25年5月作成，対象期間：平成22年1月1日～平成24年12月31日）
- ・「地方空港最長審査待ち時間」
（入国管理局入国在留課，平成25年5月作成，対象期間：平成22年1月1日～平成24年12月31日）

9. 備考

【行政事業レビュー点検結果の平成26年度予算概算要求への反映内容】

*1 「不法滞在者等」

不法残留者（正規の手続を経て在留資格を取得後、許可された在留期間を超えて不法に滞在する者）や不法入国者（密航等により入国した者など正規の上陸手続を経ずに我が国に滞在する者）等の不法滞在者に加えて、偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を行使するなどして身分・活動目的を偽り、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して在留許可を受けた正規在留者を装い、実際には不法に就労等するいわゆる偽装滞在者も含む。

*2 「不法滞在者 5年半減計画」

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」（平成15年12月18日犯罪対策閣僚会議決定）を踏まえ、平成16年から平成20年までの5年間で不法滞在者の半減を目標として策定された計画

*3 「不法残留者数」

我が国の出入国港において上陸が許可された外国人のうち、許可された在留期間が経過したのちも在留期間更新等の許可を受けずに我が国に滞在している者の数のことであり、入国管理局において把握している。平成16年1月当時約22万人であった不法残留者は平成21年1月現在約11.3万人となり、5年間で48.5パーセントの削減を実現した。

*4 「偽装滞在者」

偽装婚、偽装留学等身分・活動目的を偽り正規在留者を装い我が国で不法に就労等する者

*5 「事前旅客情報システム（A P I S）」

航空機が我が国の空港に到着するまでの間に、航空会社から乗客等の身分事項等の事前提出を受け、迅速かつ厳格な入国審査の実施を実現するもの。

*6 「I C P O」

国際刑事警察機構

*7 「紛失・盗難旅券データベース検索システム（M I N D）」

「テロの未然防止に関する行動計画」（平成16年12月10日、国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）において、テロの未然防止対策として導入することとされたもので、平成21年8月から運用を開始したもの。航空機が我が国の空港に到着するまでの間に、A P I S情報を活用して照会を行っている。

*8 「セカンダリ審査（二次的審査）」

入国審査の際、わずかでも入国目的に疑義があるなど審査に時間を要する旅客を別途の場所で審査し、他の旅客の審査を滞らせないようにするもの。

*9 「フォークライン方式」

審査ブースごとに列を作るのではなく、上陸審査場に到着した人から順番に一つの列に並んでもらい、審査が終了して空いたブースに順次進んでもらう方式

*10 「訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政検討会議」の中間報告

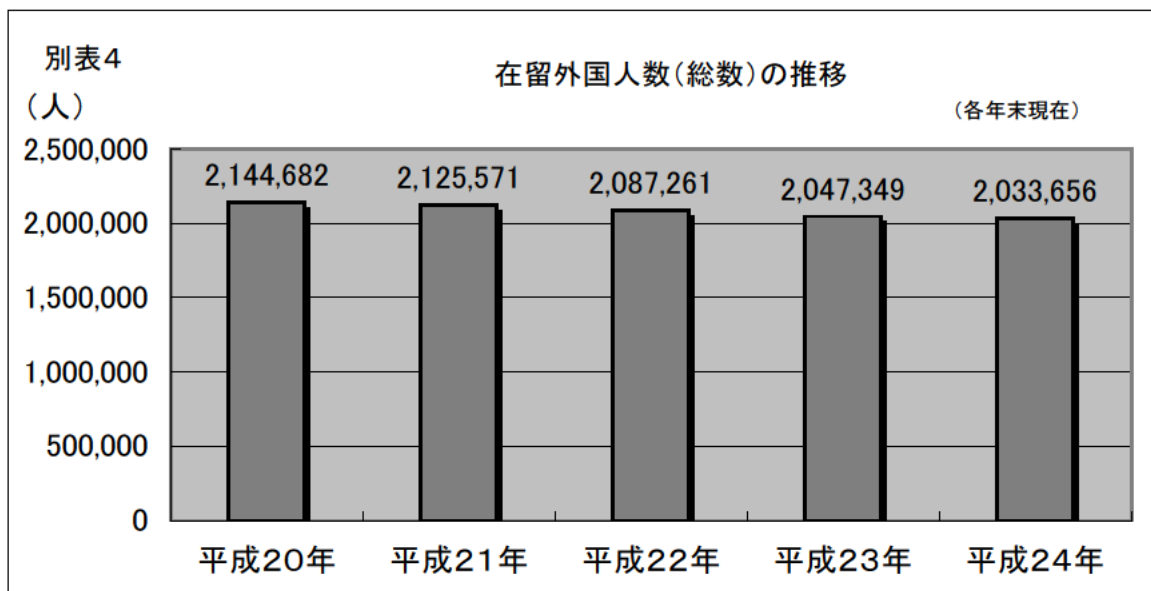
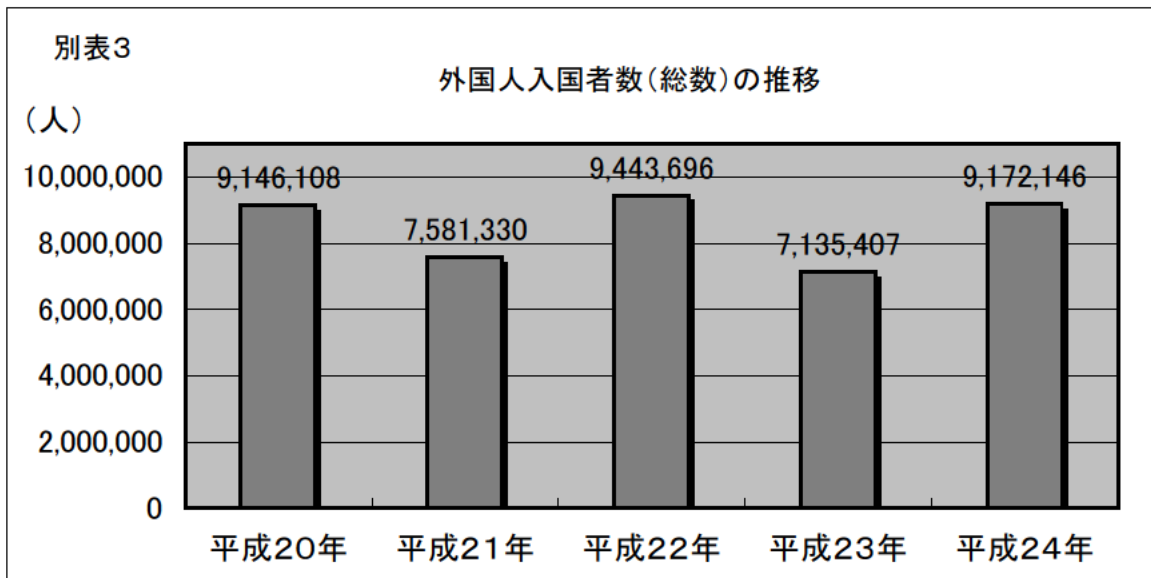
法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00103.html) を参照。

*11 「審査ブースコンシェルジュ」

入国審査場における空いたブースへの誘導案内のほか、出入国カードの確認・記載案内やバイオ端末の手順案内・補助などのために配置されているもの。

新しい在留管理制度に伴う政令等の整備

年月日	出来事	内容
平成23.12.26	「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令」(平成23年政令第419号)の制定	新しい在留管理制度の導入に係る改正規定の施行日を平成24年7月9日と定めた。
同	「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令」(平成23年政令第420号)の制定	見直し後の特別永住者制度において、市町村の長が行うべき事務を定めるなどした(平成24.7.9施行)。
同	「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」(平成23年政令第421号)の制定	新しい在留管理制度において、市町村の長が行うべき事務を定めるなどした(平成24.7.9施行)。
同	「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則」(平成23年法務省令第44号)の改正	特別永住者制度の見直しに伴い、特別永住許可申請の手続等を定めるため、全部改正をした(平成24.7.9施行)。
同	「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令」(平成23年法務省令第43号)の制定	「出入国管理及び難民認定法施行規則」や法務省関係省令の整備及び所要の経過措置を定めた(平成24.7.9施行)。
平成24.6.15	「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」(平成23年政令第421号)の改正	中長期在留者が在留カードの交換を希望して在留カードの交付を受ける場合に納付しなければならない手数料の額を定めるなどした(平成24.7.9施行)。
同	「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令」(平成23年政令第420号)の改正	特別永住者が特別永住者証明書の交換を希望して特別永住者証明書の交付を受ける場合に納付しなければならない手数料の額を定めた(平成24.7.9施行)。
同	「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令」(平成23年法務省令第43号)の改正	中長期在留者及び中長期在留者の所属機関が法務大臣に対して行う届出を郵送で行う場合の方法等を定めた(平成24.7.9施行)。
同	「住民基本台帳法施行令第30条の31及び出入国管理及び難民認定法施行令第6条第3項等に規定する通知の方法を定める省令」(平成24年総務省令・法務省令第1号)及び「出入国管理及び難民認定法施行令第2条等に規定する伝達の方法等を定める省令」(平成24年法務省令第25号)の制定	法務大臣と市町村長との間における情報の通知方法等を定めた(平成24.7.9施行)。
平成24.6.25	「出入国管理及び難民認定法施行規則」(昭和56年法務省令第54号)等の改正	外国人登録法(昭和27年法律第125号)の廃止に伴う所要の規定の整備を行った(平成24.7.9施行)。
平成24.6.29	「戸籍等の謄本等、登録原票の写し等又は戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及び引渡しの事務の郵便局における取扱いに関する省令等の一部を改正する省令」(平成24年総務省・法務省令第2号)の制定	
平成24.10.30	「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令」(平成23年法務省令第43号)等の改正	在留カードの受領に際し外国人本人の出頭を要しない場合に、地方入国管理局長が相当と認める場合を加えた(平成24.11.1施行)。

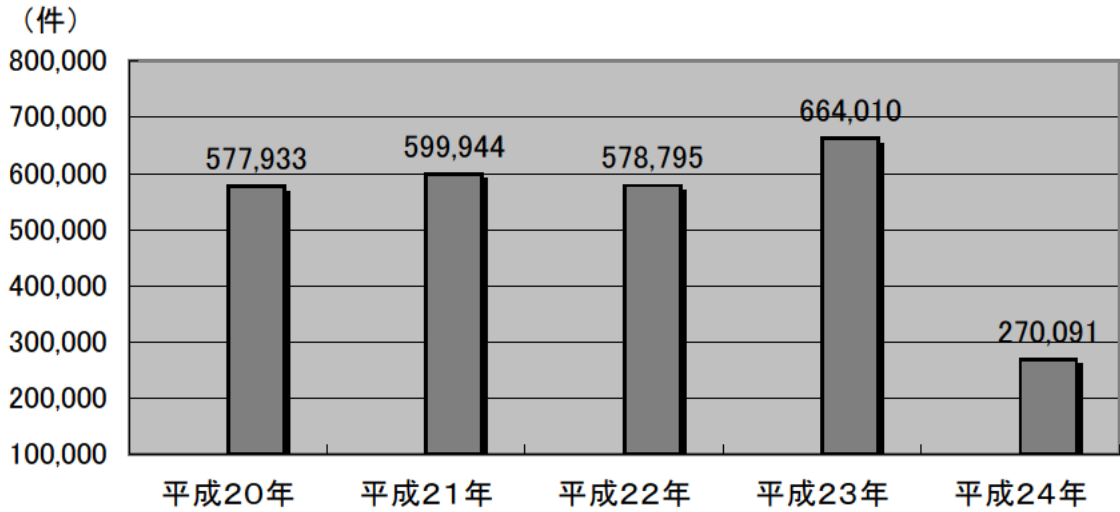


(注1) 平成23年までは外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格及び特別永住者の数。

(注2) 平成24年は中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人の数。

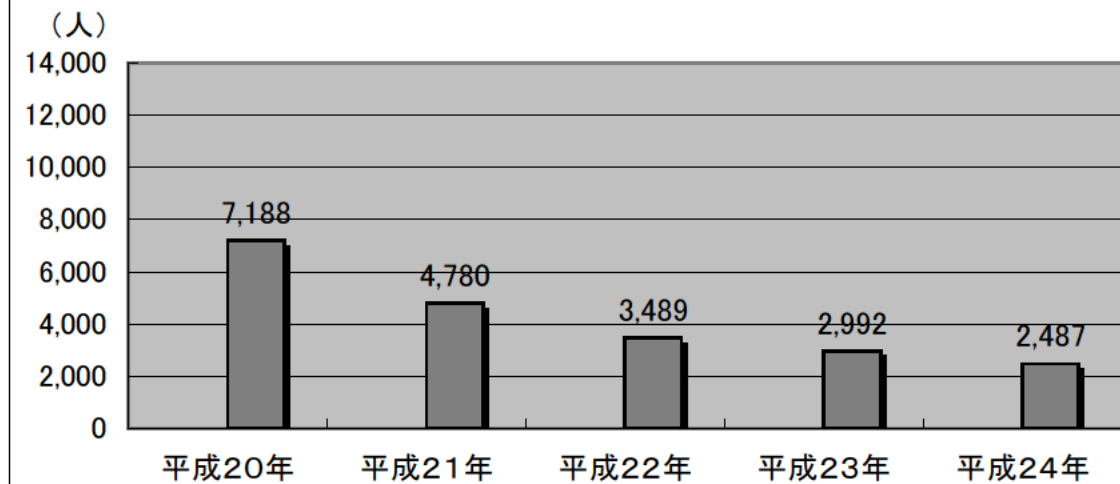
別表5

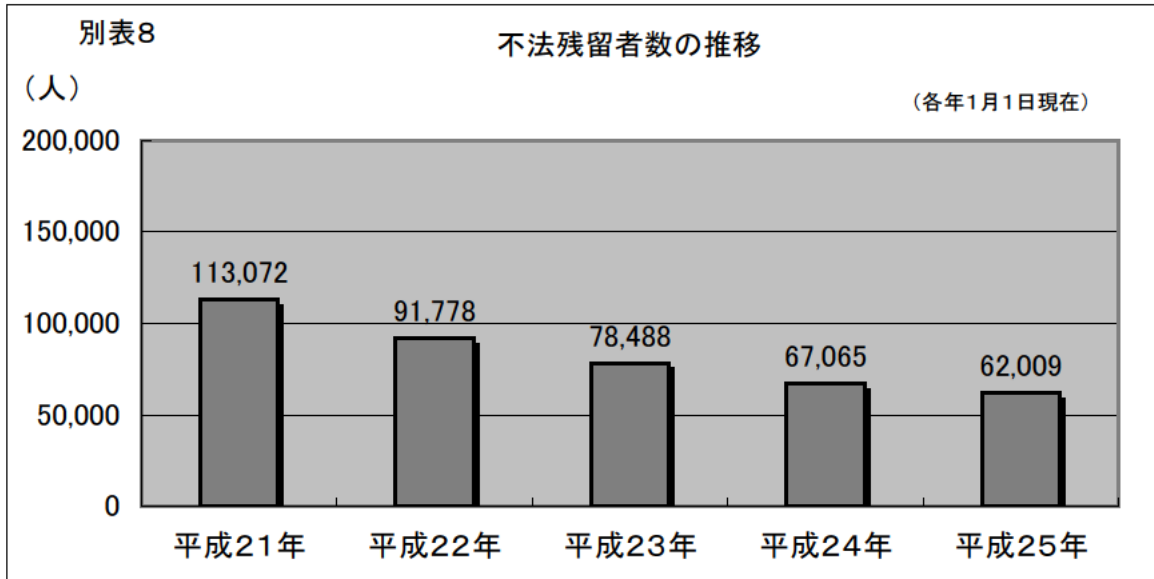
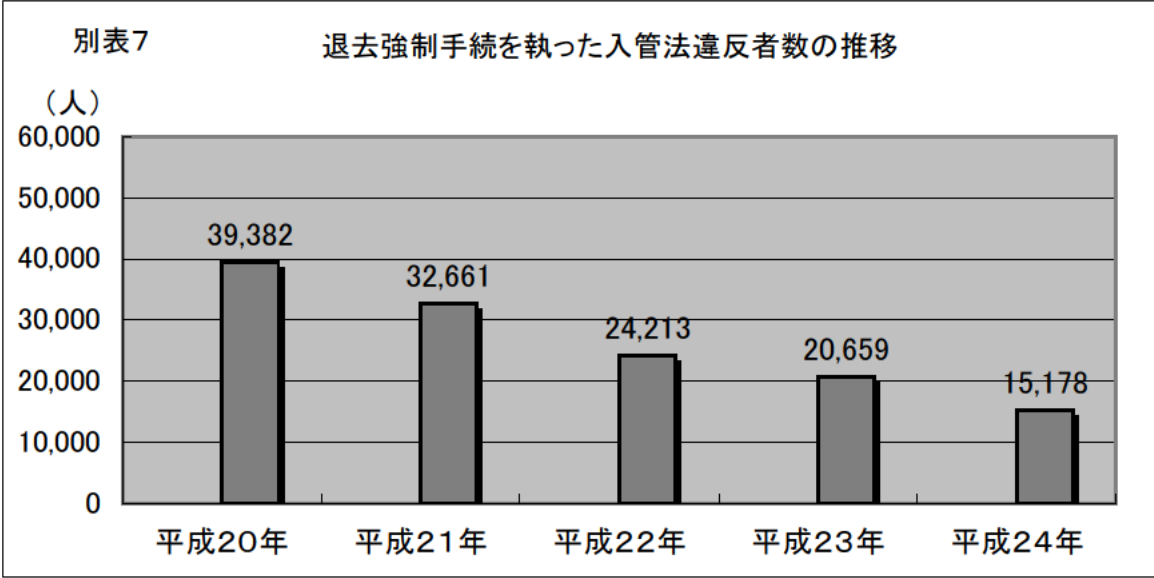
再入国許可件数の推移



別表6

上陸拒否者数の推移

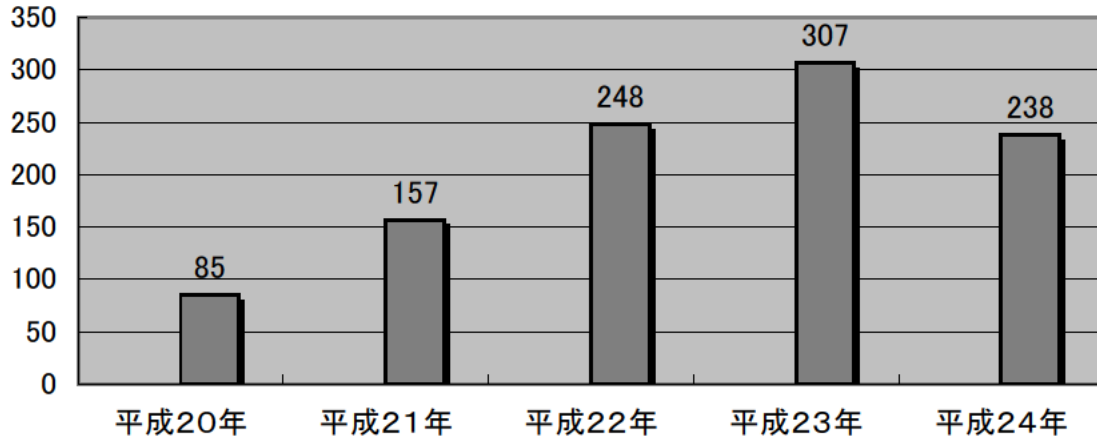




別表9

在留資格取消し件数の推移

(人)



別表10

主要空港最長審査待ち時間(分)

	成田1ビル	成田2ビル	中部	関空北	関空南	羽田
平成21年平均	22	21	18	28	26	26
平成22年平均	31	21	18	41	34	27
平成23年平均	17	14	17	28	27	14
平成24年平均	21	27	25	37	31	16

(注) フォークラインの最後尾に並んだ外国人が、上陸審査ブースに到達するまでの時間を紙を配布する等して計測し、1日のうちで最も長かった時間を調査・集計した数値の平均である。

別表11

地方空港最長審査待ち時間(分)

	平成21年 平均	平成22年 平均	平成23年 平均	平成24年 平均
新千歳	36	40	32	34
函館	30	37	42	37
旭川	30	49	49	49
釧路	40	45	43	43
帯広	29	63	46	50
女満別	26	51	50	32
仙台	24	22	19	20
福島	20	22	19	24
秋田	22	33	27	21
青森	24	29	27	22
新潟	25	24	23	24
茨城	-	34	38	44
富山	22	25	24	29
小松	25	29	28	33
富士山 静岡	35	41	26	34
広島	22	25	26	21
岡山	28	34	24	28
米子	20	23	18	18
高松	23	28	27	25
松山	26	31	28	23
福岡	32	43	37	41
北九州	24	30	24	27
佐賀	32	55	52	50
長崎	22	21	17	20
熊本	24	30	25	28
大分	22	31	28	33
宮崎	19	25	23	28
鹿児島	23	31	27	30
那覇	20	23	25	26
平均	26	34	30	31

(注)到着便の最初の乗客に対する審査開始から最後の乗客に対する審査終了までの時間を全便について計測した数値の平均である。

平成24年度事後評価実施結果報告書

(法務省24- (18))

<p>施策名</p>	<p>法務行政における国際協力の推進 (政策体系上の位置付け：IV-13-(2))</p>				
<p>施策の概要</p>	<p>国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて各国刑事司法の健全な発展と国際協力の強化を図るとともに、法の支配と良い統治（グット・ガバナンス）を確立させることによって、支援対象国の発展に寄与し、さらに我が国の国際社会における地位の向上に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進する。</p>				
<p>達成すべき目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、刑事司法実務家の能力向上及び人材育成等を図る。 ・法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。 				
<p>施策の予算額・執行額等</p>	<p>区分</p>	<p>22年度</p>	<p>23年度</p>	<p>24年度</p>	<p>25年度</p>
<p>予算の状況 (千円)</p>	<p>当初予算 (a)</p>	<p>177,534</p>	<p>133,259</p>	<p>161,084</p>	<p>157,458</p>
	<p>補正予算 (b)</p>	<p>△ 6,993</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>—</p>
	<p>繰越し等 (c)</p>	<p>△ 951</p>	<p>951</p>	<p>—</p>	
	<p>合計 (a+b+c)</p>	<p>169,590</p>	<p>134,210</p>	<p>—</p>	
	<p>執行額 (千円)</p>	<p>157,676</p>	<p>124,357</p>		
<p>施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）</p>	<p>○G8司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）^{*1} ○キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内閣僚宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）^{*2} ○我が国法制度整備支援に関する基本的考え方（平成20年1月30日第13回海外経済協力会議合意事項）^{*3} ○法制度整備支援に関する基本方針（平成21年4月22日第21回海外経済協力会議（平成25年5月改訂））^{*4}</p>				
<p>測定指標</p>	<p>1 国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施状況</p>	<p>平成24年度目標</p> <p>国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、研修参加者の能力向上に貢献する。</p> <p>施策の進捗状況（実績）</p> <p>日本を含む45か国から、143名の刑事司法実務家を招へいし、計7回の国際研修・セミナー等を実施した（別添1-1参照）。 特に東南アジア諸国にフォーカスしたのものとしては、東南アジア8か国から刑事司法・汚職対策分野の実務家を招へいし、東南アジア諸国のためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナーを開催し、議長総括を行った。 なお、国際会議には、10の会議に11名が参加した。</p>			

参考指標	実績値				
	1 国際研修の実施件数(回)	20年度	21年度	22年度	23年度
	9	9	9	8	7
2 国際研修への参加人数(人)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	162	162	155	130	143
3 国際研修参加者の研修に対する満足度(回)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	別添1-2のとおり				
4 国際会議への参加回数(回)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	3	4	3	4	10
5 国際会議への参加人数(人)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	4	8	9	6	11

測定指標	2 法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催の状況	平成24年度目標				
		法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。				
施策の進捗状況(実績)						
支援対象国が行う法制度整備と人材育成に資する目的で、ベトナム、カンボジア、ラオス等から、司法省職員、裁判官、検察官等を招へいし、各国のニーズに応じて法案の起草や法曹育成などをテーマとして研修を実施した。研修では、専門家による講義、研修参加者の発表、質疑応答、実務家との意見交換等を実施し、各国の法制の維持・整備及び運用に従事する者の知識の習得や経験等を共有した。						
参考指標	実績値					
1 国際研修の実施件数(回)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	11	12	11	9	13	
2 国際研修への参加人数(人)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	114	100	104	92	158	
3 国際研修参加者の研修に対する満足度	別添2-1のとおり					
4 法制度整備支援に関する諸外国への調査職員の派遣件数(回)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	3	5	4	6	12	
5 法制度整備支援に関する	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	

	諸外国からの研究員の招へい人数（人）	8	13	16	20	18
6	法制度整備支援に関する 専門家の派遣依頼件数 * 依頼件数、派遣件数には、 同一専門家に対し、派遣期 間の延長依頼があった件数 を含む。	依頼件数（回）				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		4	9	13	13	15
		派遣件数（回）				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		4	9	13	13	15
7	法制度整備支援に関する 専門家の派遣依頼人数 * 依頼人数、派遣人数は延 べ人数である。	依頼人数（人）				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		3	11	15	15	18
		派遣人数（人）				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		3	11	16	15	18
8	国際専門家会議の開催回 数（回）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		1	1	1	1	1
9	国際専門家会議への参加 人数（人）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		121	109	111	129	125

施策に関する 評価結果	目標の達成状況	<p>【指標1について】</p> <p>別添1-1（別表1）のとおり、国際研修・セミナー等を計7回143人に対して実施した。実施件数は前年度を1回下回ったが、参加人数については、前年度を上回っている。</p> <p>国際研修については、各国の刑事司法の実務家を招へいして、各国のニーズと最新の国際動向を踏まえたテーマ（汚職等）につき活発な議論を行い、各国の現状や問題点を把握した。また、国連アジア極東犯罪防止研修所の高い知名度を活用してトップクラスの海外専門家を招へいし、最新の国際動向等（汚職等）に関する講義を行った。さらに、東南アジア諸国のためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナーについては、参加した実務家と活発な議論を交わした上で議長総括を行っており、参加した東南アジア8か国の実務家と緊密な関係を構築した。</p> <p>研修参加者の研修に対する満足度（各研修の際に実施するアンケートにおいて、「非常に役立った。」「役立った。」又は「非常に有益であった。」「有益であった。」と回答した者の割合）は、別添1-2のとおり、いずれの質問項目においても90パーセントを超えていた。</p> <p>また、国際研修の講師として適切な専門家等の選定のため、国際会議への参加を通じて得た、最新の国際動向等の情報や、刑事司法関係機関や専門家等とのネットワークを活用しているところ、国際会議へ</p>
----------------	---------	--

	<p>の参加回数及び参加人数ともに前年度を上回り、過去5年間で最多となっている。</p> <p>以上のことから、充実した研修を実施し、研修参加者の能力向上に貢献できたと認められる。</p> <p>【指標2について】</p> <p>国際研修の対象国・テーマ等は、別添3のとおりであり、法制度整備支援の対象国と概要は、別添4のとおり（「各国のプロジェクト等紹介」として法務省ホームページに掲載⁵。）である。</p> <p>支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修や調査研究に際しては、相手国の立法・司法関係者と対話や協議を行い、他国や国際機関等の支援との調整・協力にも留意して行っている。</p> <p>また、支援対象国の主体性・自主性を尊重し、その相手国との信頼関係を構築しながら、相手国のニーズを踏まえた支援を行うために、現地に派遣されている長期派遣専門家による関係機関等からの情報収集やこれに基づく国際研修のテーマの選定、日本における学者等のサポート体制の構築や現地セミナーにて研修で得た最新の知見等のフィード・バックも兼ねるなど、様々な配慮をしている。</p> <p>さらに、ベトナム、カンボジア、ラオス等の支援対象国のニーズに応える形で実施する国際研修の参加者や国際専門家会議の招へい研究員は、研修、研究の成果が各国の法制の維持・整備及び人材育成に確実に反映される見込みのある各国の立法担当職員や裁判官、検察官、弁護士等の法曹関係者としている。</p> <p>平成24年度の法制度整備支援に関する国際研修の実施件数及び参加人数、諸外国への調査職員の派遣件数並びに専門家の派遣依頼件数及び派遣依頼人数は、いずれも前年度を上回り、過去5年間で最多となっている。この結果は、民法等の基本法の整備に止まらず、より専門的な特別法の改正・整備等に対する支援対象国からのニーズに対応するため、国際研修や調査内容が細分化され、実施回数が増えたことによるものである。</p> <p>研修参加者の研修に対する満足度は、別添2-1のアンケート調査結果のとおり、研修において「多くの知識を習得できた。」及び「習得できた。」と回答した割合は100パーセントであり、また、研修が「大変有意義であった。」及び「有意義であった。」と回答した割合は99パーセントであった（アンケートの内容は別添2-2のとおり。）。</p> <p>法制度整備支援に関する諸外国からの研究員の招へい人数は、前年度を下回っているが、これは予定した招へい者が、自国等での重要業務で急きょ来日できなくなったことによるものであり、平成23年度以前の実績と比較した場合は、これを上回っている。</p> <p>以上のことから、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図るという目標を達成できたといえる。</p>
<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>【目標の達成状況の分析】</p> <p>国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施については、質の高い、充実した内容のものを実施しており、刑事司法実務家の能力向上及び人材育成等を図ることができ、アジア諸国を始めとする開発途上国の刑事司法の健全な発展に寄与したといえる。</p> <p>法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催については、支援対象国</p>

	<p>に対し、支援の効果が最大限となるよう、各国の実情及び個々のニーズに応じたテーマを選定して、多様な手法を有機的に組み合わせ、効率的な支援を実施している。こうした取組は、法律や制度を支援対象国に根付かせるための妥当な手段であり、支援対象国の発展に寄与したといえる。</p> <p>このように、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図ったことにより、支援対象国の基本法令の整備に資することができ、法の支配と良い統治（グット・ガバナンス）の確立に寄与したものと見える。</p> <p>以上のことから、国際協力の推進を図り、我が国の国際社会における地位向上に貢献したものと見える。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】</p> <p>国際連合と協力して行う研修については、国連との協定や「G8司法・内務大臣会議」の結果も踏まえ、今後とも、本施策を継続実施していくこととする。</p> <p>なお、参加国や主要課題の選定に当たっては、国連の重要施策や開発途上国のニーズの反映に引き続き努めることとする。</p> <p>また、刑事司法分野における国際協力推進の礎として、本施策を継続実施し、国際会議に積極的に参加し、最新情報の収集・共有及び人的ネットワークの拡充に努めることとする。</p> <p>日本の法制度整備支援については、「法制度整備支援に関する基本方針」の下で戦略的に運用されているところ、近時、政府の経済政策においては日本企業の海外展開の促進が重要な要素として議論され、法制度整備支援は、そのための重要かつ有効なツールとして取り上げられている。</p> <p>また、支援対象国の基本法令の整備や法曹等の人材育成が促進されることは、我が国の国際社会における地位向上にも貢献するものであり、今後も、支援対象国の主体性・自主性を尊重し、相手国との信頼関係を構築しながら、引き続き、相手国のニーズを踏まえた支援を行うこととする。</p> <p>さらに、支援の効果が最大限となるよう、各国の実情及び個々のニーズに応じたテーマを選定するなど、効率的な支援を継続実施することとする。</p>
--	---

学識経験を有する者の知見の活用	<p>1 実施時期</p> <p>2 実施方法</p> <p>3 意見及び反映内容の概要</p> <p>ア〔意見〕</p> <p>〔反映内容〕</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において	<p>○評価の過程で使用したアンケート調査等</p> <p>研修参加者アンケート調査結果は、法務総合研究所国際連合研修協力部及び同所国際協</p>
---------------	---

て使用した資料その他の情報	力部において保管している。
---------------	---------------

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成26年度予算概算要求への反映内容】
----	-----------------------------------

担当部局名	総務企画部企画課	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	----------	----------	---------

*1 「G8司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）」

我々は、国際組織犯罪対策及び国際テロ対策について、各分野におけるG8各国の取組に焦点を当てるとともに、国際的な連携と協調を推し進めるための取組について議論した。また、より効果的な法制度及び法執行能力を整備する上で、助力を必要とする国に対するキャパシティ・ビルディング支援の重要性についても議論した。〈中略〉我々は、適切な二国間、地域間又は多国間のチャネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを改めて確認する。

*2 「キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）」

司法制度、刑事及び関連法制並びにテロ行為を防止するための政策、手続及び体制を整備し、並びに法執行、検察、裁判、弁護及び矯正の能力を拡充するためのキャパシティ・ビルディング支援の死活的な重要性に鑑み、我々はここに、適切な二国間、地域間又は多国間のチャネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを約束する。

*3 「我が国法制度整備支援に関する基本的考え方（平成20年1月30日第13回海外経済協力会議合意事項）」

法制度整備支援は、自由、民主主義等普遍的価値観の共有による途上国への法の支配の定着、途上国の持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保、我が国の経験・制度の共有と我が国との経済連携強化の点で大きな意義を有する支援であり、海外経済協力の重要分野の一つとして、戦略的に進めていくべきである。

*4 「法制度整備支援に関する基本方針（平成21年4月22日第21回海外経済協力会議）」

世界各地の開発途上国に対し、立法支援や制度整備支援を行う法制度整備支援は、良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するものであるとともに、我が国が将来に渡り、国際社会での名誉ある地位を保持していくための有効なツールであり、戦略的な支援を展開していく必要がある。したがって、政府開発援助（ODA）大綱、ODA中期政策等に基づき、（1）自由・民主主義等普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着、（2）持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保、（3）我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化といった観点から、基本法及び経済法の分野において積極的な法制度整備支援を行うこととする。

なお、同基本方針については、「我が国企業によるインフラ・システムの海外展開や、エネルギー・鉱物資源の海外権益確保を支援するとともに、我が国の海外経済協力（経協）に関する重要事項を議論し、戦略的かつ効率的な実施を図るため」に設置された経協インフラ戦略会議（平成25年3月12日内閣総理大臣決裁）を経て公表されたもの。

*5 「各国のプロジェクト等紹介」

法務省ホームページ〔http://www.moj.go.jp/housouken/houso_project_introduction.html〕を参照。

別表 1 平成24年度に実施した研修及び参加国・参加人数

研修名	件数	参加国（日本を除く。）	人数
国際研修・セミナー	3	タイ、バヌアツ、タンザニア、バングラデシュ等	68
国別・地域別研修	2	ケニア、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン	23
汚職防止刑事司法支援研修	1	バングラデシュ、ケニア、ラオス、モンゴル、ナイジェリア、ウクライナ等	32
東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナー	1	インドネシア、ラオス、フィリピン、タイ、ベトナム等	20
計	7		143

別表 2 平成24年度に開催された国際会議及び参加人数

開催地	期間	会議名	人数
ウィーン	24. 4. 22～28	第21回国連犯罪防止刑事司法委員会	2
香港	24. 5. 8～12	第5回香港汚職対策独立委員会	1
クアラルンプール	24. 6. 25～30	国際テロ対策委員会国際共同研究セミナー	1
ソウル	24. 8. 19～23	第4回アジア犯罪学大会	1
ケンブリッジ	24. 9. 1～8	ケンブリッジ経済犯罪国際シンポジウム	1
クアラルンプール	24. 10. 3～9	第6回国際腐敗防止部門連合会	1
バンドルスリブガワン	24. 10. 6～13	第32回アジア太平洋矯正局長会議	1
メキシコシティ	24. 10. 27～11. 5	国際刑務所協会年次総会	1
クールマイヨール	24. 12. 11～18	PNI機関間調整会議	1
バンコク	25. 4. 1～10	保護観察及び非拘禁措置に関するASEAN+3会議	1
計		(10回)	11

別添 1 - 2

国際連合に協力して行う国際研修参加者アンケート調査結果

指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
研修参加人数		162	162	155	130	143
質問	回答区分※3	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
全体として、各種講義は新しい知識の習得に役立ったか。※1	多くの知識を習得することができた。	49.4%	63.0%			
	非常に役立った。			69.0% (107人)	80.0% (104人)	79.7% (114人)
	習得することができた。	39.9%	29.6%			
	役立った。			26.5% (41人)	18.5% (24人)	15.4% (22人)
	どちらとも言えない。	2.7%	0.6%	0.6% (1人)	0% (0人)	0% (0人)
	習得できなかった。	1.1%	0.0%			
	役立たなかった。			0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
	全く役立たなかった。			0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
	無回答※5	6.9%	6.8%	3.9% (6人)	1.5% (2人)	4.9% (7人)
全体として、刑事施設関係施設の見学は有益であったか。※2、※4	非常に有益であった。	58.2%	74.3%	74.2% (95人)	83.2% (94人)	82.1% (101人)
	有益であった。	28.1%	17.6%	23.4% (30人)	14.2% (16人)	11.4% (14人)
	どちらとも言えない。	3.0%	2.9%	0% (0人)	0.9% (1人)	0% (0人)
	有益ではなかった。	0.2%	0.0%	0% (0人)	0% (0人)	0.8% (1人)
	全く有益ではなかった。			0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
		無回答※5	10.5%	5.1%	2.4% (3人)	1.8% (2人)
グループワークは課題の認識と今後の取組の方向性の共有に役立ったか。	非常に役立った。	40.2%	62.3%	65.8% (102人)	71.5% (93人)	74.8% (107人)
	役立った。	43.3%	31.5%	28.4% (44人)	25.4% (33人)	20.3% (29人)
	どちらとも言えない。	3.0%	0.0%	1.3% (2人)	0% (0人)	0% (0人)
	役立たなかった。	0.4%	0.0%	0% (0人)	1.5% (2人)	0% (0人)
	全く役立たなかった。			0.6% (1人)	0% (0人)	0% (0人)
		無回答※5	13.1%	6.2%	3.9% (6人)	1.5% (2人)
アジア研修官や各国参加者との意見交換及び交流は有益であったか。	非常に有益であった。		75.3%	72.3% (112人)	80.8% (105人)	81.8% (117人)
	有益であった。		18.5%	22.6% (35人)	17.7% (23人)	13.3% (19人)
	どちらとも言えない。		0.0%	1.3% (2人)	0% (0人)	0% (0人)
	有益ではなかった。		0.0%	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
	全く有益ではなかった。			0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
		無回答※5		6.2%	3.8% (6人)	1.5% (2人)
この研修に参加したことは、自国の刑事司法の発展に有益であったか。	非常に有益であった。		68.5%	64.5% (100人)	78.5% (102人)	75.5% (108人)
	有益であった。		24.1%	29.7% (46人)	18.5% (24人)	18.9% (27人)
	どちらとも言えない。		1.2%	0.6% (1人)	0% (0人)	0.7% (1人)
	有益ではなかった。		0.0%	0.6% (1人)	1.5% (2人)	0% (0人)
	全く有益ではなかった。			0.6% (1人)	0% (0人)	0% (0人)
		無回答※5		6.2%	4.0% (6人)	1.5% (2人)

※1 東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナーでは、刑事関係施設の見学を行っていないため、回答数が異なっている。

※2 アンケートを提出しなかった者については無回答に計上している。

※3 各質問に対する回答者の割合は、それぞれ四捨五入によっているので、合計して100%とまらない場合がある。

法制度整備支援に関する国際研修参加者アンケート調査結果

指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
研修参加人数		114	100	104	92	158
アンケート回収数		114	100	104	92	158
アンケート回収率		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
質問	回答区分※	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
新しい知識を習得したか	今後の役に立つ多くの知識を習得できた。	72.8%				
	多くの知識を習得できた。	23.7%	74.0%	68.3%(71人)	56.5%(52人)	63.9%(101人)
	習得できた。	2.6%	25.0%	31.7%(33人)	42.4%(39人)	36.1%(57人)
	どちらとも言えない。		0.0%	0%(0人)	1.1%(1人)	0%(0人)
	あまり習得できなかった。	0.9%				
	習得できなかった。		1.0%	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	全く習得できなかった。		0.0%	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
研修が有意義であったか	大変有意義であった。	86.8%	86.0%	82.7%(86人)	83.7%(77人)	72.2%(114人)
	概ね有意義であった。	13.2%				
	有意義であった。		14.0%	17.3%(18人)	16.3%(15人)	27.2%(43人)
	どちらとも言えない。	0.0%	0.0%	0%(0人)	0%(0人)	0.6%(1人)
	あまり参考にならなかった。	0.0%				
	有意義でなかった。		0.0%	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	全く有意義でなかった。		0.0%	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)

※ 平成20年度と平成21年度以降とは、回答区分が異なっている。

研修アンケート

（各項目右端の口の該当する箇所に☑ を付けてください）

セッション名：

実 施 日：

1 研修の期間は適切でしたか？

1	長すぎた。	<input type="checkbox"/>
2	ちょうど良かった。	<input type="checkbox"/>
3	短すぎた。	<input type="checkbox"/>

2 講義，協議時における教室等の環境はどうでしたか？

1	快適だった。	<input type="checkbox"/>
2	どちらとも言えない。	<input type="checkbox"/>
3	あまり快適ではなかった。	<input type="checkbox"/>

3 今回の研修で新しい知識を修得できましたか？

1	多くの知識を修得できた。	<input type="checkbox"/>
2	修得できた。	<input type="checkbox"/>
3	どちらとも言えない。	<input type="checkbox"/>
4	修得できなかった。	<input type="checkbox"/>
5	全く修得できなかった。	<input type="checkbox"/>

4 研修全般については，どうでしたか？

1	大変有意義であった。	<input type="checkbox"/>
2	有意義であった。	<input type="checkbox"/>
3	どちらとも言えない。	<input type="checkbox"/>
4	有意義でなかった。	<input type="checkbox"/>
5	全く有意義でなかった。	<input type="checkbox"/>

ご協力に感謝します。

別添3

国際研修実施一覧

平成25年4月1日現在

年度	回数	名称	対象国(人員)	期間	テーマ	備考
平成 6年度	1	第1回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(6)	H6.10.3～10.7 (1週間)	日本における民事法の概要等	
平成 7年度	1	第2回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H7.10.16～11.2 (3週間)	日本における国籍法等の概要	
	2	第1回カンボジア司法支援研修	カンボジア(6)	H8.2.27～3.15 (3週間)	司法制度の概要	
平成 8年度	1	ベトナム国法整備支援研修(刑法)	ベトナム(5)	H8.8.19～8.30 (2週間)	刑法, 刑事訴訟法	
	2	第3回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H8.9.2～9.20 (3週間)	商法, 日本の裁判制度・法律家養成の概要	
	3	第2回カンボジア司法支援研修	カンボジア(6)	H8.11.19～12.12 (3週間)	日本の司法制度概要	
	4	ロシア司法関係専門家招聘	ロシア(4)	H9.1.21～1.30 (10日間)	日本の司法制度	
	5	第1回国際民商事法研修	モンゴル(3) ミャンマー(3) ベトナム(3) 日本(7)	H9.2.17～3.20 (5週間)	円滑な民商事取引のための法制度の研究 (民事訴訟制度, 法律関係者の養成)	
平成 9年度	1	第4回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(8)	H9.6.16～7.4 (3週間)	戸籍・登記・供託	
	2	第5回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(12)	H9.10.13～10.31 (3週間)	民事執行法・民事訴訟法	
	3	第3回カンボジア司法支援研修	カンボジア(5)	H10.1.13～2.6 (3週間)	日本の司法制度概要	
	4	第2回国際民商事法研修	カンボジア(1) 中国(2) ラオス(2) モンゴル(2) ミャンマー(1) ベトナム(1) 日本(6)	H10.2.2～3.6 (5週間)	円滑な民商事取引のための法制度の研究 (担保制度, 裁判外の紛争処理システム)	

年度	回数	名称	対象国(人員)	期間	テーマ	備考
平成10年度	1	第6回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(9)	H10. 6. 15～ 7. 10 (4週間)	会社法(証券取引法を含む)	
	2	第7回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(11)	H10. 10. 5～10. 30 (4週間)	知的財産権	
	3	カンボジアカウンターパート研修	カンボジア(2)	H10. 8. 24～ 9. 18 (3週間)	司法行政の在り方, 裁判官・検察官の任用及び研修制度	
	4	第4回カンボジア司法支援研修	カンボジア(15)	H11. 1. 12～ 2. 5 (3週間)	民法・民事訴訟法	
	5	第1回汚職防止刑事司法支援研修	カンボジア(1) ベトナム(2) 中国(1) ラオス(2) モンゴル(1) ラトヴィア(1) ザンビア(1) 日本(3)	H10. 11. 16～12. 11 (4週間)	汚職防止に関する法制度とその運用に関する研究	
	6	第3回国際民商事法研修	カンボジア(2) ベトナム(2) 中国(2) ラオス(2) モンゴル(2) ミャンマー(2) 日本(6)	H11. 2. 1～ 3. 5 (5週間)	円滑な民商事取引のための法制度の研究 ①企業の経済活動に関する法制度の現状とその問題点 ②法律関係者の役割と法律関係者の養成に関する現状とその問題点	
	7	インドネシア経済法研修	インドネシア(20)	H10. 10. 2～11. 25 (8週間)	経済関係法	
	8	第1回ラオス法整備支援研修	ラオス(17)	H11. 2. 19～ 3. 12 (3週間)	基本法・環境法・地方自治法	

年度	回数	名称	対象国(人員)	期間	テーマ	備考
平成11年度	1	第8回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H11. 6. 7～7. 2 (4週間)	刑事手続	
	2	第9回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H11. 10. 4～10. 29 (4週間)	民事責任	
	3	ベトナム最高人民検察院研修	ベトナム(10)	H11. 10. 18～11. 5 (3週間)	刑事手続と検察官の役割	国連開発計画(UNDP)の支援
	4	第5回カンボジア司法支援研修	カンボジア(15)	H12. 1. 17～1. 21 (1週間)	日本の司法制度概要	
	5	第2回汚職防止刑事司法支援研修	カンボジア(1) 中国(1) モンゴル(1) ベトナム(1) パレスチナ(1) ケニア(1) ウガンダ(1) アルゼンチン(1) コロンビア(1) パラグアイ(1) リトアニア(1) 日本(3)	H11. 11. 15～12. 10 (4週間)	汚職防止に関する法制度とその運用に関する研究	
	6	第4回国際民商事法研修	カンボジア(2) 中国(1) ラオス(2) モンゴル(2) ミャンマー(2) ベトナム(2) 日本(6)	H12. 1. 24～2. 25 (5週間)	円滑な民商事取引のための法制度の研究 ①不動産に関する所有権の比較研究 ②法人格を有する事業形態の比較検討	
	7	第2回ラオス法整備支援研修	ラオス(10)	H11. 11. 8～12. 3 (4週間)	基本法・経済法・司法制度	

年度	回数	名称	対象国(人員)	期間	テーマ	備考
平成12年度	1	カンボジア民訴法起草支援研修	カンボジア(5)	H12. 7. 10～ 7. 21 (2週間)	民訴法起草支援	
	2	カンボジア民法起草支援研修	カンボジア(5)	H12. 9. 4～ 9. 14 (2週間)	民法起草支援	
	3	カンボジア民事法制度研究	カンボジア(6)	H13. 2. 19～ 3. 5 (2週間)	民法及び民訴法起草支援	法総研予算
	4	第3回ラオス法整備支援研修	ラオス(10)	H12. 11. 6～11. 17 (3週間)	基本法・経済法・司法制度	
	5	第10回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H12. 6. 5～ 6. 30 (4週間)	日本の司法制度, 戸籍・犯歴制度	
	6	第11回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H12. 9. 18～10. 13 (4週間)	弁護士制度, WTO加盟問題	
	7	第12回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H12. 10. 16～11. 10 (4週間)	日本の検察, 刑事手続関係	
	8	第13回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(9)	H13. 2. 19～ 3. 16 (4週間)	日本の裁判所制度関係	
	9	第5回国際民商事法研修	カンボジア(2) 中国(2) ラオス(2) モンゴル(2) ミャンマー(2) ベトナム(2) 日本(5)	H13. 1. 22～ 2. 23 (5週間)	円滑な民商事取引のための法制度の研究 ①物的担保制度の比較研究 ②会社制度の比較研究	
	10	法律関係業務支援多国籍国研修(ADB研修)	中国(2) インド(2) ネパール(2) パキスタン(2) フィリピン(2) タイ(2) 日本(3)	H12. 5. 18～ 7. 26 (70日)	日本の政府機関の運営や立法作業等の現状	アジア開発銀行(ADB)の支援
	11	行政強行制度に関する研修	中国(10)	H12. 4. 18 (1日)	日本の行政執行制度の仕組みと運用について	
	12	ロシア公務員(不動産登記専門家)研修	ロシア(8)	H13. 1. 29～ 2. 2 (5日)	不動産登記制度関係	
	13	ラオス司法省カウンターパート研修	ラオス(1)	H13. 3. 21～ 4. 27 (6週間)	日本の司法制度研究	

年度	回数	名称	対象国(人員)	期間	テーマ	備考
平成13年度	1	第14回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H13. 5. 14～ 6. 8 (4週間)	民事・刑事における検察官の役割と人材育成	
	2	第15回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H13. 6. 18～7. 13 (4週間)	法曹養成と弁護士制度	
	3	カンボジア民事訴訟法起草支援研修	カンボジア(8)	H13. 8. 27～ 9. 7 (2週間)	民訴法起草支援	
	4	第16回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H13. 9. 17～10. 12 (4週間)	民事訴訟手続	
	5	第4回ラオス法整備支援研修	ラオス(15)	H13. 10. 15～11. 9 (4週間)	基本法・経済法・司法制度	
	6	カンボジア民法起草支援研修	カンボジア(8)	H13. 12. 3～12. 21 (3週間)	民法起草支援	
	7	第6回国際民商事法研修	カンボジア(2) 中国(1) ラオス(2) モンゴル(1) ミャンマー(2) ベトナム(2) 日本(7)	H14. 2. 4～ 3. 8 (5週間)	訴訟外紛争解決制度 ①裁判所が提供するADR ②裁判所以外の機関が提供するADR	
	8	第17回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H14. 2. 25～ 3. 20 (4週間)	民法改正共同研究	
	9	第5回ラオス法整備支援研修	ラオス(14)	H14. 2. 25～ 3. 22 (4週間)	基本法・経済法・司法制度	
	10	日本・モンゴル司法制度比較セミナー	モンゴル(5)	H13. 10. 29～11. 13 (2週間)	日豪司法制度比較研究	
	11	ウズベキスタン国法整備支援カウンタートナーシップ研修	ウズベキスタン(3)	H14. 4. 1～ 4. 19 (3週間)	日本との司法制度比較研究	

年度	回数	名称	対象国(人員)	期間	テーマ	備考
平成14年度	1	第18回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(9)	H14. 5. 13～ 6. 7 (4週間)	市場経済を発展させるための経済の刑事的規制	
	2	第2回法務省・ADB共催研修・フィリピン裁判官裁判運営研修	フィリピン(15) 日本(3)	H14. 6. 3～ 6. 24 (3週間)	フィリピン司法制度の効率的運用	
	3	第19回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(10)	H14. 6. 24～ 7. 19 (4週間)	証券取引市場をめぐる法制度とその運用	
	4	第1回インドネシア法整備支援研修	インドネシア(11)	H14. 7. 8～ 7. 27 (3週間)	日本とインドネシアの各法制度及びその運用の比較研究	
	5	第20回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(10)	H14. 9. 17～10. 11 (4週間)	民事訴訟手続	
	6	第6回ラオス法整備支援研修	ラオス(15)	H14. 10. 15～10. 25 (10日間)	市場経済の基礎をなす民商事法の役割と国際取引	
	7	カンボジア民法起草支援研修	カンボジア(8)	H14. 11. 5～11. 29 (3週間)	民法及び民事訴訟法起草支援	
	8	第1回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(6)	H14. 10. 28～11. 22 (4週間)	経済取引を促進する法制度 —中小企業に関する法制度を中心として—	
	9	第7回国際民商事法研修	カンボジア(2) 中国(2) カザフスタン(1) ラオス(2) モンゴル(2) ミャンマー(2) タイ(2) 日本(9)	H15. 1. 20～ 2. 21 (5週間)	知的財産権に関する法制度の研究	
	10	第21回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(9)	H15. 2. 17～ 3. 7 (4週間)	担保取引をめぐる法制度とその運用	
	11	第7回ラオス法整備支援研修	ラオス(12)	H15. 3. 10～ 3. 20 (10日間)	市場経済を支える民刑事手続法の基本原則と各法曹の役割	
	12	カンボジア法整備支援研修	カンボジア(8)	H15. 3. 24～ 4. 11 (20日間)	民法及び民事訴訟法	

年度	回数	名称	対象国(人員)	期 間	テ ー マ	備 考
平成15年度	1	第2回インドネシア法整備支援研修(日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー)	インドネシア(17)	H15. 6. 9～7. 4 (4週間)	公正かつ効率的な訴訟制度の運営に関する比較研究	
	2	日本・インドネシアADR比較研究セミナー	インドネシア(4)	H15. 10. 20～10. 31 (12日間)	裁判外紛争処理	
	3	第2回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(10)	H15. 10. 27～11. 21 (4週間)	経済取引を促進する法制度 —担保制度及び不動産登記制度を中心として—	
	4	第8回ラオス法整備支援研修	ラオス(16)	H15. 11. 10～11. 2 (12日間)	海外投資と債権担保	
	5	第9回ラオス法整備支援研修	ラオス(10)	H16. 1. 13～1. 30 (18日間)	教科書作成支援	招へい研究員(4名)を含む
	6	第22回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(10)	H16. 2. 4～3. 4 (4週間)	法曹養成制度及び法曹実務教育	
	7	2003年度国際民事法研修(地域別)	カンボジア(3) ラオス(3) ベトナム(3) モンゴル(2) 日本(6)	H16. 2. 16～3. 26 (6週間)	知的財産権に関する法制度の比較研究	招へい研究員(モンゴル2名)を含む
平成16年度	1	第3回インドネシア法整備支援研修(日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー)	インドネシア(12)	H16. 6. 2～7. 2 (4週間)	公正かつ効率的な民事紛争解決制度の運営に関する比較研究	
	2	カンボジア王国法整備支援カウンターパート研修(法曹養成)	カンボジア(7)	H16. 9. 6～9. 15 (10日間)	法曹養成	
	3	第10回ラオス法整備支援研修	ラオス(10)	H16. 9. 27～10. 15 (11日間)	判決書マニュアル作成及び検察官・マニュアル作成	
	4	第3回ウズベキスタン共和国法整備支援研修	ウズベキスタン(12)	H16. 10. 1～10. 29 (29日間)	倒産法注釈書作成	
	5	第11回ラオス法整備支援研修	ラオス(12)	H16. 11. 4～11. 18 (15日間)	民法教科書作成	
	6	カンボジア王国法整備支援カウンターパート研修(民法・民訴法起草)	カンボジア(8)	H17. 1. 31～2. 18 (19日間)	民法・民訴法起草	
	7	第23回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(9)	H17. 1. 25～2. 4 (11日間)	法曹養成制度及び法曹実務教育	
	8	第24回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(12)	H17. 2. 21～3. 4 (12日間)	ベトナム改正民法起草	
	9	2004年度国際民事法研修(地域別)	カンボジア(2) ラオス(3) ベトナム(3) ミャンマー(2) 日本(5)	H17. 1. 31～3. 4 (33日間)	海外投資を取り巻く法的枠組み及び海外投資契約	

年度	回数	名称	対象国(人員)	期間	テーマ	備考
平成17年度	1	第12回ラオス法整備支援研修	ラオス(8)	H17. 5. 23～6. 3 (12日間)	民法教科書作成	
	2	第4回ウズベキスタンの法整備支援研修	ウズベキスタン(6)	H17. 5. 23～6. 3 (12日間)	倒産法注釈書作成	
	3	第25回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(14)	H17. 9. 6～9. 16 (11日間)	判決書標準化	
	4	第1回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(6)	H17. 9. 27～10. 14 (18日間)	法曹養成	
	5	第13回ラオス法整備支援研修	ラオス(7)	H17. 11. 7～11. 18 (12日間)	民法教科書作成	
	6	第5回ウズベキスタンの法整備支援研修	ウズベキスタン(6)	H17. 11. 14～11. 25 (12日間)	倒産法注釈書作成	
	7	第4回インドネシア法整備支援研修(日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー)	インドネシア(12)	H17. 12. 5～12. 16 (12日間)	公正かつ効率的な民事紛争解決制度の構築と運営に関する比較研究	
	8	カンボジア法整備支援研修(立法支援)	カンボジア(6)	H18. 2. 6～2. 17 (12日間)	民法・民訴法起草	
	9	第26回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(10)	H18. 2. 5～2. 17 (12日間)	法曹養成	
	10	2005年度国際商法研修(地域別)	ベトナム(2) ミャンマー(4) カンボジア(2) ラオス(4) 日本(5)	H18. 2. 6～3. 10 (33日間)	海外投資を取り巻く法的枠組み－国際会社法－	
平成18年度	1	第6回ウズベキスタンの法整備支援研修	ウズベキスタン(3)	H18. 5. 22～5. 29 (8日間)	倒産法注釈書作成	
	2	第5回インドネシア法整備支援研修(日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー)	インドネシア(12)	H18. 7. 3～7. 14 (12日間)	公正かつ効率的な民事紛争解決制度の構築と運営に関する比較研究	
	3	第7回ウズベキスタンの法整備支援研修	ウズベキスタン(2)	H18. 7. 31～8. 7 (8日間)	倒産法注釈書作成	
	4	第8回ウズベキスタンの法整備支援研修	ウズベキスタン(2)	H18. 9. 4～9. 12 (9日間)	倒産法注釈書作成	
	5	ベトナム最高人民裁判所との日越司法制度研修及び共同研究	ベトナム(4)	H18. 10. 8～10. 17 (10日間)	日越司法制度研修及び研究	
	6	第9回ウズベキスタンの法整備支援研修	ウズベキスタン(2)	H18. 11. 13～11. 27 (15日間)	倒産法注釈書作成	
	7	第14回ラオス法整備支援研修	ラオス(7)	H18. 11. 21～12. 1 (11日間)	プロジェクト総括と成果物普及 司法制度改革マスタープランの内容	
	8	2006年度国際商法研修(地域別)	ベトナム(3) ミャンマー(3) カンボジア(3) ラオス(3) 日本(5)	H19. 2. 5～3. 9 (33日間)	コーポレート・ガバナンス－非市場型ガバナンス－	
	9	第2回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(16)	H19. 2. 19～3. 3 (13日間)	法曹養成	

年度	回数	名称	対象国(人員)	期間	テーマ	備考
平成19年度	1	第3回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(16)	H19. 7. 9～7. 20 (12日間)	法曹養成	
	2	ウズベキスタン倒産法注釈書の活用のための取扱等についてのワークショップ	ウズベキスタン(2)	H19. 8. 31～9. 6 (7日間)	意見交換	
	3	第1回インドネシア和解・調停制度強化支援研修	インドネシア(12)	H19. 10. 22～11. 2 (12日間)	和解・調停制度研修	
	4	中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第1回本邦研修	中国(8)	H19. 11. 12～11. 21(10日)	民事訴訟法・仲裁法改善	
	5	第27回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H19. 11. 19～11. 29(11日間)	国家賠償法草案作成支援	
	6	2007年度国際商法研修(地域別)	ベトナム(3) ミャンマー(2) カンボジア(2) ラオス(3) 日本(4)	H20. 2. 4～3. 7(33日間)	コーポレート・ガバナンス-非市場型ガバナンス-	
平成20年度	1	中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第2回本邦研修	中国(9)	H20. 5. 19～5. 30(12日)	民事訴訟法・仲裁法改善	
	2	第28回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(10)	H20. 6. 23～7. 4(12日)	犯罪学研究センター設立支援	
	3	第2回インドネシア和解・調停制度強化支援研修	インドネシア(12)	H20. 7. 7～7. 18(12日)	和解・調停制度研修	
	4	第29回ベトナム法整備支援研修(SPC)	ベトナム(10)	H20. 8. 18～8. 29(12日)	裁判実務改善及び判例情報等の提供のための方策	
	5	第4回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(7)	H20. 10. 6～10. 17(12日)	法曹養成	
	6	中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第3回本邦研修	中国(10)	H20. 11. 5～11. 14(10日)	民事訴訟法・仲裁法改善	
	7	第1回中央アジア比較法制研究セミナー	カザフスタン(4) キルギス(2) タジキスタン(2) ウズベキスタン(4)	H20. 12. 10～12. 19(10日)	中央アジア諸国における企業法制	
	8	カンボジア法整備支援研修	カンボジア(14)	H21. 2. 9～2. 20 (12日)	民法・民事訴訟法に関する附属法令起草支援	
	9	第5回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(4)	H21. 3. 9～3. 17 (9日)	民事訴訟第一審手続マニュアルの再検討及び改訂作業等	
	10	第30回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(16)	H21. 3. 9～3. 19 (11日)	刑事訴訟実務の向上と刑事訴訟法改正に向けた刑事訴訟の比較研究	

年度	回数	名称	対象国(人員)	期間	テーマ	備考
平成21年度	1	東ティモール法案作成能力向上研修	東ティモール(2)	H21.7.27~8.7(12日)	法案作成能力向上支援	
	2	第31回ベトナム法整備支援研修(司法省)	ベトナム(7)	H21.8.17~8.21(5日)	不動産登記法・担保取引登録法起草支援	
	3	カンボジア法整備支援研修	カンボジア(8)	H21.9.9~9.17(9日)	民法・民事訴訟法に関する附属法令起草支援	
	4	第6回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(6)	H21.10.5~10.16(12日)	法曹養成	
	5	中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第4回本邦研修	中国(11)	H21.11.2~11.13(12日)	民事訴訟法・仲裁法改善, 権利侵害責任法	
	6	インドネシア国別研修	インドネシア(12)	H21.11.2~11.13(12日)	法廷と連携した和解・調停実施	
	7	第7回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(7)	H21.11.11~11.18(8日)	民事訴訟第一審手続マニュアルの再検討及び改訂作業等	
	8	第32回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(10)	H21.11.30~12.11(12日)	改正刑事訴訟法起草	
平成22年度	9	第2回中央アジア比較法制研究セミナー	カザフスタン(3) キルギス(3) タジキスタン(3) ウズベキスタン(3)	H21.12.9~12.18(10日)	中央アジア諸国における企業法制	
	10	第33回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(10)	H21.12.21~12.25(5日)	ベトナムにおける民事判決執行実務の問題点及びその改善策	
	11	第34回ベトナム法整備支援研修(SPC)	ベトナム(10)	H22.2.23~3.5(11日)	裁判実務改善及び判例情報等の提供のための方策	
	1	平成22年度中国国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」	中国(12)	H22.7.12~7.21(10日)	国際私法草案作成支援	
	2	ネパール国別研修「刑事司法制度及び刑事手続にかかる比較研究」	ネパール(12)	H22.7.14~7.23(10日)	刑事司法制度及び刑事手続にかかる比較研究	
	3	東ティモール本邦研修「法案作成能力向上研修」	東ティモール(2)	H22.8.9~8.17(9日)	法案作成能力向上支援	
	4	ネパール国別研修「民法及び関連法セミナー」	ネパール(7)	H22.8.19~8.25(7日)	民法草案の改善及び関連法整備支援	
	5	中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第15回本邦研修	中国(12)	H22.10.11~10.19(9日)	民事訴訟法・仲裁法改善支援	

年度	回数	名称	対象国(人員)	期間	テーマ	備考
	6	第8回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(7)	H22. 10. 18～10. 29(12日)	法曹養成	
	7	第35回ベトナム法整備支援研修(MOJ)	ベトナム(7)	H22. 11. 8～11. 12(5日)	戸籍法起草支援	
	8	インドネシア裁判官人材育成強化支援研修	インドネシア(10)	H22. 11. 29～12. 3(5日)	裁判官人材育成強化支援	
	9	第3回中央アジア比較法制研究セミナー	カザフスタン(2) キルギス(3) タジキスタン(3) ウズベキスタン(3)	H22. 12. 7～12. 17(12日)	中央アジア諸国における企業法制	
	10	第36回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(7)	H22. 12. 13～12. 22(11日)	刑事訴訟法改正支援	
	11	第37回ベトナム法整備支援研修(SPC)	ベトナム(7)	H23. 1. 13～1. 21(8日)	民事訴訟法改正支援	
	12	カンボジア法整備支援研修	カンボジア(14)	H23. 2. 1～2. 10(10日)	不動産登記制度に関する省令起草支援	
	13	第1回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修	ラオス(13)	H23. 3. 14～3. 22(9日)	民法のモデル教材作成支援	1名途中帰国
平成23年度	1	第9回カンボジア法曹養成支援研修(RSJP)	カンボジア(6)	H23. 6. 20～6. 24(5日)	法曹養成	
	2	第10回カンボジア法曹養成支援研修(RSJP)	カンボジア(7)	H23. 10. 3～10. 14(12日)	法曹養成	
	3	第2回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修	ラオス(13)	H23. 10. 17～10. 28(12日)	刑事訴訟法のモデル教材作成支援	
	4	平成23年度中国国別研修「司法人材育成研修」	中国(8)	H23. 11. 7～11. 12(6日)	裁判官養成	
	5	第4回中央アジア比較法制研究セミナー	カザフスタン(3) キルギス(2) タジキスタン(2)	H23. 12. 5～12. 16(12日)	中央アジア諸国における企業法制	
	6	平成23年度中国国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」	中国(11)	H24. 1. 10～1. 16(7日)	民事訴訟法改正支援	
	7	第3回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修	ラオス(15)	H24. 1. 23～2. 3(12日)	民事訴訟法のモデル教材作成支援	
	8	第38回ベトナム法整備支援研修(MOJ)	ベトナム(15)	H24. 2. 27～3. 9(12日)	民法改正支援	
	9	第39回ベトナム法整備支援研修(SPC)	ベトナム(10)	H24. 3. 12～3. 21(10日)	裁判所組織法改正支援	

年度	回数	名称	対象国(人員)	期間	テーマ	備考
平成24年度	1	平成24年度第1回中国国別研修「行政訴訟法及び行政関連法」	中国(10)	H24. 7. 9～7. 19(11日)	行政訴訟法及び行政関連法改正支援	
	2	平成24年度第1回ネパール国別研修「民法解説書準備」	ネパール(9)	H24. 8. 13～8. 24(12日)	民法解説書作成支援	
	3	第40回ベトナム法整備支援研修(MOJ)	ベトナム(8)	H24. 9. 5～9. 12(8日)	ベトナム国家賠償法改正支援	
	4	平成24年度ネパール国別研修「事件管理」	ネパール(10)	H24. 9. 18～9. 27(10日)	裁判所能力強化支援	
	5	第41回ベトナム法整備支援研修(SPC)	ベトナム(10)	H24. 10. 1～10. 12(12日)	民事訴訟関連法等改正支援	
	6	第4回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修	ラオス(13)	H24. 10. 15～10. 26(12日)	刑事訴訟法のモデル教材作成支援	
	7	第5回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修	ラオス(12)	H24. 11. 26～12. 7(12日)	民事訴訟法のモデル教材作成支援	
	8	第5回中央アジア比較法制研究セミナー	ウズベキスタン(3) カザフスタン(3) キルギス(3) タジキスタン(3)	H24. 11. 29～12. 14(16日)	中央アジア諸国における企業法制	
	9	第42回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(15)	H24. 12. 10～12. 18(9日)	ベトナム刑事司法制度改革支援	
	10	第43回ベトナム法整備支援研修(MOJ)	ベトナム(8)	H25. 1. 9～1. 15(7日)	ベトナム民事判決執行法改正支援	
	11	平成24年度中国国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」	中国(12)	H25. 1. 28～2. 5(9日)	消費者保護法等の民事関連法改正支援	
	12	第6回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修	ラオス(19)	H25. 2. 4～2. 15(12日)	民法のモデル教材作成支援	
	13	第1回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修	カンボジア(20)	H25. 2. 18～2. 28(11日)	民法・民事訴訟法普及支援	

※ 国際民事法研修は、平成14年度までは集団研修として実施。
※ 中央アジア比較法制研究セミナーは平成20年度から地域別研修として実施。

文字の大きさ 拡大 標準
色変更・音声読み上げ・ルビ張り

検索

トップページ > 法務省の概要 > 各組織の説明 > 施設等機関 > 法務総合研究所フロントページ > 法務総合研究所国際協力部 > 活動成果、研究報告、国際研修等の紹介 > 各国のプロジェクト等紹介

各国のプロジェクト等紹介

ベトナム

ベトナムでは、1986年にドイモイ(刷新)政策が打ち出され、それまでの典型的な社会主義的計画経済から転じて市場経済の導入が決定されました。しかし、市場経済への移行は、それに適応し得るだけの法制度が整備されなければ画に描いた餅に終わることとなります。そこで、ベトナムは、同じアジアの先進国である我が国に対し、市場経済化に向けた法整備支援の要請を行いました。法務省では、この要請に応じて、1994年10月にベトナムの司法関係者を国内に招いて研修を実施したことを契機として、それ以降、ベトナムに対する法整備支援を続けてきました。

1996年からは弁護士出身の長期専門家1名が派遣され、JICA(当時の特殊法人国際協力事業団、現在の独立行政法人国際協力機構)による法整備支援プロジェクトがスタートしました。2000年からは、法務省からも2名の長期専門家(裁判官出身と検事出身の各1名)が派遣されるようになり、裁判官・検事・弁護士の長期専門家3名が首都ハノイに常駐して日常的な支援を行う体制が整いました。その後、支援対象機関は、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びベトナム弁護士連合会の4機関に広がり、活動分野も、民法、民事訴訟法、民事執行法、破産法、国家賠償法などの民事法分野のみならず刑事訴訟法などの刑事法分野にも拡大されました。また、その支援内容も、法令の起草支援にとどまることなく、法令の実際の運用に携わるいわゆる「法曹」を中心とした人材育成支援にも焦点を当てた活動が続けられてきました。

現在は、2011年4月にスタートした法・司法制度改革支援プロジェクト(フェーズ2)の実施中であり、長期専門家による現地での日常的・継続的な支援活動に加え、年間に3回程度実施される日本国内での研修や、日本の大学教授等を派遣して行われる現地セミナーなどが活動の中心となっています。同プロジェクトでは、ハノイにおける活動にとどまらず、地方都市における実務改善にも意欲的に取り組んでおり、その活動内容は今なお質・量ともに拡大を続けています。

[ベトナムに関する詳しい情報はこちら。](#)

カンボジア

カンボジアでは、1975年から1979年にかけてのポル・ポト政権による支配、その後の長期間にわたる内戦、国連カンボジア暫定統治機構(UNTAC)の活動を経て、1993年にカンボジア王国憲法が制定され、自立した国家としてのスタートを切りました。その一方で、ポル・ポト政権時代に行われた法律の廃止や、知識人の大量虐殺等により、基本法の整備が不十分で、それらを適切に解釈・運用できる法律家も乏しい状態であったため、法律の整備と法律家の育成による司法制度の確立が国家的課題となり、カンボジア政府から我が国に対して法整備支援の要請がなされました。

これを受けて、1996年から、JICA(当時の特殊法人国際協力事業団、現在の独立行政法人国際協力機構)の枠組みにより、法務省も参加してカンボジアに対する法整備支援が開始され、1999年からは、民法と民事訴訟法の起草支援のための法制度整備プロジェクトがスタートし、その成果として、2006年に民事訴訟法が、2007年に民法がそれぞれ成立しました。その後も、法制度整備プロジェクトでは、民法・民事訴訟法の普及や、民事関連法令の起草支援が続けられています。

これと並行して、2005年からは、民法・民事訴訟法が適切に解釈・運用されるようになるため、民事教育の向上を目的として、王立裁判官・検察官養成校での人材育成支援プロジェクトも開始されました。このプロジェクトでは、将来の自立的運用を目指し、カンボジアの若手裁判官の中から選出された教官候補生に対して集中的に指導を行って、その能力強化を図り、現在では同養成校出身者が教官を務めています。このプロジェクトを実施するため、法務省から裁判官出身者1名、検察官出身者延べ3名が長期専門家としてカンボジアに派遣され、教官候補生に対する指導、模擬裁判の実施、教材作成などの支援活動を行ってきました。

2012年4月から、民法・民事訴訟法の更なる普及を目的とし、カンボジアの主要法律機関である司法省、王立司法官職養成学院(前記王立裁判官・検察官養成校の上部組織)、カンボジア弁護士会、王立法律経済大学の4機関を対象として、新たな枠組みでプロジェクトがスタートし、日本の裁判官・検事・弁護士出身の長期専門家が各機関を対象としたワーキンググループを分担して指導するなどして人材育成に取り組んでいます。また、従前のプロジェクトに引き続き、民事関連法令である不動産登記共同省令の起草と普及に対する支援も行っています。

[カンボジアに関する詳しい情報はこちら。](#)

ラオス

ラオスは、1986年に「新思考(チンタナカーン・マイ)」政策を導入して自由化を進める一方、経済面では、「新経済メカニズム」を導入し、経済開放・市場経済化に向けた改革を行ってきました。そして、1997年に東南アジア諸国連合(ASEAN)に加盟した後は、世界貿易機関(WTO)への加盟を目指してきました(2012年10月にWTO理事会で加盟が承認されました。)。この間、ラオスでは、市場経済化を促進するための法整備が進められてきましたが、基本法の整備も十分ではなく、存在する法律も体系化されたものではありませんでした。また、立法手続は必ずしも効率的とはいえず、法の運用面でも統一性及び迅速性に欠けていました。こうした問題の背景には、法・司法分野における人材不足が課

法務省の概要メニュー

[法務省幹部一覧](#)

[法務省の沿革](#)

[組織図](#)

[各組織の説明](#)

[内部部局](#)

[地方支分部局](#)

[施設等機関](#)

[外局](#)

[特別の機関](#)

[所管法人](#)

[特別民法法人](#)

[関係団体](#)

[ボランティア](#)

その他のメニュー

[大臣・副大臣・政務官](#)

[広報・報道・大臣会見](#)

[所管法令等](#)

[資格・採用情報](#)

[法務省政策会議](#)

[政策・施策](#)

[政策評価等](#)

[パブリックコメント](#)

[審議会等](#)

[白書・統計](#)

[予算・決算](#)

[政府調達情報](#)

[電子入札システム](#)

[情報公開・公文書管理・個人情報保護](#)

[行政手続の案内](#)

[法令適用事前確認手続](#)

[オンライン申請](#)

[ご意見・ご提案](#)

[相談窓口](#)

[その他](#)

題として存在すると指摘されてきました。

このような中、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、技術プロジェクトの一環として、2003年から2007年にかけて、(1)民法及び商法の教科書作成支援、(2)民事判決書マニュアル及び検察官マニュアル作成支援等を実施することになり、国際協力部では、長期・短期の専門家を現地に派遣するなどして協力しました。

その後も、当部では、JICA、名古屋大学等と協力して、ラオス支援のニーズを把握するため、現地調査等続け、これを踏まえ、2010年7月から、新たにJICAの「ラオス法律人材育成強化プロジェクト」(4年間)が開始されました。

このプロジェクトは、ラオスの法務・司法関係機関職員、法学教育・研修機関等が、ラオスの民法、民事訴訟法及び刑事訴訟法について、理論と実務を関連付けて分析し、その結果を教材としてまとめ(2012年8月には、民法典起草支援もプロジェクトの内容に加わりました。)、さらに、普及活動を行うことを通じて、ラオスの法学教育や実務を改善する人的・組織的能力の向上を目指すものです。当部では、このプロジェクトのために教官を長期・短期の専門家として現地に派遣しているほか、日本での研修を受け入れるなど全面的に協力しています。

[ラオスに関する詳しい情報はこちら。](#)

インドネシア

約2億3800万人の人口を擁するインドネシアは、近年、着実な経済成長を続けており、更なる経済発展を支える基盤として、法制度、司法制度の整備を必要としています。

国際協力部では、インドネシア政府からの支援要請に基づき、独立行政法人国際協力機構(JICA)及び財団法人国際民商事法センター(ICCLC)等と協力して、2007年3月から2年間にわたって、(1)裁判所における和解・調停制度に関する最高裁判所規則の改正支援、(2)調停人養成に必要な仕組みの改善支援、(3)裁判所における和解・調停制度の広報支援を内容とする和解・調停制度強化支援プロジェクトを実施しました。

同プロジェクトの終了後も、インドネシア最高裁判所からは引き続き日本の法制度や経験から学びたいとの要望が寄せられたため、2010年4月以降は、法務省独自の取組みとして、裁判官を日本に招いて人材育成制度の共同研究を行うなどして、裁判官研修制度の改善に協力しています。

[インドネシアに関する詳しい情報はこちら。](#)

中央アジア

国際協力部では、ウズベキスタン共和国最高経済裁判所からの支援要請に基づき、独立行政法人国際協力機構(JICA)等の関係機関及び日本の倒産法専門家等の御協力をいただき、2004年から、ウズベキスタン倒産法注釈書の作成支援を実施し、2007年3月に同注釈書ロシア語版、同年9月にウズベク語及び日本語版、翌2008年3月に英語版がそれぞれ発刊されました。

また、2008年度から、カザフスタン、キルギス、タジキスタン及びウズベキスタンを対象国として「中央アジア諸国における企業法制」をテーマとする地域別研修「中央アジア地域法制比較研究セミナー」を実施しています。

[中央アジアに関する詳しい情報はこちら。](#)

中国

中国は、1949年に中華人民共和国として社会主義国家を建設しましたが、1990年代には社会主義を維持しながらも市場経済を本格導入し、2001年には世界貿易機関(WTO)に加盟して、現在、市場経済に適した法整備を進めています。

日本と中国とは隣国どうして、古来より密接な関係がありましたし、近年は中国に進出する日本企業も数多く、中国との関わりがますます深まっていることから、中国で公正な市場経済に適した法律が整備されることは日本側にも重要な関心事項でした。他方、中国側も、明治以降に近代法を整備して戦後には先進国入りした日本の法制度に強い関心があったことから、2006年、日本に対し、民事訴訟法等の改正にあたって、日本の知見を提供して欲しいとの支援要請を行いました。

これを受けて、国際協力部では、独立行政法人国際協力機構(JICA)等と協力し、2007年から、民事訴訟法及び仲裁法、民事関連法の立法支援を実施し、さらに2012年からは支援対象を拡大し、行政訴訟法、行政関連法の立法支援を実施しています。支援の中心は、現地でのセミナーや日本での研修を実施して日本の知見を提供することですが、これらの支援の結果、中国で2009年に権利侵害責任法(不法行為法)、2010年に涉外民事関係法律適用法(国際私法)が制定され、2012年に中国民事訴訟法が改正されるなどの成果が挙がっています。

[中国に関する詳しい情報はこちら。](#)

韓国

国際協力部では、日本の法務省・法務局及び裁判所に勤務する職員並びに韓国の大法院・各級法院に勤務する職員を対象に、両国の制度の発展と実務の改善に寄与させるとともに、両国間のパートナーシップを醸成することを目的として、「日韓パートナーシップ研修」を2001年から毎年1回日韓両国で約10日間ずつ実施しています。この研修では、所掌業務に関する両国の制度上及び実務上の問題点に関する意見交換等を行っています。

[韓国に関する詳しい情報はこちら。](#)

東ティモール

東ティモールは、1975年にポルトガル植民地支配から脱しましたが、その直後インドネシアに侵攻され、長い紛争後の2002年によりやく独立を果たした、21世紀最初の独立国です。独立後は国連等国際機関や先進国の支援を受けながら国づくりを進めており、現在は、ASEAN加盟を目指して国づくりの基盤となる法整備に取り組んでいます。

しかし、法整備を行うにしても、東ティモールでは法整備を行う人材や情報、経験が極端に不足しているため、外国の支援なくして法整備を進めるのは困難です。

このような背景から、国際協力部では、2009年から東ティモール司法省の法案起草担当職員に対し、政策立案及び起草に関する知識・ノウハウを習得することを目的とした立法能力強化支援を実施しています。これまで、日本での研修や現地でのセミナーを通じて、立法技術に関する研修のほか、「逃亡犯罪人引渡法」や「違法薬物取引取締法」「調停法」などを研修題材として取り上げたワークショップを実施し、東ティモールの法案起草担当者が、単なる外国法のコピーアンドペーストではなく、自らの手で自国法を起草する能力の育成を支援しています。

ネパール

ネパールは、民主化運動を経て、2008年5月に王政廃止と連邦民主制への移行を宣言し、その後、制憲議会により憲法制定作業を進めています。また、これと並行して、法制度の抜本的な近代化を目指し、19世紀に制定され、現在もなお効力を有する「ムルキ・アイン法典」(民事実体法・民事手続法・刑事実体法・刑事手続法の4分野を包摂する法典)の分割改正作業に着手し、2011年には民法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法・量刑法・調整法の各法案が制憲議会に提出されるに至りました。

国際協力部では、ネパールの民主化への歩みを支援するため、JICAなどと協力しながら「民主化プロセス支援プログラム」として、民法や民法解説書作成に関する研修を実施しています。そのほか、ネパールでは、訴訟遅延が大きな問題となっていることから、2012年には、裁判官などを対象に、「事件管理」をテーマとした研修も実施しており、今後も、同様の研修を継続する予定です。また、民事法分野だけでなく、国際協力部独自の支援として、ネパールの検事総長府との間で、刑事司法に関する共同研究も実施しています。

ミャンマー

ミャンマーは、2011年3月に、長らく続いていた軍事政権から民政移管を遂げて新政府を樹立した上、民主化された近代国家を築くためにはグッド・ガバナンスとクリーン・ガバメントを確立することが最重要であるとして、法の支配の徹底を課題に挙げ、以後、種々の政策を押し進め、着実に民主化への道を歩んでいます。

日本政府も、そのようなミャンマーの改革努力を評価し、2012年4月、日ミャンマー首脳会談において、「ミャンマーの民主化及び国民和解、持続的発展に向けた改革努力を後押しするため、それら改革の配当を広範な国民が実感できるよう支援を実施する。」旨の支援方針を表明しました。法制度整備支援は、「経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援」として、ミャンマーの民主化・経済改革を後押しするとともに、日本企業を含む外国投資の環境整備にも資する重要な協力の一つです。

そして、2012年8月には、財務省財務総合政策研究所がミャンマー中央銀行をカウンターパートとして、同国における資本市場育成を目的とした協力に関する覚書を締結し、国際協力部をはじめ、金融庁、大学関係者、法曹関係者、東京証券取引所、大和総研、独立行政法人国際協力機構(JICA)などと連携しながら、官民を挙げて、証券取引関連法令の策定及び関連する人材育成に協力しています。

また、当部は、2012年に現地調査を実施したほか、ミャンマーから連邦最高裁判所長官をはじめとした方々を日本に招へいして、調査を実施しました。2013年度からは、JICAなど関係各機関と連携しながら、連邦法務長官府や連邦最高裁判所をカウンターパートとして、起草支援や人材育成支援の分野で、積極的に協力を押し進めていく予定となっています。

この記事に関する問い合わせ先

〒553-0003

大阪市福島区福島1-1-60大阪中之島合同庁舎

法務省法務総合研究所国際協力部

TEL 06-4796-2153

FAX 06-4796-2157

E-mail icdmoi@moj.go.jp

平成24年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等		(法務省24-(19))			
施策名	施設の整備（周南法務総合庁舎整備等事業）				
政策体系上の位置付け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 (VII-14-(2))				
施策の概要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備を行う。				
施策の予算額・執行額等	区分	17年度	18年度		
	状況 (千円)	当初予算(a)	560,328	949,772	
		補正予算(b)	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	
		合計(a+b+c)	560,328	949,772	
執行額(千円)	560,328	949,772			
政策評価実施時期	平成25年8月	担当部局名	大臣官房施設課		
評価方式	事業評価方式				

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

周南法務総合庁舎の旧庁舎は昭和35年に建築された鉄筋コンクリート造3階建ての建物であったが、経年による老朽化が著しく、外壁の浮き・亀裂が生じて雨漏りが随所に見られるほか、内壁及び床の亀裂が多数認められる状況にあった。

また、汚水管についても老朽化が原因で目詰まりを生じており、来庁者から苦情を受けるとともに、職員にも不便を来たしていた。

さらに、職員数の増加やOA機器等の増加により調室や事務室等が面積不足となり、執務に支障を来たしていたことから、早期の建替えが必要であった。

(2) 目的・目標

新営の必要に迫られている法務総合庁舎の整備をすることによって、老朽及び面積不足の解消を図るとともに、業務効率の改善、利用者へのサービスの向上を図る。

(3) 具体的内容

事業場所：山口県周南市岐山通り1丁目5番

事業時期：平成17年度から（平成19年度から供用開始）

延べ面積：約4,800㎡

入居官署：山口地方検察庁周南支部・周南区検察庁
山口刑務所周南拘置支所

3. 事前評価の概要

「大臣官房施設課における事業評価の概要¹⁾」（以下「旧システム」という。）に基づき、次のとおり評価を行った。

(1) 必要性

ア 検察庁

事業の計画の緊急性 105点（老朽、面積不足）

※ 事業の計画の緊急性（必要性）に関する評点が基準レベルである100点以上のものを緊急性（必要性）のある事業とする。

※ 事業の緊急性とは、現状施設の老朽度、面積不足、事務所の借用、庁舎の分散、

都市計画の関係、立地条件の不良、衛生条件の不良、施設の不備、法令等の状況を点数化したものである。

イ 拘置支所

事業の緊急性・優先性 109点（老朽、面積不足）

※ 事業の計画の緊急性・優先性（必要性）に関する評点が基準レベルである100点以上のものを緊急性・優先性（必要性）のある事業とする。

※ 事業の緊急性・優先性とは、現状施設の老朽度、面積不足、収容能力、施設の不備、都市計画法・建築基準法との適合の状況を点数化したものである。

(2) 効率性

事業の効果（費用対効果） 2.2

※ 事業の効果が基準レベルである1以上のものを効果のある事業とする。

※ 事業の効果とは、以下を総合した数値である。

① 検察庁支部部分の総費用（初期費用、維持修繕費）に対する建物の新営による効果（利用者の利便、地域への寄与、安全の確保、環境への配慮）及び検察庁としての加算効果（来庁舎対応機能の充実、被害者への配慮、業務効率・適切な業務の遂行、防犯性の向上、位置の改善）を比較した数値

② 拘置支所部分の総費用に対する建物新営による効果（安全性の向上、業務効率・処遇改善、建物価値の向上、過剰収容、環境への配慮、地域への寄与）を比較した数値

(3) 有効性

ア 検察庁

計画の妥当性 133点

※ 計画の妥当性に関する評点が基準レベルである100点以上であるものを妥当性のある事業とする。

※ 計画の妥当性とは、以下に係る評価を視点にして、その効果を点数化したものである。

① 位置（用地取得の見込み、災害防止・環境保全、アクセスの確保、都市計画・土地利用計画との整合性、敷地形状）

② 規模（建築物の規模、敷地の規模）

③ 構造（単独庁舎、総合庁舎としての整備条件、機能性等）

イ 拘置支所

計画の妥当性 100点

※ 計画の妥当性に関する評点が基準レベルである100点以上であるものを妥当性のある事業とする。

※ 計画の妥当性とは、以下に係る評価を視点にして、その効果を点数化したものである。

① 地域との調和（周辺環境との調和、景観への配慮、安全性への確保）

② 業務の効率化（来訪者対応機能の充実、円滑な業務の遂行、被収容者の処遇・生活環境の改善、職員の執務環境の向上）

③ 環境負荷の小さな施設づくり（周辺環境への配慮、ライフサイクルコストの低減・省エネ・省資源、環境負荷の少ない材料の選択）

④ フレキシビリティの向上（構造体の長寿命化、将来の機能変化への柔軟な対応）

(4) 総合的評価

以上（1）（2）（3）より、新規事業採択の要件を満たしていた。

4. 評価手法等

事後評価については、施設の供用開始から5年経過した後、「法務省大臣官房施設課に

おける事業評価システム[※]」(以下「新システム」という。)に基づき、「業務を行うための基本機能」(以下「B1」という。)と「政策及び重点施策に基づく付加機能」(以下「B2」という。)の2つの観点から「事業計画の効果」について評価する。

具体的には、B1については、事前評価において評価指標とした「計画の妥当性」の各項目について効果の有無を確認する。

※ 「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」(別添1)の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合わせ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)とし、評点が100点以上あることを確認する。

また、B2については、事前評価において評価指標としていないが、「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」(別添2)により、各分類ごとにその取組状況の評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認する。

なお、事前評価において評価指標とした「事業の緊急性・優先性」及び「事業の効果(費用対効果)」(新システムにおいては、「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」とそれぞれ名称を変更している。)については、当該事業の採否に当たり評価すべき観点であることから、原則として事後評価における評価指標としない。

5. 事後評価の内容

(1) 事業の情報となる項目(費用, 施設の利用状況, 事業期間等)の変化

事業は総額約15億円で平成17年度から平成18年度にかけて実施し、平成18年度に完成した。新規事業採択時の計画は、老朽及び面積不足の解消、業務効率の改善並びに利用者へのサービスの向上を図るものであったが、現地建替により、計画どおりに完了できた。

(2) 事業の効果の発現状況

「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」(別添1)、「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」(別添2)及び「周南法務総合庁舎(事後評価説明資料)」(別添3)のとおり、事後評価を行った。主な評価結果については以下のとおりである。

- ・業務を行うための基本機能(B1評価): 133点
業務を行うために必要な基本機能を満たしていることが確認できる(別添1参照)。
- ・政策に基づく付加機能(B2評価): 人権, 環境保全性, 保安性(以上評価A), 地域性, ユニバーサルデザイン, 防災性, 耐用・保全性(以上評価B)(別添2参照)
- ・周南法務総合庁舎は適切な規模の敷地に新庁舎を新営できたことで面積不足の解消を達成できた。

(3) 事業実施による環境の変化

環境保全性(評価A)の結果から、敷地外環境への負荷も抑えられており、特に問題はない。

(4) 総合的評価

以上(1)(2)(3)より、事業の目的をおおむね果たしていると判断できる。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

(2) 実施方法

(3) 意見及び反映内容の概要

ア [意見]

[反映内容]

7. 施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

9. 備考

【行政事業レビュー点検結果の平成26年度予算概算要求への反映内容】

*1 「大臣官房施設課における事業評価の概要」

大臣官房施設課における政策評価を迅速かつ適正に実施していくため、平成12年度に策定したものである。なお、平成20年度まで同概要に基づき評価を行っている。

*2 「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」

旧システムの評価手法の一部を平成21年度に見直して策定したものである。なお、平成21年度からは、新システムに基づき評価を行っている。

5 事業計画の効果 (B1)

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数				評点		
位置		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5	
	用地取得の見込	取得済み	固有地の所管管予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定	1.1
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件が災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある	1.1
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし	1.1
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない	1.0
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全、円滑に出入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない		1.0
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている		規模と業務内容等との関連が不明確		規模未定	1.0
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある				1.0
構造	単独庁舎、		単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要	
	総合庁舎		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない	1.0
	としての整備条件		標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要機能が満足される計画である		適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要機能が満足されないおそれがある		1.0
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている						
評点 (各係数の積 × 100倍)							133	

別添 2

6 事業計画の効果（B2）

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	人権	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	防災性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	保安性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている

別添3

周南法務総合庁舎 (事後評価説明資料)

法務省大臣官房施設課

①

◆施設外観



①

◆立地概要



目次

1. 事業概要

- 1-i 事業の背景
- 1-ii 事業の目的
- 1-iii 施設概要

2. 効果の発現状況

- 2-i 業務を行うための基本機能(B1)
- 2-ii 政策に基づく付加機能(B2)

3. まとめ

3

1. 事業概要

1- i 事業の背景

周南法務総合庁舎の旧庁舎は昭和35年に建築された建物であるが、経年による老朽化が著しく、外壁の浮き・亀裂が生じて雨漏りが随所に見られるほか、内壁及び床の亀裂が多数認められる状況にあった。

また、汚水管についても老朽化が原因で目詰まりを生じており、来庁者から苦情を受けるとともに、職員にも不便を来たしていた。

さらに、職員数の増加やOA機器等の増加により調室や事務室等が面積不足となり、執務に支障を来たしている状況にあった。

入居官署		老朽	面積不足	立地の不良	施設の不備
山口地方検察庁	周南支部・周南区検察庁	◎	○		
山口刑務所	周南拘置支所	◎	○		

周南法務総合庁舎(旧庁舎)



○: 該当する問題点
◎: 上記のうち主となるもの

4

1- ii 事業の目的

○老朽・面積不足等の解消

新営の必要に迫られている法務総合庁舎の整備をすることによって、老朽及び面積不足の解消を図るとともに、業務効率の改善、利用者へのサービスの向上を図る。

5

1- iii 施設概要

○施設概要

敷地面積：約2,695㎡

延床面積：約4,800㎡

構造規模：RC造・地上6階

設計期間：平成16年6月～
平成17年8月

建設期間：平成17年9月～
平成19年3月

総事業費：約15億円



○入居官署

- ・山口地方検察庁周南支部, 周南区検察庁
- ・山口刑務所周南拘置支所

⑥

2. 効果の発現状況

2- i 業務を行うための基本機能(B1)

2- ii 政策に基づく付加機能(B2)

⑦

2- i 業務を行うための基本機能(B1)

分類	評価項目	評価	
位置	用地取得の見込	1.1	現地建替
	災害防止・環境保全	1.1	自然条件が災害防止・環境保全上良好
	アクセスの確保	1.1	周辺に道路・鉄道等が整備済み
	都市計画・土地利用計画等との整合性	1.0	都市計画等と整合
	敷地形状	1.0	敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している
規模	建築物の規模	1.0	業務内容に応じ、適切な規模が設定されている
	敷地の規模	1.0	建築物の規模に応じ適切な規模となっている
構造	単独庁舎、総合庁舎としての整備条件	1.0	総合庁舎としての整備条件が整っている
	機能性等	1.0	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設に必要な機能等が満足される計画である
評点		133	≥ 100

⇒ 業務を行うための基本機能を満足している

※新規事業採択時:133点(検察庁) 100点(拘置支所)
(旧評価手法「妥当性の評価」)

8

2- ii 政策に基づく付加機能(B2)

(○:今回事業における該当評価)

分類	評価項目	地域性	評価	
社会性	地域性	〈施策例〉 ・自治体・近隣施設等との連携 ・地域住民との連携 ・既存建築物(歴史的建築物)の有効利用 ・地域性のある材料の採用 ・緑地・オープンスペースの設置 ・地域に開放された施設の設置 ・周辺の自然環境への配慮 ・ 周辺の都市環境への配慮 ・地域の防犯への配慮 ・地域住民の生活への配慮 ・ 景観への配慮	3つ該当	A
	人権		2つ該当	○B
環境保全性	環境保全性			
機能性	ユニバーサルデザイン(建物内)		1つ該当 又は該当なし	C
	防災性			
	保安性			
経済性	耐用・保全性			

周辺の都市環境への配慮

壁面線の後退



北側道路からの圧迫感を軽減している

景観への配慮

鉄格子を見せない外観



外部から見て拘置施設と感ぜさせない

9

2- ii 政策に基づく付加機能(B2)

(○:今回事業における該当評価)

分類	評価項目	人権	評価
社会性	地域性	〈施策例〉 ・地域住民の人権に配慮した建物計画 ・被害者・被疑者・被収容者・保護観察対象者等の人権に配慮した建物計画 ・来庁者の人権に配慮した建物計画	2つ該当
	人権		1つ該当
環境保全性	環境保全性		該当なし
機能性	ユニバーサルデザイン(建物内)	被害者の人権に配慮した建物計画	被害者と来庁者の入口を分離 来庁者の人権に配慮した建物計画 来庁者(犯罪被害者)のためのカウンセリング室の設置
	防災性		
	保安性		
経済性	耐用・保全性		



10

2- ii 政策に基づく付加機能(B2)

(○:今回事業における該当評価)

分類	評価項目	環境保全性	評価
社会性	地域性	〈施策例〉 ・ 省エネ機器・システムの導入 ・屋上緑化・水の循環利用・自然エネルギーの活用 ・ グリーン購入法の全面的な対応 ・断熱性の向上・ 環境性能の高いエネルギーの採用	3つ該当
	人権		2つ該当
環境保全性	環境保全性		1つ該当 又は該当なし
機能性	ユニバーサルデザイン(建物内)	省エネ機器・システムの導入 高効率照明器具(HF照明)の採用	グリーン購入法の全面的な対応 氷蓄熱式空調機器の採用 高効率変圧器の採用 衛生器具自動水栓の採用 小便器自動洗浄装置の採用 通常の変圧器よりもエネルギー消費効率が良く、地球環境に優しく省エネに適した機器 環境性能の高いエネルギーの採用 都市ガスの採用
	防災性		
	保安性		
経済性	耐用・保全性		

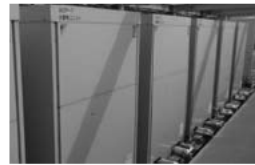


高効率変圧器の採用



通常の変圧器よりもエネルギー消費効率が良く、地球環境に優しく省エネに適した機器

環境性能の高いエネルギーの採用
都市ガスの採用



氷蓄熱式空調機器の採用



11

2- ii 政策に基づく付加機能(B2)

(○:今回事業における該当評価)

分類	評価項目	ユニバーサルデザイン	評価
社会性	地域性	〈バリアフリー法における規定〉 ・「建築物移動円滑化誘導基準」(望ましい規定)に基づく ・「建築物移動円滑化基準」(法令規定)の他、一部「望ましい規定」も付加	望ましい規定以上
	人権		法令規定以上
環境保全性	環境保全性		法令規定どおり
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	設置が義務付けられる施設(例)	
	防災性	望ましい規定	表示を施した障がい者用駐車場
	保安性	オストメイトを備えた障がい者用便所	幅140cm以上 手すり(両側) けあげ・路面の規定
経済性	耐用・保全性	法令規定	手すり
		表示を施した障がい者用駐車場	障がい者用便所
※今回の施設は「法令規定以上」に基づき整備 表示を施した障がい者用駐車場 障がい者用便所 手すり			

12

2- ii 政策に基づく付加機能(B2)

(○:今回事業における該当評価)

分類	評価項目	防災性	評価
社会性	地域性	〈施策例〉 ・地震被害を軽減させる構造の採用 ・電気室をGLより高め又は2階以上に設置 ・止水板の設置 ・雷保護の高性能化・災害時の対策 ・非常用飲料水の確保・ 停電対策 ・ 保管室の防火性能の確保	3つ該当
	人権		2つ該当
環境保全性	環境保全性		1つ該当 又は該当なし
機能性	ユニバーサルデザイン (建築物内)	停電対策 保管室の防火性能の確保	
	防災性	自家発電(運転時間10時間)	保管室にシャッターを設置
	保安性		
経済性	耐用・保全性		

13

2- ii 政策に基づく付加機能(B2)

(○ : 今回事業における該当評価)

分類	評価項目	保安性	評価
社会性	地域性	〈施策例〉 ・ 保安性の確保 ・ 被疑者、被収容者等の監視を容易にする工夫 ・保管室の防犯性能の確保	2つ該当 (A)
	人権		1つ該当 (B)
環境保全性	環境保全性		該当なし (C)
機能性	ユニバーサルデザイン (建築物内)	〈施策例〉 ・ 更新性の高い設備室 ・清掃を容易にする工夫 ・ メンテナンスを容易にする工夫 ・増築可能な建物配置	3つ該当 (A)
	防災性		2つ該当 (B)
	保安性		1つ該当 又は該当なし (C)
経済性	耐用・保全性		

更新性の高い設備室



車両の寄付きが容易な位置に配置し、機器の更新を考慮した扉としている。

メンテナンスを容易にする工夫



職員通路の真下に配管を通しており、配管の詰まり等のメンテナンスを容易にしている。

14

2- ii 政策に基づく付加機能(B2)

分類	評価項目	評価	
社会性	地域性	B	・周辺の都市環境への配慮 ・景観への配慮
	人権	A	
環境保全性	環境保全性	A	・省エネ機器・システムの導入 ・グリーン購入法の全面的な対応 ・環境性能の高いエネルギーの採用
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	B	・法令規定以上
	防災性	B	・停電対策 ・保管室の防火性能の確保
	保安性	A	・保安性の確保 ・被疑者、被収容者の監視を容易にする工夫
経済性	耐用・保全性	B	・更新性の高い設備室 ・メンテナンスを容易にする工夫

評価	取組み状況
A	特に充実した取組がなされている。
B	充実した取組がなされている。
C	一般的な取組がなされている。

(施設の特性)
都市中心部の施設で、執務に必要な空間と周辺環境に配慮した施設整備が図られた

取組み内容は
事業の特性と合致している



政策に基づく付加機能は
適切に反映されている

15

3. まとめ

◆老朽・面積不足等の解消

庁舎の建替により、老朽・面積不足等が解消された。

◆位置、規模及び構造に関する基準を満足する施設の整備

事業計画の効果に関する評価(B1,B2)により、当該基準を満足する整備がされたと判断できる。

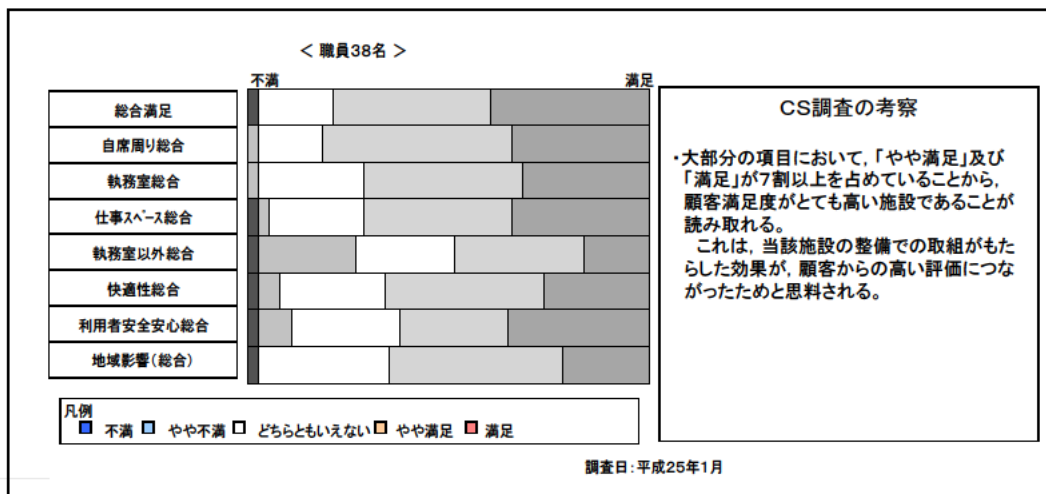
事業の目的をおおむね果たしていると判断できる。

16

4. 参考資料

(参考資料)

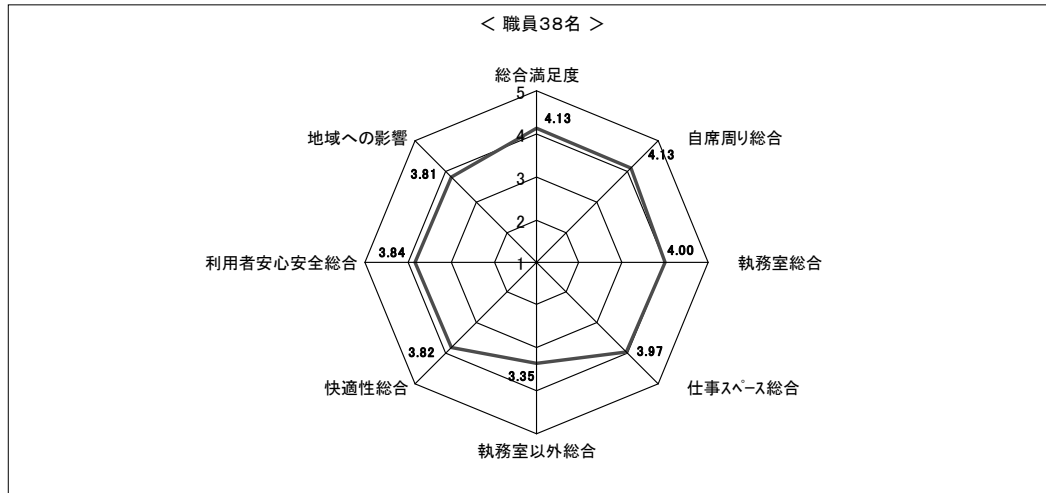
4- i CS調査(顧客満足度調査)



17

(参考資料)

4- i CS調査(顧客満足度調査):レーダーチャート



18

平成24年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等 (法務省24-(20))

施策名	施設の整備（美祢社会復帰促進センター整備事業）					
政策体系上の位置付け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 (VII-14-(2))					
施策の概要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備を行う。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	状況 (千円)	当初予算(a)	740,468	802,848	865,228	865,228
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	—	/
		合計(a+b+c)	740,468	802,848	—	
執行額(千円)	740,467	802,847	—			
政策評価実施時期	平成25年8月	担当部局名	大臣官房施設課			
評価方式	事業評価方式					

※施策の予算額・執行額等は平成19年度～平成36年度において措置されており、上記表以外の年度については、5. 事後評価の内容（1）事業の情報となる項目に記載している。

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

事業計画時、犯罪情勢の悪化等に伴い刑事施設¹⁾には多くの被収容者が収容され、平成4年度には4万人台であった被収容者数は、平成16年度では、7万3千人を超えるなど著しく増加し、ほとんどの施設で収容人員が収容定員を上回る過剰収容状態となっていた。この傾向は、刑務所において特に顕著であり、平成16年6月末時点の収容率は115パーセントを超え、受刑者に対する適正な刑の執行と改善更生のための処遇が困難な状況となっていた。

(2) 目的・目標

著しい過剰収容状態とそれに伴う処遇環境の悪化等を速やかに緩和、解消し、適正な収容状態を確保することを目的に、新たな刑務所を整備する。

(3) 具体的内容

事業場所：山口県美祢市豊田前町

事業時期：平成17年度から（平成19年度から運営開始）

延べ面積：約46,000m²

整備手法：PFI²⁾事業による整備

3. 事前評価の概要

「大臣官房施設課における事業評価の概要³⁾」（以下「旧システム」という。）に基づき、次のとおり評価を行った。

(1) 必要性

事業の緊急性・優先性 100点

※ 事業の計画の緊急性（必要性）に関する評点が基準レベルである100点以上のものを緊急性・優先性（必要性）のある事業とする。

※ 事業の緊急性・優先性とは、法令等、新たな行政需要、機構新設の状況を点数化したものである。

(2) 効率性

事業の効果（費用対効果） 1.8

事業の効果が基準レベルである1以上のものを効果のある事業とする。

事業の効果とは、総費用（初期費用、維持修繕費）に対する建物の新営による効果（安全性の向上、業務効率・処遇改善、建物価値の向上、過剰収容、地域への寄与）を比較した数値である。

(3) 有効性

計画の妥当性 110点

※ 計画の妥当性に関する評点が基準レベルである100点以上のものを妥当性のある事業とする。

※ 計画の妥当性とは、以下に係る評価を視点にして、その効果を点数化したものである。

- ① 地域との調和（周辺環境との調和、景観への配慮、安全性の確保）
- ② 業務の効率化（来訪者対応機能の充実、円滑な業務の遂行、刑務作業の充実、社会復帰体制の充実、被収容者の処遇・生活環境の改善、職員の執務環境の向上）
- ③ 環境負荷の小さな施設づくり（周辺環境の配慮、ライフサイクルコストの低減・省エネ・省資源、環境負荷の少ない材料の選択）
- ④ フレキシビリティの向上（構造体の長寿命化、将来の機能変化への柔軟な対応）

(4) 総合的評価

以上（1）（2）（3）より、新規事業採択の要件を満たしていた。

4. 評価手法等

事後評価については、施設の供用開始から5年経過した後、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム^{※4}」（以下「新システム」という。）に基づき、「業務を行うための基本機能」（以下「B1」という。）と「政策及び重点施策に基づく付加機能」（以下「B2」という。）の2つの観点から「事業計画の効果」について評価する。

具体的には、B1については、事前評価において評価指標とした「計画の妥当性」の各項目について効果の有無を確認する。

※ 「事業計画の効果（B1）に関する評価指標」（別添1）の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合わせ、100倍した数値を事業計画の効果（B1）とし、評点が100点以上あることを確認する。

また、B2については、事前評価において評価指標としていないが、「事業計画の効果（B2）に関する評価指標」（別添2）により、各分類ごとにその取組状況の評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認する。

なお、事前評価において評価指標とした「事業の緊急性・優先性」及び「事業の効果（費用対効果）」（新システムにおいては、「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」とそれぞれ名称を変更している。）については、当該事業の採否に当たり評価すべき観点であることから、原則として事後評価における評価指標としない。

5. 事後評価の内容

(1) 事業の情報となる項目（費用、施設の利用状況、事業期間等）の変化

PFI方式（BOT方式^{※5}）による事業で総事業費は約150億円（維持管理・運営費は除く）、事業期間は平成17年度から平成36年度である。施設は平成19年度に完成した。新規事業採択時の計画は、全国的な過剰収容状態とそれに伴う処遇環境の悪化等を速やかに緩和、解消し、適正な収容状態を確保することを目的に、新たな刑務所を整備するものであり、山口県美祢市に整備することで計画どおりに施設が完成した。また、維持

管理運営事業は平成36年度まで継続中である。

区分	19年度	20年度	21年度	26年度	27年度	28年度	29年度
当初予算	740,468	740,468	740,468	865,228	865,228	865,228	865,228
執行額	740,467	740,467	740,467				

区分	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
当初予算	865,228	865,228	865,228	865,228	865,228	865,228	865,222
執行額							

(千円)

(2) 事業の効果の発現状況

「事業計画の効果（B1）に関する評価指標」（別添1）、「事業計画の効果（B2）に関する評価指標」（別添2）及び「美祢社会復帰促進センター（事後評価説明資料）」（別添3）のとおり、事後評価を行った。主な評価結果については以下のとおりである。

- ・業務を行うための基本機能（B1評価）：133点
業務を行うために必要な基本機能を満たしていることが確認できる。
- ・政策に基づく付加機能（B2評価）：地域性（評価A）は特に充実した取組がなされている。人権（評価B）、環境保全性（評価B）、ユニバーサルデザイン（評価B）、保安性（評価B）、耐用・保全性（評価B）について充実した取組がなされている。
- ・美祢社会復帰促進センターの新設により、著しい過剰収容状態とそれに伴う処遇環境の悪化等の緩和を図ることができた。

(3) 事業実施による環境の変化

環境保全性（評価B）の結果から、敷地外環境への負荷も抑えられており、特に問題はない。

(4) 総合的評価

以上（1）（2）（3）より、事業の目的をおおむね果たしていると判断できる。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

(2) 実施方法

(3) 意見及び反映内容の概要

ア [意見]

[反映内容]

7. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

9. 備考

【行政事業レビュー点検結果の平成26年度予算概算要求への反映内容】

*1 「刑事施設」

刑務所，少年刑務所及び拘置所の総称。

*2 「P F I」

P F I (Private Finance Initiative) とは，民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（P F I 法）に基づき実施され，公共施設等の建設，維持管理，運営等を民間の資金，経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法のことである。

*3 「大臣官房施設課における事業評価の概要」

大臣官房施設課における政策評価を迅速かつ適正に実施していくため，平成12年度に策定したものである。なお，平成20年度まで同概要に基づき評価を行っている。

*4 「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」

旧システムの評価手法の一部を平成21年度に見直して策定したものである。なお，平成21年度からは，新システムに基づき評価を行っている。

*5 「B O T方式」

B O T (Build Operate Transfer) とは，P F I 事業者が施設の設計・建設を行い，維持・管理及び運営し，事業終了後に国に所有権を移転する方式。

5 事業計画の効果 (B1)

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数				評価点
		1.1	1	0.9	0.8	
位置	用地取得の見込	取得済み、新規購入	固有地の所管管予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの	条件整備により都市計画等との整合が可能	建設までの用地取得計画が不明確	0.5 敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる	自然条件が災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件が災害防止・環境保全上著しい支障がある	1.1 自然条件が災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり			1.1 整備の見込なし
規模	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合			1.0 都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全、円滑に出入りできる構造の道路等に接している	敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない	1.0
	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている	規模と業務内容等との関連が不明確	規模未定	1.0
構造	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある		1.0
	単独庁舎、総合庁舎としての整備条件	単独庁舎としての整備が適当	総合庁舎としての整備条件が整っている		総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要	1.0 総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要機能が満足される計画である	適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある	1.0
<p style="text-align: center;">評価点 (各係数の積 × 100倍)</p>						133

別添 2

6 事業計画の効果 (B2)

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	人権	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	防災性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	保安性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている

別添3

美祢社会復帰促進センター (事後評価説明資料)

法務省大臣官房施設課

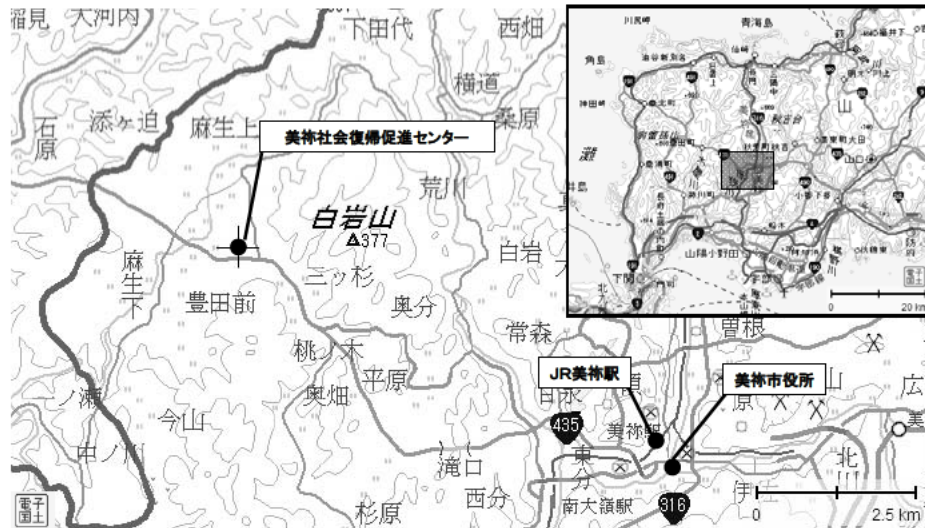
①

◆施設外観



①

◆立地概要



②

目次

1. 事業概要
 - 1-i 事業の背景
 - 1-ii 事業の目的
 - 1-iii 施設概要
2. 効果の発現状況
 - 2-i 業務を行うための基本機能(B1)
 - 2-ii 政策に基づく付加機能(B2)
3. まとめ

③

1. 事業概要

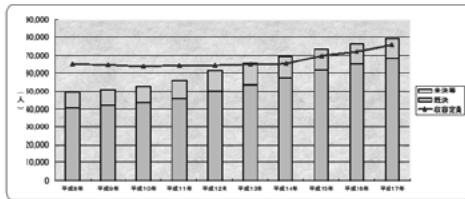
1-i 事業の背景

事業計画時、犯罪情勢の悪化等に伴い刑事施設には多くの被収容者が収容され、平成4年度には4万人台であった被収容者は、平成16年6月時点で7万3千人を超えるなど著しく増加し、ほとんどの施設で収容人員が収容定員を上回る過剰収容状態となっていた。

この傾向は、刑務所において特に顕著であり、平成16年6月の収容率は115%を超え、受刑者に対する適正な刑の執行と改善更生のための処遇が困難な状況であった。

刑事施設の年末収容人員の推移
(平成8年～平成17年)

	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
収容定員	64,775	64,454	63,655	64,164	64,141	64,727	65,264	69,894	72,382	71,643
収容人員	49,419	50,957	52,715	56,133	61,263	66,569	69,563	73,724	76,413	75,653
男性	40,510	41,868	43,464	45,606	50,138	53,847	57,451	61,551	64,301	64,310
女性等	8,899	9,089	9,249	10,527	11,146	11,861	12,051	12,200	11,812	11,739
収容率	76.3%	79.0%	82.8%	87.3%	95.7%	102.7%	106.6%	106.9%	105.6%	105.6%



(注) 鑑別所及び労務研修施設を、未決等には別添、更生人、死刑確定者等の人員を計上している。

資料1



資料:法制審議会被収容人員適正化方案に関する部会第1回会議(H18.9.28開催)配布資料より

4

1-ii 事業の目的

○過剰収容等の解消

著しい過剰収容状態とそれに伴う処遇環境の悪化等を速やかに緩和、解消し、適正な収容状態を確保することを目的に、新たな刑務所を整備する。

5

1- iii 施設概要

○施設概要

敷地面積：約280,622㎡

延床面積：約45,702㎡

構造規模：庁舎：RC+S造・地上2階

収容棟：RC造・地上3階

ほか

棟数：48棟

(渡り廊下・職員宿舎含む)



設計・建設期間：平成17年6月～平成19年2月

維持管理・運営期間：平成19年度～平成36年度

総事業費：約150億円(維持管理・運営費除く)

⑥

2. 効果の発現状況

2- i 業務を行うための基本機能(B1)

2- ii 政策に基づく付加機能(B2)

⑦

2- i 業務を行うための基本機能(B1)

分類	評価項目	評価	
位置	用地取得の見込	1.1	取得済み, 新規購入
	災害防止・環境保全	1.1	自然条件が災害防止・環境保全上良好
	アクセスの確保	1.1	周辺に道路・鉄道等が整備済み
	都市計画・土地利用計画等との整合性	1.0	都市計画等と整合
	敷地形状	1.0	敷地が有効に利用できる形状であり, 安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している
規模	建築物の規模	1.0	業務内容等に応じ, 適切な規模が設定されている
	敷地の規模	1.0	建築物の規模に応じ適切な規模となっている
構造	単独庁舎, 合同庁舎としての整備条件	1.0	単独庁舎としての整備が適当
	機能性等	1.0	標準的な構造として計画されている。又は, 特殊な施設に必要な機能等が満足される計画である
評点		133	≥ 100

⇒ **業務を行うための基本機能を満足している**
※新規事業採択時:110点(旧評価手法「妥当性の評価」)

8

2- ii 政策に基づく付加機能(B2)

(○:今回事業における該当評価)

分類	評価項目	地域性	評価	
社会性	地域性	〈施策例〉 ・自治体・近隣施設等との連携 ・地域住民との連携 ・既存建造物(歴史的建築物)の有効利用 ・地域性のある材料の採用 ・緑地・オープンスペースの設置 ・ 地域に開放された施設の設置 ・ 周辺の自然環境への配慮 ・周辺の都市環境への配慮 ・地域の防犯への配慮 ・地域住民の生活への配慮 ・景観への配慮	3つ該当	(A)
	人権		2つ該当	B
環境保全性	環境保全性		1つ該当 又は該当なし	C
機能性	ユニバーサルデザイン(建築物内)			
	防災性			
	保安性			
経済性	耐用・保全性			

地域に開放された施設の設置

外来カフェレストラン「ひまわり」



周辺の自然環境への配慮

敷地周辺状況



9

2- ii 政策に基づく付加機能(B2)

(○:今回事業における該当評価)

分類	評価項目	人権	評価
社会性	地域性	〈施策例〉 ・地域住民の人権に配慮した建物計画 ・被疑者、被収容者、保護観察対象者等の人権に配慮した建物計画 ・来庁者の人権に配慮した建物計画	2つ該当
	人権		1つ該当
環境安全性	環境安全性		該当なし

機能性	ユニバーサルデザイン (建築物内)
	防災性
	保安性

被収容者の人権に配慮した建物計画

収容棟の外周外型ルバー



各室の採光、通風を確保しつつ、外部からの俯瞰および収容棟相互の視線を防止している。

収容室



鉄格子の無い窓の設置による生活環境の向上

10

2- ii 政策に基づく付加機能(B2)

(○:今回事業における該当評価)

分類	評価項目	環境安全性	評価
社会性	地域性	〈施策例〉 ・ 省エネ機器・システムの導入 ・屋上緑化 ・水の循環利用・ 自然エネルギーの活用 ・グリーン購入法の全面的な対応 ・断熱性の向上 ・環境性能の高いエネルギーの採用	3つ該当
	人権		2つ該当
環境安全性	環境安全性		1つ該当 又は該当なし

機能性	ユニバーサルデザイン (建築物内)
	防災性
	保安性

自然エネルギーの活用

ハイブリッド外灯



省エネ機器・システムの導入

高効率変圧器



11

2- ii 政策に基づく付加機能(B2)


(○:今回事業における該当評価)

分類	評価項目	ユニバーサルデザイン	評価			
社会性	地域性	(バリアフリー法における規定) ・「建築物移動円滑化誘導基準」(望ましい規定)に基づく ・「建築物移動円滑化基準」(法令規定)の他、一部「望ましい規程も付加」	望ましい規定以上	A		
	人権		法令規定以上	(B)		
環境保全性	環境保全性		法令規定どおり	C		
機能性	ユニバーサルデザイン (建築物内)	設置が義務付けられる施設(例)				
	防災性	望ましい規定	表示を施した障がい者用駐車場	オストメイトを備えた障がい者用便所	幅140cm以上 手すり(両側) けあげ・路面の規定	高さ75cm毎に平場 幅150cm以上 勾配1/12以下
	保安性	法令規定	障がい者用 駐車場	障がい者用便所	手すり	高さ75cm毎に平場 幅120cm以上 勾配1/12以下
経済性	耐用・保全性	※今回の施設は「法令規定以上」に基づき整備 駐車場  障がい者用便所 				

(12)

2- ii 政策に基づく付加機能(B2)

(○:今回事業における該当評価)

分類	評価項目	防災性	評価	
社会性	地域性	(施策例) ・地震被害を軽減させる構造の採用 ・電気室をGLより高め又は2階以上に設置 ・止水板の設置 ・雷保護の高性能化・災害時の対策 ・非常用飲料水の確保・ 停電対策 ・書庫等の防火性能の確保 停電対策 自家発電(運転時間10時間)	3つ該当	A
	人権		2つ該当	B
環境保全性	環境保全性		1つ該当 又は該当なし	(C)
機能性	ユニバーサルデザイン (建築物内)			
	防災性			
	保安性			
経済性	耐用・保全性			

(13)

2- ii 政策に基づく付加機能(B2)

(○ : 今回事業における該当評価)

分類	評価項目	保安性	評価	
社会性	地域性	〈施策例〉 ・保安性の確保 ・ 被収容者、被収容者等の監視を容易にする工夫 ・保管室の防犯性能の確保	2つ該当	A
	人権		1つ該当	(B)
環境保全性	環境保全性		該当なし	C

被収容者の監視を容易にする工夫

収容棟内部



奥側の廊下幅が狭くなっており、監視室から収容室の扉の状況を確認しやすくなっている。

収容棟内部



収容棟中央部に設けられた監視室は全面に強化ガラスの大きな窓があり、多目的教室及び廊下の状況を確認しやすくなっている。

14

2- ii 政策に基づく付加機能(B2)

(○ : 今回事業における該当評価)

分類	評価項目	耐用・安全性	評価	
社会性	地域性	〈施策例〉 ・更新性の高い設備室 ・清掃を容易にする工夫 ・ メンテナンスを容易にする工夫 ・ 増築可能な建物配置	3つ該当	A
	人権		2つ該当	(B)
環境保全性	環境保全性		1つ該当 又は該当なし	C

メンテナンスを容易にする工夫

電気室内部



通路幅を広くし、メンテナンススペースを確保している。

増築可能な建物配置

施設全景(完成時)



15

2- ii 政策に基づく付加機能(B2)

分類	評価項目	評価	
社会性	地域性	A	・自治体・近隣施設等との連携 ・施設に開放された施設の設置 ・周辺の自然環境への配慮
	人権	B	・被収容者の人権に配慮した建物計画
環境安全性	環境安全性	B	・省エネ機器、システムの導入 ・自然エネルギーの活用
機能性	ユニバーサルデザイン (建築物内)	B	・法令規定以上
	防災性	C	・停電対策
	保安性	B	・被収容者の監視を容易にする工夫
経済性	耐用・保安性	B	・メンテナンスを容易にする工夫 ・増築可能な建物配置

評価	取組み状況
A	特に充実した取組がなされている。
B	充実した取組がなされている。
C	一般的な取組がなされている。

(施設の特性)
官民協働の刑事施設で、被収容者の人権に配慮した空間と周辺環境を尊重した施設整備が図られた

取組内容は
事業の特性と合致している

政策に基づく付加機能は
適切に反映されている

16

3. まとめ

◆ 過剰収容状態の解消及び処遇環境の改善

施設の新設により、著しい過剰収容状態とそれに伴う処遇環境の悪化等の緩和を図ることができた。

◆ 国民に理解され、支えられる刑務所の整備

周辺の環境及び地域住民、被収容者の人権に配慮した施設の新設により、適正な環境及び人権の確保が図られ、美祢市民や地域社会に理解され親しまれる刑務所が整備された。

◆ 位置、規模及び構造に関する基準を満足する施設の整備

事業計画の効果に関する評価(B1,B2)により、当該基準を満足する整備がされたと判断できる。

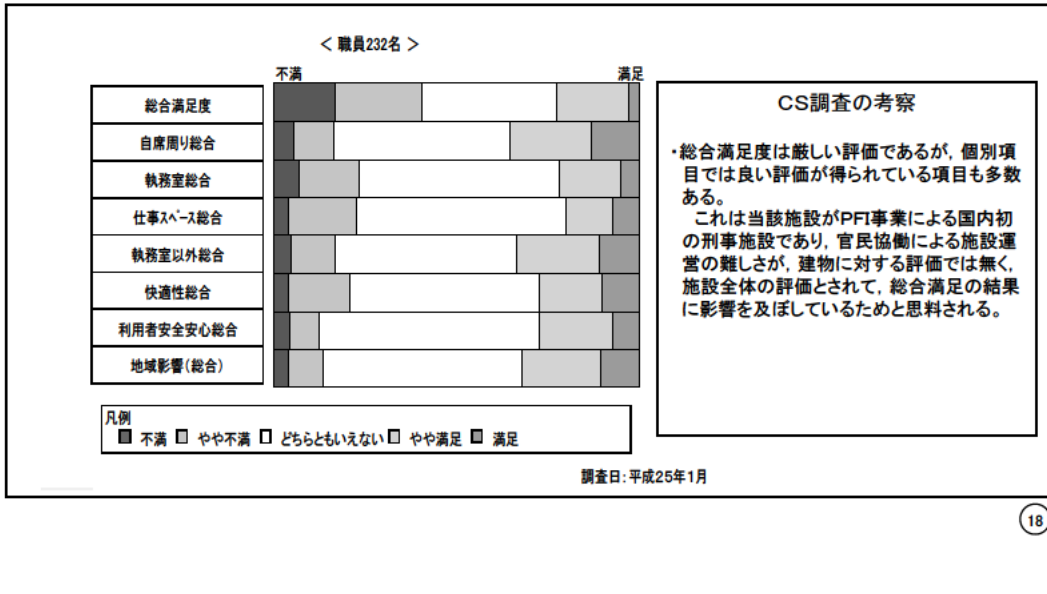
事業の目的をおおむね果たしていると判断できる。

17

4. 参考資料

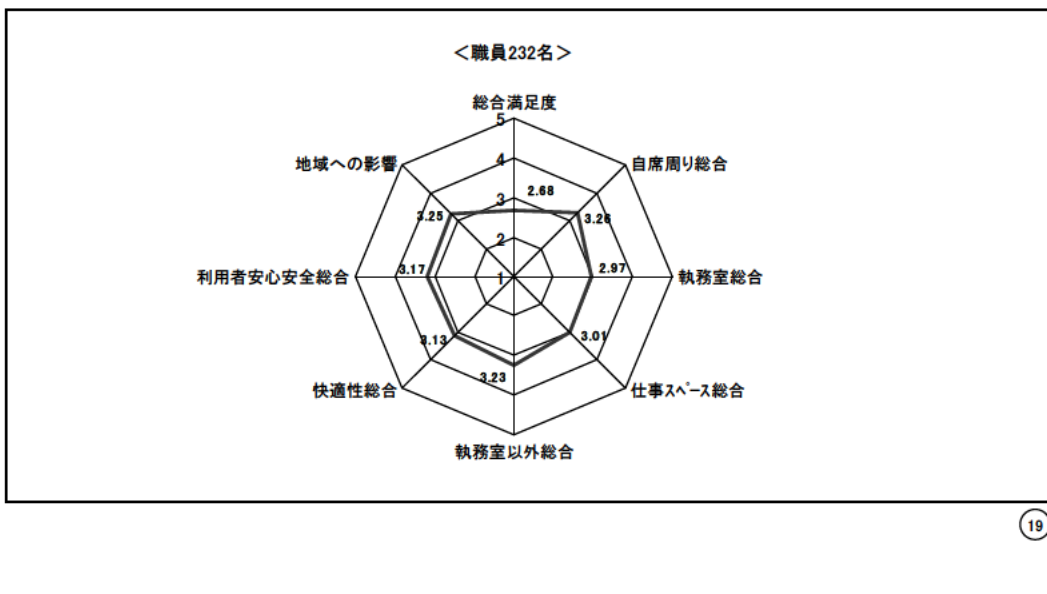
(参考資料)

4-i CS調査(顧客満足度調査)



4-i CS調査(顧客満足度調査):レーダーチャート

(参考資料)



平成24年度成果重視事業実施結果報告書

1. 事業名及び関連施策

(1) 事業名等 (法務省24- (21))

事業名	出入国管理業務の業務・システムの最適化
政策評価実施時期	平成26年8月 (平成24年度は中間報告)
担当部局名	入国管理局総務課企画室
評価方式	実績評価方式

(2) 関連施策 (事業の実施計画上の位置付け)

施策名	出入国の公正な管理					
政策体系上の位置付け	出入国の公正な管理 (V-12-(1))					
上記施策の概要	我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実現を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等 ^{*1} 対策を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	10,179,557	11,804,874	11,722,819	11,397,516
		補正予算(b)	0	520,906	393,866	—
		繰越し等(c)	0	0	—	
		合計(a+b+c)	10,179,557	12,325,780	—	
執行額 (千円)	9,817,098	11,964,735	—			

2. 課題・目的・必要性

外国人旅行者・ビジネスマンの訪日促進、我が国と諸外国との間の人的交流の拡大・活発化、これによる審査対象者の急激な増加、テロリズム・外国人犯罪の脅威、リピーターの増加、不法就労・不法滞在事案の巧妙化、偽変造文書・なりすまし事案の横行など、出入国管理行政を取り巻く環境は大きく変化している。

このような諸課題に柔軟かつ迅速に対応するため、現行の業務・システムを見直す一方で、費用対効果の向上に留意しつつ、IT (情報通信技術) を最大限活用した業務・システムを取り入れ、利用者の利便性の向上や負担の軽減等はもとより、より一層の業務の効率化・合理化を図る必要がある。

3. 目標の内容等

(1) 達成目標

出入国管理に関する業務及びシステムを効率化の観点で見直し、システム運用経費を削減することにより、バイオメトリクスシステム^{*3}導入及び新しい在留管理制度^{*4}の施行後の平成25年度におけるシステム運用経費全体の増加額を抑制する。

【目標期間】

平成18年度から平成25年度まで

【目標値等】

達成年度	平成25年度
目標値 (増加額の上限)	29.1億円
参考 (達成年度における削減額)	38.2億円

(2) 目標設定の考え方

本事業は、出入国審査、在留審査、退去強制等に関する外国人出入国情報システムを始めとした各種システムについて、いわゆるレガシーシステム^{*5}からオープンシステム^{*6}へ刷新するとともに、外国人入国者について、要注意人物との指紋情報等を照合するバイオメトリクスシステムを活用した出入国審査体制の構築、外国人登録証明書に代わり

在留カードを発行する「新しい在留管理制度」の施行等，業務・システムの最適化を図るものである。本事業を推進するに当たり，レガシーシステムの刷新によりシステム運用経費の削減が見込まれる。その一方で，バイオメトリクスシステムの導入及び新しい在留管理制度等の施行に伴いシステム運用経費が増加することから，本事業完了後の平成25年度におけるシステム運用経費全体の抑制を目標として設定している（※）。

（※）目標値は，以下のとおり算出した。

レガシーシステムの刷新並びに在留管理の実施及び外国人・外部機関との情報連携の強化等に伴い，平成25年度以降において年間約38.2億円（試算値）のIT改善効果（ITに係る経常経費の節減効果）を得ることが可能である。他方，バイオメトリクスシステム及び新しい在留管理制度の導入等を含んだシステム全体の運用経費の試算としては，平成25年度以降新たに年間約67.3億円が必要となる。そこで，両者の差額である29.1億円を，平成25年度における「システム運用経費全体の増加額の上限」として目標値に設定した。

（3）目標の達成度合いの判定方法・基準

【判定】A（達成）

【判定方法】

「出入国管理業務の業務・システム最適化計画^{※7}」が完了する平成25年度において，システム運用経費全体の増加額が，目標値以下であれば達成とする。

平成19年度から平成24年度においては，上記最適化計画に基づき各年度ごとに実施することとされた工程の進行状況により判定する。

【基準】

ランク	進行状況 (割合)	達成度合い
A	100%	達成
B	75%以上100%未満	おおむね達成
C	50%以上75%未満	達成が不十分
D	50%未満	達成していない

（4）手段と目標の因果関係

レガシーシステムの刷新に当たっては，特定の開発業者の技術に依存しない公平・透明なシステム調達を可能とするオープンな設計思想の採用，サーバ及び記憶装置の統合による効率化を実施し，システム運用経費を削減する。これにより，新たなシステム導入後のシステム運用経費全体の増加を抑制する。

4. 予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果

【予算執行の効率化・弾力化措置】

国庫債務負担行為^{※8}，目の大括り化^{※9}

【上記措置による効果】

国庫債務負担行為及び目の大括り化によって，当初の計画どおり，本事業を効率的かつ円滑に推進することができた。

5. 評価結果等

（1）平成24年度までに実施した政策（具体的内容）

平成18年度において，最適化計画における最適化実施工程を工程どおりスムーズに実施するために，次世代出入国審査システム，次世代在留審査システム，次世代退去強制システム，共通基盤システムの各種要件定義^{※10}，基本設計を実施した。

平成19年度においては，バイオメトリクスシステムの運用を開始したほか，次世代出入国審査システム（日本人分）についての詳細設計を実施した。

また，平成20年度においては，提報^{※11}，摘発情報等を電子地図上に展開し，視覚的な情報分析に資する位置情報システム^{※12}の運用を開始している。これらを受ける形で，平成21年度においては，次世代出入国審査システム（日本人分）を導入するとともに，新

しい在留管理制度の実施及び従来機能の拡充^{*13*14}のための要件定義を行った。

そして、平成22年度においては、新しい在留管理制度導入のため、次世代外国人出入国情報システム及び統合データ管理システムの改修並びに在留カード等発行システムの開発を開始した。

システム運用経費全体の抑制効果が発生する目標達成年度は、平成25年度からであるため、現時点では指標に係る達成状況について評価することは困難である。しかし、平成20年度においては位置情報システム、平成21年度においては次世代出入国審査システム（日本人分）の運用を開始したところであり、目標達成に向けた取組が着実に進展しているものといえる。

平成22年度から平成23年度にかけて、新しい在留管理制度導入のための次世代外国人出入国情報システムの設計・開発並びに在留カード等発行システム及び連携機能の設計・開発等を実施した。

平成23年度において、これらのシステムに係るアプリケーションの開発が終了し、次世代外国人出入国情報システムに係るセンターサーバ及び先行導入端末（15台）並びに在留カード等発行システムに係る機器の導入が完了した。

平成24年度においては、平成24年7月に上述のシステムの運用を開始した。

なお、導入当初、在留カード等発行システム上に不具合が生じ、応急措置として、本来記録されるべき電子署名のない在留カード等を交付するといったことがあったが、システムの不具合は解消され、平成24年8月5日から、電子署名を記録した在留カード等の交付を再開し、その後は安定的な運用が行われている。

以上のとおり、最適化工程管理表の計画どおり政策が順調に進んでいることから、A判定とした。

(2) 必要性

ア 国民や社会のニーズ

外国人旅行者・ビジネスマンの訪日促進、我が国と諸外国との間の人的交流の拡大・活発化、これによる審査対象者の急激な増加、テロリズム・外国人犯罪の脅威、退去強制歴のあるリピーターの増加、不法就労・不法滞在事案の巧妙化、偽変造文書・なりすまし事案の横行など、出入国管理行政を取り巻く環境は大きく変化している。

このような諸課題に柔軟かつ迅速に対応するため、現行の業務・システムを見直す一方で、費用対効果の向上に留意しつつ、IT（情報通信技術）を最大限活用した業務・システムを取り入れる必要がある。そして、利用者の利便性の向上や負担の軽減等はもとより、より一層の業務の効率化・合理化を図ることは、社会のニーズに合致している。

イ 国が行う必要性

公正な出入国管理により外国人の入国の許否を決するという作用は、本来的に国が担うべきものであり、我が国の外国人の受入れをめぐる周辺環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できるような態勢を構築する必要がある。

ウ 現時点で優先して行う緊急性

アで述べたとおり、出入国管理行政を取り巻く環境は日々大きく変化しているところであり、利用者の利便性の向上や負担の軽減等はもとより、観光立国実現のための入国審査の円滑化のためにも、現時点で優先して行う必要がある。

(3) 効率性（効果とコスト）

出入国管理行政の円滑化と厳格化という一見相反する要請に直面している入国管理局としては、一層の業務の効率化・合理化を図るため、現行の業務・システムを見直す必要がある。その一方で、費用対効果の向上に留意しつつ、IT（情報通信技術）を最大限活用した業務・システムを取り入れるなど限られた行政資源で最大限の効果を挙げるべく努めている。

(4) 有効性

ア 手段の妥当性

平成23年5月13日に改定された「出入国管理業務の業務・システム最適化計画」に

における最適化工程表の工程どおりに取り組んでいるところであり、平成24年7月9日の新制度導入に向けたシステム開発・データ移行、機器の調達・配備、システム切替の準備その他も計画どおり実施されたことから、平成24年度における取組は妥当であったと評価できる^{*15}。

イ 所期の事業効果の発現状況

本事業は、出入国管理に関する業務・システムを効率化の観点で見直し、システム運用経費を削減することにより、バイオメトリクスシステム導入及び新しい在留管理制度の施行後の平成25年度におけるシステム運用経費全体の増加額を抑制することを達成目標としている。その目標に対する達成の評価は、平成26年度において実施することとしているが、5（1）のとおり、目標達成に向けた取組が着実に進展していることからすると、所期の事業効果が得られる見通しである。

6. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

（目標達成が芳しくない場合の原因分析及びその結果策定した方策）

おおむね最適化計画に掲げる工程どおり進行していることから、引き続き、費用対効果等を勘案した従来機能拡充のためのシステム導入可否の検討等（最適化計画の詳細については、注釈15に記載の法務省ホームページを参照）、業務・システムの最適化を進めていくこととしている。

7. 学識経験を有する者の知見の活用

（1）実施時期

（2）実施方法

（3）意見及び反映内容の概要

ア〔意見〕

〔反映内容〕

8. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

- 犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）
第3-2-① 新たな在留管理制度の創設
「外国人の在留管理に必要な情報を一元的・正確かつ継続的に把握する制度を創設し、的確な在留管理を行う。・・・（以下略）」
- 新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）
第3章-（4） 観光立国・地域活性化戦略
「訪日外国人を2020年初めまでに2,500万人、将来的には3,000万人まで伸ばす。」

9. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

- 評価の過程で使用したデータや文献等
- 評価の過程で使用した公的統計
- 評価の過程で使用したアンケート調査等

10. 備考

【行政事業レビュー点検結果の平成26年度予算概算要求への反映内容】

*1 「不法滞在者等」

不法残留者（正規の手続を経て在留資格を取得後、許可された在留期間を超えて不法に滞在する者）や不法入国者（密航等により入国した者など正規の上陸手続を経ずに我が国に滞在する者）等の不法滞在者に加えて、偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を行使するなどして身分・活動目的を偽り、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して在留許可を受けた正規在留者を装い、実際には不法に就労等するいわゆる偽装滞在者も含む。

*2 「リピーター」

過去に退去強制歴がありながら、偽変造旅券や他人名義の旅券を利用するなどして繰り返し不法入国を企図する者

*3 「バイオメトリクスシステム」

外国人個人識別情報システム（上陸審査時に外国人本人から取得した指紋及び顔写真からなる個人識別情報を、当局が保有する要注意人物リストと照合するシステム）と自動化ゲートシステム（個人識別情報の事前登録を行った日本人及び外国人について、自動化ゲートを利用することで通常よりも簡易な手続による出入（帰）国が可能となるシステム）を合わせたシステムのこと。

*4 「新しい在留管理制度」

第171回国会において「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（以下「入管法等改正法」という。）が可決・成立した。

「新しい在留管理制度」とは、これまで入管法に基づいて入国管理官官署が行っていた情報の把握と、外国人登録法に基づいて市区町村が行っていた情報の把握を基本的に一つにまとめて、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する制度の構築を図ろうとするものである。

*5 「レガシーシステム」

一般に、時代遅れとなった旧式システムのこと。特定の開発業者の独自の技術や仕様を多様していることから他の開発業者の参入が容易でなく、結果として特定開発業者の技術等に依存し、多大なコストを要するというデメリットがある。

*6 「オープンシステム」

一般に、特定の開発業者の技術や仕様に依存しない一般にも開放されたシステムのこと。特定の開発業者の技術等によらず、多くの開発業者がシステム開発に参入することが可能となり、その結果、より最適でしかもより低価格のシステムの調達が可能となるメリットがある。

*7 「出入国管理業務の業務・システム最適化計画」

「出入国管理業務の業務・システム最適化計画」（以下「最適化計画」という。）は、「電子政府構築計画」（平成15年7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定、平成16年6月14日一部改定）に基づき平成18年3月31日に策定された後、新しい在留管理制度の見直しに係る検討が進められていること等の諸事情に鑑み、平成19年8月31日に改定した。さらに、新しい在留管理制度の導入を内容とする入管法等改正法の成立を受け、平成22年3月23日に改定した。その際、「在留管理を行うための届出機能の追加」については、『中長期在留する外国人のオンラインの利用見込み等の検討を行い、その必要性等を判断した上で、平成24年度までに実施することとする』としたことから、平成22年度に当該届出システムに係る利用見込み及びユーザビリティ調査を実施した。その結果、同届出システムを開発すべきとの結論に至ったことから、平成23年5月13日に再度改定した。

出入国管理行政では、外国人の円滑な受入れ（円滑化）と、我が国にとって好ましくない外国人に対する厳格な対応（厳格化）という二つの大きな柱のバランスを保ちつつ、適正に業務を推進していくことを主要な課題としている。

そこで、出入国管理行政を取り巻く環境が大きく変化する中、「外国人受入政策の立案及び制度設計（Plan）」、「政策及び制度の具体的な実施（Do）」、「入国・在留外国人の現状把握・情報分析（Check）」及び「外国人受入政策の見直し（Act）」という出入国管理行政全体の今後の展開に向けたPDCAサイクルを実現して、我が国の外国人の受入れをめぐる周辺環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できるような態勢を構築し、上記課題に対処していく必要がある。

上記を踏まえ、最適化計画の策定に際しては、国民生活の安全性確保、利用者サービスの向上、業務処理の効率化・合理化・集約化、高度情報通信技術の活用、システムの利便性向上、レガシーシステム問題の解消及びITの導入により費用対効果の向上等を基本理念としている。

業務・システムの概要及び最適化工程表については、法務省ホームページ〔<http://www.moj.go.jp/content/000008873.pdf>〕を参照。

なお、本政策評価は、最適化計画（平成23年5月改定）において実施することとしているものである。

*8 「国庫債務負担行為」

法律に基づくもの又は歳出予算の金額若しくは継続費の総額の範囲内におけるもののほか、国が債務を負担する行為をなすには、あらかじめその事項について国会の議決を経るか、または、災害復旧その他緊急の必要がある場合には、国会の議決を経た金額の範囲内において、債務を負担する行為をなすことができ、これを国庫債務負担行為という。

国庫債務負担行為は、後年度の歳出となるべき債務負担契約を認めるものであるため、継続的な事業の執行について継続費と同様な効果をもっており、また、継続費と異なり年割額の定めがないために、より弾力的な運営が可能となる。

*9 「目の大括り化」

歳出予算は、その性質に従って「項」及び「目」に区分されている。「目の大括り化」は、あらかじめ複数の「目」を一つの「目」に括ることにより、予算執行の弾力化を図るものである。

*10 「要件定義」

当該業務のシステム化に対する様々な要求を調査・分析し、システム化の対象を絞り込み、最終的な要件として定義すること。主要な成果物は、「要件定義書」。

システム化目標に即した形で、ユーザーからの各システム化要求に対する優先順位付けを行った上で、費用対効果、実現可能性、開発期間、コスト等のバランスを考慮しながらシステム化の対象を絞り込み、最終的な開発対象範囲を確定していく作業。その手法は、開発事業者によって異なる。

「新たな在留管理制度」の実現に向けた要件定義は、「出入国管理業務の業務・システム最適化に係る全体工程管理支援等」（平成21年3月公示）の受託者である、日本アイ・ビー・エム株式会社が実施しており、平成21年9月30日に、「要件定義書」一式の納品を受けている。

*11 「提報」

一般人からの投書や電話、面接などにより提供される入管法第24条各号で定められた退去強制事由の一例に該当すると思われる外国人についての情報

*12 「位置情報システム」

地図上に外国人在留者や受入機関等に関する位置情報をマッピングし、実態調査や違反調査を実施する上で必要な情報を視覚的に分かり易い形で端末（モバイル型端末を含む。）に提供するシステムのこと。効率的な人員配置が可能となり、在留審査業務における実態調査や退去強制業務における違反調査・審査時間の短縮が図られるほか、不法滞在者の摘発が強化されることにより、不法就労関連コストと犯罪関連コストの発生抑止に寄与することが可能となる。

*13 「従来機能」

当該業務を実現するために実装されているシステム化された機能のこと。既存機能とも同義。

「新しい在留管理制度」の施行に向けたシステム整備における「従来機能」とは、「出入国管理業務の業務・システム最適化計画（平成23年5月13日改定）」の施策「現世代システムから次世代システム（同等機能）への刷新」で記述する現行業務（出入国、在留審査、退去強制及び難民認定業務）を実現するために実装される機能のこと。

*14 「拡充する機能」

当該業務のシステム化のため、従来機能を強化・改良して実現する機能のこと。

法改正などの外的要因、あるいは組織内のルール変更などの内的要因等によって、当初、実装されている機能では充足されず、それらの機能を強化・改良する必要がある場合に、「拡張機能」として実装する。

「新しい在留管理制度」の施行に向けたシステム整備における「拡張する機能」とは、入管法等改正法で定義されている機能以外に、附帯決議による外的要因によって、従来想定していた機能を強化して実装すべき対象として追加した機能のこと。

*15 最適化計画、工程表等は、法務省ホームページ〔http://www.moj.go.jp/hisho/jouhoukanri/kanbou_j〕

ohoka_saitekika-kobetsu_ko01.html] を参照。

参 考 资 料

法務省大臣官房施設課に おける事業評価システム

法務省大臣官房施設課

目次

1 政策評価とは	1
2 法務省における政策評価	2
3 法務省大臣官房施設課における政策評価(事業評価) ..	3
4 事業評価システムの流れ	4
5 法務省大臣官房施設課における評価体制	5
6 事業評価(事前・再・事後評価)システム	
(1) 事前評価システム	6
(2) 再評価システム	12
(3) 事後評価システム	12

1 政策評価とは (政策評価に関する標準的 ガイドラインから)

平成13年5月17日省議決定

①政策評価とは

政策評価とは、「国の行政機関が主体となり、政策の効果等を測定または分析し、客観的な判断を行うことにより、的確な政策の企画立案やその実施に資する情報を提供すること」です。

政策評価は、「企画立案(plan)」、「実施(do)」、「評価(see)」という政策の大きなマネジメントサイクルの中に組み込まれ、実施されます。

②政策評価の目的

政策評価は、大きく以下の3項目を達成するために実施します。

- ①国民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)の徹底。
- ②国民本位の効率的で質の高い行政の実現。
- ③国民的視点に立った成果重視への転換。

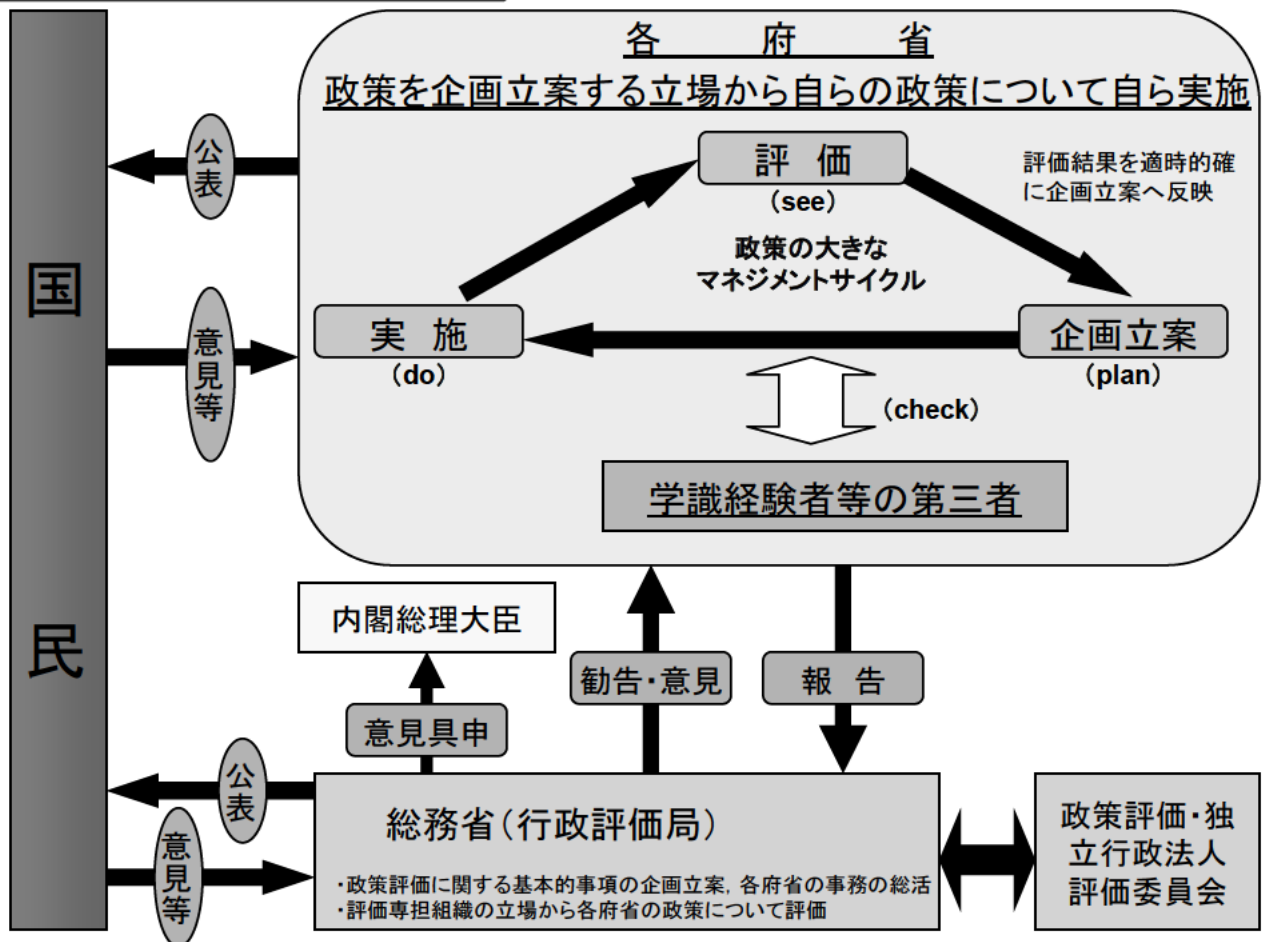
③評価の実施主体

- ・各府省は、政策を企画立案し遂行する立場からその政策について自ら評価を実施します。
- ・総務省は、評価専担組織の立場から各府省の政策について評価を実施します。

④第三者の活用

- ・各府省が評価を行うに当たって、必要に応じ学識経験者、民間等の第三者等を活用することとします。
- ・総務省には、民間有識者により構成される「政策評価・独立行政法人評価委員会」が置かれ、総務省の政策評価の中立性及び公平性を確保するために、総務省が行う政策評価の計画、実施状況、主要な勧告等の調査審議を行っています。

評価の枠組み



2 法務省における政策評価（法務省政策評価に関する基本計画）

①法務省政策評価に関する基本計画とは

総務省のガイドラインを踏まえた法務省の政策評価の枠組みとして定めるもので、法務省の政策の特質等に応じた適切な政策評価活動が行われるように、基本とすべき計画を明確にするものです。

②評価の対象

政策評価の対象としての「政策」は、多くの場合、「政策（狭義）」、「施策」及び「事務事業」という区分において捉えられ、相互に目的と手段の関係を保ちながら、全体として一つの体系を形成します。

③評価の観点

政策評価の実施に当たっては、主として必要性、効率性又は有効性の観点から行うほか、評価の対象とする政策の特性に応じ、公平性、優先性その他適切と認める観点を加味して行います。

④評価の方式及び実施の考え方

政策評価の方式は、事業評価方式、実績評価方式及び総合評価方式の3方式を用いるものとします。

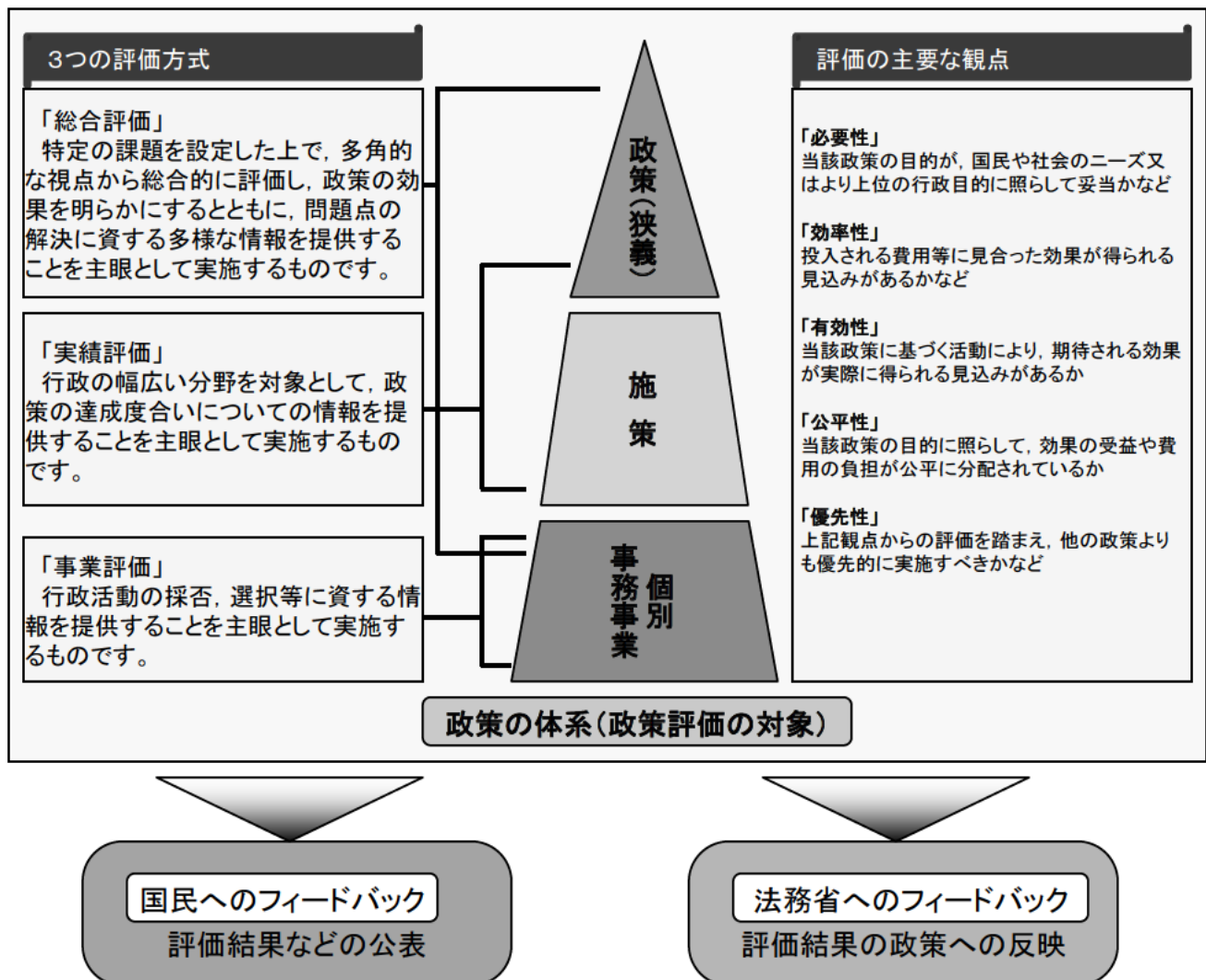
又、政策評価は、政策の性質等に応じ、対象となる政策ごとに適切な評価の方式を採用して実施します。

⑤評価結果の政策への反映

政策評価の結果は、政策の企画立案作業等における重要な情報として適時的確に活用される仕組みを構築しています。

⑥評価結果等の公表

政策評価に関する情報の公表は、インターネットのホームページ（<http://www.moj.go.jp>）を通じて行うほか、必要に応じて、政策評価企画室において随時行います。



3 法務省大臣官房施設課における政策評価（事業評価）

法務省大臣官房施設課事業評価の概要

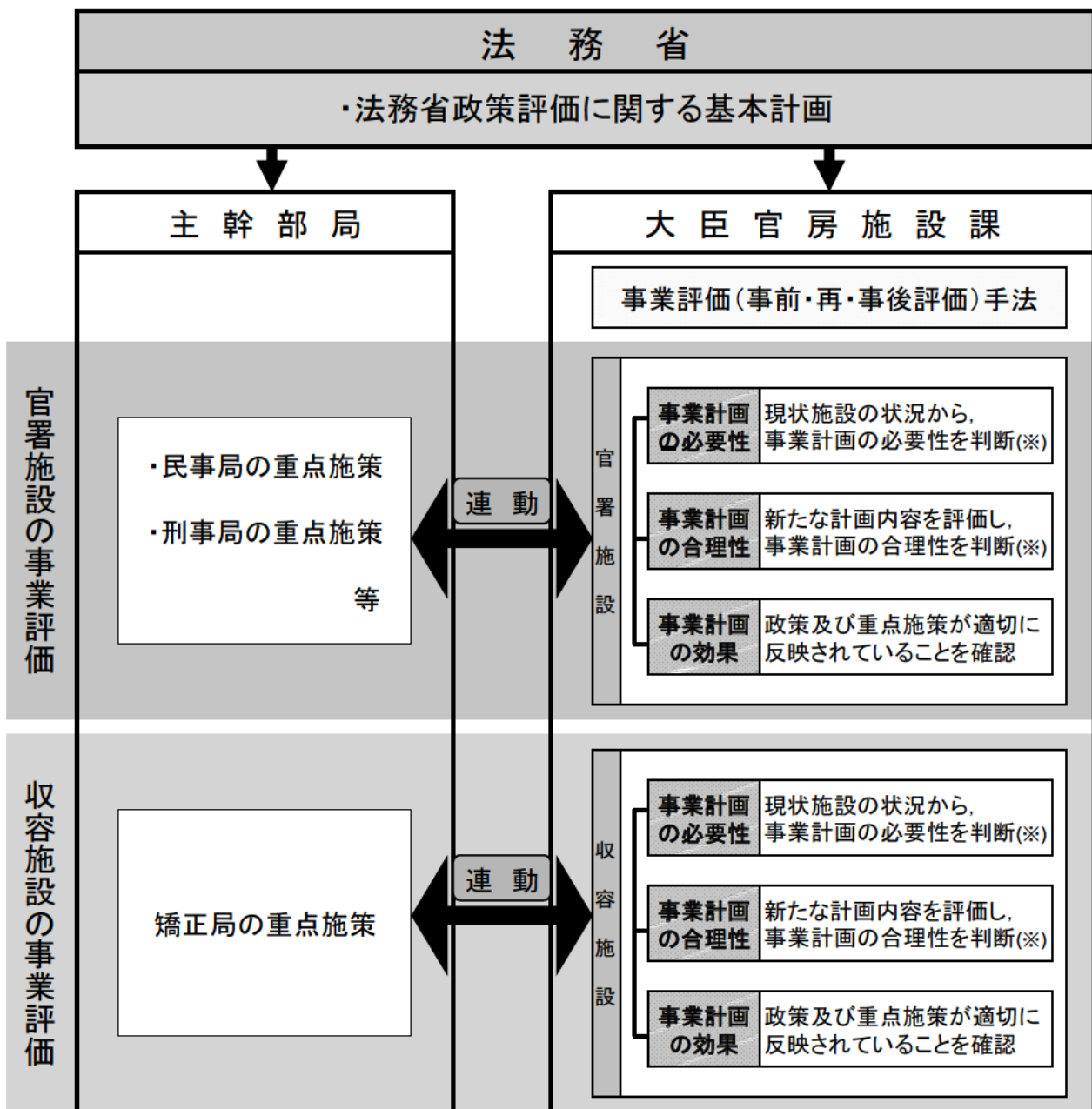
法務省大臣官房施設課では、法務省政策評価に関する基本計画を受け、政策評価のうち、事業評価を実施することとします。

○施設の特性に応じた2つの評価手法の構築

大臣官房施設課の所管する施設の特性を考慮し、「官署施設」と「収容施設」の2種類の事業評価を構築しています。（「官署施設」とは、検察庁、法務局、地方更生保護委員会、入国管理局、公安調査局等のことをいいます。）（「収容施設」とは、刑務所、拘置所、少年院、鑑別所等のことをいいます。）

○法務省主幹部局の重点施策と連動した評価手法

大臣官房施設課では、施設運営を統括する主幹部局の重点施策等と連動した事業評価を確立しています。

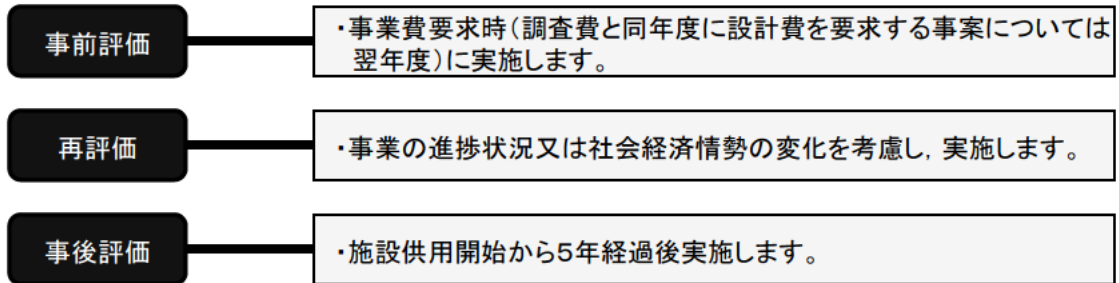


(※) 事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しない。

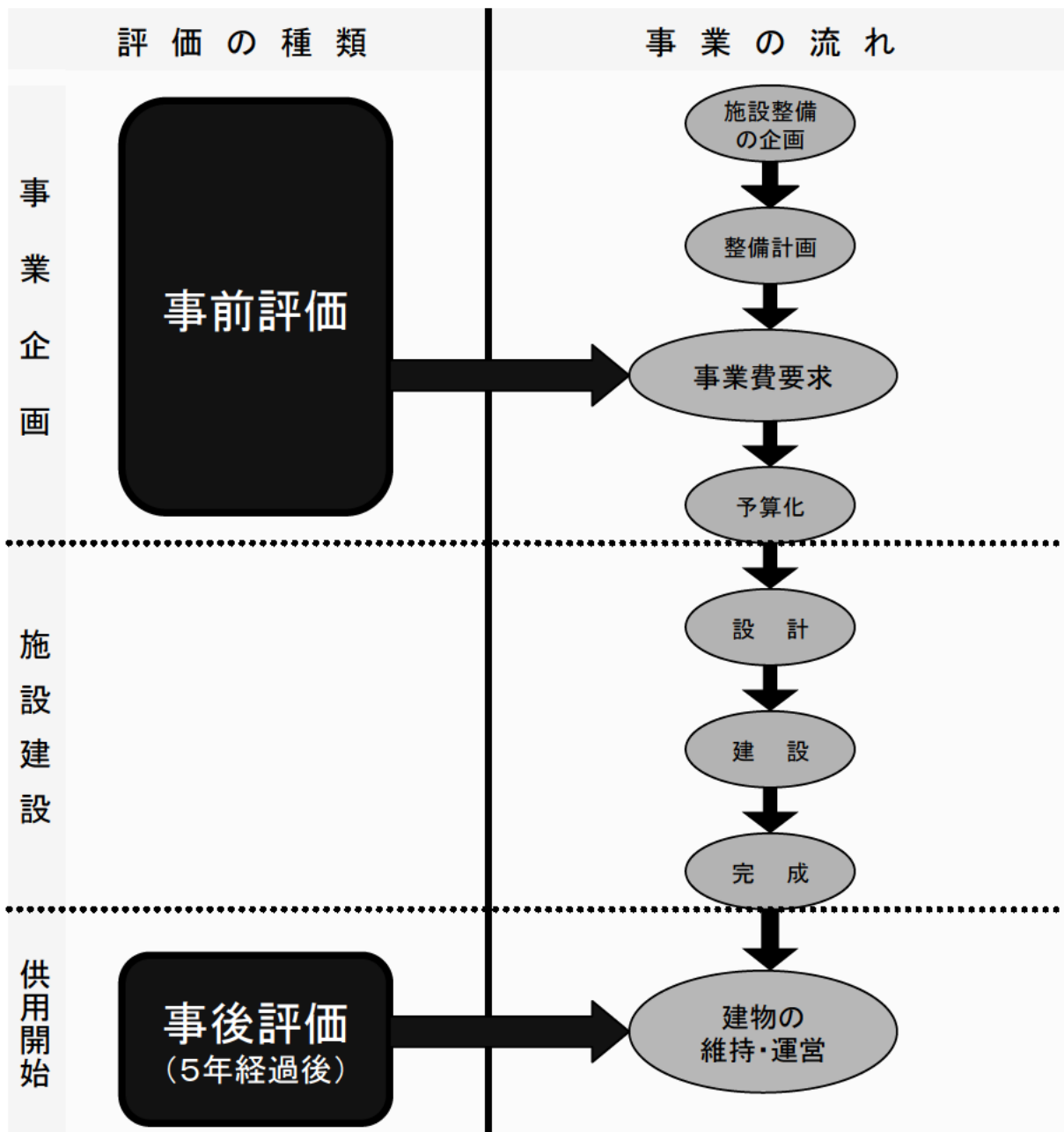
4 事業評価システムの流れ

事前・再・事後評価の実施

大臣官房施設課では、以下の時点で事業評価を実施します。



施設整備に関する業務の流れと評価の位置づけ

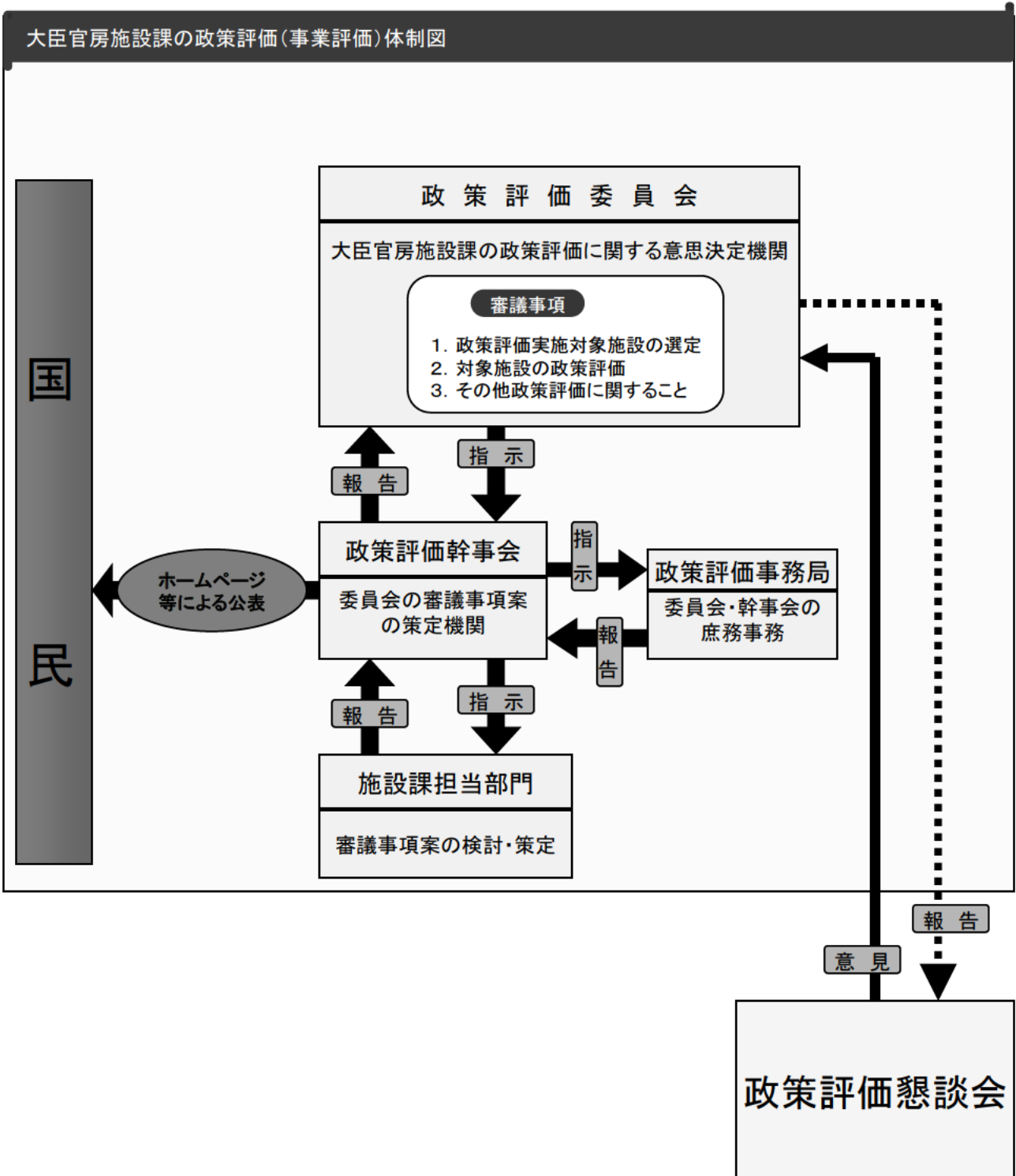


5 法務省大臣官房施設課における評価体制

目的

大臣官房施設課における政策評価(事業評価)を迅速かつ適正に実施していくことを目的として、以下のような評価体制を定めています。

大臣官房施設課の政策評価(事業評価)体制図



6 事業評価(事前・再・事後評価)システム

(1) 事前評価システム

官署施設及び収容施設の事前評価は、「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つの評価指標から評価を実施します。

3つの評価指標の概要

事業計画の必要性

「事業計画の必要性に関する評価指標」により、「事業計画の必要性に関する評点」を算出し、事業計画の必要性を判断します。

事業計画の合理性

「事業計画の合理性に関する評価指標」により、「事業計画の合理性に関する評点」を算出し、事業計画の合理性を判断します。

事業計画の効果

「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」により、政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

○評価手法

事業計画が、「建替等の場合」か「新規施設の場合」かにより、「事業計画の必要性に関する評価指標」の計画理由を基に、①～③に示す手順により事業計画の評点を算出します。

- ①計画理由に該当する内容を抽出します（同一理由で2つ以上評点がある場合は、評点の高い方を採用する。）。
- ②計画理由が2以上の場合は、主要素と従要素に区分し、主要素についての評点に従要素それぞれについての評点の10%を加えた点数を事業計画の必要性の評点とします。
- ③法務総合庁舎計画、特々計画又はシビックコア計画（一団地の官公庁施設計画を含む）に基づくものには、②で算出した評点にそれぞれ10点を加算します。

事業計画の必要性に関する評点が基準レベル（100点）以上のものを必要性のある事業計画とします。

[事業計画の必要性に関する評価指標の用語の説明]

保安度：木造施設の経年による構造、設備等の劣化の度合いや立地条件に関する指標です。
建設時点を約9000とします。

現存率：非木造施設の建物全体としての新築時に対する現存価値を表す指標です。
建設時点を100とします。

面積率：現状施設の延床面積(m²)／新営施設の延床面積(m²)

事業計画の必要性に関する評価指標

●建替等の場合

計画理由	内容	評点							備考
		100	90	80	70	60	50	40	
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点を加算する。
	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	60%以下 同左	70%以下 同左	80%以下 同左				
狭あい	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
借用返還	立退要求がある場合		借用期限が切れ即刻立退が必要なもの		期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの		
	返還すべき場合、関係団体より借上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの		
分散	事務能率低下、連絡困難			2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済であるもの	シビックコア計画に基づくもののうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等全てが整備済のものは7点、全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。
	地域制上の不適			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度50点以下のもの	60点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度70点以下のもの	80点以下	都市計画的にみて、地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの	
立地条件の不良	位置の不適			位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの	
	地盤の不良	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの	
施設の不備	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
衛生条件の不良	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	新設新営の主理由として取り上げない。
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。

●新規施設の場合

計画理由	内容	評点							備考
		100	90	80	70	60	50	40	
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							
新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備	当該行政需要への対応が特に緊急を要する		当該行政需要への対応を至急すべき		当該行政需要への対応の必要性は認められるが急がなくてよい			
機構新設	機構新設に伴う整備	整備を行わない場合、業務の遂行が著しく困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行が困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行に支障を来すもの		整備を行わない場合、業務上好ましくないもの	

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

イ 事業計画の合理性

○評価手法

事業計画が、「事業計画の合理性に関する評価指標」のどの場合に該当するかを判断し、評点を算出します。

- ①事業計画と同等の性能を確保できる代替案(改修・増築・民借)の有無を確認します。
- ②想定される代替案と事業計画との経済性及びリスク等を比較します。

事業計画の合理性に関する評点が基準レベル(100点)のものを合理性のある事業計画とします。

事業計画の合理性に関する評価指標

評 点	評 価
100点	下記のいずれかに当てはまる。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。 ・他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

ウ 事業計画の効果

○評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」の2つの視点からそれぞれの評価指標により効果の有無を確認します。原則として、基本機能(B1)は基準レベル(100点)以上とします。

- ①「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とします。
- ②「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認します。

基本機能(B1)及び付加機能(B2)が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる			自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している			敷地が有効に利用できる形状ではない 安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない	
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている			規模と業務内容等との関連が不明確	規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場等の確保に支障がある			
構造	単独庁舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
	総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である			適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事前評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	人権	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	防災性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	保安性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている

(2) 再評価システム

事業費要求後5年間未着手等、事業の進捗が望めない場合又は社会経済情勢に特段の変化があり、再度の評価が必要と考えられる場合に実施します。

官署施設及び収容施設の再評価は、事前評価時に実施した「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つについてそれぞれの評価の見直しを実施します。

(3) 事後評価システム

事後評価は、施設の供用開始から、5年経過後に実施します。

なお、事前評価で実施した「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」は、事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しないこととします。

評価指標の概要

事業計画の効果

事前評価で実施した「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」に関する実績やデータを示して、政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

事業計画の効果

○評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」について実績を示すともに関連するデータを示して、それぞれの効果の有無を確認します。

- ①「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とし、評点が100点以上あることを確認します。
- ②「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認します。

それぞれの付加機能が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる			自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している			敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている			規模と業務内容等との関連が不明確	規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている			駐車場の確保に支障がある	
構造	単独庁舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
	総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である			適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事後評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
	人権	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
	防災性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
	保安性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている

FACILITIES DIVISION
MINISTRY OF JUSTICE

法務省大臣官房施設課

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
TEL: 03-3580-4111(代表) Fax: 03-5511-7203
URL: <http://www.moj.go.jp>